



# 幕末維新期の畿内における海防・開港政策と地域社会—大坂町奉行と地域社会の関係にみる—

高久, 智広

---

(Degree)

博士 (文学)

(Date of Degree)

2019-12-18

(Date of Publication)

2020-12-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

乙第3379号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2003379>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博 士 論 文

平成三十一年一月十八日

幕末維新期の畿内における海防・開港政策と地域社会  
—大坂町奉行と地域社会の関係にみる—

# 目次

序 章 本稿の課題と構成	1
一 研究動向と課題の設定	
(一) 大坂町奉行への着目 畿内の幕政機構と軍事／大坂町奉行による支配を支えた存在への 着目／嘉永期のロシア軍艦来航問題と大坂町奉行の外交・軍事経験／幕末期の大坂湾防備と台場築造	
(二) 地域社会への着目 畿内・近国の直轄都市／幕末期における港湾整備と「軍港」論	
二 本稿の構成	
初出一覧	22
<b>第一部 大坂町奉行の情報基盤形成とその展開</b>	
第一章 大坂町奉行の情報基盤形成の端緒	31
― 「長吏の組織」との関係性に着目して―	
はじめに	
一 寛政改革における江戸幕閣の処遇に関する風聞書	
二 幕府側の対応	
(一) 宝暦七年、目付岡部元良の問合せ	
(二) 宝暦一二年、長吏・小頭の江戸召喚	
(三) 御用勤め方に関する申し渡し	
(四) 宝暦期における制度化の限界	
おわりに	
第二章 大坂町奉行の情報基盤形成と変容	47
― 「長吏の組織」の担う御用の拡大・変質から―	
はじめに	
一 御用の勤め方とその変容	
(一) 町奉行所与力の作成した「手覚」	
(二) 天明期以前の御用	
(三) 寛政改革と体制の転換	
(四) 御用の増大と変質	
(五) 「長吏の組織」と支配権力	

- 二 御用の増大・変質と町方・村方との矛盾の表面化
    - (一) 困窮する垣外仲間・村方非人番
    - (二) 矛盾の表面化
  - 三 御用に関わる由緒の形成
    - (一) 文化九年「由緒書」の形成
    - (二) 「御用來歴書」の成立
  - 四 御用と垣外仲間の身分
    - (一) 左吉の百姓株加入
    - (二) 町触にみる垣外仲間の身分
    - (三) 板行大坂絵図の「非人村」記載
    - (四) 天保期の御用と垣外仲間の身分
- おわりに

### 第三章 大坂町奉行所町目付及び手付の活動実態 . . . . . 71

- はじめに
  - 一 興行の取締りと許認可手続き
  - 二 火事場見分と火災原因の調査
  - 三 大坂町奉行所内及び在坂諸役の家中・組下に関する監察
- おわりに

### 第四章 一九世紀における大坂町奉行の政策遂行と情報基盤 . . . . . 87

- はじめに
- ― 刊行大坂図における非人村記載削除要求を手がかりとして ―
- はじめに
- 一 刊行大坂図の「非人村」記載をめぐって
- 二 天保の飢饉への大坂町奉行の対応と「長吏の組織」
- 三 全国的な米・綿・大豆の作柄情報の収集
- 四 幕末期における幕府の海防政策と情報収集活動

## 第二部 幕末の畿内における外交・軍事と大坂町奉行

### 第五章 幕末期の軍事・外交と大坂町奉行 . . . . . 107

- ― ロシア軍艦への対応をめぐって ―
- はじめに
- 一 大坂における応接体制

- 二 応接の開始と大坂町奉行のロシア人観
  - 三 江戸の下知と応接方針の転換
  - 四 大坂町奉行に付託された権限
  - 五 大坂町奉行の交渉姿勢
  - 六 蔵屋敷詰藩士の動員・削減
- おわりに

第六章 ロシア軍艦来航時の大坂船手―近世的水軍の限界― . . . 127

はじめに

- 一 大坂船手の幕府官僚化の道筋
    - (一) 大坂船手就任者の補任状況
    - (二) 大坂船手の知行所配置と役扶持
  - 二 ロシア来航時の大坂船手の役割
    - (一) 応接役としての役割
    - (二) 大坂船手方番船の役割と治安維持
  - 三 「大坂御船手目論見之図」にみる大坂船手の防備構想
- おわりに

第七章 摂海御台場築立御用における大坂町奉行の位置 . . . 154

はじめに

- 一 摂津海岸見分段階における大坂町奉行の位置づけ
  - 二 「御台場築立御用掛」任命と大坂町奉行の位置づけ
  - 三 大坂町奉行の役替えとその意義
    - (一) 御台場築立御用掛の人事と西町奉行
    - (二) 御台場築立御用掛の職掌と指揮系統
    - (三) 大坂守衛体制と東町奉行
- おわりに

補論 軍艦方による大阪湾の測量と海図・測量図 . . . 172

はじめに

- 一 大坂湾内の測量と海図の作成
  - 二 近世的な描画法を用いた測量図
- おわりに

### 第三部 幕末維新时期における幕府の海防・開港政策と地域社会

#### 第八章 一八世紀半ばの社会状況と明和上知 . . . . .

はじめに

一 明和上知と勤番所体制の成立

(一) 支配施設の変容 (二) 人的体制の整備 (三) 兵庫勤番所の治安維持

二 大坂町奉行所―兵庫勤番所体制下での治安維持

(一) 他国者の流入と無人別の増加 (二) 無宿と犯罪のネットワーク化

(三) 犯罪捜査の実態

おわりに

#### 第九章 幕末期兵庫の都市域の拡大と人口動態 . . . . . 210

はじめに

一 兵庫における町場の拡大とその要因

(一) 明和六年(一七六九)「兵庫津絵図」とその類例

(二) 一八世紀後半―一九世紀半ばの開発と町場の拡大

二 嘉永期における佐比江新地の住民構成

三 佐比江新地の人口動態―兵庫市中の他町との転出入の関係

四 佐比江新地の人口動態―他国・他所との転出入の関係

おわりに

#### 第一〇章 畿内・近国の社会と幕末の台場築造 . . . . . 236

はじめに

一 大阪湾岸における台場築造の経緯

二 台場築造の組織と大坂の軍事機構

三 台場築造と社会

(一) 御台場掛と惣会所組織

(二) 「御軍艦黒龍丸御修覆場御取建」一件にみる幕府と兵庫町方

四 台場築造と職人・技術

(一) 嘉納次郎作による台場築造差配

(二) 台場築造に携わった職人と技術 ―「平成の大修理」から見えてきたこと―

おわりに

第二章 兵庫津の幕府直轄港化と地域社会

はじめに

一 蒸気船碇泊港としての初期整備

二 将軍の上洛と艦隊の駐留

(一) 文久三年の上洛と兵庫 (二) 文久四年の再上洛と兵庫

(三) 上洛艦隊の駐留と兵庫

三 第二次征長と軍艦による兵員・物資の輸送

(一) 軍艦による輸送スケジュール

(二) 輸送艦と兵員繰り出しスケジュールのズレと御用宿負担

四 「御軍艦御碇泊御用」をめぐる浜方と幕府

(一) 元治元年の歎願 (二) 慶応期の歎願 (三) 打ちこわしと幕府方針の転換

(四) 黒龍丸修復一件と慶応二年の打ちこわし

おわりに

終章 「将軍の港」——構築から開港へ——

一 「将軍の港」の構築と地域社会

二 大坂町奉行の職権拡大・変質と地域社会

三 老中首座板倉勝静の開港施策への直接的関与とその意義

(一) 「黒龍丸御修復場御取建」一件への関与 (二) 炭鉱の再開発と石炭会所の設置

(三) 「兵庫商社」の結成と兵庫

四 兵庫港の位置づけと近代への展望

五 幕末期における「軍港」論と兵庫

結びにかえて

## 序 章 本稿の課題と構成

### はじめに

本稿の目的は、幕末期の畿内における幕府の海防と開港に関する諸政策の実現過程を明らかにし、その結果、明らかとなる成果と課題から、幕府が近代をどのように展望していたのかを検討することにある。

一八六〇年代の畿内において、幕府は「奉勅攘夷」体制の下、海岸防備の強化や幕府海軍の拠点となる兵庫の港湾機能の整備・近代化を進めていく。その一方で、安政五年（一八五八）に欧米諸国との間に締結した通商条約において定められた兵庫の開港は、朝廷の猛烈な反対により、文久二年（一八六二）に派遣した遣欧使節が結んだ「ロンドン覚書」によって江戸、大坂の開市、新潟の開港とともに五年間延期されていたが、「条約遵守」の観点からみれば、延期した開港期限に向けて、何らかの対応をすることも極めて重要な政治課題となっていた。

つまり、一八六〇年代において、幕府は「海防」と「開港」という一見すると相矛盾する政策課題への対応に迫られていたといえる。しかし、幕府が実施した海防・開港にかかるとして諸政策を包括的にみてみると、そこには幕府が構想した一つのグランドデザインを措定しうるのではないかと思える。それは、畿内における「將軍の港」の構築である。文久三年に京都守護職を勤める会津藩主松平容保が修築した楠葉台場には、「攘夷対策を講じることで朝廷に対して誠意を示す」ことを「建前」としつつ、「関門の設置に対する尊攘派の反対意見を抑止しようとする政治的意図が背後にあった」と馬部隆弘が述べるように<sup>1</sup>、攘夷実行の具体化という「建前」の奥には、幕府の「本音」としての政治的意図が潜んでいる場合が少なくない。同様の意図は、幕府が兵庫・西宮において実施した近代的洋式台場の築造の場面においても伺うことができる。

文久三年五月一日に行った奏聞において將軍徳川家茂は、兵庫を「海内無双之好港」と評し、「和田岬始要地々々へ砲台築造、大砲鑄造も出精申付」、「尚又海軍所之建設追々造船之積」と宣言している。この宣言に伺えるように、幕府は兵庫を中心とする一大拠点港整備を確かに目論んでいたといっていだろ<sup>2</sup>。

奈良勝司は「奉勅攘夷」と「条約遵守」の関係について、一橋慶喜ら水戸徳川家関係勢力が「仮にポーズにせよ」「表面上は奉勅攘夷体制の一番の旗振り役」であることを貫いたことが新たな政治段階への移行をもたらしたとする一方、水野忠徳や服部常純、設楽寛、



向山一履、塚原昌義、堀利孟ら、通商条約の遵守を訴え、積極的な活動を繰り広げる勢力が、昌平黌の学問吟味及第者を中心とする幕府の外国関係部局のなかに存在したことを指摘している<sup>3)</sup>。

詳しくは行論していくなかで述べるが、慶応二年（一八六六）以降、京都詰の勘定奉行服部常純が、兵庫の後背地にあたる高取山中で実施される炭鉱開発や兵庫での石炭供給体制の構築を進め、後に兵庫商社肝煎に据える兵庫一の豪商北風荘右衛門に接触して御用金を抛出させるなど、兵庫開港勅許以前にすでに開港後を見越した政策実務に携わり、その下地づくりを行っているところをみると、幕末期の畿内における海防・開港の問題を論ずる上では、叡慮に則した海防の充実という建前の奥に秘められた、幕府の政治的意図を読むみ込むこともまた、一つの重要な課題となつてこよう。

ただし、幕府が実施した海防・開港にかかる諸政策は、社会や民衆を動員してはじめて実現するものであり、幕府の軍事・外交政策をみるだけでは、その意義は明らかにならない。宮地正人によつて「社会的政治史」の方法論が提起されて以来<sup>4)</sup>、幕末維新期の畿内・近国研究においては、政治と社会の関係を問う視点を持つことが重視されている。その代表的な研究として岩城卓二による「幕末期の畿内社会」に関する一連の研究がある。岩城は、幕末期の畿内社会を理解するためには、「開港前後に蓄積された矛盾、政治の中心舞台となることで生まれた矛盾を複合的に捉える」必要性<sup>5)</sup>を指摘する。本稿が課題とするところにおいても、幕府とそれが実施される地域社会との関係性から解き明かすことが必要となつてこよう。本稿において、本来、摂津・河内・和泉・播磨四国の広域支配を担当する遠国奉行であると同時に、幕末期においては幕府の海防・開港政策の中心的な推進主体となつていく大坂町奉行に着目するのは、この点の解明を行うためである。

## 一 研究動向と課題の設定

### (一) 大坂町奉行への着目

幕政機構における大坂町奉行の本来の職掌は、主に摂河泉播四国にわたる「支配国」の広域的支配を行うことであつた。主な職掌は民政であり、その大坂町奉行が海防や開港政策の中心的な推進主体となるためには、それを担うことを可能とするいくつかの飛躍が必要であつたと考える。

その飛躍をもたらす要素の一つと考えるのは、幕府の支配機構内において枢要な位置を占めるための政治的権力基盤を確立することである。それを構成するものとしては、経済

的基盤や人的基盤、情報基盤など様々な要素が考えられるが、特に本稿で重視したいのは大坂町奉行の政治的判断を支えた情報基盤についてである。

そして、今一つ重要な要素として考えるのは、軍事・外交に本格的に関与していくための先例となる経験と実績である。筆者は、幕末維新期の海防、開港政策において、大坂町奉行が枢要な位置を占めるようになる契機が、嘉永七年（一八五四）九月に大坂湾に来航したロシア軍艦に対する「応接」と「御固」への関与にあると考えている。

本稿では、この二つの要素に着目しながら、幕末維新期の大坂町奉行が幕政機構内にとのように位置づけられ、海防や開港政策に携わるようになっていったのかを見ていきたい。

**畿内の幕政機構と軍事** そのためにまず、大坂町奉行を取り巻く幕政機構が、現時点においてどのように理解されているのかを確認していく。大坂町奉行を含む畿内・近国、あるいは上方の幕政機構を扱った研究としては、一九九〇年代以降のものをみただけでも村田路人<sup>7</sup>、岩城卓二<sup>8</sup>、渡辺忠司<sup>9</sup>、宮本裕次、小倉宗<sup>10</sup>の研究など数多くの蓄積がある。村田は、「畿内における幕府の広域支配」の実現過程について検討し、「地域と権力」の関係や「近世支配の特質」に迫ろうとした。村田は「支配の実現メカニズム」を実態に即して詳しく描き出すことで、その解明を試みている。また、岩城卓二が評価するように「幕府畿内支配機構を幕府官僚機構の縮図とみるという視点を切り開いた」点は、大坂町奉行と地域社会の関係性を主な分析対象に据え、幕末維新期における幕府政策の実現過程の解明を目指す本稿においても、この指摘に学ぶべき点が多い。

幕政機構のある職に焦点を絞り、そこから幕府支配のあり方を探ろうとすれば、その職が組織において占める位置を明確に把握することが不可欠だが、こうした方法論を用いた研究として、後藤敦史の研究がある<sup>11</sup>。後藤は、開国期における幕府の外交政策の展開を論じるために、「ある一定の視点から「定点観測」的に考察を進める方法」、すなわち「海岸防御掛」（以下「海防掛」）を「主人公」に据えた開国史を描く」という方法を採用している。幕府はペリー来航以降、新たな国際環境への対応をはかるべく、「台場普請掛」「アメリカ応接掛」、「大船製造掛」「異国船応接掛」「貿易取調掛」など多くの「掛」を新設しているが、後藤はそれらの「掛」を設置することのメリットとして、異なる権限を持つ複数の要職が横断的に関わることで、職務範囲の広がりができ、組織としての柔軟性を持ちえた点を指摘する。

この点については、「勘定方と目付方を本職とする役人たちが兼務」したものであり、対立も多く「一枚岩でなかった」ことが海防掛解体への「ほころびを見せていった」要因だ

との評価もあるが<sup>12</sup>、「掛」の設置は、政治・外交が流動化するなかで、従来の枠組みを超えて政策課題に柔軟に対処しうる体制を志向した結果である。つまり、一枚岩でないところこそが、後藤が述べるように「多様な選択肢」を議論しうる土壌を生み出し、その論争こそが政策構想を鍛えていったといえる<sup>13</sup>。

文久三年以降、大坂町奉行は台場の築造や神戸海軍操練所の建設、幕府の艦船運用の拠点としての兵庫港の整備・近代化を推し進め、慶応三年以降は大坂・兵庫の開市・開港事務にも注力していくことになる。その過程で、大坂町奉行就任者は、「御台場築立御用掛」を皮切りに、勘定奉行や外国奉行などの要職を兼務し、あるいは書院番頭や大目付と同席・次席の職位で諸政策の実施にあたった。複数の職権を横断的に行使しうるこれらの措置も、政策課題に柔軟に即応しうる態勢づくりの一環とみてよいだろう。後藤の仕事に学べば、兼務などにより様々な職掌を担った大坂町奉行に焦点を定め、「定点観測」的に分析していく手法も、幕末期の海防・開港にかかる諸政策の意義を明らかにする上で、一つの有効な手段となりうる。

また、「幕府畿内支配機構を幕府官僚機構の縮図とみる」という点において、同様の問題関心から、幕府の上方支配機構を論じたのが小倉宗である。小倉は、享保期（一七一六―一七二一）から安永・天明期（一七七一―一七九一）を対象に、上方支配機構、そして江戸との関係性について詳細な分析を試みている。小倉の所論のなかで興味深いのは、所司代―京都町奉行、大坂城代―大坂町奉行の関係を、江戸の老中と三奉行・評定所の関係に準えて「上方の評定所」と評している点である。小倉の分析は近世中期までに限られるが、幕末期の大坂町奉行は、三奉行の一つである勘定奉行も兼務しているのであり、この時点においては、実質的にも評定衆としての地位を占めていた。

岩城卓二は、安岡重明の非領国論、八木哲浩の幕府領国論、藪田貫の支配国論など近世畿内・近国の支配構造の枠組みを論じた従来の研究を克服し、新しい支配構造研究を展開することを目的として畿内・近国論を提起した。岩城の所論の特徴は、幕府の軍事拠点としての大坂に改めて着目した点にある。岩城は大坂城代の下に組織された軍事機構や、尼崎藩・岸和田藩といった畿内に所領を持つ譜代大名の軍事的役割について明らかにしている。京都や大坂における幕政機構の軍事面に着目した研究としては、他にも軍事指揮権などの問題と関連させながら上方全体の軍事機構の構造や特質に迫った小倉宗の研究や<sup>14</sup>、大坂城代や定番、大番、加番など、大坂城守衛を担った諸大名に関する宮本裕次による一連の仕事がある<sup>15</sup>。

これらの研究によって、これまであまり重視されてこなかった大坂や畿内の軍事的な位置づけが明らかにされてきたが、問題は幕末以降の状況については言及がごく限られていることにある<sup>16</sup>。たしかに史料制約から、幕末期以降、改編が重ねられる幕府職制の全体像を把握することは難しいが、大阪湾岸における台場群の築造をはじめ、畿内における幕府軍備の拡充を進めていく「御台場築立御用掛」が果たした役割や意義を問うためには、先行研究が明らかにしてきた平時の幕政機構や軍事機構とどのように関連付けられるのかを見極めていく必要がある。

**大坂町奉行による支配を支えた存在への着目** また、村田路人や岩城卓二は、用達など村方との間にたつて大坂町奉行所の広域支配の実現を支えた存在にも注目している。先行研究の理解に従えば、用達とは大坂町奉行所に掌握され、またその御用も代行したが、基本的には「村の意向に強く規定される存在」であり、村・百姓や個別領主と緊密な関係を有した。また、そうした性格から町奉行所にとっては、村・百姓、個別領主への政策徹底に有効な存在として位置づけられていたという<sup>17</sup>。

大坂町奉行の支配を支えた存在は他にも様々に存在するが、本稿で取り上げる大坂の非人組織は、用達とは逆に、大坂町奉行や奉行所側に立脚点を持つ存在である。周知のように、この大坂の非人組織については、すでに分厚い研究蓄積があり、それらによって、大坂の非人組織が大坂町奉行所盗賊方等の下で警察的御用に従事し、大坂町奉行所の広域的な治安維持に携わっていたことが解明されている<sup>18</sup>。

大坂非人研究に先鞭を付けた一人である藤木喜一郎は、一九五〇年代、自身が所蔵していた「長吏文書」をもとに、四ヶ所垣外の成立や垣外の組織構造、垣外番の機能などについて論じた<sup>19</sup>。同じく大坂非人研究の先駆者に位置づけられる岡本良一と内田九州男も、一九七〇年代半ばに『道頓堀非人関係文書』を<sup>20</sup>、一九八〇年代末に『悲田院文書』<sup>21</sup>を公刊し、これらの史料集の編纂過程での蓄積をもとに、大坂非人研究にそれぞれ大きな進展をもたらしている。岡本は、大坂の非人集団が四ヶ所垣外に集住し、長吏以下の身分内階層を持っていたことや、公的役儀として犯罪人の追捕や刑場使役、牢番などに携わったこと、町方へ垣外番を派遣したことなどを明らかにしており<sup>22</sup>、内田も、四ヶ所の組織構造や彼らが生活の基盤とした収入、携わった「公務」の解明に取り組み、非人の「町抱え論」などに結実させた<sup>23</sup>。二〇〇〇年代前半までの大坂非人研究を整理した松永友和は、なかでも内田の研究を「大坂非人の基礎的な、しかし重要な事実を明らかに」しており、「大坂四ヶ所の組織と収入」（一九八七年）は当時の研究の到達点であると評価している<sup>24</sup>。

また現在、大坂非人研究をリードする塚田孝も、当初においては『道頓堀非人関係文書』や『悲田院文書』の分析を軸に、非人組織の形成とその構造、四ヶ所の由緒、天王寺村や四天王寺からの支配、大坂町奉行所の下での公的役、あるいは勧進のあり方や垣外番の存在形態などについて、都市大坂との関係から、あるいは身分的周縁論の立場から総体的に論じている<sup>25</sup>。

藤木が所蔵した「長吏文書」はその後、大学紛争により廃棄されたと伝えられていた。しかし、一九九〇年代に入り、藪田貫、大阪の部落史委員会の調査によってその存在が再び陽の目を見ることになり、その一部が『大阪の部落史』によって公刊され、さらに長吏文書研究会によって全点が翻刻され、『悲田院長吏文書』（二〇〇八年）<sup>26</sup>、『続悲田院長吏文書』（二〇一〇年）<sup>27</sup>として公刊されることになる。また、その過程でこの文書群が、岡本・内田が公刊した『悲田院文書』と本来は一群をなす、天王寺長吏林家に伝来したものであることが明らかにされている。また、『続 悲田院長吏文書』においては、四天王寺が所蔵する関連文書や、八尾市立歴史民俗資料館が所蔵する「角田家文書」に含まれる天王寺垣外関係の文書群、大阪教育大学附属図書館が所蔵する悲田院の切支丹宗門改帳が併せて収録されたことで、大坂非人研究の史的基盤は厚みを増して広く共有されることとなった。

これらの史料を用いた主な研究として、小野田一幸<sup>28</sup>、塚田孝、寺木伸明<sup>29</sup>、中尾健次<sup>30</sup>、藪田貫<sup>31</sup>、松永友和らの研究や拙稿がある<sup>32</sup>。これらの研究は、非人組織の成立過程やその構造、役割・機能などについて、多面的かつ実証的にアプローチしている点に特徴がある。そして、先学が明らかにしてきた蓄積に新たな知見を加え、さらには再考を促す論点も提示している。ここでは、本稿の問題関心との関連から、特に藪田貫の研究を取り上げることとする。

これまで、大坂非人研究は多くの成果を積み重ねてきたが、大坂町奉行（所）と非人組織との関係性に関する議論については、盗賊方・定町廻方・町目付を介した都市大坂の治安維持、あるいは非人身分の勤める御用という範疇に限定されてきた。また、いずれも四ヶ所長吏らと直接指示を出す奉行所役人レベルの狭い枠内での議論に留まっていた。

だが、藪田は以前より「長吏文書」から大坂町奉行の支配に迫ろうとする視点を提示してきた<sup>33</sup>。そして、大坂町奉行経験者の家に残された「風聞書」と、四ヶ所長吏のもとで作成・蓄積された風聞口上書の接合を試み、大坂町奉行の指示が与力・同心を通じて四ヶ所長吏に伝達され、四ヶ所長吏の下に編成された摂津・河内・播磨三国の村方非人番によ

って実際に風聞探索が行われたこと、そして村方非人番らによって集められた情報が、逆のルートで大坂町奉行まで還流していることを突き止めたのである<sup>34</sup>。

詳しくは本文中で述べていくが、実際に「長吏の組織」の情報収集機能は、一九世紀以降の大坂町奉行の政治的対応と深いつながりを持っている。坂本忠久が指摘するように、一九世紀の江戸においては、実効性の高い、合理的な都市政策を立案・実施するために、事前に町奉行所によって風聞探索が行われており、収集された情報は政策立案の場面でも重視されている<sup>35</sup>。同様のことは幕府の直轄都市大坂でもみられたはずであり、藪田の提示した視点は、大坂非人研究と大坂町奉行研究の双方において新たな地平を開く可能性を持つと考える。そこで、本稿では藪田の視点に学びつつ、大坂町奉行の政治的判断を情報面で支えた存在として、「長吏の組織」の再評価を試みることにする。

**嘉永期のロシア軍艦来航問題と大坂町奉行の外交・軍事経験** 次に、大坂町奉行が幕末期において海防・開港政策の中心的推進主体に飛躍を遂げるもう一つの要因と考える、嘉永七年（一八五四）のプチャーチン率いるロシア軍艦の大坂湾来航への幕府の対応に関する研究状況と課題について整理しておきたい。

一八世紀後半から一九世紀半ばにかけての一世紀は、軍事力を伴いつつ、「開国」を迫る欧米諸国と対峙しながら、これから進むべき国際関係について模索を重ねた時代であった。欧米諸国は、いずれも領土拡大と新たな市場の開拓を推し進めていった先に、日本にたどり着いた。彼らは日本の「安定」を崩さずに譲歩を引き出し、最大限の成果を獲得するために、産業革命によって手に入れた蒸気軍艦の圧倒的な軍事力、付随する知識や技術力を背景に、自らの要求を受け入れるよう幕府に迫った。開国期の幕府外交について検討した後藤敦史は、「鎖国」の維持か、それとも積極的に「開国」へと歩みを進めるべきか、外交を担う幕府の能吏たちは、様々な局面で激しく議論を戦わせ、最前の道を探っていたという<sup>36</sup>。

ロシア軍艦の大坂湾来航も、アメリカが派遣したペリーの浦賀来航とともに、幕府が開国へと歩みを進める最終局面をもたらした出来事の一つである。だが、対日交渉が強力な軍事力を背景に行われたことから、その軍事的危機に対して日本側がどのように対応したのか、という点に関心が集中し、多くの研究はこの事件をきっかけとして対外的危機感を強めた朝廷の意向を汲む形で幕府が取り組むようになる京都守衛及び大阪湾防備強化の「前提」として位置づけるにとどまる<sup>37</sup>。それゆえ、事件への対応そのものがどのような歴史的意義を有するのかについてはほとんど関心が寄せられてこなかった。

しかし、近年、このロシア軍艦の来航という出来事自体、そして、それへの幕府の対応の歴史的意義の解き明かそうとする研究も見られるようになった。一つは大阪湾の警衛と村々の関係について論じた上田長生の研究である<sup>39</sup>。上田は、ロシア軍艦来航に伴って惹起された大阪湾警衛にかかる人足や農兵の徴発・動員の実態分析を通じて、幕藩領主層と地域社会の間に生じた緊張関係、あるいは対抗関係について明らかにしている。上田は、幕末期の御用人足・歩兵徴発をめぐる社会との関係に着目した岩城卓二の一連の研究<sup>39</sup>に研究視角を学び、ロシア軍艦来航時において、海上警戒にあたるべき大坂船手が幕府領からの人足調達を行い得ていなかった事実を明らかにしている。

大坂船手といえ、幕府が大坂においた水軍の将であり、近世前期においては五〇〇〇石の大身旗本小濱氏が代々大坂周辺に所領を与えられて担った軍事的要職である。享保改革に伴って官僚制化が進み、大坂周辺での知行所設定はなくなるものの、複数制を採った寛文五年から貞享二年（一六六五―八五）を除き、通例として三〇〇〇石から七〇〇〇石の大身旗本が就いている。

保谷徹は、幕末期の幕府海軍の近代化を見通すうえで、「水軍から海軍へ」の移行が如何なる過程をたどったのかを検証する必要性を指摘する<sup>40</sup>。大坂船手が異国船来航時において、その軍事的機能を十分に発揮し得なかったとすれば、その要因は果たしてどこにあるのか、また、幕末期の軍備や幕府海軍の拠点港形成において中心的な役割を果たすようになる大坂町奉行との違いはどこから生じたのか、など上田の指摘が示唆する論点は少なくない。

また、後藤敦史は、グローバルヒストリーの方法論を用いて、この問題に取り組んでいる<sup>41</sup>。後藤によれば、当時、ロシアが直面していたクリミア戦争が、極東海域にも少なからぬ影響をもたらしており、それが対日交渉の任を得たプチャーチンの動向にも制約を与えていたという。また、その状況がロシア側の対日交渉の進め方を規定することにも繋がっており、プチャーチンが「ミカド」がいるという「聖域」京都に近い大阪湾に「軍艦で直接乗り入れた要因もそこにある」と指摘する。その他にも、この事態に対して大坂城代土屋寅直は諸大名に命じて一万四く五〇〇〇人という兵力を展開することになるが、周辺村々にはそれを支えるための人足動員が課せられた事実についても明らかにしている。

しかし、上田、後藤についても、軍事動員には触れるものの、ロシア使節と幕府側との外交交渉が如何に行われたのかについては言及がない。

この事態への幕府側の対応は、「応接」⇨外交交渉と「御固」⇨軍事的警戒がセットで行われていたが、先行研究が「応接」を取り上げてこなかったのは、恐らく大坂での交渉において、条約締結等に関する具体的な議論が一切行われなかったためであろう。

そのような研究状況のなかで、湯浅邦弘の仕事は、この時幕府が行った「応接」の側面に光をあてた数少ない研究の一つとして注目される<sup>43</sup>。湯浅は、大坂町奉行に招聘され、通詞の役割を果たした適塾関係者の記録をもとに、ロシア側との交渉の実態に迫った。適塾から招聘されたのは、漢文に精通した並河寒泉・中井桐園らであり、彼らはロシア側が提示した漢文の要求文書の翻訳を行っていた。また、並河らが強引で性急なロシア側の交渉態度に対して、少なからぬ不信や憤りの感情を吐露する場面についても描いている。並河らが吐露したその感情を直接的に「攘夷」思想と結び付けている点については、再考が必要ではないかと考えるが、通詞など応接体制が整っていない大坂において、並河ら適塾関係者を招聘し、翻訳にあたらせていた実態を解明した点は重要な成果といえよう。

ただし、並河らはあくまでも通詞であり、彼らがロシア側と直接対話したわけではない。では、その「応接」を誰が主導したのが、次の問題となる。結果を先に言えば、ロシア側との交渉を指揮したのは、大坂城代土屋寅直の全面的な信任を受けた大坂東町奉行佐々木顕発と同西町奉行川村修就の両名である。この事案に関し、両奉行はロシア側との交渉だけでなく、諸藩が大坂に置く蔵屋敷に対して軍事動員を指示するなど、「御固」に関しても重要な役割を果たしている。後藤がいうように、ロシア側の動向が、当時の国際環境に制約されていたとすれば、その軍事的・外交的対応にあたった大坂町奉行の政治的判断も、そうした国際環境に規定されていたはずであり、彼らが行った「応接」と「御固」の関係も不可分のものとして捉えるべきである。そして、この事案に関する大坂町奉行の外交・軍事両面での経験が前提となり、一八六〇年代に様々な職権を付与され、海防、開港政策の中心的な推進主体となっていく、というのが筆者の見立てである。

文久三年五月、大坂西町奉行に就任した松平信敏は、同月中に御台場築立御用掛の兼務を命じられ、さらに慶応二年九月には勘定奉行兼帯となる<sup>44</sup>。その後、兵庫・西宮・大坂天保山での台場築造をほぼ終えた慶応三年一月に大目付に移り、一旦、大坂町奉行の任を離れるが、同年一二月には大目付次席東町奉行として再任し、兵庫開港事務に携わっていく。また、勘定奉行竹内保徳は、元治元年八月に勘定奉行同席として東町奉行に就き、さらに東町奉行井上義斐も、慶応元年一〇月に勘定奉行兼帯していく。また、外国奉行柴田剛中については、慶応三年五月に大坂町奉行を兼務し、さらに同年七月には外国奉行の兼



務を解かれ、兵庫奉行を兼務することになる。異色なのは、元治元年九月に書院番頭格のまま東町奉行に就任した書院番頭松平乗樸の例であろう。こうした兼務体制は、逆にいえば大坂町奉行として、各事業に携わることこそが重要であったことを物語っており、これらの処遇は大坂町奉行の職権を拡張することを企図することにほかならない。

**幕末期の大阪湾防備と台場築造** 次に、「御台場築立御用掛」を兼務することになった大坂町奉行が最も早い段階から携わった、大阪湾岸における台場群の築造にかかる研究動向と論点の整理を行う。

先にも述べたように、これらの台場群には將軍の權威・武威を象徴する役割が期待されたと考えている。だが、当該地域において築造された台場に関するこれまでの研究をみると、馬部隆弘が指摘するように<sup>44</sup>、軍事的視点からの機能分析や築造経過の整理、あるいは軍事態勢の分析に留まるものが大半を占め、大阪湾防備という国家的課題の解決策として実施された事業でありながら、幕末維新史の中に積極的に位置づけようとする研究ほとんどなかった。

しかし、二〇〇〇年代に入り、台場遺構を文化財として保護しようとする取り組みを起点として、築造にいたる政治的背景や前提となる対外的な要因に言及するような研究もみられるようになった。こうした変化の要因として、山本雅和が指摘したように<sup>45</sup>、一九九八年六月の「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」報告があげられる<sup>46</sup>。委員会報告は以後の埋蔵文化財行政の指針となる。この報告では、文化財保護法が規定する埋蔵文化財の時代範囲を、近世・近代まで拡大し、併せて地域の特徴を十分に考慮し、調査対象としていくこと、補完的資料としてではあるが、文献や絵図・民俗資料等を十分に活用すべきことが謳われ、以降、大阪湾岸の台場遺構の保護にも適用されてきた。徳島藩松帆台場跡（二〇〇六年指定）、明石藩舞子台場跡（二〇〇七年指定）、京都守護職松平容保が築造した楠葉台場跡（二〇一一年指定）の相次ぐ国史跡指定は、その成果によるところが大きい<sup>47</sup>。

なかでも、楠葉台場に関しては、馬部隆弘が文献史料の探索と分析を丹念に行い、その成果を『枚方市文化財調査報告第六〇集 楠葉台場跡』（本編）・（史料編）<sup>48</sup>をはじめとする一連の研究成果に結実させている。また、大阪歴史学会による現地見学検討会や会誌『ヒストリア』誌上での特集など、同台場の遺構保存にむけた取り組みも研究の進展を後押しした<sup>49</sup>。

また、二〇〇七年度から七カ年度にわたって実施された国指定史跡和田岬砲台の保存修理事業（平成の大修理）も、当該地域の台場研究を牽引する役割を果たした。築造当時の設計史料等に基づく解体修理により、「石堡塔」と称される石造砲塔の構造や使用資材、技術・工法に関する新たな知見が加えられたほか、修理事業と並行して継続的に開催された講演会やシンポジウムによって、台場築造の淵源となった国際環境に関する問題から、明治以降の遺構保存に関する問題まで幅広い議論が交わされている<sup>50</sup>。

兵庫県教育委員会が実施した台場・砲台遺構の分布調査は、兵庫県域に限定したものはあるが、一定地域に計画・築造された台場に関する情報を網羅的に収集し、それまで個別に研究されてきた台場群を面的に捉えようとした点で貴重な試みといえる<sup>51</sup>。加えて、馬部隆弘のみならず、梅溪昇などによって関連史料の公刊が進められたことも、史料の蓄積と共有に結び付いている<sup>52</sup>。他にも堺台場に関するシンポジウムや見学会、展示会が二〇一五年以降継続的に開催され、その過程で堺台場の築造・改築に関する史料が改めて見出されるなど<sup>53</sup>、幕末維新时期の大阪湾岸で築造された台場群に関する研究の環は広がりを持ち始めている。

さらに、二〇一八年には『幕末の大阪湾と台場―海防に沸き立つ列島社会―』が上梓された<sup>54</sup>。本書では、はじめに総論として、幕末期の政治史との関係からその意義について論じた後藤敦史の論考と、畿内・近国の社会との関わりから論じた拙稿を載せた。そして、第一部「台場への視点」では、幕末期の政治動向との関連を論じた久住真也の論考、幕末期畿内の社会状況について論じた上田長生の論考、世界の軍事技術史に大阪湾の台場を位置づけた唐澤靖彦の論考、城郭史研究の視点から位置づけた中西裕樹の論考、石材加工跡の分析から当時の技術レベルについて論じた高田祐一の論考を、第二部「大阪湾台場研究のパイオニア」では、楠葉台場遺構の保存を目指す過程で取り組んだ研究過程を回顧し、今後の展望を述べた馬部隆弘の論考、そして、長きにわたり台場遺構の研究に取り組んできた角田誠による淡路島の台場群に関する旧稿を載せた。また、第三部では、大阪湾岸及び淀川沿いに築造された台場のうち主要な一八台場について、立地と築造に至る歴史的背景、構造、現状を紹介している。

特に、第一部に所載した各論考においては、多角的視野から幕末期の海防と畿内において築造された台場群の持つ歴史的意義が論じられている。筆者も編者の一人ではあるが、現時点においては台場研究に留まらず、大阪湾岸における海防に関する研究の到達点を示すものと自負している。幕末期の台場築造、大阪湾海防を論じるにあたっては、これらの研

究が提示した論点を踏まえ、分析にあたる必要がある。特に「将軍の港」構築というグランドデザインを指定し、それが地域社会において如何に実現されていたのかを明らかにすることを目的とする本稿においては、久住が提起した將軍の可視化の問題や、上田の提示した幕末期の大坂湾警衛と地域社会との関わりに関する議論に注目したい。

## (二) 地域社会への着目

続いて、大坂町奉行を中心的推進主体とする幕府の海防・開港政策の実現の場となる畿内・近国の社会に関する研究動向を確認していく。また、主たる分析対象地域を、欧米諸国と締結した通商条約において畿内では唯一「開港場」に定められ、文久期以降は幕府海軍の拠点、幕府直轄港としての整備が進められていく兵庫を中心とする西摂津地域に設定し、幕末維新期の幕府政策との関連において、どのような課題があるのかを抽出してみることにする。

**畿内・近国の直轄都市** 先述のように、宮地正人が「社会史的政治史」研究の視覚を提起して以来、畿内・近国の社会動向を踏まえることは、同地域を対象とする幕末・維新史研究の重要な研究視角として定着している。特に、岩城卓二による一連の研究は、その研究動向をリードするものである。岩城は、久留島浩の「幕藩領主支配を支えた組合村―惣代庄屋」制に関する研究<sup>55</sup>や、藤田覚の「天保改革期における社会調査に基づいた政策展開」に関する研究<sup>56</sup>をあげ、「幕藩領主支配・政治と社会の関係性を問う視点」は近世史研究において「広く共有されている」といい、また井上勝生<sup>57</sup>や上田長生<sup>58</sup>、谷山正道<sup>59</sup>らの研究にみられるように、幕末史研究においても同様の試みが行われていると述べる。そして、このような研究現状に立つて、幕末政治史が明らかにした「精緻な実証成果」が、「日本の近世から近代への変革論として結実するには、政治と社会の関係性を意識的に問う姿勢を持つことが必要だ」と指摘する<sup>60</sup>。

その上で、岩城は幕末期の畿内社会を解くための視点として、「賑々敷」社会、「世上」への関心、「富貴繁盛」の一九世紀、「静謐」と「兵乱」という四つの視点を提起する<sup>61</sup>。それらを簡単にまとめれば、一点目の「賑々敷」社会への視点とは、一八六〇年代、「將軍畿内滞在体態勢」が創出され、畿内に諸大名が結集することになったことが、畿内における既存の経済システムとの間に如何なる「軋轢」を生じさせたのかを問う視点であり、二点目の「世上」への関心に対する視点とは、幕藩領主層が政治を実現するために無視できなかった畿内社会の「世上」がどのようなものであったかを把握する視点、三点目の

「富貴繁盛」の一九世紀」を問う視点とは、井上勝生の言う「仁義」を果たさない者への「抵抗権」や「人権意識」が共有され、人々が経済的成長のために働く「富貴繁盛」の世紀において、突如生み出された「賑々敷」状況に畿内社会がどのように反応したのかを問う視点、四点目の「静謐」と「兵乱」に関する視点とは、幕末期畿内の百姓・町人らが抱いた「兵乱」を脅威とする認識と、「平和」を意味する「静謐」を祈念する「世上」に関心を向ける視点、ということになるであろうか。

幕末期において、京都や大坂の「政治都市化」が進展していたことはすでに指摘されている通りだが、幕藩領主層の畿内への集結が進んでいくなかで、恐らくは兵庫・大津・堺・奈良・伏見といった京都・大坂の周辺諸都市においても、「政治都市化」は程度の差こそあれ見られたと見てよい。二〇一二年に日本史研究会が実施した「特集 畿内から見た幕末・維新期の社会―直轄都市を中心に―」は、こうした問題関心に立つて企画されたものである。本企画では、荒武賢一郎が大坂、樋爪修が大津、秋元せきが京都、そして筆者が兵庫の事例を報告している。そのなかで注目されるのは、荒武が幕末維新期の大坂の商人たちの活動が、「大坂を管理する公儀権力の保護だけでなく、大名権力との緊密な連携」によつて成立・展開していたことを指摘している点である<sup>62</sup>。谷山正道が分析対象とした大和高田の村島一族と長州藩、幕府の三者の関係においても、荒武が指摘したのと共通する関係性を見出すことができる。

荒武・谷山の分析した事例は、個々の商家やそのグループを対象とするものである。しかし、都市との関係を問うにあたっては、都市としてのまとめ、すなわち町政運営を担う惣会所との関係にも焦点をあてるべきであろう。こうした問題関心に立つて、筆者は兵庫の事例として、幕府軍艦方・大坂町奉行所から命じられる幕府の艦船運用にかかる御用と惣会所の関係を取り上げた。兵庫の惣会所は、幕末維新期を通じて、幕府が実施した様々な事業にかかる御用を請け負っている。その様相は、北浜惣会所（兵庫の町政運営は北浜・南浜・岡方の三方におかれた惣会所によつて行われている）に伝存した史料群の中に残された数冊の会所日記に伺うことができるが、それらを繙いてみると、入札により選出された兵庫町方の意思を代表する名主層と、雇用により惣会所運営にかかる事務に専従した惣代らの関係性において、幕府から命じられる御用に関して、惣会所としての一体性を保持する場面と、そうではない場面が見えてくる。つまり、惣会所として一括りに論じてしまうと、捨象されてしまう要素があるということである。

兵庫の惣会所機能に関しては、大国正美<sup>63</sup>や河野未央<sup>64</sup>による研究がある。いずれも近世前期を対象とするものであり、幕末期の惣会所のあり方とは異なる点も少なくないが、基礎的な理解においては参照すべき点も多い。惣会所の分析を行うにあたっては、先行研究の成果に学びつつ、名主、惣代それぞれの立ち位置や幕府、そして兵庫の商人たちが取引関係にあった西国諸藩との関係性を考慮した上で、丁寧な位置づけていくことが必要となろう。

**幕末期における港湾整備と「軍港」論** 幕末期における幕府海軍の建設を扱った研究は数多くあるが<sup>65</sup>、蒸気艦船の運用とその拠点港となる港湾整備の問題を取り上げた研究となるとその数は極端に減る。特に艦船運用と地域社会との関わりについて検討した研究としては、浦賀湊を分析対象とした神谷大介の一連の研究が唯一ではないだろうか<sup>66</sup>。

神谷は、浦賀湊を主なフィールドとして、西洋軍事技術の受容過程を追うとともに、幕府艦船の寄港地の一つに位置づけられた、浦賀における艦船運用体制の整備過程を地域社会との関係から明らかにした。そのなかで、神谷は浦賀を「横須賀・呉・舞鶴など艦隊・軍艦の基地である近代的な軍港とは性格を異にする、幕末段階における洋式海軍運用の拠点であり、幕府艦船の寄港地」を意味する「軍港」と位置づける<sup>67</sup>。そして、この幕末期段階における「軍港」に位置づけるに必要な要素として、①艦船の修復場Ⅱ造船所機能、②蒸気船の燃料となる石炭、及びその他必需品の補給基地としての機能、③海防にかかる地域に対する海防動員をあげる。

神谷によれば、浦賀においては、浦賀湊奥を埋め立てた築地新町の造成地を艦船修復場に用いているが、これに伴い同町にあった東浦賀村の干鰯問屋会所や干鰯の揚卸場は取り壊され移転を余儀なくされたという。また、寄港する幕府艦船の修復や補給のために伝馬船や漁船の動員が頻繁となり、その負担は地域住民の生活に支障をきたすほどに膨らんでいたとする。そのため、東西浦賀村は浦賀奉行所への歎願を重ねて、幕府艦船運用にかかる伝馬船や漁船の動員に関する賃金給付が取り決められたとする。また、海防にかかる焚出御用や警衛船の乗組員を勤める御備船船頭・水主の動員、御備場付足軽の登用や浦賀表非常御困米御用達の任命があったことについても明らかにしている。この他にも浦賀において銃砲生産が展開されていたことや、石炭御用達が任命されたことなどを明らかにしているが、神谷の分析を見る限り、大砲鑄立にかかる入用金の不足や幕府からの石炭購入代金の未払いも生じており、これらが東西浦賀村にとって、経済的なインセンティブになっていないのは明らかである。神谷は、浦賀湊の幕府艦船運用の拠点港化において、このよ

うな動員を可能としたのは、浦賀奉行所と東西浦賀村住民の緊密な日常的関係によると指摘するが、幕府軍艦の寄港地とされることは、地域住民の生活に多大な影響を与え、負担を強いるものであったといえよう。

恐らく、畿内における海防、開港政策において大坂町奉行が中心的推進主体となつていく背景にも、浦賀奉行と東西浦賀村との関係性と同じような構図があると考える。また、浦賀では將軍徳川家茂の上洛に蒸気艦隊が用いられたことが、港湾機能整備の推進力になったことにも触れるが、これも兵庫と共通する点である。

しかし、本稿では幕末期における台場群の配備や兵庫の港湾整備に関し、「將軍の港」の構築というグラントデザインを措定したように、幕府の目指す所は幕府海軍の拠点港として整備を行い、「將軍の港」に相応しい威容と機能を備えることにあり、将来的には「開港場」として諸外国との通商・貿易の窓口として機能させることであつた。その点において、一寄港地としての浦賀とは、港としての政治的位置づけは大きく異なる。それゆえ、浦賀と兵庫とでは港湾整備のあり様、そして、その先に求められる機能・役割において何が共通し、何が異なるのかを検討することも「將軍の港」の特質を明らかにする上での一つの課題となつてこよう。

## 二 本稿の構成

本稿の大きな目的の一つは、幕末期に行われた海防・開港政策の分析を通じて、近代を展望することにある。そのため、本稿では、近世から近代へ向かう時代の面期を一八世紀半ばに求め、分析対象とする時期を一八世紀後半から一九世紀半ばに至る約一世紀に設定している。この時期に近世から近代への転換点を求めることの意義については、すでに久留島浩によつて指摘されているところでもある<sup>60</sup>。

久留島は、藤田覚の一八世紀後半から一九世紀半ばに「近代の胎動」がはじまるとする指摘や、井上勝生が『開国と幕末変革』をこれと同じ時期から解き起こしていることを取り上げたうえで、自身の組合村―惣代庄屋制の成立に関する研究を繙きながら、「寛政期前後の変化を踏まえ、天保期の対外関係をも考慮した上で、開港以降の社会経済構造の変化と政治過程の理解、あるいは幕政改革では文久改革・最後の慶応改革を前提」とすることが、「近世から近代へ」の移行を考える上での一つの枠組みになると捉えている。

筆者の力量では、これだけ広い枠組みで論じることが叶わないが、本稿で主な分析対象とする大坂町奉行と大坂の非人組織との関係性の起点や、兵庫を中心とする西摂津地域の

社会状況の転機も一八世前半に確認でき、また、それらは幕末維新期における政治・社会・経済・軍事等にかかわる様々な動きに規定性を与えている。これらの点に鑑みれば、一八世紀後半から一九世紀に対象時期を設定することも、あながち的外れではないだろう。このような時期設定をした上で、本稿では補論を含め、以下の三部一二章で構成する。

**第一部 大坂町奉行の情報基盤形成とその展開** まず、第一部では、大坂町奉行と大坂四ヶ所長吏、及びその下に編成された摂津・河内・播磨の村方非人番からなる「長吏の組織」との関係に焦点をあて、大坂町奉行の政治的判断を支える情報基盤がどのように形づくられていったのか、そして、一九世紀において、その情報基盤がどのように機能していたのかを明らかにしていく。そのために、第一部は次の四章で構成した。

まず、第一章「大坂町奉行の情報基盤形成の端緒―「長吏の組織」との関係性に着目して―」では、宝暦・天明期（一七五一〜八九）において、「長吏の組織」の存在が、大坂町奉行所の肅正を通じて大坂町奉行所の御用（特に警察的御用）を担う存在として認知され、公式に位置づけられていく過程を追う。

実は、宝暦期以前においては、大坂町奉行所できえも未だ大坂四ヶ所の実態を把握していたわけではなかった。だが、宝暦一二年（一七六二）七月二七日に大坂西町奉行所公事場において、盗賊方与力立会のもとで行われた御用勤め方に関する申し渡し、両者の関係性を公式化させていく第一歩となった。これを契機として、盗賊方等による「長吏の組織」の御用への動員は増加していくことになるが、筆者は、そこに大坂町奉行の情報基盤として「長吏の組織」が位置づけられるようになっていく端緒があると考えている。

続いて、第二章「大坂町奉行の情報基盤形成と変容―「長吏の組織」の担う御用の拡大・変質から―」では、寛政改革期を一つの画期として、「長吏の組織」の担う御用が、質的にも量的にも増大し、変質していく過程を、情報収集活動を極めて重視した老中首座松平定信政権の政治方針と関連させながら見ていく。そして、さらに天保の飢饉に際して実施された米の買い占めに関する風聞探索をはじめ、天保―弘化期（一八三〇〜一八四八）に最重要の政治課題にかかる機密情報の収集活動にも携わるようになっていく過程を見ていく。

第三章「大坂町奉行所町目付及び手付の活動実態」では、寛政改革後に復活した町目付手付として「長吏の組織」が携わった御用の実態を明らかにしていく。大坂町奉行所町目付は、与力が付属しない同心のみの職ではあるが、大坂町奉行に直属し、大坂市中及び大坂町奉行所内の監察を職掌とする重要な職である。この御用復活も、情報収集活動を重視する松平定信政権の施政方針を色濃く反映したものであったと考えるが、彼らの情報収集

の目は大坂町奉行所内に留まることなく、大坂定番や加番など大坂城守衛に携わる大名家中にまで浸透している。幕府の軍事拠点である大坂城守衛に就く大名家中に関する情報は、たとえ下層でも幕府の軍事機密に相当したと考えるが、こうした活動の展開は、安政五年（一八五八）令により大阪湾警衛に就いた外様大藩の派兵状況に関する内偵をも可能にする論理的前提を準備したとも言えるだろう。また、本章では火災や各種興行の届け出に関して、町目付手付が町人たちと奉行所を繋ぐ役割も果たしていた点にも着目する。

こうした情報機能的性格は、一九世紀に入り、その活動範囲と内容においてさらに厚みを増すことになる。第四章「一九世紀における大坂町奉行の政策遂行と情報基盤―刊行大坂図における非人村記載削除要求を手がかりとして―」では、第二章と多少重複するが、大坂町奉行所が「長吏の組織」に対して命じた、天保の飢饉に際しての米の買占めや囲い込みに関する極秘調査、天保一五年以降、摂津・河内・播磨・和泉の四国を中心に、諸国の稲・大豆・綿の作柄と売買相場に関する情報収集を改めて取り上げ、情報収集の実態や大坂町奉行が彼らをどのように位置づけていたのか、さらに踏み込んだ分析を行う。

これらの新たな御用は、以前には御用を命じる役筋に含まれない地方役からの指示である点、情報収集の対象地域が拡大している点、村方非人番の動員を強化していくとともに、長吏ら自身、堂島米会所に集散する商人を情報源とするなど、全国的な情報網へのアクセスを深めていった点で、それまでの情報収集活動とは様相を異にした。

弘化二年（一八四五）、大坂町奉行は、四ヶ所長吏らが訴えた刊行大坂図における「非人村」記載削除要求を全面的に認めていくが、その背景に天保期以降、「長吏の組織」を新たに動員していく情報収集活動の展開があったことは間違いない。そして、このことは大坂町奉行が自らの政治的判断を支える情報基盤として、彼らを重視していたことを意味する。実際の政策と結びつく場面に、彼らの存在が見えることはほとんどないが、そうした情報基盤を獲得した大坂町奉行が、一九世紀半ば以降、幕府が進める軍事・外交の場面において、どのような役割を果たしていくのか。その解明が、次の課題となる。

**第二部 幕末の畿内における外交・軍事と大坂町奉行** 第二部では、基本的に在地支配を職掌とする大坂町奉行が、軍事・外交に直接的に関与するようになる契機はどこに求められるのかを考えていく。筆者は、先述のように、そのきっかけが嘉永七年（一八五四）九月一八日に発生したロシア軍艦来航事件への対応の経験にあると考えている。

そこで、第五章「幕末期の軍事・外交と大坂町奉行―ロシア軍艦への対応をめぐる―」では、この外交問題に対峙した大坂町奉行の一人である川村修就が残した史料を基に、同



役の佐々木顕発とともに、江戸の幕閣や大坂城代土屋寅直の指示に従いつつ携わった「応接」と「御固」、すなわち外交交渉と海岸防備の両側面において、彼らが如何なる対応を採り、そして、どのような政治思想の下に諸種の判断を下していたのかを確認していく。その上で、ロシア使節への対応を通じて、彼らが外交と軍事の両面において獲得した成果がどのような意義を持つのかを明らかにしていく。

また、第一部でみた四ヶ所長吏らが、このロシア軍艦の来航をどのように捉え、情報収集にあたったのかも重要な論点となる。史料の制約から明らかになることは僅かだが、川村修就の手元には、天王寺長吏善次郎が提出した同軍艦に関する風聞書が残されており、彼らが異国船情報を、収集・報告すべき情報として意識していたことにも触れる。

続いて、第六章「ロシア軍艦来航時の大坂船手―近世的水軍の限界―」では、大坂町奉行とともに、この事態の対応にあたった大坂船手に焦点をあてる。大坂船手とは、先にも述べたように、大坂において海上支配を担った幕府水軍の将であるが、本章では大坂船手のロシア軍艦来航時における軍事的対応を見ていきたい。

大坂船手の採った戦略については、プチャーチンに秘書官として随従したゴンチャロフが、「海岸一帯にびっしりと小舟を並べて、それを力づくで押し分けていかねばならないようにしむけたのである」<sup>69</sup>と後日談に書き記しているように、一面において成功したといえる。だが、ゴンチャロフが、続けて「力づくで押し分け」る「手段を取ることは提督の権限外のことであった。」と述べるように、軍艦の軍事力をもって幕府側の防備態勢を突破することが「提督の権限」として付与されていなかったこともその一因だろう。

では、その権限が付与されていたならばどうなのか。本章では、この視点から、ロシア軍艦が大坂湾から退去した後に、大坂船手が構想した防備策の分析を通じて、近世的水軍である大坂船手の軍事的職掌としての限界性を明らかにしたい。元治元年（一八六四）、神戸海軍操練所の設置に伴い、大坂船手は廃止されることになるのだが、そこには保谷徹が指摘する「水軍から海軍へ」の移行を解く鍵が隠されている。また、大坂船手の動向を追うことは、同様にこの事態への対応にあたった大坂町奉行の動向を相対化することにもつながると考える。

第七章「摂海御台場築立御用における大坂町奉行の位置」では、大坂町奉行が本格的に幕府の軍事や軍備拡張に関与するようになる端緒として、文久三年（一八六三）にはじまる「御台場築立御用掛」の兼務体制を取り上げる。大阪湾防備強化策立案のため、大坂に派遣された老中格小笠原長行の下に当初、組織されたメンバーは勘定奉行と外国奉行、目

付であり、大坂町奉行は代官とともに在地支配担当者としての後方支援を役割とした。だが、小笠原長行が老中衆中あてた文久三年二月一日付書状において、「大坂海岸の儀に付町奉行取扱無之候而者差支の儀も有之」と記したように、当該事業の推進には在地支配担当奉行の関与が不可欠であった。同様のことは、富川武史が明らかにした品川台場の代官に関する事例<sup>7)</sup>や、馬部隆弘が追究した楠葉台場の築造に京都町奉行が関与していた事例<sup>7)</sup>、さらに神谷大介が明らかにした浦賀湊の艦船運用の拠点港化を進めた浦賀奉行の事例にも当てはまる。つまり、台場築造や港湾機能の整備といった大規模なインフラ整備を円滑に推進するためには、既存の在地支配システムを下敷きとすることが必要だったということになる。

ただし、これまでの研究においては、「御台場築立御用掛」の職務に東町奉行と西町奉行が共同して携わったのか、あるいは分掌がなされたのかという点に関しては明らかにされていない。また、そもそも大坂城代を頂点とする既存の大坂守衛体制とはどのような関係に位置づけられたのかという点についても明解な答えは出されていない。それゆえ、本章では、その解明を中心に行論していくこととする。

また、補論「軍艦方による大阪湾の測量と海図・測量図」では、幕府艦船の安全な航行を担保するために、幕府軍艦方の測量に基づくと考えられる大阪湾の海図・測量図について紹介する。

### 第三部 幕末維新时期における幕府の海防・開港政策と地域社会 文久三年三月十九日、

大坂町奉行所与力八田五郎左衛門は、兵庫の町人たちを大坂町奉行所の出張所である兵庫勤番所に召し出し、兵庫も三都を中心に全国的に展開する「御変革」のなかにあるとして、幕府がこの地で行う諸政策への協力を強く求めている。八田の認識は京・大坂と並んで「政治都市」化が進む兵庫の実情を捉えた認識として興味深い。同時に「御変革」という平時ではない状況であることを強調し、兵庫の町人らの意識に摺り込むことで多少強引にでも地域社会の動員を図っていかねばならなかった実態が透けて見える。それゆえ、その実現には在地支配を担う職権<sup>8)</sup>大坂町奉行の存在を必要としたわけである。

しかし、社会の「世上」が無視できない幕末維新时期の畿内において、どのような手法を用いて社会の動員を図っていくかは、政策実現の成否を左右する鍵となった。そこで、第三部では幕末維新时期における幕府の海防・開港政策の実施過程を、その実現の場となる地域社会との関係から繙いていくこととし、次の四章で構成した。

まず、第八章「一八世紀半ば社会状況と明和上知」では、一八六〇年代に幕府が「將軍の港」構築を行っていく上での、政治的・社会的前提がどのように準備されていたのかを知るために、一八世紀半ばにおける社会状況の変化と、明和六年（一七六九）に実施された西宮から須磨にいたる灘目一帯の上知について取り上げる。特に明和上知によって尼崎藩領であった兵庫と西宮が幕府の直轄都市になっていたことで、台場の築造や幕府拠点港としての兵庫の整備も可能となった。

また、岩城卓二が指摘するように、畿内においては一八世紀半ば以降、分地制限によって生み出される農村の余剰労働力が、生きるための手段として大坂・京都・伊丹等の都市へと流入していった<sup>72</sup>。兵庫を含む西摂津地域においても、同様の事態は起きており、他所・他国から流入する日用層の増加に伴って、「物総」と表現されるような状況が生み出されるようになっていく。そして、こうした状況を背景として、犯罪の組織化や広域化も社会問題となっている。それゆえ、上知によって大坂町奉行所の広域支配の枠組みのなかに位置づけられたことは、治安維持の側面において大きな画期となった。大坂町奉行所は、以前においてはそれぞれ独立した存在であった兵庫・西宮・尼崎長吏配下の非人組織を、大坂四ヶ所長吏の下に編成し、大坂町奉行所盗賊方の下での治安維持活動に動員していくが、これによって私領であるために行い難かった尼崎藩領も含む面的な捜査が可能となっていく。人口動態の変化に起因する治安の悪化も、民衆が祈念する「静謐」を脅かす要因の一つであり、一八世紀半ばから後半にかけて大坂町奉行が実施した「長吏の組織」を動員する治安維持や情報収集体制の再編強化は、「静謐」を確保するための手続きの一つでもあったといえる。本章では、その実態を明らかにしていく。

次に、第九章「幕末期兵庫の都市域の拡大と人口動態」では、その一方で、農村部から生み出されるようになった、労働力販売を目的に他国・他所から流入する人々を受容する態勢が、兵庫において整えられていったことを明らかにする。

筆者は、この点においても明和上知が一つの画期となったと考えている。上知によって、兵庫の商業は尼崎藩の庇護を離れ、幕府が最優先する大坂や江戸の商人たちと競合することを余儀なくされることになったわけだが<sup>73</sup>、その状況に対し、兵庫の商人たちは直ちに浜方全域における浜地の造成・開発を行い、以前とは全く異なる志向性を持つ港湾機能の整備を進めていった。先行研究においては、一八世紀末から一九世紀にかけて、北前船や尾州廻船といった買積商いを経営形態とする新興の海運集団が、兵庫を拠点化する現象面のみが取り上げられてきたが、新たな志向性を持つ開発と港湾整備を積極的に実施したと

ころに、彼らが兵庫を畿内における拠点に位置付けていく重要な根拠がある。さらに、諸海運勢力を結ぶハブ港としての地位を獲得したことは、集散する廻船がこの地で船の修繕や補給を行うことにつながり、造船業を核とした工業都市的展開にも結び付いていく。

兵庫における他国者・他所者の流入増は、こうした兵庫における産業構造の変質に伴う労働力需要の喚起によるところが大きく、他国者・他所者の受容システムの形成や都市域の拡大は、こうした状況を背景にするものだったと考える。そして、他所者・他国者を受容する態勢が整えられていったことは、一八六〇年代において幕府が推進した台場築造等の事業を労働力の面で支える大きな要因となったと考える。

そこで、本章では、特に一九世紀に町場を大幅に拡大させていく佐比江新地の「人別改印形帳」の分析を中心として、兵庫の人口動態や都市域の拡大にはどのような特徴があり、産業構造の転換とどのように連動しているのかを考えていく。

続いて、第一〇章「畿内・近国の社会と幕末の台場築造」では、大阪湾岸における台場築造がどのように実現されていたのかを社会との関係から考えていく。これまでも述べてきたように、文久三年以降、幕府主導で大阪湾岸等に配備されていく台場群には、「将軍の武威」を象徴する装置としての役割が期待されたと考えている。つまり、極めて高度な政治的対応として構築されたものといえるのだが、その実現過程については基礎的な事実であつても明らかにされていない点が多々ある。幕末維新期の畿内・近国研究においては、政治と社会双方の関係を意識的に問う必要性が指摘されている。第七章では「御台場築立御用掛」を兼務する大坂町奉行を中心とする築造体制と既存の大坂守衛体制との関係性を問うたが、台場築造の現場は、政治と社会の大きな接点でもあることから、本章では台場築造を推進した組織・機構と地域社会、そして兵庫を畿内での活動の一拠点としていく西国諸藩との関係、兵庫の都市運営機関である惣会所との関係、台場築造を支えた職人と技術という三つの視点からこの事業が持つ意義を検討していくこととする。

最後に、第一章「兵庫津の幕府直轄港化と地域社会」では、兵庫が畿内における幕府海軍の拠点、幕府直轄港として整備され、「将軍の港」としての機能と地位を獲得していく状況と、そのことを地域社会がどのように受け止めたのかをみていく。兵庫の港には将軍の上洛に従った幕府艦隊が長期にわたり駐留し、第二次長州戦争時には幕府軍の部隊を輸送する艦隊の拠点港とされるなど、将軍の上洛艦隊の駐留や将軍の戦争（進発）を支える港、すなわち「将軍の港」として位置づけられることとなった。ただし、筆者が措定した「将軍の港」は軍事的意味合いからだけではない。通商条約によって「開港場」に選定さ

れ、対外的に開かれていくことを前提としたものでもある。それ以前には大坂の一外港にすぎなかった兵庫が、この転換によって、神谷大介が分析した浦賀湊のような補給・修船のための「寄港地」とは、全く異なる政治的位置付けを獲得するにいたったと考えてよい。ただし、その過程においては地域社会との間に軋轢を生じさせることもあった。

そして、終章「『將軍の港』——構築から開港へ——」では、その転換を地域社会がどのように受け止め、どのような反応を示したのかを見直し、また、地域社会の受け止め方に対し、幕府側がどのような政治的判断を下していったのかをみていくことで、幕府が開港後にどのような姿を展望していたのか、そして挫折したのかを示すことが出来ればと考える。

## 初出一覧

本稿に収録した論文の初出は以下の通りである。なお、第一部の各章に関しては、初出時のものに大幅な加筆修正を加えている。第二部・第三部については、重複の削除や多少の加筆修正を行ったが、論旨に大きな変更は加えていない。

### 序 章 本稿の課題と構成（新稿）

#### 第一部 大坂町奉行の情報基盤形成とその展開

##### 第一章 大坂町奉行の情報基盤形成の端緒 ——「長吏の組織」との関係性に着目して——

（原題は「宝暦——天明期における「長吏の組織」と大坂町奉行」『しくく部落史』

一二「特集 第一五回全国部落史研究大会」、二〇一〇年）

##### 第二章 大坂町奉行の情報基盤形成と変容

——「長吏の組織」の担う御用の拡大・変質から——

（原題は「「長吏の組織」と大坂町奉行」宇佐美英機・藪田貫編『江戸』の人

と身分——都市の身分願望』、吉川弘文館、二〇一〇年）

##### 第三章 大坂町奉行所町目付及び手付の活動実態

（原題は「大坂町奉行所と「長吏の組織」——特に町目付との関わりから——」『大

阪人権博物館紀要』一三、二〇一一年）

##### 第四章 一九世紀における大坂町奉行の政策遂行と情報基盤

——刊行大坂図における非人村記載削除要求を手がかりとして——（新稿）

（リバティおおさかの存続を求める合同集会講演「四ヶ所仲間の御用・身分と

刊行大坂図」（二〇一八年七月一四日・於リバティおおさか）をもとに成稿）

## 第二部 幕末の畿内における外交・軍事と大坂町奉行

### 第五章 幕末期の軍事・外交と大坂町奉行 ―ロシア軍艦への対応をめぐる―

(原題は「ロシア船来航時における応接と大坂町奉行の役割」品川区立品川歴史館編『江戸湾防備と品川御台場』、岩田書院、二〇一四年)

### 第六章 ロシア軍艦来航時の大坂船手 ―近世的水軍の限界―

(原題は「嘉永七年(一八五四)のロシア船来航と大坂船手頭の役割―「大坂御船手目論見之図」にみる大坂船手頭の機能的限界―」(神戸市立博物館『研究紀要』二八、二〇一二年)

### 第七章 摂海御台場築立御用における大坂町奉行の位置

(『ヒストリア』二二七、大阪歴史学会、二〇〇九年)

#### 補論 幕末期の畿内における軍艦方の役割(新稿)

(『開国への潮流―開港前夜の兵庫と神戸―』神戸市立博物館、二〇一七年該当部分、及び科学研究費補助金 基盤研究(B)「幕末期における大坂・大坂の軍事的役割と畿内・近国藩」(研究代表者：岩城卓二、二〇一四年四月)～二〇一八年三月)の成果の一部をもとに成稿)

## 第三部 幕末維新时期における幕府の海防・開港政策と地域社会

### 第八章 一八世紀半ば社会状況と明和上知

(原題は「明和上知と兵庫勤番所」『ヒストリア』二四〇、二〇一三年)

### 第九章 幕末期兵庫の都市域の拡大と人口動態

(原題「兵庫津のくらし―生活・活動の空間と人々の営み―」(『新修神戸市史』生活編、二〇一九年刊行予定)を大幅に加筆修正)

### 第一〇章 畿内・近国の社会と幕末の台場築造

(後藤敦史・高久智広・中西裕樹編『幕末の大阪湾と台場―海防に沸き立つ列島社会』戎光祥出版、二〇一八年)

### 第十一章 兵庫津の幕府直轄港化と地域社会

(原題は「幕末期の幕府の艦船運用と兵庫津―「御軍艦御碇泊」御用をめぐる―」『日本史研究』六〇三、二〇一二年)

### 終章 「將軍の港」―構築から開港へ―(新稿)

(二〇一八年度民衆史研究会大会シンポジウム報告「幕末維新时期の海防・開港をめぐる大坂町奉行と地域社会―「將軍の港」構築から開港へ―」(二〇一八

年一二月九日、於早稲田大学)をもとに成稿。『民衆史研究』九六(二〇一八年大会シンポジウム報告特集号)、二〇一九年刊行に掲載予定)

- 1 馬部隆弘「淀川警備体制と京都守護職会津藩の関門構想」『ヒストリア』二七二、二〇〇九年、四七〜四八頁。
- 2 維新史料編纂事務局編『維新史』三、一九四一年、四一九〜四二四頁。
- 3 奈良勝司「徳川政権と万国対峙」明治維新史学会編『講座明治維新』二、有志舎、二〇一一年、一六七〜一六九頁。
- 4 宮地正人『幕末維新期の社会的政治史研究』岩波書店、一九九九年。
- 5 岩城卓二「畿内の幕末社会」明治維新史学会編『講座明治維新』二、有志舎、二〇一一年、「幕末期畿内社会論の視点」『日本史研究』六〇三、二〇一二年など。
- 6 村田路人「幕府上方支配機構の再編」大石学編『日本の時代史一六 享保改革と社会変容』吉川弘文館、二〇〇三年、一二二頁。
- 7 村田路人『近世広域支配の研究』大坂大学出版会、一九九五年、前掲「幕府上方支配機構の再編」など。
- 8 岩城卓二『近世畿内・近国支配の構造』柏書房、二〇〇六年など。
- 9 渡辺忠司『大坂町奉行と支配所・支配国』東方出版、二〇〇五年。
- 10 小倉宗『江戸幕府上方支配機構の研究』塙書房、二〇一一年。
- 11 後藤敦史『開国期徳川幕府の政治と外交』有志舎、二〇一五年。
- 12 富川武史「書評 後藤敦史著『開国期徳川幕府の政治と外交』」適塾記念会『適塾』四八、二〇一五年。
- 13 拙稿「書評」後藤敦史著『開国期徳川幕府の政治と外交』『ヒストリア』二五六号、二〇一六年。
- 14 小倉宗「江戸幕府上方軍事機構の構造と特質」『日本史研究』六〇三、二〇一二年。
- 15 宮本裕次「大坂定番制の成立と展開」『大坂城天守閣紀要』三〇、二〇〇二年。大坂城天守閣編『大坂城代記録』(一)〜(八)、二〇〇六〜二〇〇九・二〇一〇・二〇一一年・二〇一二年・二〇一三年・二〇一四年。同編『大坂定番記録』(一)〜(三)、二〇〇一・二〇〇二・二〇〇三・二〇〇四年。同編『大坂大番記録』(一)、二〇〇〇年。同編『大坂加番記録』(一)〜(四)、一九九七・一九九九・二〇〇三・二〇〇五年。

<sup>16</sup> この点については、近年、岩城を代表とする「幕末期における大坂・大坂城の軍事的役割と畿内・近国藩」に関する研究グループによって、大坂定番・加番、幕末期における幕府軍事職や大坂町奉行所広域支配、大阪湾海防、蔵屋敷、大塩事件・長州戦争に関する史料の収集や翻刻が進められた。(基盤研究(B)「幕末期における大坂・大坂城の軍事的役割と畿内・近国藩」研究代表者：岩城卓二、二〇一四年年四月～二〇一八年三月)。今後、関係者による研究成果の発信が期待される。

<sup>17</sup> 前掲岩城『近世畿内・近国支配の構造』「大坂町奉行所と用達」二九七～三四三頁。

<sup>18</sup> 以下、大坂の非人組織に関する研究史整理については、拙稿「大坂の非人組織とその展開」寺木伸明・中尾健次編著『部落史研究からの発信』第一巻・前近代編、解放出版社、二〇〇九年をもとに改稿。

<sup>19</sup> 藤木喜一郎「大阪町奉行所管下に於ける司法警察組織について」『創立七十周年関西学院大学文学部記念論集』一九五九年、八八七～九〇五頁。

<sup>20</sup> 岡本良一・内田九州男編『道頓堀非人関係文書』上・下、清文堂、一九七四・一九七六年。

<sup>21</sup> 岡本良一・内田九州男編『悲田院文書』清文堂、一九八九年。

<sup>22</sup> 岡本良一の一連の研究は以下のとおり。「大坂の非人」研究覚書『近世部落の史的研究』上、解放出版社、一九七六年。「大阪の非人」『ヒストリア』三、一九五二年。「浪華の非人合戦」『展望』二二三号、一九七三年。「道頓堀非人関係文書 解題」前掲『道頓堀非人関係文書』下。

<sup>23</sup> 内田九州男の一連の研究は以下のとおり。「大阪の非人研究ノート」『大阪府の歴史』五、一九七四年。「近世非人論」『部落史の研究』前近代編、部落問題研究所、一九七八年。「江戸時代後期の非人の「公務」について」『歴史科学』八七、一九八一年。「大坂四ヶ所の組織と収入」『ヒストリア』一一五、一九八七年。「悲田院文書 解題」『悲田院文書』清文堂、一九八九年。「四ヶ所の形成と組織」『新修大阪市史』第三卷、一九八九年。「大坂四ヶ所非人について―町抱え再論―」『部落問題研究』一二三、一九九三年。

<sup>24</sup> 松永友和「大坂非人研究の新たな展開のために」『部落解放研究』一七七、二〇〇七年。

<sup>25</sup> 塚田孝の一連の研究は以下のとおり。「三都の非人と非人集団」『歴史学研究』五三四―九八四年。「三井文庫所蔵の三都・非人関係史料」『三井文庫論叢』二二三、一九八九年。「非人―近世大坂の非人とその由緒―」同編『シリーズ身分的周縁3 職人・親方・仲間』



- 吉川弘文館、二〇〇〇年。「近世大坂における非人集団の組織構造と御用」『年報ト市史研究』8 都市の分節構造』山川出版社、二〇〇〇年。「近世の非人 大坂の四ヶ所垣外の成立」『日本史研究最前線 別冊歴史読本46』新人物往来社、二〇〇〇年。『都市大坂と非人』山川出版社、二〇〇一年。「人別帳と掟を通じてみた日本近世の身分」『部落問題研究』一七三、二〇〇五年。『近世大坂の非人と身分的周縁』部落問題研究所、二〇〇七年。『近世身分社会の捉え方―山川出版社高校日本史教科書を通して―』部落問題研究所、二〇一〇年。「一九世紀大坂の非人身分―代勤願いと病氣療養願いから―」『部落問題研究』一九四、二〇一〇年。「共同討論『近世身分社会の比較史』』『部落問題研究』一九五、二〇一一年。「近世後期・大坂における非人の「家」』『別冊都市史研究四 伝統都市を比較する―飯田とシャルルビル』山川出版社、二〇一一年。「都市大坂における非人と町方…再考」『部落問題研究』一九七、二〇一一年。「近世大坂の垣外仲間と四天王寺」同・吉田伸之編『身分的周縁と地域社会』山川出版社、二〇一三年など。
- <sup>26</sup> 長吏文書研究会編・部落解放人権研究所刊『悲田院長吏文書』解放出版社、二〇〇八年。
- <sup>27</sup> 長吏文書研究会編・部落解放人権研究所刊『続 悲田院長吏文書』解放出版社、二〇一〇年。
- <sup>28</sup> 小野田一幸「大坂四ヶ所組織と十三組」『部落解放研究』一七七、二〇〇七年。
- <sup>29</sup> 寺木伸明「元禄期における天王寺「非人」集団の諸側面―悲田院中間宗旨改帳と類族生死改帳を手がかりとして―」『部落解放』一六五、二〇〇五年。『近世非差別民衆史の研究』阿吽社、二〇一四年。
- <sup>30</sup> 中尾健次「大坂の「非人」研究について」『部落解放史・ふくおか』一一四、二〇〇四年。
- <sup>31</sup> 藪田貫「長吏文書」との出会いと関心」『部落解放研究』一七七、二〇〇七年。「風聞書」の世界―大坂町奉行所と「長吏の組織」― 同・寺木伸明編『近世大坂と被差別民社会』清文堂、二〇一五年。
- <sup>32</sup> 拙稿「近世後期天王寺長吏家における相続をめぐって―長吏文書研究会の活動より」(上)(下)、部落解放・人権研究所『部落解放研究』一六八・一六九、二〇〇六年。
- <sup>33</sup> 前掲藪田「長吏文書」との出会いと関心」。
- <sup>34</sup> 藪田貫「風聞書」の世界―大坂町奉行所と「長吏の組織」― 同・寺木伸明編『近世大坂と被差別民社会』清文堂、二〇一五年。

- 35 坂本忠久『近世後期都市政策の研究』大阪大学出版会、二〇〇三年。
- 36 前掲後藤『開国期徳川幕府の政治と外交』。
- 37 原剛『幕末海防史の研究』名著出版、一九八九年、針谷武志「安政―文久期の京都・大阪湾警衛問題について」明治維新史学会編『明治維新と西洋国際社会』、吉川弘文館、一九九九年など。
- 38 上田長生「幕末期の大阪湾警衛と村々」大塩事件研究会編『大塩研究』第六八号、二〇一三年、「幕末期畿内の社会状況―大阪湾警衛を中心に」後藤敦史・高久智広・中西裕樹編『幕末の大阪湾と台場―海防に沸き立つ列島社会―』戎光祥出版、二〇一八年。
- 39 岩城卓二「幕末期の畿内・近国社会―摂津国一橋領における御用人足・歩兵徴発をめぐる―」『ヒストリア』一八八、二〇〇四年、「畿内の幕末社会」『講座明治維新』二、有志舎、二〇一一年、「幕末期畿内社会論の視点」『日本史研究』六〇三、二〇一二年。
- 40 保谷徹「神谷大介報告について」『関東近世史研究』七二、二〇一二年、八〇頁。
- 41 後藤敦史『開国期徳川幕府の政治と外交』有志舎、二〇一五年、二七四〜二七六頁、同「もうひとつの「黒船来航」―クリミア戦争と大阪の村々―」秋田茂・桃木至朗編著『グローバルヒストリーと戦争』大阪大学出版会、二〇一六年。
- 42 湯浅邦弘「ロシア軍艦ディアナ号と懷徳堂―並河寒泉の「攘夷」―」同『懷徳堂研究』、及古書院、二〇〇七年。この問題を扱った研究として、他に緒方銈次郎「露艦大阪入津と緒方塾」『上方』一三三号、一九四二年などがある。
- 43 以下、大坂町奉行の補任状況については『大日本近世史料 柳宮補任』五、東京大学出版会、一九六五年より。
- 44 馬部隆弘「京都守護職会津藩の京都防衛構想と楠葉台場」『ヒストリア』二〇六、二〇〇七年。
- 45 【わたしたちの文化財】明石藩舞子台場跡―発掘調査と保存・史跡指定―』『ヒストリア』二二七、二〇〇九年。
- 46 「埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて（報告）」、埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会、一九九八年六月
- 47 『松帆台場・松帆湊』、淡路町教育委員会、二〇〇五年、『舞子砲台跡』、神戸市教育委員会、二〇〇六年など。

<sup>48</sup> 『枚方市文化財調査報告第六〇集 楠葉台場跡』（本編）・（史料編）財団法人枚方市文化財研究調査会・枚方市教育委員会、二〇一〇年。

<sup>49</sup> 「小特集…大阪府枚方市楠葉台場跡の保存問題をめぐって」『ヒストリア』二〇六、二〇〇六年、「特集・幕末京都口の関門―枚方・楠葉台場跡」『ヒストリア』二二七、二〇〇九年。

<sup>50</sup> 唐澤靖彦「マルテロ・タワーとしての和田岬石堡塔…その世界史的位置」『和田岬砲台の源流を探る』、二〇一〇年、富川武史「江戸湾防備から摂海防備へ―品川御台場からみた和田岬砲台―」『品川御台場築造から和田岬砲台へ』、二〇一〇年、角田誠「明治初年における大阪湾の防備と和田岬砲台」『明治期における和田岬砲台』、二〇一一年、後藤敦史「幕末政治史と大阪湾防備―和田岬砲台築造の諸前提―」『一九世紀日本の国際環境と和田岬砲台』、二〇一二年、高田祐一「石材加工からみた和田岬砲台の築造」『石材加工からみた和田岬砲台の築造』、二〇一五年、拙稿「幕末の巨大プロジェクト―大阪湾の防備と砲台の築造に関わった人々―」『幕末の巨大プロジェクト 大阪湾防備と和田岬砲台』二〇〇八年。なおシンポジウムについては『大阪湾防備と和田岬砲台』二〇一四年。いずれも神戸市教育委員会編・神戸市兵庫区役所発行。

<sup>51</sup> 『兵庫県の台場・砲台』兵庫県教育委員会、二〇一三年、『幕末・明治の海防関連文化財群の調査研究―広域に所在する文化財群の調査と活用―』兵庫歴史文化遺産活用活性化実行委員会、二〇一五年。

<sup>52</sup> 梅溪昇「西宮・今津砲台築造関係史料について 一〜三」『研究報告』一〜三、西宮市立郷土資料館、一九九一・一九九三・一九九六年、『新修大阪市史』六 近世Ⅰ政治1、大阪市、二〇〇七年）、「和田岬・湊川崎砲台関係史料」について 一〜三」『研究紀要』二〇・二二・二五、神戸市立博物館、二〇〇四・二〇〇六・二〇〇九年、「嘉納次郎作家文書」に含まれる台場築造関係史料」『同』二七、二〇一一年、『和田岬御台場御築造御用留』、神戸市教育委員会文化財課、二〇一四年。

<sup>53</sup> 『関西城郭サミット番外編 お台場シンポジウム二〇一七 品川台場と堺台場「資料」』、大阪湾お台場シンポジウム実行委員会、二〇一七年。

<sup>54</sup> 前掲『幕末の大阪湾と台場―海防に沸き立つ列島社会―』。本書掲載論文は以下の通り。  
総論Ⅰ…後藤敦史「幕末政治史と大阪湾の台場」、総論Ⅱ拙稿「畿内・近国の社会と幕末の台場築造」、第一部…久住真也「幕末畿内の政治動向―維新変革の道筋」、上田長生「幕

末期畿内の社会状況―大阪湾警衛を中心に」、唐澤靖彦「世界の軍事技術史からみた大阪湾の台場」、中西裕樹「城郭研究と大阪湾の台場」、高田祐一「石材加工からみた大阪湾岸の台場」、馬部隆弘「楠葉台場研究の回顧と展望」、角田誠「淡路島における幕末海防築城」。

<sup>55</sup> 久留島浩『近世幕領の行政と組合村』東京大学出版会、二〇〇二年。

<sup>56</sup> 藤田覚『天保の改革』塙書房、一九八九年。

<sup>57</sup> 井上勝生『幕末維新政治史の研究』塙書房、一九九四年。同『開国と幕末変革』講談社、二〇〇二年など。

<sup>58</sup> 上田長生『幕末維新期の陵墓と社会』思文閣出版、二〇一二年。

<sup>59</sup> 谷山正道『近世民衆運動の展開』高科書店、一九九四年。同『民衆運動からみる幕末維新』清文堂、二〇一七年。

<sup>60</sup> 岩城卓二「畿内の幕末社会」前掲『講座明治維新』二、一八六頁。

<sup>61</sup> 前掲岩城「幕末期畿内社会論の視点」。

<sup>62</sup> 荒武賢一郎「幕末期における大坂の特質―御進発をめぐる社会状況―」『日本史研究』六〇三、五頁。

<sup>63</sup> 大国正美「十七世紀前半の兵庫津支配と町人―「撰河支配国」における尼崎藩の奉行と町の機能―」『神戸市史紀要 神戸の歴史』二四、一九九四年。

<sup>64</sup> 河野未央「近世兵庫津の町役人・惣代の職務について」『歴史と神戸』四六―二、二〇〇七年、「近世初期における摂津国沿海地域秩序の形成―いわゆる『三ヶ浦』システムについて―」『神戸大学史学年報』二一、二〇〇六年、「近世港湾都市機構の「形成」過程―兵庫津を事例に―」近代姫路大学人文学人権研究所『翰苑』一、二〇一四年。

<sup>65</sup> 田中彰『幕末維新史の研究』吉川弘文館、一九九六年。三谷博『明治維新とナショナリズム』山川出版社、一九九七年。金澤裕之『幕府海軍の興亡―幕末期における日本の海軍建設』慶應義塾大学出版会、二〇一七年。高橋茂夫「徳川家海軍の職制」『海事史研究』三・四合併号、一九六五年。近松真知子「開国以後における幕府職制の研究」『幕府制度史の研究』吉川弘文館、一九八三年。亀掛川博正「文久期の軍事改革（I）」『政治経済史学』二八一、一九八九年。朴栄濬「幕末期の海軍建設再考―勝海舟の「船譜」再検討と「海軍革命」の仮説―」『軍事史学』三八―二、二〇〇二年、安達裕之「海軍興起―久

世・安藤政権の海軍政策―』『海事史研究』六三、二〇〇六年、同「猶ほ土蔵附売家の榮譽を残す可し―横須賀製鉄所の創立―』『海事史研究』六四、二〇〇七年など。

<sup>66</sup> 神谷大介『幕末期軍事技術の基盤形成―砲術・海軍・地域―』岩田書院、二〇一三年。同『幕末の海軍』吉川弘文館、二〇一七年。同「文久・元治期の将軍上洛と「軍港」の展開―相州浦賀湊を事例に―』『関東近世史研究』七二、二〇一二年。また、神谷は近著において、「海軍の視点から戊辰戦争」を捉えなおすなかで、海軍力と基地機能の関係に着目し、鳥羽伏見の戦い時点においては海軍力に大きな差があった榎本艦隊と新政府海軍力であったが、最終的には各地の基地機能を接続して広域的な後方支援体制をつくり上げることができたか否かが、勝敗の帰趨を決したことを明らかにしている（神谷大介「戊辰戦争の海軍力と基地機能―江戸・東京近海の榎本艦隊をめぐって―」奈良哲二・保谷徹・箱石大編『戊辰戦争の新視点』（下）軍事・民衆、吉川弘文館、二〇一八年）。

<sup>67</sup> 前掲神谷「文久・元治期の将軍上洛と「軍港」の展開―相州浦賀湊を事例に―」五七―五八頁。

<sup>68</sup> 久留島浩・奥村弘編『展望日本歴史一七 近世から近代へ』東京堂出版、二〇〇五年、二―四頁。

<sup>69</sup> 高野明・島田陽共訳『ゴンチャロフ日本渡航記』雄松堂書店、一九六九年、六一六頁。

<sup>70</sup> 富川武史「高松彦三郎筆「内海御台場築立御普請御用中日記」(1)」「(5)」港区立郷土歴史館『研究紀要』一〇―一四、二〇〇八―二〇一二年」

<sup>71</sup> 馬部隆弘「京都守護職会津藩の京都防衛構想と楠葉台場」『ヒストリア』二〇六号、二〇〇七年。

<sup>72</sup> 岩城卓二「畿内・近国論」『岩波講座 日本歴史』第一一巻近世二、二〇一四年、九七―九九頁。

<sup>73</sup> 『新修神戸市史』歴史編Ⅲ近世、一九九二年、二四七―二五七頁。

## 第一章 大坂町奉行の情報基盤形成の端緒

### ―「長吏の組織」との関係性に着目して―

#### はじめに

一九世紀の江戸では、実効性の高い合理的な都市政策の立案・実施のために、事前に町奉行所による風聞の探索が行われ、集められた情報は政策立案の場面でも重視されていたことが坂本忠久によって指摘されている<sup>1)</sup>。坂本によれば、一八世紀半ばから一九世紀にかけて彼らが携わる御用は、それまでの治安維持的な活動にとどまらない広範な内容を持つようになったという。

恐らく、同様の状況は幕府の直轄都市である大坂でもみられた。遠国奉行である大坂町奉行の支配を支えた存在の一つとして、大坂の非人組織がある。天王寺、鳶田、道頓堀、天満の四カ所に設けられた垣外に集住し、総体としては「四ヶ所」と称される仲間組織を形成した。各垣外には長吏一人と小頭五人が置かれ、彼らは垣外仲間の指導・運営機関を構成した<sup>2)</sup>。垣外仲間の一般の構成員は若キ者と呼ばれ、さらに、その下には彼らが抱える弟子が存在した。これが大坂の非人組織の基本構造である。ただし、垣外仲間の構成員は、もとをたどれば各地から都市大坂に流入した百姓や町人を出自とする人々であり、彼らはその意識を、近世を通じて持ち続けている。

彼らは、町方における勸進を主な生活の糧とする一方で、町方や支配権力からは不断に市中に流入する乞食・貧人（野非人）を取り締まる役割、さらには治安の維持を要請されている。弟子を派遣し、あるいは自らが直勤する形で市中の町々や大店などの番人（垣外番）を勤めていたことは、この要請に応えた一つの形である。さらに、彼らは大坂町奉行所より、新たに都市に流入する野非人の狩り込みや追放を命じられ、後には犯罪人の捜査や捕縛、牢屋敷の詰番などの御用にも従事するようになっていく。また、摂津・河内、播磨三国の村々においては、村限りの治安維持を目的として非人番が抱えられていたが、彼らも四ヶ所長吏の下に編成され、一八世紀半ば以降、大坂町奉行から命じられる広域的な犯罪捜査や諜報活動に携わるようになっていく。このように、組織化を遂げ、大坂町奉行所の治安維持や情報収集機能を支える姿も、近世後期から幕末にかけてみられる大坂の非人組織の特質であった。

彼らが大坂町奉行所の下で広範な御用を担ったことは、これまでも数多くの先学が指摘している。なかでも、内田九州男と塚田孝の研究は大坂の非人組織が勤めた公務・御用に

ついで包括的に論じた研究として評価される<sup>3</sup>。内田は、盗賊方の手先、町回り方手先、町目付手先としての御用や他国への犯罪人の探索、捕物からなる非人の公務の輪郭を整理し、大坂町奉行所の警察機能は四ヶ所がこれらの御用を担うことよって実現されたと位置づけている。また、塚田は非人の御用について、盗賊方と定町廻り方の御用を明確に区別する意義を指摘し、大坂町奉行所の警察機構全体のなかでの非人の御用の位置づけについて再検討を試みている。塚田の整理に従えば、非人の御用は盗賊方、定町廻り方、町目付のもとの御用からなり、盗賊方のもとの御用が中心的なものだったという。加えて、松岡秀夫・横田久和、のびしようじらによつて、摂津・河内・播磨三国の村々が一村限りの治安維持を目的に抱えていた村方非人番が四ヶ所長吏の下に編成され、西国にまで及ぶ広域的な犯罪捜査に動員されたことが明らかにされている<sup>4</sup>。

ただし、これらの研究は近世都市論、あるいは身分論の立場から、都市大坂における治安維持機能を実現するものとして、あるいは当然のことながら、その身分的位置づけから、非人身分が勤めた御用のあり方に関する静態的なシステムとして論じるものが大半である。また、村方非人番を動員する大坂町奉行所の広域的な警察機能に関する議論についても、御用増大の問題を介し、村方と非人番や彼らを配下に編成する四ヶ所長吏、御用を命じる大坂町奉行所との間に生じた対立構造については指摘するものの、御用を命じる大坂町奉行、あるいはその背景にある、幕府による支配を支える存在としての特質を論ずる視点は欠いている。

彼らが勤めた御用を丹念に追ってみると、一九世紀には彼らが大坂町奉行所の命に従って収集した情報は、天保の飢饉や異国船の来航問題等、大坂町奉行の社会・経済政策や軍事・外交問題をも含む、大坂町奉行の様々な政治的判断を支える役割を果たすようになっていた。それゆえ、彼らの組織や御用勤めについては、単に非人身分のそれとしてではなく、大坂町奉行の支配を支える機能として積極的に評価することが求められるのではないかと考える。

そこで、本章ではまず、四ヶ所の垣外仲間、および摂津・河内、播磨の村方非人番を含め、四ヶ所長吏の指揮下で大坂町奉行所の御用に携わった組織を「長吏の組織」と位置づけ、大坂町奉行所と四ヶ所、さらに「長吏の組織」との関係性がどのように形作られたのかを明らかにしていきたい。この点に関して塚田は、宝暦期に四ヶ所が町方に派遣する垣外番が大坂町奉行所盗賊方に「機能的に包摂」され、市中に全面的に展開するようになることを指摘している<sup>5</sup>。だが、宝暦期に行われた大坂町奉行自身の処分を含む奉行所全体

の肅正に絡んで、四ヶ所の存在が大きくクローズアップされており、両者の関係性の成立には、この肅正問題が少なからざる影響を与えているものと思われる。それゆえ、本章においては、肅正を実施した江戸の幕府中枢との関係についても着目してみたい。

### 一 寛政改革における江戸幕閣の処遇に関する風聞書

天明七年（一七八七）六月、天王寺長吏は江戸幕閣の去就に関する風聞書を入手している。<sup>6</sup>この風聞書は冒頭に、同月八日に小性組番頭格惣勘定に就任し、江戸の打ちこわしの収束に当たることとなった伊奈忠尊が就任直後の同月十一日に江戸市中に対して行なった申し渡しを、続いて打ちこわしの原因を作ったとされる北町奉行曲淵景漸の千石召し上げと西丸留守居への左遷について記載する。さらに続けて「御老中之内も式三人御遠慮被仰付候、其外役人数知す遠慮御方御座候」と、老中をはじめとする幕府役人の左遷・罷免に関する情報を並べる。実際、松平定信の老中首座就任後、田沼派の大老井伊直幸、老中水野忠友・松平康福の三人が職を追われ、また同年十月には大坂西町奉行佐野正親も罷免されておき、長吏の許に寄せられた風聞書の情報の確かさが看取できる。西町奉行を罷免された佐野正親は、大坂の両替商を融通方に指定した内密御用金の上納など、田沼意次による経済政策を大坂において支えた人物である<sup>7</sup>。使番から跡役に座った松平貴強は、この後、寛政九年（一七九七）まで西町奉行の地位にあり、大坂町奉行所の警察・諜報機能の強化・拡充政策を強力に推進していく。この天明七年に行われた大坂西町奉行の人事は、まさに田沼政権の崩壊と、松平定信を中心とする改革派政権の誕生を象徴する人事であった。

この風聞書の存在は、長吏らがその田沼政権の崩壊後の幕府中枢の人事情報をいち早く入手していたことを我々に伝えてくれるが、そのことは支配権力の末端で御用に携わる長吏たちにとって、幕府の人事情報がそれだけ重要な情報として遣り取りされるようになっていたことを示している。

だが、一八世紀半ばの時期は、大坂の非人組織が幕府の人事情報に関心を示すようになるだけでなく、幕府の側も大坂町奉行所の警察御用を担う大坂の非人組織<sup>8</sup>「長吏の組織」に対して関心を持ち始める時期でもあった。次に、そのことが読み取れる宝暦期の事例を二例確認していくこととする。

## 二 幕府側の対応



## (一) 宝暦七年、目付岡部元良の問合せ

宝暦七年（一七五七）五月一日、目付岡部元良<sup>8</sup>は大東坂町奉行所に対し、「四ヶ所御用勤来候事、其外中ヶ間諸事」に関する問合せを行っている<sup>9</sup>。東町奉行所は早速、四ヶ所長吏らを召し出し、御用勤の来歴に関する書付の提出を命じた。長吏らは翌一六日には御用の来歴に関する書付と撰津・河内両国、及び町方から申し受けている諸事徳用等に関する書付を、東町奉行所地方役に対して提出している。ただし、彼らを実質的に支配していたのは盗賊方であることから、彼らは盗賊方与力葛山亀右衛門・磯矢市左衛門に対して同様の書類を提出することになっている。また、四ヶ所長吏らは、御用召しの翌日には関係書類を提出していることから、このような由緒、あるいは奉行所との関わりを示す書類は四ヶ所の中で常に管理されていたものと思われる。

目付の岡部が、四ヶ所長吏らを直接支配する盗賊方ではなく、地方役を通じるルートで問合せを行なったのは、当時、岡部が携わっていた役向きと深く関係する。岡部は宝暦七年三月一日、勘定吟味役小野一吉とともに、大坂両川口新墾検地の命を受けて来坂している<sup>10</sup>。この新墾検地は前職の大坂西町奉行で、当時勘定奉行の地位にあった中山時庸の建議によるものだが、この建議の真の目的は別にあった。大坂両川口附近の地所に関しては、以前より開墾を願ひ出る者が存在したのだが、中山は西町奉行在勤中にはこれを支障があるとして許可していない。彼が開墾を許可しなかった理由は、中山自身がすでにその土地を開墾させ、上納される運上金を私的に流用していたからだ<sup>11</sup>とされる。つまり中山が建議した目的はそのことを露顕させないことであつたわけである。

しかし、岡部・小野らによる検地の結果、中山が私的に流用していた運上金は五百両にものぼることが判明し、同年八月五日、中山はその罪を咎められて、勘定奉行を罷免となり、知行五百石減封のうえ、小普請入り・閉門に処せられている。そして、部屋住みのまま小姓組番頭格の地位にあつた倅の時寿もこれに連座し、職を追われることとなつた<sup>12</sup>。

さらに、八月二七日には中山の後任である西町奉行桜井政甫と東町奉行細井勝為も、同じく新田運上金を横領した罪で罷免され、小普請入り・閉門を命じられている<sup>13</sup>。

中井信彦によれば、元文―宝暦期（一七三七―五三）に勘定奉行の地位にあつた神尾春央らは、一七世紀後半から一八世紀前半にかけての農業生産力の上昇を背景とした年貢収奪強化政策を実行しているが、この強化策は効果を示すと同時に、米価の下落により、幕府に財政上の困難をもたらすという深刻な矛盾を生んだとされる<sup>14</sup>。これに関連して、宝暦七年から九年にかけて美濃郡代青木安清をはじめ、神尾の政策に関わつた代官らが大量

に処分されているが、この大坂町奉行所をめぐる新墾地における運上金の私的流用に対する肅清も、実際には勘定奉行神尾らによる行き過ぎた年貢過重徴収政策の見直しにかかる政局の動きと連動するものとして理解するべきであろう。

目付岡部による四ヶ所の御用勤来歴に関する問い合わせも、勘定奉行及び大坂両町奉行の肅清に繋がった、この新墾検地の一環として行なわれたものであり、地方役を介したのもそのためである。

だが、岡部のこの問合せへの対応は、当時の幕府と大坂町奉行所、そして「長吏の組織」の関係性について興味深い事実を伝えている。まず四ヶ所長吏は、求められた御用勤に関する来歴などのほかに、四ヶ所由緒の源泉である四天王寺悲田院との関係を示す由緒書と検地書付の写も併せて提出している。このように、求められた以上の情報を提供している点に鑑みると、彼らは幕府からの仲間組織に関する問合せを、自らの存在を公にし得る絶好の機会と捉えたと考えていいだろう。彼らが提出した御用勤の来歴は残されていないが、これについても自らの立場に沿って詳細に記していたはずである。

にもかかわらず、大坂東町奉行所が目付の問合せに対して提出した書類は、「舊ク相勤候者」とだけ記した五寸四方の紙片一枚のみであった。つまり大坂町奉行所としては、「長吏の組織」との関係について、幕府に対し極力明らかにしない方針をとったといえる。その理由は定かではないが、吟味を受ける側の立場として、慣習的な関係で結ばれた「長吏の組織」との関係にまで追及の手が及ぶことを避ける意図があったと思われる。

このことから、宝暦七年段階においては、未だ「長吏の組織」を動員する大坂町奉行所の警察機能はローカルな慣習に基づいた非公式な関係として存在しており、大坂町奉行所としては、それを自らの隠れた政治的機能として保持し続けることを根底において希求していたといえよう。

逆に幕府としては、大坂町奉行所と「長吏の組織」のそうした関係を掌握しようとする意向を、この問い合わせによって示し始めたともいえる。

## (二) 宝暦一二年、長吏・小頭の江戸召喚

続いて宝暦一二年五月、幕府は天王寺長吏善助、鳶田長吏吉右衛門と天満小頭清右衛門・源右衛門の四名を江戸南町奉行土屋正方・目付三枝守明、勘定吟味役小野一吉の下に召喚している<sup>14</sup>。この四人はそれぞれ長吏・小頭への預け処分に処せられており、出府にあたっては鳶田小頭伊八と天王寺小頭十助が差添人として同行している。召喚の理由は、河内国錦部郡三日市村庄屋六兵衛一件に関連する事とされるが、詳細は定かではない<sup>15</sup>。

この長吏・小頭らの江戸召喚と時を同じくして、大坂東町奉行所では奉行所全体を対象とする吟味が行われていた。宝暦十一年十一月、目付三枝守明と勘定吟味役小野一吉・白山源大夫、評定所留役、本勘定方、徒目付、普請役ら十九名が、御用金の調達、米相場・金銀相場の調査のほか、大坂東町奉行所の吟味を目的として来坂している<sup>16</sup>。彼らによる取調べは「西町奉行所の門を閉じ、城代役所から三人が御用掛として同奉行所内に宿泊する」という物々しいもの<sup>17</sup>であったという<sup>17</sup>。賀川隆行によれば<sup>18</sup>、この吟味の結果、東町奉行所与力田中卯右衛門、同心坂部弥平太、銭小貸願人桶屋市郎兵衛の死罪をはじめ、多くの東町奉行所役人らが処分されており、さらに東町奉行の岡部元良にまで追及の手が及ぶものだったと指摘している。岡部はこの東町奉行所諸役人の処分について進退伺いを提出するも、宝暦一二年一月一日には登城出がけに急病を発症し、夕刻には死去したとされる<sup>19</sup>。病死とはされているが、これは紛れもなく奉行所の吟味に対する抗議の憤死である。

その後の処分の展開をみると、岡部元良自身はこのような形で死去したため、直接処分が下されることはなかったが、翌日には役宅引き払いを命じられ、さらに翌年一〇月六日に遺跡を継いだ倅元珍は「父元良職にあるとき、隊下の与力同心をして市人の金子を借りし事露頭し<sup>20</sup>」たことに連座させられる形で、小普請入り・閉門を申し渡されている<sup>20</sup>。賀川は、両替商や町奉行所下僚だけでなく大坂町奉行にまで及んだ東町奉行所全体を対象とする粛清について、「この頃は地方役人の粛清が行なわれた時期でもあることから、米価下落・金相場高騰の責任をとらされたということもできる」、と指摘している。享保期後半から天明期において、勘定奉行中山時庸や大坂町奉行岡部元良をはじめ、勘定気味役、勘定奉行、そして大坂町奉行という経済政策と密接な関係を持つ諸職の粛正が、幕府職制のなかでも際立って多い<sup>21</sup>。支配を担う官僚機構・組織は政治改革や政権交代に伴って改編・整備されていく性格のものである。政治改革に関する研究においては、その背景として役人による不正の横行や頽廃が議論され、積極的な人材登用とあわせて、現職者の粛正が行われたことが議論されるが、政治改革や政権交代は必然的に前政権が行った政策の批判的敬称と、前政権の諸政策を担った役人の新政権による否定を伴う。岡部の例もそうした事例の一つと考えられるが、そうした幕府中枢における政治方針の変更に沿う形で、「長吏の組織」の存在がクローズアップされている点は、大坂町奉行所の位置づけを考える上でも興味深い点である。

また小野田一幸は、時を同じくして天王寺長吏善助らが江戸に召喚されていたことについて、彼らを召し出した目付三枝守明と勘定吟味役小野一吉が、この東町奉行所の吟味に

も携わっていた人物であることから、「盗賊方の御用などを通して町奉行所と関わりがあった四ヶ所にもその探索の手は延びたものと考えられる。それが、長吏・小頭等の預け処分という肅清に至った」<sup>22</sup>と東町奉行所の吟味との関連を類推している。宝暦一〇年代において幕府は評定所の組織強化をはかり、政策の決定と実施にあたって、大坂に対しては強硬な態度を示していた点に鑑みると<sup>23</sup>、大坂東町奉行所の肅清と大坂町奉行所の御用を担う四ヶ所長吏らの江戸召喚の間には、何らかの関係性があつたとする小野田の指摘は、妥当性を持つものと考ええる。

### (三) 御用勤め方に関する申し渡し

さて、その天王寺長吏らの江戸召喚から二ヵ月後の七月二十七日、西町奉行所公事場において、盗賊方与力立会いのもと、御用勤めに関する申し渡しが行われている。この申し渡しに関しては二種の請書案が確認されているが、このうちの一つはこれまで内田や塚田によって分析の対象とされてきたものである【史料①】。この史料を基にした先行研究によって、宝暦期に盗賊に関する情報を入力した際の捜査手順に変更が加えられたこと、新たに四ヶ所が町方や大店に派遣する垣外番が大坂町奉行所盗賊方の初動捜査に組み込まれたことなどが明らかにされている。

いま一つの請書案は『悲田院長吏文書』<sup>24</sup>の刊行により、その存在が明らかとなったものであり、これまで分析されたことのないものである【史料②】。この二つの請書案は大筋で共通するものの、細かな文言を見ていくといくつかの相違点を確認できる。そのため、ここでは少し長文になるが、二つの請書案を全文掲載し検討を進めることとする。

#### 【史料①】<sup>25</sup>

宝暦拾貳年壬午七月廿七日

西御番所様御公事場ニ而盗賊御吟味方様

安井新十郎様

八田五郎左衛門様

新十郎様外御用ニ付御仮役

仁木九郎兵衛様

五郎左衛門様同様ニ付御仮役

羽津治郎兵衛様

右御四人様御立会之上被為 仰渡候者

近頃町在共盜賊多致徘徊候處、四ヶ所長吏・小頭共、此節心得違致居候哉、手当行不屈多分者不相知二付、向後者町在垣外番江申付置、盜賊等這入候趣聞付次第其家江密二參、聞合少二而茂様子相分り候ハ者、直二方角之長吏小頭共江申達、早々致手当其段早速盜賊方御役人様江御注進可奉申上候、是迄右体之儀有之節者、長吏小頭共（より）御役人様方江相窺候上手当致候得共、其内手延二相成候二付、右之通此度被仰渡候事二候間、心得違仕間舖旨被為仰聞候御事

一右二付而者以來垣外番之者共随分慥成者相改申付置、少二而茂私之義不仕様第一二申渡、盜賊筋之儀重二聞合御注進可申上様被為 仰付候御事

但外垣番無之茂有之候隣町番人共同様二相心得可申候、在方者差定候番人大方ハ無之候間、小屋番人共江右之趣可申渡旨被仰渡候事

一当春以來四ヶ所長吏小頭共被召仕方御改被成候儀茂有之、其上江戸表江被為 召吟味二相成儀茂有之二付、心得違不出精仕候儀者有之間敷事二候得共、自然左様之筋二茂候ハ者甚以心得違之事二候、何レも身分之程を忘却不致万事相慎、内聞仕候二付如何之儀者勿論重高成取斗等不仕、神妙ニ出精仕候様ニとの思召二候間、其旨相心得随分無油断出精可仕旨急度被仰付候御事

一四ヶ所長吏・小頭共致出精候節者 御上様（より）御褒美被為 下候儀ハ格別、先達而ハ七月十二日御褒美等被下候得共近年被相止候、此儀茂先例之通 被為下候趣二思召候旨、先ッ御内分ニ而被為 仰聞難有奉承知候御事

一右被為 仰付趣四ヶ所手下并在方番人共迄も心得違無之様可仕旨被仰付候御事

右之段被為 仰付候二付、早速相殘有小頭共立合、御慈悲難有互ニ申合、摂河小頭番人末々之者迄茂一々承知仕、猶心得違無之様手下之者共へ申付、堅相守可申候、以上

七月廿七日

【史料②】<sup>26</sup>

宝曆拾貳年

壬午七月廿七日

御番所様御公事場ニ而  
盜賊方様

安井新十郎様

八田五郎左衛門様

仁木九良兵衛様

羽津治郎兵衛様

右御四人様御立合之上ニ而被為仰渡候趣

一近年町方盜賊等徘徊致候處、四ヶ所長吏・小頭共、此節心得違致居候哉、手当行不屈御用不便事ニ付、手下之者共町方昼夜番等ニ参候哉、其町内之儀者不及申ニ、隣町之義ニ而も盜賊等這入候節、聞付次第右盜賊這入候町家へ密ニ参り、聞合疾与手当致置、御内意等盜賊方御役人様江御窺可奉申上候事

一四ヶ所長吏・小頭共御用相進ミ出情いたし候儀、都而恐入、心得違致難差免候ニ付、相愼神妙ニ御用出情可致旨、被為 仰渡候事

一四ヶ所長吏・小頭共致出情候節、御上様（より）御褒美被為下候儀ハ格別、先例之通御褒美被為下候趣、御内聞ニ而被為仰聞難有奉承知候事

一右被為仰付趣、四ヶ所手下并在番人共迄も心得違無之様、被為仰付候御事

一右之通被為仰渡候上ハ、先達而四ヶ所ノ者共へ御上様（より）御尊書、未夕恐多御答不奉申上（候欠力）得共難有被為 仰渡候上者、御赦免被為成候哉之旨、被為 仰聞難有奉承知候御事

右之段被為仰付候ニ付、早速相残り候頭共立合、御慈悲難有申達、互ニ申合并ニ摂河小頭番人末々之者迄も一々承知仕、猶心得違無之様手下之者共へ申付、堅為相守可申候、以上

七月廿七日

道頓堀長吏

仁兵衛

天王寺小頭

善八

平助

飛田小頭

文右衛門

天ま小頭

太右衛門

右之趣、五人之者共へ被為 仰付難有

奉承知一々奉畏候御事

四ヶ所

長 吏

小 頭

はじめに、この申し渡しに対する請書案の成立事情について検討したい。この二つの請書案を通覧してみると、この申し渡しには大坂町奉行の内意が多分に含まれていることがわかる。まず②には、長吏・小頭の処分に関する赦免を申し渡す「御上様」の「御尊書」が存在することが記されており、この申し渡しは右の天王寺長吏善助らの処分の問題とかわつて通達されたものであることがわかる。この点は、①に「江戸表江被為 召吟味ニ相成儀茂有之ニ付、心得違不出精仕候儀者有之間敷事ニ候得共」とあること、また、この申し渡しは預け処分の対象となった天王寺長吏善助・鳶田長吏吉右衛門、配下の小頭二名が処分を受けた天満長吏をのぞく、道頓堀長吏仁兵衛と天王寺小頭善八・平助、飛田小頭文右衛門、天満小頭太右衛門らを宛先とし、彼等「相残り候頭共」立会いの上で、「撰河小頭番人末々之者迄も一々承知」させ、「心得違無之様手下之者共へ申付」るよう命じていることから伺える(②)。つまり、長吏・小頭らの江戸召喚の要因となった処分について、これを赦免し、以後「長吏の組織」として御用を精勤するようにとの上意が示されているのである。

次に「四ヶ所長吏・小頭共致出精候節、御上様(より) 御褒美被為下候儀ハ格別、先例之通御褒美被為下候趣、御内聞ニ而被為仰聞」と精勤に対する褒美の下賜が奉行の内意として示されている点である(①②)。御用勤め方精勤に対する褒美については、文化九年(一八一二)に作成された「四ヶ所并施行院由緒書写」にも記述があり、明暦二年(一六五六)八月、大坂町奉行松平重綱・曾我近祐の時代に小川藤兵衛・古屋新十郎より無宿盗賊大和の長右衛門らの捜査を命じられ、その働きの褒美として銀二枚を、さらに延宝六年(一六七八)二月、大坂町奉行石丸定次からの直々に命じられた撰州清荒神清澄寺に押し入った盗賊捕縛に関する精勤の褒美として銀二枚を下賜されたことが列記されている。褒美の下賜は格別のことであると記していることから、本来は各事案に関して個別に下賜される性格のものであった。それが御用の増大に伴って「先例」化した時期があったものと思われる

る。この申し渡しでは、それを奉行からの内意として申し渡すことで、制度化が図られている。実際、宝暦一四年には朝鮮通信使使節を殺害した対馬藩士鈴木伝蔵の探索に尽力したことを賞せられ、長吏らは大坂町奉行所より褒賞されている<sup>27</sup>。

このように、この申し渡しには、いくつかの大坂町奉行の内意が示されていることが理解される。先に述べたように、当時、東町奉行所の肅清に関連して奉行の岡部元良が死去した。その後任として鶴殿長遠が東町奉行に補任されたのは、同年二月一五日である。①にはさらに宝暦一二年春に「四ヶ所長吏小頭共被召仕方御改」が行われたことが記されているが、この改めはおそらく新奉行の着任に際して行われたものである。また先に見た東町奉行所の肅清において、幕府は大坂表に対し強硬な態度を示していたことに鑑みると、「長吏の組織」が担う大坂町奉行所の御用に関して規定するこの申し渡しに対しても、その意向を反映させようとしただろう。つまりこの申し渡しの作成に関して、江戸表の意を受けた新奉行が影響力を発揮した可能性は決して低くない。

では、幕府の意向とは何を意味するのだろうか。この申し渡しの主題は徘徊する盗賊が増加したことに伴う、御用勤め方の改正にある。しかし「如何之儀者勿論重高成取斗等不仕、神妙ニ出精仕候様」との上意が示され、「其旨相心得随分無油断出精」するようにと命じられているように、この申し渡しが「長吏の組織」に対して、御用勤め方に関する規制を加えるものである点を見逃してはならない(①)。幕府は、長吏・小頭らの江戸召喚によって、ある程度の実態については把握することになったのではないかと考える。ただし、そこで問題となったのは大坂町奉行所と「長吏の組織」の関係は、あくまでも盗賊方与力・同心との個別関係が強く働く、地域的な慣習に基づく非公式な関係だった。そして彼らの御用勤め方に関する規定が制度化されていないことが、勤め方に対する「不出精」や「心得違」、「重高成取斗」を生じさせる要因として判断されたとしても不思議ではない。

つまり、この申し渡しは盗賊の増加を背景としつつ、大坂町奉行所の御用を担う「長吏の組織」に対して規制を加え、精勤に対する褒美の給付を成文化したのとして評価できる。言い換えれば、慣習的な形で存在していた在地支配システムを、公式な制度に改編していく、幕府の意向を強く反映した動きとして評価することができよう。そして、この点は次章で論じる寛政改革期における御用勤め方や仲間取締りに関する規定の成文化の流れにもつながる。

#### (四) 宝暦期における制度化の限界

ただし、そこには宝暦期における制度化の限界も存在した。二つの請書案のうち、筆者



は②が大坂町奉行所からの当初の申し渡しに、より近い文面ではないかと考えている。それは①には「長吏の組織」側の意向が強く反映されているからである。

まず、捜査対象となる範囲について、①では「近頃町在共盜賊多致徘徊候處…」と町方・在方双方を含むのに対し、②は「近年町方盜賊等徘徊致候處…」とその範囲が町方に限定されている。これは①が「向後者町在垣外番」とし、②が「手下之者共町方昼夜番等ニ参候哉」とする部分にも共通する。また、この部分に関していえば、①が四ヶ所から町方に派遣される番人を明確に「垣外番」と規定しているのに対し、②では「手下之者共町方昼夜番等ニ参候哉」と曖昧な文言に留まっている。さらに①には「以来垣外番之者共随分慥成者相改申付置、少ニ而茂私之義不仕様第一ニ申し渡し、盜賊筋之儀重ニ聞合御注進可申上様被為 仰付候御事」と垣外番を抱えいれる際の規定まで盛り込んでいる。

また、盜賊に関する情報を入手した際の捜査手順についても、①と②では大きな違いがある。まず、①では「直ニ方角之長吏小頭共江申達」と、垣外番から長吏・小頭への報告が明記されているのに対し、②にはその規定がない。

つまり、①では四ヶ所が町在に派遣する番人を垣外番と明確に定義し、しかも垣外番の抱え入れに関する規定も盛り込んだ上、さらに垣外番と盜賊方との連絡の手順に、長吏・小頭が介入することを規定せしめているのである。

では、二つの請書案にこのような相違が生じたのはなぜだろうか。まず大坂町奉行(所)が、四ヶ所の組織構造について、必ずしも明確に把握しきれてなかった点があげられる。これは町方に派遣する番人の認識が、「手下之者共町方昼夜番等ニ参候哉」と極めて曖昧な表現となっていることから伺える。塚田が指摘するように、垣外番が市中に全面的に展開するようになるのが、この申し渡しと前後する宝暦期以降だとすると、御用遂行機関としての「長吏の組織」が、組織化という点においては未成熟な段階にあったといえる。宝暦期において「長吏の組織」は、大坂市中への垣外番の派遣という新たな展開により、組織構造としては拡大過程にあったのである。

つまり、支配権力側としては盜賊の増加に対処するため、「長吏の組織」を大坂町奉行所の警察機能に取り込むための試みを示し、逆に「長吏の組織」としては、未だ支配権力が把握していない部分に、自らの組織の要求を実現する契機を見出し得ていたのである。①に見られる垣外番の抱え入れに関する規定や、その垣外番が「機能的に包摂」<sup>28</sup>された大坂町奉行所盜賊方の捜査手続きの中に、長吏・小頭への通知規定を加えているところには、勢力伸張をはかる「長吏の組織」の意図を読み取ることができるのである。

## おわりに

本章では、一八世紀半ばにおいて幕府、大坂町奉行と「長吏の組織」がどのような関係性にあつたのかを検討した。詳しくは次章において述べるが、四ヶ所の「由緒書」や「御用勤来歴」において四ヶ所は、大坂町奉行所の下で犯罪捜査等の御用に携わるようになる経緯について、一七世紀初頭にさかのぼる来歴を並べたてている。しかし、「由緒書」「御用来歴書」は自らの立場を優位にするために作成、提出されるものであるから、当然、そこには脚色や誇張、誘導が多分に含まれることになる。それゆえ、本章で検討してきたように、実態としては、後に常態化する犯罪捜査や風聞探索など広範な御用を命じる大坂町奉行とそれを担う「長吏の組織」の関係は、一八世紀半ばに漸く緒についた、といっていだらう。

幕府は、宝暦期に大坂町奉行所を舞台に展開された不正を糺す目的で、相次いで大坂町奉行自身をも対象とするような肅正を行う中で、大坂町奉行の政治的機能を補完する役割を持つようになりはじめていた「長吏の組織」の存在に注目するようになった。だが、この時点においては、「長吏の組織」も大坂町奉行所の御用を担う組織としては未成熟の段階にあり、また、御用をめぐる大坂町奉行所との関係も制度的に公認されたものではなかった。それゆえ、大坂町奉行所自体も「長吏の組織」の全貌を把握しきれてはいなかったことが、両者の間で作成された御用勤め方に関する申し渡しからうかがえる。つまり、宝暦一二年七月二七日に大坂西町奉行所公事場において、盗賊方与力立会いのもとで行われた御用勤め方に関する申し渡しは、御用を命じる「長吏の組織」との関係性を明確化・公式化する作業の一階梯であつたといえるだろう。御用への動員が増加していくなかで、大坂町奉行の広域支配を実現させる上で欠かせない機能のひとつとして、彼らの組織を認識するようになっていったのである。一方、四ヶ所の側も、幕府や大坂町奉行所とのやり取りを通じて、大坂町奉行所の御用を担う組織として公式に位置づけられることを希求し、あわせて勢力の伸長を目指していったといえよう。

<sup>1</sup> 坂本忠久『近世後期都市政策の研究』大阪大学出版会、二〇〇三年。

<sup>2</sup> 内田九州男「近世非人論」(『部落史の研究』前近代編、部落問題研究所、一九七八年)。

塚田孝『近世大坂の非人と身分的周縁』部落問題研究所、二〇〇七年。

3 内田九州男「江戸時代後期の非人の「公務」について」『歴史科学』第八七号、一九八一年。塚田孝「近世大坂における非人集団の組織構造と御用」『年報都市史研究』8 都市社会の分節構造』山川出版社、二〇〇〇年（後『近世大坂の非人と身分的周縁』（部落問題研究所、二〇〇七年）に再録。）

なお大坂の非人組織が勤めた警察御用について論じた研究として古くは藤木喜一郎「大阪町奉行所管下に於ける司法警察組織について」（『創立七十周年関西学院大学文学部記念論集』一九五九年）、岡本良一『乱・一揆・非人』（柏書房、一九八三年）などがある。

4 松岡秀夫・横田久和『「非人番」研究ノート』西播地域皮多村文書研究会編『近世部落史の研究 上』雄山閣出版、一九七六年。のびしようじ「村方非人番の成立」『地域史研究』第一六卷第三号、一九八七年。同「広域非人番制の展開と村々の抵抗」（一）（二）『地域史研究』第一七卷第二・三号、一九八八年。

5 前掲塚田『近世大坂の非人と身分的周縁』一三六〜一四三頁。

6 「天明七年（一七八七）未六月一日、米価調査につき、伊奈半左衛門より口達（史料番号 1157）」長史文書研究会編、部落解放・人権研究所刊『悲田院長史文書』、解放出版社、二〇〇八年、三五六頁。

7 賀川隆行「天明五年の大坂御用金と対馬藩」『三井文庫論叢』第二七号、一九九三年。

8 岡部家は武蔵国に二千石を知行する中堅旗本であり、代々当主は小姓組番士・書院番士を勤めている。元良は父監物の死去に伴い享保九年（一七二四）に遺跡を継ぎ、元文二年（一七三七）に西丸書院番、延享二年（一七四五）に使番に進み布衣となる。小笠原内膳長恭への陸奥国棚倉城引渡しの上使を勤め、また江戸城二丸火災時にはその精勤が認められる。宝暦二年に目付となり、宝暦六年九月六日、堺奉行稻生左門が死去にしたことから、跡役が決まるまでの数日間、堺奉行を兼帯（但し九月一日、西丸目付池田修理が堺奉行を拝命したため『柳營補任』には頭れず）。翌七年九月四日には大坂川口の新墾検地を行い、同月六日、大坂東町奉行に就任し、同年十一月朔日、従五位下対馬守叙任。

9 「宝暦年中、悲田院から公儀への由緒書提出にかかる覚書（史料番号 873）」『悲田院長史文書』二頁。以下、関係箇所掲げる。

宝暦七年丑五月十五日

東御番所様へ四ヶ所御召ニ而罷出候處、被為 仰付候へ、此度 御目附岡部久太良様（よ

り)其方共儀御尋被遊候間、四ヶ所御用勤来候事、其外中ヶ間諸事書付差上候様被為仰付、則四ヶ所勤来候事并諸事徳用撰河町方(より)申請候事書付、同月十六日 東御番所様地方御役所へ奉指上候、其節当所悲田院由緒書并檢地書付之写、別紙二書付相添、一所二奉指上候事

但四ヶ所(より)指上候書付控ハ高原会所二有之候

御役人地方 金井塚与一右衛門様  
進藤三右衛門様

右地方御役所へ書付奉指上候通、盜賊改御役人葛山亀右衛門様・磯矢市左衛門様へ奉差上候事

同月十六日当所悲田院・施行院由緒書地方御役所へ奉差上候故、為念御寺中御役所へ御内意奉申上候処、差上候通書付差出し候様被仰付候故、則先達而御寺中(より)被為下候書付之通之写、同月十八日御寺中御役所へ奉差上候、其後從 御番所様御寺中様へ此儀御尋有之候

由、御寺中御役人村上直左衛門殿(より)一寸御沙汰有之候由、併其後從御番所様、其方共儀旧ク相勤候者と斗、五寸四方

程成紙二書付、江戸表へ被為遣候由、金井塚与一右衛門様(より)被為御聞候間、此書付差戻し被為成候

<sup>10</sup> 岡部元良は、宝曆三年、目付に就任し、同六年九月六日、堺奉行稻生左門の死去に際しては、跡役に池田政倫が就任するまでの数日間これを兼帯している

<sup>11</sup> 「惇信院殿御実記廿六」『徳川実紀』第九篇、吉川弘文館、一九六六年、六九〇頁。

<sup>12</sup> 「惇信院殿御実記廿六」『徳川実紀』第九篇、六九二頁。宝曆七年八月二七日の項に両大坂町奉行の罷免理由として「其地に開墾すべき所の租税銀を私し。開墾のこと企て申こふものあれば。さはることありとて。こばみし事あらはれ」とある。

<sup>13</sup> 中井信彦『転換期幕藩制の研究』、塙書房、一九七一年、三七頁。

<sup>14</sup> 「六 悲田院・鳶田長吏ら江戸呼出につき付添小頭連名届書写」岡本良一・内田九州男編『悲田院文書』、清文堂、一九八九年、三四頁。

<sup>15</sup> 「安永四年(一七七五)、河州三日市村庄屋六兵衛一件の費用につき、三郷町中へ願ひ出(史料番号86)、『悲田院長吏文書』三三三三〜三三三四頁。

<sup>16</sup> 前掲中井『転換期幕藩制の研究』五三頁。

- 17 前掲中井『転換期幕藩制の研究』五二頁。
- 18 賀川隆行「宝暦期の大坂御用金」『三井文庫論叢』第一八号、一九八四年。
- 19 前掲中井『転換期幕藩制の研究』五二頁。中井はこの東町奉行岡部の死について「東町奉行の急死の事情を詳らかにしないが、のちに家督相続を許されると同時に閉門を命ぜられているから、変死であったに違いなく、それが奉行所役人の江戸出役人による召喚・入牢と無関係でなかったことは推測にかたくなし、それに先立つ町人の召喚・取調（正月二八日に約一〇人の牢舎を含む四七、八名の処罰が行なわれた）ともおそらく無縁でなかろう」としている。
- 20 大坂町奉行岡部元良の死去及び、倅元珍の処分理由について『徳川実記』は「前の大坂町奉行岡部対馬守元良うせしかば。その子大次郎某家つぎ小普請にいり。父の罪によりて閉戸せらる。是は父の元大坂にありし時。属吏に命じて。商人等より金多く借りし事露はれ。その事たださるべきの所。元良病て死せしによりかくはなりしなり。」と記している。また『寛政重修諸家譜』は「この日父元良職にあるとき、隊下の与力同心をして市人の金子をかりし事露頭し、糺明あるべきの處、すでに死するにより、元珍これに座して閉門せしめられ、のちゆるさる。」と記している。
- 21 拙稿「出世双六にみる幕臣の出世」『国立歴史民俗博物館研究報告』第一八二集、二〇一四年、八九〜一一四頁。
- 22 小野田一幸「近世大坂市中における垣外番について―天王寺長吏組織下における様相―」『しほく部落史』第一二号、二〇一〇年。
- 23 前掲中井『転換期幕藩制の研究』五三頁
- 24 『悲田院長吏文書』刊行の経緯については同書「解題」を参照されたい。
- 25 「九四 長吏小頭垣外番在方番人勤め方申渡につき請書案」『悲田院文書』一一七頁。
- 26 「宝暦一二年（一七六二）七月二七日、盗賊吟味方より四ヶ所長吏の御用についての仰せ（史料番号80）」、『悲田院長吏文書』三一八頁。
- 27 「八田家文書」神戸市立博物館所蔵。
- 28 前掲塚田『近世大坂の非人と身分的周縁』一三六〜一四三頁。

## 第二章 大坂町奉行の情報基盤形成と変容

### ―「長吏の組織」の担う御用の拡大・変質から―

はじめに

前章では、大坂町奉行所の御用を担う組織として「長吏の組織」が公式に認定されいく端緒を探った。当初においては、大坂町奉行所と「長吏の組織」の関係性は、大坂におけるローカルな位置づけに過ぎないものであったが、大坂町奉行所の肅正の展開と関連して、幕府もまた大坂町奉行の支配機能を補完する存在として彼らに注目することとなる。しかし、両者の関係は宝暦期段階においては未だ過渡的な状況にあり、大坂町奉行所自身も「長吏の組織」がどのような性質と実態を持つ存在なのか、その全容を把握しきれてはいなかった。それゆえ宝暦一二年の御用勤め方に関する申し渡しは、両者の関係を公式に位置づける最初の作業であったということができる。

しかし、宝暦期以降、大坂町奉行所が「長吏の組織」に命じる御用は増加の一步をたどり、活動の範囲も広域化していった<sup>1)</sup>。また、それに伴って両者の関係も変化していくことになるが、筆者はその最大の画期が寛政改革期にあると考えている。寛政改革を主導した老中首座松平定信政権は、「よしの冊子」に代表されるように、政策の立案、幕臣団の統制上、情報収集活動を極めて重視した政権であったことが知られており、詳しくは本文中で述べるが、目付役・吟味役が新設されるなど、その影響は大坂町奉行所の組織改編にも表れている。つまり、寛政期を画期とする大坂町奉行所の警察・諜報機能の強化と御用の変質・拡大により、大坂町奉行の支配を支える重要な情報基盤としての役割を、「長吏の組織」は担うようになっていく。

そこで本章では、一八世紀後半から一九世紀半ばにかけて「長吏の組織」が担った御用について検討することで、大坂町奉行所の御用をめぐる関係性の変化を総体的に把握し、またその上で、御用を勤めることが両者にとって、どのような意味を持ったのかを考えてみたい。この課題に迫ることで、一九世紀にかけて大坂町奉行が大きな権能を持つようになるひとつの契機が見えてくると考える。

### 一 御用の勤め方とその変容

#### (一) 町奉行所与力の作成した「手覚」

まず文化八年（一八一）頃に大坂町奉行所の役人によって作成されたと思われる「手

「覚」の分析からはじめたい<sup>2)</sup>。この史料は大坂の非人が勤めた御用の実態を示すものとして、内田九州男や塚田孝らによって、これまでもしばしば分析されてきたものである<sup>3)</sup>。しかし、この史料がどのような性格をもつ史料なのか、については必ずしも明確にされていないことから、最初にこの点を確認しておこう。

「手覚」の執筆者は大坂町奉行所の役人で、天明二・三年頃から七年（一七八三〜八七）にかけて四・五年の間、盗賊吟味役に在籍した人物である。天明三年に東町奉行に就任した小田切直年に関する記述がみえることや、東町奉行所与力瀬田藤四郎の敬称を略していることなどからみると、彼もまた東町奉行所の与力であったと思われる。現時点で作成者の確定には至っていないが、当時、東町奉行所の盗賊方には八田五郎左衛門や吉田勝右衛門が在籍している。

本書が執筆された文化八年頃、摂津・河内両国では非人番たちの村方に対する無心や、町奉行所の手先としての権威を借りた横暴、不正が取沙汰されるようになっていた。非人番とは、もともと徘徊する盗賊・悪党の取締りのため、扶持米の付与と村方における勧進権の独占を認め、村々が抱え置いた非人のことである。しかし非人番はある時期より四ヶ所長吏の下に編成され、大坂町奉行所から命じられる盗賊や悪党の捜査・捕物などの御用に携わるようになる。しかも御用の増大に従って、本来の役割である、彼らを抱える村々の取締りは等閑にされるようになっていった。

本書の執筆者は、「長吏の組織」を動員する大坂町奉行所の広域的治安維持機能について、村方の盗賊筋に関わる異変が、非人番から長吏・小頭を通じてすぐさま盗賊吟味役のもとに通知され、また犯罪人の捜査や逮捕も、長吏・小頭への命令により大概のことは対応可能である、とその意義を認める。その上で、もし現状の問題が放置されれば村々は非人番を抱えないようになる、すなわち大坂町奉行所の治安維持機能の根本を揺るがす問題が生じる可能性を指摘している。

本書はその問題解決のため、長吏の周辺を極秘に調査し、改善策を立案したものである。それゆえ、本書には「長吏の組織」が勤めた御用の実態が示されているといえよう。ただし注意しなければならないのは、本書が執筆者自身の盗賊吟味役在勤時の経験をもとに、文化期の問題点を洗い出す形で執筆されている点であり、本書から読み取れるのは「長吏の組織」が勤めた御用一般ではなく、天明期から文化期にかけてみられる御用の大幅な変化だということである。つまり、本質的にはこの間に大坂町奉行所の治安維持機能がいかなる変化を遂げたのかが記されているといえよう。

## (二) 天明期以前の御用

では、「長吏の組織」が天明期以前に携わっていた御用とはいったいどのようなものだったのだろうか。これまでの研究でも明らかかなように、彼らを召し使う役筋として、盗賊吟味役、定町廻り役、町目付がある。このうち盗賊吟味役は御石方の加役で、東西両町奉行所の御石役各二名のうち一名ずつがこれを勤めた。与力の役職は本役と加役からなる二重構造を持ち、加役は適正や能力が考慮される専門的役職である<sup>4</sup>。盗賊吟味役の下での御用には、規定に従って勤める定式出役と諸法会・芝居など大勢の人が集まる場所への臨時出役のほか、犯罪人捜査・捕物のための遠国への出役があった。ただ天明期頃までは他国・遠国への出役は、播磨路への出役でも年に一・二回程度だったという。この盗賊吟味役の御用に携わるのは基本的には長吏と小頭である。

定町廻り役の下での御用は担当与力・同心に付き従って、日々昼夜二回市中を見廻ることである。もともと市中の見廻りは盗賊吟味役が手透きの時に行っていたものである。だが盗賊・悪党の横行により吟味筋の御用が増加したことから、延享年間(一七四四～四七)にこの役が新設され、東西両奉行所に各二名の担当与力が置かれたのであった。市中の見廻りは、この四人の与力を筆頭に四組に分かれ、各組に同心一人と、小頭一人、若キ者一・三人が従う規定であった。

町目付同心の下では、市中の探索活動に従事した。従来、この御用には小頭一人が携わっていたが、安永期(一七七二～八一)に小頭に代わって、町目付同心が独自に採用した手先が従事するようになっており、天明期には長吏の配下はこの御用筋には携わっていないかとみられる。

このように天明期以前の御用は、その後の展開を考えればかなり限定的な内容であったといえる。しかし後に、彼らの勤める御用は大きく変化することとなる。以下、その点について確認していこう。

## (三) 寛政改革と体制の転換

まず、変化の時期であるが、寛政改革がひとつの画期と考えられる。天明七年、田沼意次の失脚により松平定信が老中首座に就くと、幕府の人事は大幅に刷新される。大坂町奉行の下で御用を勤める長吏にとっても、この政権交代に伴う人事は関心の高い出来事であったようで、天明七年六月、天王寺長吏善助は改革に伴う幕府の人事情報の一部を入手している<sup>5</sup>。善助のもとに届けられた風聞書によると、江戸町奉行曲淵景漸の知行一〇〇〇石召し上げと西丸留守居への左遷、その跡役として石河政武(寄合・元小普請組支配)の



抜擢、さらに今後、老中以下多数の役人が罷免されるであろうとの憶測的な情報が記されている。実際この後、西町奉行佐野政親が罷免され、使番松平貴強が跡役に座するなど、大坂の要職にも大きな変更があった。

新たに松平貴強を西町奉行に迎えた大坂町奉行所では、特に治安維持機能を担う部門の組織改編が図られている。まず天明七年に盗賊吟味役を御石方加役から本役に昇格・独立させており、担当与力も各奉行所二人に増員している。また吟味役・目付役も新設されており、大坂町奉行所の治安維持機能は大幅に強化された<sup>6</sup>。

盗賊吟味役の勤向についてみると、天明八年には火付・盗賊・あばれ者などの召捕・詮議に関する仰せ渡しがあり、それまでは認められていなかった一領内で完結する盗難事件に關しても捜査が認められることとなり、これで支配国全域における大坂町奉行所の捜査権の確立をみた。また寛政年中（一七八九〜一八〇一）には幕府の指示により、悪党取締りの範囲は中国筋まで広げられている。

#### （四）御用の増大と変質

このように天明七年を画期として、大坂町奉行所の治安維持機能は体制面においても、機能面においても大幅に拡充されることとなった。しかし、それは同時に「長吏の組織」が携わる御用も増大し変質することを意味した。まず盗賊吟味役の下での御用については、定式出役、臨時出役ともに大幅に増加した。特に諸法会・芝居の場所などが大勢集まる場所へは一度切りではなく二度・三度と出役することも多くなっている。また捜査範囲の拡大により、遠国への出役機会も激増している。「手覚」によれば、東町奉行所与力瀬田藤四郎が盗賊吟味役に在籍していた寛政期頃から摂津・河内・播磨の三国への出役が頻繁に命じられるようになり、寛政一〇年頃には、その地域も中国・四国・西国ならびに北国路・伊勢路・美濃路まで拡大したという。

また、文化元年頃には盗賊吟味役と長吏の間を取り次ぐ盗賊方惣代が増員され、権限も強化されており、これもまた「長吏の組織」の携わる御用に多大な影響を与えた。惣代は本来町方の役人であるが、権限が強化されたことにより、長吏に対して独自の判断で盗賊筋御用に関する指図をするようになったのである。これらの理由により四ヶ所には、長吏一人と小頭二人という規定数以上の出役が命じられるようになり、文化期には若キ者の動員も常態化していったのである。

第二に、定町廻り役が本来の役割である犯罪防止を目的とした市中の見廻りだけでなく、犯罪人の召捕りや「ふらり廻り」と称される忍び廻りも行うようになった点があげられる。

この忍び廻りは増加する盗賊に対処するため、天明八年九月にはじめて命じられたものである。これが正式に認められたことにより、定町廻り役は捕物の都合によって、存じ寄り次第に若キ者を召し連れることが可能になった。そのため、多いときには四組で四〇人も若キ者を召し連れるケースがあったという。このように新たな役割が加えられ、それが常態化したことで、出役する小頭や若キ者たちの負担超過は慢性的なものとなっていくたものと思われる。

第三に、町目付同心の下での御用の復活がある。これは町目付採用の手先らの横暴や不正が問題となり、手先の使役が廃止されたことに伴うものである。小頭の御用勤め方を規定した寛政二年正月「諸事出方定」<sup>7</sup>には、この役筋に関する記述がみられないことから、復活はこれ以降であろう。この役筋については、非人の御用としては部分的なものに留まったとの指摘もある<sup>8</sup>。しかし、復活後に長吏も手付としての勤務が命じられ、一年毎の交替が規定されている点に鑑みると、役筋の重要性は増しており、また不正を糺す監察吏としての性格もより厳密に求められるようになったとの評価も可能である。詳しくは後述するが、一九世紀には町目付の指示に従い、彼らは上司である盗賊方の同心の内偵まで行っている。それゆえ彼らの町目付に対する評価も、「町目付共之儀も、当時長吏小頭之内を手附二召仕候二付、支配受候同前二相心得遠慮」する意識を持っていたと言われ<sup>9</sup>、必ずしも低くはない。

#### (五) 「長吏の組織」と支配権力

老中首座松平定信の側近水野為長は、施政上の参考とするために市井の様々な情報を収集し、定信に提出している。その膨大な記録は「よしの冊子」<sup>10</sup>として今に伝わるが、この例に示されるように、松平定信を中心とする改革派政権は、政権運営において情報収集活動を非常に重視したことが知られている。大坂町奉行所の治安維持・諜報機能の強化・拡充と、それに伴う「長吏の組織」の携わる御用の増大・変質も、この改革派政権の方針に沿うものであり、なかでも定町廻り役の下での忍び廻りの開始や、町目付の下での市中探索の復活など、密偵的活動が強化されている点はこのことを象徴している。

それゆえ、その影響は長吏配下の組織のあり方にも及ぼされることとなった。松平定信は天明八年五月から六月にかけて京都・大坂を巡見しているが、これと時を同じくして「長吏の組織」では御用勤め方や仲間取締りに関する規定の成文化が進められている。これらの規定で定められているのは、御用出役時の着衣に関する規制<sup>11</sup>、囃齋に出られない者の町廻り出役の免除<sup>12</sup>、出役先での権威がましい行動やねだり行為の禁止<sup>13</sup>などである。つ

まり身分的指標としての着衣、非人の生活基盤である勸進行為を基準とした御用出役の免除、大坂町奉行所の手先としての権威を背景としたねだり行為の禁止など、彼らの身分と御用のあり方に依拠した規定である。おそらくこれらの規定は従来、盗賊吟味役をはじめとする諸役との間では、共通認識として暗に了解されていたことだと思われる。だが、それを敢えて成文化したのは、「長吏の組織」を密偵的活動も含む御用遂行機関として支配権力の末端に正式に位置づける必要があったことによる。つまり彼らを十分に機能させるためには、その根拠を与えるとともに、御用に携わる者としての規範を明示させる必要があったのである。

その結果、彼らは支配権力側の想定どおり、あるいはそれ以上の役割を果たすようになった。大坂町奉行より上位の大坂城代が彼らとの関係構築を企図する動きを示していることは、そのことを如実にあらわしている。寛政五年九月、四ヶ所長吏は、普段手先に使っていた者が博奕に関わっていた事実を黙認し、盗賊吟味役に届け出なかった事を咎められる。この件について大坂町奉行所は不届きとはしながらも、御用に関する日頃の功を認め、処分を保留している。また同七年五月、四ヶ所長吏は御用出役に対して支給される人足賃銀の増額を求めている。この要求についても大坂町奉行所は先例にないことと断りながら、年々銀七分ずつの増銀を許可している。本来、この要求は盗賊吟味役を通じて大坂町奉行に出願し、許可を得るべき筋のものである。だが、この増銀許可に関する礼状は大坂町奉行ではなく、大坂城代牧野忠精に宛てられている。また寛政八年二月、天王寺長吏善助と俵金助の親子は二代同時の親名前襲名と、善助から金助への長吏役の引継ぎを願い出ているが、この願書もまた東西両町奉行と盗賊吟味役与力のほか、大坂城代牧野を宛先としている<sup>14</sup>。四ヶ所長吏らは様々な場面で自らの要求を実現させるために盗賊吟味役を通じて願書を提出しているが<sup>15</sup>、最終到達点はいずれも大坂町奉行である。牧野は奏者番兼帯寺社奉行から寛政四年八月に大坂城代となり、寛政一〇年一二月に京都所司代に転出するまで六年にわたり同職にあった。つまり、ここに示した三つの事例はいずれも牧野の大坂城代在勤中の出来事なのであり、そこには「長吏の組織」と接近を図る大坂城代牧野自身の指示があったと考えるのが妥当であろう。

## 二 御用の増大・変質と町方・村方との矛盾の表面化

### (一) 困窮する垣外仲間・村方非人番

大坂町奉行所の治安維持機能の末端に位置づけられ、支配権力の大きな後ろ盾を得たと

は言え、御用の増大や変質は垣外仲間や村方非人番に大きな負担としてのしかかった。「手覚」によれば村方非人番に課される役銭の増加は、宝暦年中（一七五一〜六四）から安永年中までの約三〇年間には銭一貫文から三貫文まで緩やかな増加曲線を辿ったが、天明・寛政年中には一挙に銭七貫五〇〇文に至る急激な上昇をみせる。そして文化期までにその額は銭一〇貫を越え、「身軽キ番非人風情」には「逆も一己之調達出来可申様無之」ほどに膨れ上がったという<sup>16</sup>。そして、そのことが非人番の村方に対するねだり行為や不正に繋がっていると指摘する。ここに示された数字はあくまでも風聞をもとにするものであり、それゆえ誇張もあろう。しかし、これまでみてきたように「長吏の組織」が勤める御用が激増していたことは疑いのない事実である。

文化一四年七月、若キ者たちは又四郎以下三名の月行司と甚八以下五名の中老の連名で、役負担の軽減を御仲に求めている<sup>17</sup>。この願書によれば、近年、薄徳・困窮のために相続者がなく、家督を親類預けとする家や後家が家主を勤める家は増加傾向にあるが、その要因のひとつに、近年の世上不況による町方からの施し物の減少、昼夜を限らない御用出役への動員があるという。確かに以前は一二〇軒あつた仲間の家数は、享和四年（二八〇四）には七〇軒にまで減少している。しかも、そのうち二〇軒は後家や隠居、家督を持たない薄徳な家であり、出役や家並銭の負担が可能な役家は五〇軒程しかない<sup>18</sup>。役家の減少により、その負担はさらに重くなり、役家は毎日の囉齋や垣外番としての勤務を捨て置き、出方人足ばかり勤めなければならぬ状況に陥っているという。また、それが更に無家督・小家督となる家を生み、困窮を理由に垣外での生活を諦めて町方への借宅を希望する者が後を絶たないと述べる。つまり、彼らは囉齋の減少による困窮とそれに伴う役家の減少、御用負担の増加からなる負の連鎖が御用を担う上での障害になっていると指摘し、その改善を訴えるのである。

## （二）矛盾の表面化

しかし、この状況に対する町方の見方は全く異なつた。文化四年一月二二日付の達<sup>19</sup>では、大坂城代付の下級役人が召し使う「身軽き町人」とともに、四ヶ所長吏・小頭をはじめとする悪党召捕りの手先と唱える者たちの増長行為が問題とされている。この達で注目されるのは、手先と唱える者のなかに産業を止め、手先のみを渡世とするものが表れるようになったとの風聞が取り上げられている点である。つまり、若キ者たちが改善を訴える、御用出役に追われ、日々の囉齋や垣外番の勤務を捨て置かざるを得ない状況を、町方では手先を専業とする者の出現と捉えているのである。しかも彼らには不明の余徳がある

のではないかとさえ疑っている。

若キ者たちが訴えるように困窮する垣外仲間が少なくなかったのも事実だろう。しかし一方で垣外番株や居小屋の集積を図るものも存在した。垣外番株とは、先に述べた垣外番の権利が株化したもので、番株とも呼ばれる。一九世紀には追手町・内久宝寺町など二三丁の番株を所持した天王寺垣外若キ者清三郎や八百町・禰宜町など一〇町の番株を所持した同次郎兵衛をはじめ、複数の垣外仲間が番株の集積を果たしている。番株は売買や質物の対象とされ、場所柄によっては一株につき銀一貫五百〇〇目もの額で取引される場合もあった。

居小屋とは垣外仲間の住居のことである。『新修大阪市史』第三巻<sup>20</sup>によれば、非人の住居には規制があり一軒四畳半から六畳程度の間で、屋根は藁葺き、表戸は箆であったとされるが、天王寺垣外の事例では間口六間、奥行五間の土地に八畳・六畳半・七畳半の三部屋と庭、押入れ、雪隠、二つ竈を持つような立派な居小屋も存在する。また文政一二年（一八二九）三月、東町奉行所与力大塩平八郎は長吏の不正を摘発し、天満・道頓堀・鳶田の三長吏を死刑に処しているが、このとき彼らから没収し、窮民に施した家財は三〇〇〇両にのぼったとされる<sup>21</sup>。これらのことから、垣外の構成員は御用の手先を専門化し富裕していく層と、困窮していく層とに二極化していったものと見られる。そして町方・村方では、富裕層の蓄財の背景に御用筋における公儀の権威を借りたねだり行為や不正の存在を感じていたのは確かだろう。

だが「長吏の組織」が町方・村方からこのように捉えられるようになった要因を知るためには、現象面だけでなく、その背景についても探る必要がある。天明八年六月、大坂町奉行所は大坂三郷惣代および惣年寄に対して身分取締令を発し、続いて寛政四年二月には町々年寄に対して町役人としての勤め向きを厳重にするようにとの教諭<sup>22</sup>を申し渡している。この教諭で重要なのは、年寄の執務状況を「内聞をもって相糺すこと」、つまり内偵することを明記している点である。一九世紀には天王寺長吏善次郎が、町目付渡辺定右衛門の命に従って、京町五丁目年寄越後屋儀助ら四人の内偵や<sup>23</sup>、三丁目（長町力）丁代辰蔵の身元調査を行っており<sup>24</sup>、彼らがその一翼を担っていたものと考えうる。これらの事例は、寛政期以降、「長吏の組織」の携わる密偵的活動が、盗賊や悪党者、火付など犯罪に関わる者だけでなく、垣外番を抱える主体である町方の人間をも、その対象とする様になったことを物語る。町方や村方との軋轢は、そうした「長吏の組織」が担う御用の一面が生み出したものともいえよう。

ただし、彼らの内偵の目は、外にばかり向いていたわけではない。同じく一九世紀に長吏らは町目付渡辺定右衛門らの命に従い、難波踊の取締りに出役した若キ者嘉市<sup>25</sup>や、東町奉行所盗賊方の同心である木村・市橋の出役先における押付け行為<sup>26</sup>についても調査している。つまり、彼らの担う御用は、自らの組織や上司も含めたあらゆる方向に探索の目を注ぐ諜報機関的な性格を色濃くしていったものと思われる。

### 三 御用に関わる由緒の形成

#### (一) 文化九年「由緒書」の形成

ここまでみてきたような「長吏の組織」と町方・村方との軋轢が、町触や町方・村方からの訴願という形で表現されるようになるのが文化期である。先にみた「手覚」には、当時の大坂町奉行所の治安維持機能をめぐる状況について、破綻の危険性を危惧する町奉行所役人の認識が示されていたが、御用を直接的に担う長吏たちはこの事態をどのように捉えていたのだろうか。次に、文化九年「四ヶ所并施行院由緒書」(以下、文化九年「由緒書」<sup>27</sup>)から読み取ってみよう。

この由緒書は、四ヶ所長吏が盗賊吟味役に提出したもので、代々同役を勤めた東町奉行所与力八田家に伝来したものである。本書の構成は、おおまかにみて、

- ①寛文一〇年(一六七〇)に行われた四天王寺の伽藍修理の際、残木を貰い受け御堂を建てることを願い出るにあたって作成した由緒、
- ②天王寺、鳶田、道頓堀、天満の各垣外屋敷地の成立事情、
- ③一七世紀初頭まで遡る大坂町奉行所の下での御用の来歴、

からなる。一八世紀後半から一九世紀にかけて四ヶ所では、遭遇した様々な危機的状況を克服する目的で、この由緒書に類似するいくつかの由緒書が形成されている。ちなみに、寛政八年に作成された由緒書(以下、寛政八年「由緒書」<sup>28</sup>)と比較してみると、①②の構成と大坂両町奉行と盗賊吟味役与力を宛先とする形式は共通するが、③の大坂町奉行所の下での御用の来歴に関する部分は文化九年「由緒書」にのみ見られる特徴的な記述である。冒頭にも、「此度私とも仲間濫觴并御用向相勤候様相成来暦之儀御尋二付乍恐左二奉申上候」、すなわち本書の目的が垣外仲間の起源と大坂町奉行所の下での御用來歴を示すことにあることが明記されている。

これに対し、寛政八年「由緒書」は、天満長吏配下の新蔵娘りわを殺害した卯八の探索が不首尾に終わったことを咎められ、代官所から天満長吏清八らの「役人村穢多頭」引渡し

を命じられた際、それを回避する目的で作成されたものである。四ヶ所長吏は、盗賊吟味役を通じて大坂町奉行所に仲裁を願い出、町奉行所からは役人村引渡しの不当性を申立てる論拠があれば申し出るよう指示されている。しかし四ヶ所と役人村との間にはもともと支配関係が存在しなかったことなどから、その論拠に足る書類は持ち合わせていなかった<sup>29</sup>。そのため四ヶ所長吏は相談の上、四天王寺にも働きかけ、これまで幾度か大坂町奉行所に提出したことのある四天王寺との関係を示す由緒書を再度提出することとした。つまり四天王寺との由緒をもつて、役人村引渡しを不当とする議論に組み替えたのである。そのため、本書では③の部分が四天王寺の伽藍御用に関する記述となっている。

## (二)「御用來歴書」の成立

また、このほかに享和元年頃の作成と考えられる「長吏の組織」が勤めた御用に関する来歴書（以下「御用來歴書」<sup>30</sup>）が現存するが、ここには文化九年「由緒書」にみえる明暦二年（一六五六）八月の無宿幽閑・ほつの吉兵衛らの手配に関する記述と、寛政八年「由緒書」が作成される原因となった天満長吏らの役人村引渡し一件に関する記述が併記されている。これらの事例から、由緒書の作成場面において、目的に応じた由緒・来歴の取捨選択と組み替えが行われていたことがわかる。それゆえ、それぞれの特徴的な記述を分析することによって、その作成意図を読み取ることが可能といえよう。そこで次に文化九年「由緒書」に特徴的な御用來歴に関する記述から、長吏らが文化期の御用をめぐる状況について、どのように捉えていたのかをみていこう。まず長文になるが一七世紀前半にさかのぼる御用勤の来歴を以下に掲示しておきたい。

### 【史料①】

一 聖徳太子様蒙御厚恩候由緒ヲ以四天王寺御法事并会式等之節、天王寺・鳶田長吏・小頭とも於今御用向相勤来候儀ニ御座候、元者天王寺より鳶田・道頓堀・天満、右三ヶ所江相別候儀ニ紛無御座候、四ヶ所仲間之儀者百六拾壹年已前、慶長十五年正月十三日、四ヶ所長吏御召被為 成、当表徘徊仕候非人とも相改、実躰成ものとも者長吏之手下ニ仕、悪党之もの共ハ召捕注進仕、又者追払杯仕候様、其頃一ヶ年ニ壹兩度程宛被為 仰付候御儀ニ御座候処、百五拾七ヶ年明暦二申年八月

松平隼人正様。曾我丹波守様御時代、四ヶ所長吏御召被為 成 小川藤兵衛様より古屋新十郎様より被為 仰付候儀者、無宿盗賊大和の長右衛門、泉の七兵衛、同方名前不知もの、薩摩の八左衛門、無宿忠太夫、同幽閑、ほつの吉兵衛、せかの甚兵衛、右

之ものとも召捕候様被為 仰付奉畏、四ヶ所長吏申合、摂河内両国手当仕、右之内無宿け(ママ・ほか)つの吉兵衛、大和の長右衛門、泉の七兵衛、笹の多兵衛、さつまの八左衛門、寺町八左衛門右六人召捕注進仕候処、右之者とも牢舎被為 仰付御吟味之上、誉田の庄九郎と申もの召捕候様被為 仰付奉畏、右同人早速召捕注進仕候処御誉被為成下、為 御褒美御銀式枚被為 下置難有頂戴仕候儀ニ御座候処、 石丸石見守様御時代延宝六年二月十四日、四ヶ所長吏御召被為 成、乍恐御直々被為 仰付候者、当月廿九日夜、摂州荒神清澄寺江強盜這入候間、摂州・河州山林其外所々相廻り、刀・脇差・衣類之隠し有之哉、又者近頃ニ手疵負候様成候もの何方ニ不寄忍居候哉、惣而不届ケ間敷儀及見聞候得者召捕注進可仕様被為 仰付、長吏者刀・脇差帯、小頭とも者脇差帯可居候様御下知ニ而、鉄刀取縄御渡被為 成下難有奉畏、長吏・小頭・若キ者人数都合三十六人、摂河其外他国まで相廻り候処、摂州多田銀山奥手本山与申処ニ無宿躰怪敷ものとも小屋掛ケ居候八九人召捕注進仕候処、右召捕候ものとも牢舎被為 仰付、御懸り

古屋新十郎様・田中九郎兵衛様

磯矢與市兵衛様・寺川忠左衛門様より御吟味之上、右清澄寺其外所々盜賊這入候もの共并買(果カ)仕候ものとも、摂州・丹州・播州所々住居仕候儀白状仕候ニ付、御同心様御東西

御十二人、四ヶ所長吏・小頭被為 召連、右之ものとも御召捕ニ御越被為 成候御儀ニ御座候、其砌盜賊召捕候為御褒美御銀式枚被為 下置候上、以来共其方共儀者手先ニ召仕候間、悪党もの召捕り候様被為 仰付、鉄刀取縄其佞御渡置被為 成下難有奉畏御用向大切ニ相守罷在候御儀ニ御座候

彼らが主張する御用勤来歴を概略にまとめると以下の通りである。

①慶長一五年(一六一〇)正月、四ヶ所長吏は大坂町奉行所からの命により、大坂市中を徘徊する非人の改めを行い、そのうち実体なる者は長吏手下に組み込み、悪党者については町奉行所に召し捕えて注進し、または大坂市中から追い払ったという。

②明暦二年八月、大坂町奉行松平重綱・曾我近祐の時代、四ヶ所長吏らは大坂町奉行所小川藤兵衛・古屋新十郎より、無宿盜賊大和の長右衛門、泉の七兵衛、薩摩の八左衛門・無宿甚太夫・幽閑、ほつの吉兵衛、せかの甚兵衛らの召捕りを命じられた。彼らは摂津・河内両国において捜査を行い、ほつの吉兵衛、大和の長右衛門ら六人の召捕



りに成功する。吟味の結果、長右衛門らは誉田の庄九郎も一味であることを白状したことから、長吏らはその捜査も命じられ、早速、庄九郎らも捕縛し届け出た。この働きの褒美として、彼らは銀二枚を頂戴したと記している。

③延宝六年（一六七八）二月には、大坂町奉行石丸定次から直々に、摂州清荒神清聴寺に押し入った盗賊の捜査を命じられ、この捜査にあたって長吏は太刀と脇差、小頭は脇差の携帯を許可され、さらに鉄刀と取縄を付与されたと述べる。この捕物には長吏・小頭・若キ者あわせて三六人が携わり、摂津・河内の二国だけでなく他国へも捜査に廻ったという。その結果、摂津国多田銀山において無宿体の者どもが小屋掛けしていることが判明し、これを召捕り届け出た。盗賊吟味役による吟味の結果、彼らは清澄寺などに押し入った盗賊や盗品を買い取った者が、未だ摂津・丹後・播磨の三国に潜伏していることを白状したことから、四ヶ所長吏・小頭は東西町奉行所同心一二名に従い、再び召捕りにあたったという。そして、この捜査の褒美として銀二枚を下賜され、以後、盗賊方の手先として召し使うことを申し渡され、これまで御用向きを大切に勤めてきたのだと記す。

この御用來歴から指摘できるのは、次の四点である。

第一に、御用の画期となる時期を垣外の成立事情とリンクさせ、その由緒に正当性を持たせようとしている点である。①慶長一五年に大坂市中に徘徊する非人改を命じられたとするが、この前年には片桐市正（且元）による検地が行われ、今宮村領内の荒地が鳶田垣外の屋敷地として下賜されている。また、③摂津国清荒神清聴寺に押し入った強盗の捜査を命じられたとされる延宝六年の前年には、青山幸利による検地が行われ、鳶田・道頓堀・天満の三垣外の屋敷地の除地が認められている。

第二に、支配権力との関係性を強調している点である。②明暦二年の事例では、大坂町奉行松平重綱・曾我近祐の時代に小川藤兵衛・古屋新十郎より命じられた、と当時の奉行と町奉行所役人の両方の名を記し、また③延宝六年の事例では大坂町奉行石丸定次より直々に御用を命じられたと表現している。自らの働きに対し褒美を下賜されたことを記すのも同様の意味であろう。

第三に、御用出役時の帯刀を許されたことや、鉄刀・取縄を付与されたことを記している点も、彼らが御用を勤める根拠を示す上で重要なキーワードとなる。文化九年「由緒書」が作成された文化期には帯刀した浪人体のものが所々へ大勢集まるなど、悪党・盗賊の武装化と集団化が問題になっていた。そのため町奉行所の治安維持機能の末端で働く彼らに

とつても、武器の携帯は必要な条件として認識されていたであろう。しかし、それ以上に太刀や脇差、鉄刀・取縄は支配権力との関係を象徴するものであり、これらを携帯することが彼らの勤める御用の正当性を可視化したのである。

第四に、摂津・河内以外の国々にも出役したと記している点である。当時、既に彼らの活動範囲は四国・中国・西国をはじめ広範囲に及んでおり、「長吏の組織」にとって村方非人番を指揮下に置く摂津・河内両国を越えた出役を認めさせる由緒の形成が必要とされたのであろう。

また、関連する史料として「御用來歴書」を再度検討してみよう。本書には先に述べた内容に続いて、彼らの捜査活動のあり方が記されている。それによれば、彼らは寺社や武家はもちろん、町家や村方にわたる独自の情報網を通じて探索活動を展開し、とりわけ他国御用については、その土地の目明しなどと連絡を取り合い、役筋を相互に補完してきたと語る。実際、元文二年（一七三七）九月には、紀州藩牢番頭が鳶田長吏吉左衛門らの御内用勤めに対して金子を下賜しており<sup>31</sup>、また江戸御本丸隠密を名乗る者と非人番が接触した事例も確認できる<sup>32</sup>。天明七年六月に天王寺長吏が入手した幕府の人事情報も、このような繋がりを通じてもたらされたものであろう。これらの記述からは、彼らの独自の情報網を利用した捜査の形と、御用を巡る広域的なネットワークの存在を知ることができる。

ここでは二つの御用來歴に関する記述をみてきたが、まず文化九年「由緒書」の御用來歴から読み取れるのは、町方・村方に対して自らの組織が携わる御用が大坂町奉行の命による正当な活動であることを示す明確な根拠を形作ろうとする意識である。それゆえ、彼らは殊更に大坂町奉行（所）との関わりを強調し、その関係性を象徴するものとして太刀や鉄刀・取縄といった御用出役時に携行を許された品々を列挙するのである。

また、「御用來歴書」からは、支配権力との関係性をより強固なものとするために、大坂町奉行所の広域的治安維持機能・諜報機能において、自らの組織が欠かせない存在であることをアピールする狙いが読み取れる。つまり、長吏たち自身も文化期の御用をめぐる町方・村方との矛盾や軋轢の表面化をひとつの危機として捉えていたのであり、その意識が御用を勤める正当性や組織の存在価値を表明する由緒書、御用來歴書の作成に結びついたといえるだろう。

#### 四 御用と垣外仲間の身分

##### （一）左吉の百姓株加入

次に、御用との関係から垣外仲間の身分について考えてみたい。天保六年（一八三五）

二月の大坂西町奉行矢部定謙の仕置伺書のなかに、長吏配下の佐吉が百姓に身分転換を遂げた一件に関する記事が含まれている<sup>33</sup>。

この仕置伺書で矢部は、長吏とその配下は町奉行所の手先として召し使う者たちであること、天王寺・鳶田両垣外の仲間はずれと四天王寺悲田院に由緒をもつ貧苦病苦に苦しむ鰥寡孤独の寄る辺なき百姓・町人を出自とすること、そして天王寺・鳶田両垣外から分かれて成立した道頓堀・天満両垣外の仲間はもとより、摂津・河内両国の非人番まで身柄は同等であることを指摘した上で、その身分は「穢多・非人の類とは別」であるという認識を示し、佐吉の百姓身分への転換を許可している。内田はこの大坂町奉行の判断について、身分転換というよりは職能集団からの脱退と他への加入という程度の認識だったと評価している。

たしかに、これ以前には垣外から百姓や町人に人別を移す者や、垣外仲間と町人との日常的な交流は頻繁にみられ、内田の評価は一八世紀末から一九世紀初頭の大坂においては一般的な認識として定着していたものと思われる。実際、文化三年二月には、天王寺垣外の若キ者安兵衛が湯屋において喧嘩・口論に及んでいるが、相手は南平野町横町米屋徳兵衛方に借宅する実兄の大和屋治兵衛であった。また享和元年には堀越町播磨屋弥兵衛の女房とめが、文化六年には南久宝寺町五丁目小嶋屋茂兵衛娘むめが、天王寺長吏善吉方で乳母奉公をしている。さらにいえば、垣外仲間を寄る辺なき百姓・町人を出自とするという部分については、矢部独自の見方ではない。先に見た寛政八年「由緒書」に関する大坂町奉行所の諮問に対し、四ヶ所と繋がりを持つ四天王寺は「全父母兄弟之よるべも無之貧苦病苦ニ相逼り候実ニ困究之百姓町人ヲ被為集置」いたものだと回答している<sup>34</sup>。つまり、この認識は由緒の形成過程で四ヶ所が獲得したものである。弟子として抱えられた者の出自を見ると、大半が百姓・町人とその倅であり、弟子層に限ってみれば実態としても百姓・町人がその供給源であった。

このようにみると、佐吉の例は逆に職能集団としての垣外仲間から百姓への移動を、大坂町奉行のもとで改めて確認しなければならなくなったことを示しているとはいえないだろうか。

## （二）町触にみる垣外仲間の身分

次に、町触の分析から、天保期までに垣外仲間の身分の捉えられ方がどのように変化しているのかを確認してみよう。

まず、文化一一年四月五日付触と文政二年一二月一三日付達を確認してみよう。

【史料②】文化一一年四月五日付触<sup>35</sup>。

大坂役木戸并四ヶ所長吏小頭共儀、都而悪党者等之風説為聞緒、且組之もの廻り方出役之節茂召連させ来り候処、連年一体之本意を忘却、次第二手先之もの相増、在町之もの共へ対し、不作法之事等有之由相聞候二付、向後右躰之儀無之様、且穢多共取締之義茂、此度敵敷申渡候間、此旨を存、此後彼ら不作法之儀有之候ハ、其所ニ差押へ置、可訴出候、萬一及見聞、其儀見通、内分ニ而事を済候もの有之候者、吟味之上可及沙汰事、但シ、本文之通ニ而、在町共悪党者之儀ハ勿論、外風説聞探且召捕之もの、手引等、弥油断なき様申付置事ニ候得共、其所々ニ而茂悪党もの盜賊等者勿論、博奕諸勝負類之義、油断無之所役人共江も弥心を用ひ、借屋住末々之もの迄も申聞、若疑敷ものも有之候ハ者、早速其所より其筋々江可訴出様可致候、猶追々申出候義も可有之事、右之通三郷丁中可触知もの也

【史料③】文政二年一二月一三日達<sup>36</sup>。

別紙之通文化十一戌年四月相触置候処、近来役木戸・長吏并右手先与唱候者、町家之者へ対し、不作法権柄ケ間敷儀も有之哉之風説在之、全風聞之儀ニハ在之候へ共、不慎故之儀与相聞候間、以来別而相慎候様、尚又役木戸長吏共へ申渡候間、可令承知候、尤右之通申渡候逆、丁人共之内、其儀ニ乗し、自分悪事を可為押隠、木戸長吏とも身分を悪説申触し、追すぐめ候様仕成し、自然悪党者、はびこり候様相成候而ハ、以之外ニ有之候間、丁人共も其儀相弁、心得違無之様可致候事

まず、文化一一年四月五日付触では、四ヶ所長吏・小頭らに対し、役木戸らとともに御用勤め方について、「連年一体之本意を忘却、次第二手先之もの相増、在町之もの共へ対し、不作法之事等有之由相聞候」として、「向後右躰之儀無之様」厳しく申し渡したとする。そのうえで、以降、彼らに不作法があつたなら、その場所に押しとどめて置いて、訴え出るようにと命じている。そして万一、彼らの不作法を見逃し、内々にことを済ませようとする者があれば、処分の対象とするとしている。このように、本文においては長吏らの不作法を規制する記述となっているが、この触において、それ以上に重視されているのは、三日前の四月二日に「町々盜賊致徘徊候二付、捕方之事」<sup>37</sup>が郷中一同に対し厳重に触れだ

されているように、但し書きに記される在町の治安悪化の防止である。「本文之通二而」とあるように「在町共悪党もの之儀ハ勿論、外風説聞探且召捕之もの、手引等、弥油断なき様申付置事」の指示対象は「役木戸并四ヶ所長吏小頭共」であり、逆に言えば、この触によつて、「長吏の組織」の活動に正当性を与えているといつても過言ではない。また「且穢多共取締之義茂」と併記される形にはなっているが、町奉行所として彼らの身分的位置付けをあえて議論する意図は認められない。

これに関連して、文政二年一月一三日に達せられたのが【史料②】である。ここでは文化一一年四月五日触に関し、町人たちに対する不法や権柄がましい行為について、全くの風聞ではあったが、と長吏らを前置きしたうえで、不慎みゆえのことも聞いているので、今後は別して慎むように申し渡し承知させたとする。そのうえで、町人たちのなかには、彼らの自制した活動を逆手に、自らの悪事を隠ぺいするために、彼らの身分に関する悪説を広め、彼らの活動を抑圧しようとする動きがみられるとして、この達しでは逆に町人たちに対して自制した行動を求めている。この達からも、彼らと擁護しようとする大坂町奉行所の姿勢が見て取れる。

だが、天保期前後の町触には、町人と長吏らの身分的な区別を敢えて明確にしようとする認識が示されるようになる。

【史料④】文政一一年五月三日付達<sup>38</sup>。

別紙之通文化一一戌年四月相触置候所、町人共ニも其儀相弁、心得違無之様可致旨、文政二卯年一二月口達を以爲相触置候所、近来長吏共平人へ対し、不埒之所業も有之趣相聞、此後再応厳敷慎方之儀申渡候事ニ候へ共、町人共ニも右ニ乗し、先達而口達を以相触候趣、忘却不致様急度相守、弥心得違無之様可致事

【史料⑤】天保一三年六月二七日付触（ただし式拾五箇条取締之事のうち）<sup>39</sup>。

一三郷端末并町続在方等二而ハ、長吏下垣外番長六与唱候非人共を、番部屋之外、町家二而も寝泊為致候ものも、間々有之由相聞、平人非人之身分階級を不弁仕方、以之外不埒之事ニ候、右躰心得違之族有之より、非人共身分を不顧、町家之者江対し、不作法および候様成行候基ニ付、猶又今般長吏共江厳重ニ取締方申付候間、末々之町人共ニ至迄、長吏下之もの相混候様成心得違無之様、急度可相嗜候

文政一一年五月三日付達も、長吏らおよび町人たち双方に対し、自制を求める内容となつている点で、文政二年一二月一三日付達と共通する。しかし、この達においては「近來長吏共平人へ対し、不埒之所業も有之趣」と、「長吏共」が「平人」（町人）と対置する概念で表されている。さらに天保一三年六月二十七日付触<sup>40</sup>では「長吏下垣外番長六与唱候非人共」と長吏配下の垣外番らを明確に非人と位置づける。垣外番と併記される長六は堂島や中ノ島で米の荷役に従事した者で、彼らもまた四ヶ所長吏の配下にあつたといわれる<sup>41</sup>。またこの達では、彼らを番部屋や町家に宿泊させるような「平人非人之身分階級を不弁仕方」が非人身分の者たちを増長させ、身分を顧みない行為や町人に対する不法を行なう原因になると指摘し、町人に対しては長吏配下の者との身分階級を弁えない関わり方をしないよう命じているのである。

### （三）板行大坂絵図の「非人村」記載

このように、垣外仲間を非人と表現することが問題視される例は、天保期以降、絵図表記にもみられる様になる。弘化二年（一八四五）、四ヶ所長吏は大坂三郷の板行絵図に垣外の所在地が「非人村」と表記されたことについて、削除を求める願書を大坂町奉行所に提出している<sup>42</sup>。彼らがこの問題の端緒として示すのは、高麗橋町一丁目播磨屋九兵衛を版元とする、天保五年におこった堂島新地周辺の大火による焼失場所絵図に天満垣外が「非人村」と記載された事例である。実際には享保・元文期（一七一六〜四一）の作成と考えられる「大阪町絵図」（慶應義塾図書館所蔵）に、すでに四ヶ所の垣外屋敷地が「非人村」と記された例が知られているが<sup>43</sup>、この願書では承徳（一〇九七〜九九）・天正（一五七三〜九二）・享保（一七一六〜三六）年中に作成された絵図においては垣外を「非人村」と記載する例はみられず、天王寺垣外の所在地についても「悲田院」の地名が彫刻されるだけで、と述べる。このことから四ヶ所長吏自身も「非人」身分として区別されるようになる画期を天保期と捉えていることがわかる。

この件について、彼らは盗賊吟味役与力内山彦次郎を通じて削除を訴え、大坂西町奉行矢部定謙により認められている。矢部は先述した佐吉の百姓株加入を認めた人物であり、彼が在勤中一貫して垣外仲間の身分を「非人」とは別であるという判断を下していたことが窺えよう。だが、このような大坂町奉行の判断にも関わらず、これ以降も垣外の所在地を「非人村」と記載する例は続いた。天保八年改板大坂絵図では天満・道頓堀両垣外が、弘化元年新板大絵図ではさらに天王寺・蔦田両垣外と四ヶ所の配下にある十三組野小屋の所在地が「非人村」と表現されるようになったという。

このことよって生ずる問題点を、彼らは次のように指摘する。まず、四ヶ所垣外と格下の十三組野小屋の所在地が「非人村」として同列に扱われることで、垣外仲間の階層序列が崩れ、仲間取締りがままならなくなる、と述べる。十三組とは天和四年（一六八四）の無宿・野非人対策において新たに四ヶ所の下に組み込まれた非人集団のことである。十三組は四ヶ所と様々な点で交流を持った反面、その成立の経緯により四ヶ所からは差別意識を持たれていた<sup>44</sup>。さらに、その絵図が売り広められ、四ヶ所垣外を「非人村」とする呼称が一般化することにより、絵図を見た人々が垣外仲間を非人身分として嘲笑するようになるとともに、四ヶ所長吏の下で悪党・盗賊の捜査に従事する摂津・河内・播磨三国の非人番も長吏を軽視するようになり、諸国・他領における御用に支障を来たすと述べる。つまり、四ヶ所長吏は大坂町奉行所の御用を担う立場から、垣外が「非人村」と記載されることにより「長吏の組織」内外に生じる弊害を指摘し、改善を求めているのである。

#### （四）天保期の御用と垣外仲間の身分

では、天保期にこのような問題が現れるのはなぜだろうか。背景には、これまでみてきたような御用の増大と変質が根底にあるのは確かだろう。天保二年五月八日付の口達<sup>45</sup>には、「当表四ヶ所長吏下之者共義、町中諸祝儀法事等之節、其家之者より米銭等之施物貰い請候義」に関し、「施物少分ニ有之節ハ彼是申、押乞同然之仕方間々有之」と、町中において諸祝儀・法事などが催されるにあたり、施し物を強引にねだる長吏配下の存在が示されている。この達によれば、「長吏小頭共義ハ悪党もの等之風説為聞繕、且組之者廻り方出役之節も為召連来候義ニ付、強而相断候時者意趣を含、後日ニ仇を生し可申与之掛念を以、乍心外多分之施物差出候ものも有之候付、増長いたし候哉」、すなわち彼らが町奉行所御用の手先であることから恨みを買うことを恐れ、心外とは思いつながら多分の施し物を差し出す者がおり、それがさらに彼らを増長させる要因になると指摘する。

だが、より重要なのは彼らの担う御用の諜報機能的性格が、天保期以降さらに強化されていく点である。天王寺長吏善次郎は天保四年から五年にかけて、摂津・河内両国での米の買占めや困米に関する探索を命じられているが、この探索は善次郎に特命された隠密活動であり、摂津・河内両国の非人番から集められた風聞書には「隠密」「極密」「内密」といった文字が躍る。天保四年に発生した全国的な飢饉は各地からの廻米を激減させ、大坂においても多くの餓死者を出した。しかも商人たちによる米の買占めがそれに拍車をかけたといわれており、この探索が天保の飢饉という政治課題への対策を練るための情報収集を目的としていたことは明らかである。

また、天王寺長吏善次郎は天保一五年から弘化三年にかけて、大坂町奉行所地方役の命により、摂津・河内・和泉・播磨の四国のほか、北は陸奥から南は薩摩・大隈まで全国各地に及ぶ稲・綿・大豆の作柄探索も行なっているが、四ヶ所はこれ以前に地方役の下で御用を勤めた形跡はない。また少し後になるが、嘉永七年（一八五四）には大坂湾に侵入したロシア艦船ディアナ号に関する情報が天王寺長吏善次郎から大坂西町奉行川村修就に届けられている<sup>46</sup>。このように、一九世紀半ばまでに「長吏の組織」は、大坂町奉行の政治的対応にも直結するような活動を要求されるようになっていたのであり、それに従って大坂町奉行との間にはこれまで以上に密接な関係が結ばれていったといえよう。このような事情から摂津・河内・播磨三国の村々では、天保五年に村方非人番の横暴を訴え出るにあたって、大坂町奉行所のルートを避け、各々の領主・代官あるいは預所の地頭役所を通じて江戸へ願い出るようにとの申し合わせを行っている<sup>47</sup>。つまり四ヶ所と深く結びつく大坂町奉行所をも忌避する動きが村方にはあらわれているのである。

それゆえ、天保期にみられる「長吏の組織」の身分をめぐる議論もこうした流れと連動するものとして考えなければならない。天保六年の若キ者佐吉の百姓株加入願い、天保五年の火事場絵図における「非人村」記載、および弘化二年の大坂版行絵図における「非人村」記載の削除要求は、いずれも天保四年に始まる買米・囲米探索、あるいは天保一五年から弘化三年にかけて行われた地方役の下での作柄探索といった、新たな御用の展開に沿う形で出願されている。そして、これらの要求に対し大坂町奉行は「穢多・非人の類とは別」であるという言質を与えることで彼らの身分的位置づけを保証していく。これは「非人」と「平人」の区別を明確にするよう申し渡した町触とは、全く逆のベクトルを指す。つまり、大坂町奉行は町方・村方に対しては、垣外仲間の身分を平人と明確に区別する触や達を出し、敢えて身分的規制を加えることでその批判に応えながら、同時に「長吏の組織」に対しては奉行の名において、彼らの身分的位置づけを保証することで、新たな御用への動員を図っていったのである。これに対し、「長吏の組織」側は新たな御用にも積極的に携わりながら、町奉行の言質を由緒に取り込みつつ、自らの身分要求を実現していったのである。

## おわりに

本章では、寛政改革期を「長吏の組織」が担う御用のひとつの画期として位置づけ、御用の拡大・変質とそれに伴う諸層の関係性の変化について検討してきた。天明七年に始ま



る大坂町奉行所の治安維持・諜報機能の拡充は「長吏の組織」をその末端に正式に位置づけるものでもあり、彼らの担う御用は、支配権力の後盾のもとに、単なる犯罪捜査に留まらない内容と範囲を持ち、そしてなにより高い機密性を帯びるようになった。その性格は一九世紀半ばまでにさらに強められ、大坂町奉行の政治課題とも密接に結びつくまでに至る。町方・村方との矛盾・軋轢は、こうした御用の変質とともに生じ、それは彼らの横暴や不正を訴願する動きや、御用を命じる大坂町奉行までも忌避する動きへと繋がっていった。このような状況の中で、大坂町奉行は「長吏の組織」の身分に関し、全く正反対の二つの判断を下すこととなる。最後にこれまで検討してきた事柄と対比させながら、この大坂町奉行の二つの判断が持つ意味について考えてみることで本章のまとめとしたい。

ここまで見てきたように、御用の側面に絞ってみてみると、町方や村方との対立構造ばかりが浮き彫りになる。だが、実生活においては、町方や村方に人別を移し借宅する者や、娘・嫁を長吏宅に乳母奉公に出す例が見られるように、両者の間には垣外番・非人番を介した関係に留まらない、日常生活に根ざした交わりが結ばれていた。つまり、両者の身分的境界はきわめて曖昧になっていたのであり、「非人」身分と「平人」とを明確に区分し、両者の交際に規制を加えようとする触や達は、垣外仲間の実生活にも大きな影響を与えるものであった。それゆえ、これらの触や達には垣外仲間による御用の手先としての横暴や不正に対する、ある程度の抑止力が期待されたものと思われる。

一方で、大坂町奉行は「長吏の組織」の身分的位置づけについて「穢多や非人の類とは別」との判断を下していくわけだが、これは「手覚」の執筆者である町奉行所役人が指摘するように、大坂町奉行所の広域的な治安維持・諜報機能を実現する上で、「長吏の組織」を必要不可欠な存在として認識していたからに他ならない。しかも、一九世紀半ばには彼らの収集・提出した情報が、全国的な飢饉や大坂湾の防備といった幕末期における大坂町奉行自身の政治的対応とも密接に結びつくことになる。

このように見てみると、一見矛盾する町奉行所の二つの判断も、寛政改革期における御用勤め方や仲間取締りに関する規定の成文化、由緒や御用来歴の提出・承認がそうであったように、「長吏の組織」に対して身分的職能として命じる御用に規範と根拠を与えるものとして理解できる。大坂町奉行所としては、「長吏の組織」に対する社会的な視線の変化を意識しつつ、一方で、社会システムが複雑化し、既存の制度だけでは支配の実現が困難さを増していく中で、全国的な飢饉への対応や米価対策をはじめとする経済政策において高度な情報戦略が求められるようになっていった。それへの対応を通じて、両者はより緊密

な関係性を築いていったのである。さらに、政治、社会が流動化し、対外的危機意識が高まる幕末期においては、「長吏の組織」がもたらす情報は、大坂町奉行の政治的判断を支える基盤として重要性を増していくことになる。

<sup>1</sup> 前章でも指摘したように、大坂の非人組織が勤めた大坂町奉行所の公務・御用について包括的に論じたものとして内田九州男、塚田孝らの研究がある。本章は、非人身分の御用として、彼らが勤めた御用の特質について論じるものではないため、本文中では取り上げないが、重要な先行研究であるため、ここで研究史的意義を確認しておきたい。

まず、内田は大坂町奉行所側の史料である「番非人文書」や非人側の史料である「悲田院文書」を用い、大坂町奉行所の盗賊方、町廻り方、町目付の手先としての御用や他国出張、大坂三郷、摂河播三国、およびそのほかの地域への犯罪人の探索、捕り物からなる大坂の非人組織が担った公務の輪郭を整理し、大坂町奉行所の警察機能は四ヶ所の組織がこれらの御用を担うことによって実現されたと位置付けている（内田九州男の一連の研究は以下のとおり。「大坂の非人研究ノート」『大阪府の歴史』第五号、一九七四年。「近世非人論」『部落史の研究 前近代編』部落問題研究所、一九七八年。「江戸代後期の非人の「公務」について」『歴史科学』八七、一九八一年。「大坂四ヶ所の組織と収入」『ヒストリア』一一五号、一九八七年。「悲田院文書 解題」『悲田院文書』清文堂、一九八七年。「四ヶ所の形成と組織」『新修大阪市史』第三卷、一九八九年。「大坂四か所非人について―町抱え再論―」『部落問題研究』一二三、一九九三年）。

また、塚田は大坂の非人組織が担った御用について、盗賊方と定町廻り方の御用は明確に区別する意義を指摘し、大坂町奉行所の警察機構全体の中での非人組織の担った御用の位置づけについて再検討した。塚田の整理によれば、非人と町旦那との個別的な関係が先行して番株という形で非人組織内に位置付けられ、さらに宝暦・明和期に、町々の治安維持は町代、夜番人から、垣外から派遣される垣外番にその機能は代替されるようになり、それが大坂市中全域に広がっていく過程で大坂町奉行所盗賊方の警察に組み込まれていったという（塚田孝の一連の研究は以下のとおり。「三都の非人と非人集団」『歴史学研究』五三四、一九八四年。「三井文庫所蔵の三都・非人関係史料」『三井文庫論叢』二三号、一九八九年。『近世の都市社会史―大坂を中心に』青木書店、一九九六年。「非人―近世大坂の非人とその由緒―」塚田孝編『シリーズ身分的周縁3 職人・親

方・仲間』吉川弘文館、二〇〇〇年。「近世大坂における非人集団の組織構造と御用」『年報都市史研究 8 都市社会の分節構造』山川出版社、二〇〇〇年。「近世の非人 大坂の四ヶ所垣外の成立」『日本史研究最前線 別冊歴史読本 46』新人物往来社、二〇〇〇年。「人別帳と掟を通じてみた日本近世の身分」『部落問題研究』一七三、二〇〇五年。『近世大坂の非人と身分的周縁』部落問題研究所、二〇〇七年。『都市大坂と非人』山川出版社、二〇一一年。『大坂の非人―乞食・四天王寺・転びキリシタン―』筑摩書房、二〇一三年など。

しかし、これらの先行研究は、幕府の政権交代や政策方針の展開に伴う御用の拡大・変質、大坂町奉行所や垣外番、非人番として彼らを抱える町方・村方との関係性の変化については論じていない。御用の拡大・変質が、彼らを抱える村々との間に影響をもたらしたことを論じた研究として、のびしようじの研究がある（のびしようじ「広域非人番制の展開と村々の抵抗」(一・二)『地域史研究』第一七卷第二・三号、一九八八年)。のびの研究は、後述するように摂津・河内・播磨の村々が村方非人番の横暴を訴えるにあたり、彼らに御用を命じる大坂町奉行所を忌避していたことを明らかにした点で注目される。だが、のびの研究も村方と大坂及び畿内近国の非人集団との身分的対立に注目するのみで、大坂町奉行所の支配機構のなかに「長吏の組織」を位置付けるには至っていない。

2 盛田嘉徳「番非人文書」『部落解放』五号、一九六九年。

3 前掲内田「江戸時代後期の非人の「公務」について」、前掲塚田『近世大坂の非人と身分的周縁』など。

4 渡辺忠司「大坂町奉行と与力をめぐる二、三の問題」『大阪市史史料二十三輯 大坂町奉行所与力公務日記』大阪市史編纂所、一九八八年。

5 長吏文書研究会編、部落解放・人権研究所刊『悲田院長吏文書』解放出版社、二〇〇八年(一一五七号文書(以下、『悲田院長吏文書』一一五七と表示))。

6 野高宏之『『悲田院長吏文書』の刊行によせて』『大阪の部落史通信』四三、二〇〇九年。

7 岡本良一・内田九州男編『悲田院文書』清文堂、一九八九年、九六号文書(以下、『悲田院文書』九六と表示)。

8 前掲塚田『近世大坂の非人と身分的周縁』、一二二頁。

9 前掲盛田「番非人文書」、一六四頁。

- 10 水野為長著「よしの冊子」(森銑三ほか編『随筆百花苑』第八・九卷、中央公論社、一九八〇・八一年。
- 11 『悲田院文書』五三。
- 12 『悲田院文書』九五。
- 13 『悲田院文書』九七。
- 14 拙稿「近世後期天王寺長吏林家における相続をめぐって―長吏文書研究会の活動より―」上・下『部落解放研究』一六八号・一六九号、二〇〇六年。
- 15 前掲塚田『近世大坂の非人と身分的周縁』。
- 16 前掲盛田「番非人文書」、一六一頁。
- 17 『悲田院長吏文書』六八六。
- 18 『悲田院文書』一〇三。
- 19 達一二八四(『大阪市史』四上、大阪市役所、一九一二年)。
- 20 『新修大阪市史』第三卷、一九八九年。
- 21 『兵庫県警察史』前史編、兵庫県警察本部、一九七〇年。
- 22 達一〇〇六(『大阪市史』四上)。
- 23 『悲田院長吏文書』九〇五。
- 24 『悲田院長吏文書』九二六。
- 25 『悲田院長吏文書』九〇九。
- 26 『悲田院長吏文書』三六八。
- 27 「四ヶ所并施行院由緒書」(『八田家文書』六七、神戸市立博物館所蔵)。
- 28 『悲田院文書』三。
- 29 『悲田院長吏文書』四九。
- 30 『悲田院長吏文書』五〇二。
- 31 「紀州藩牢番頭文書」(大阪の部落史委員会編、部落解放・人権研究所刊『大阪の部落史』第二卷、解放出版社、二〇〇六年)。
- 32 『悲田院長吏文書』一〇〇九。
- 33 内田九州男「悲田院文書 解題」岡本良一・内田九州男編『悲田院文書』清文堂、一九八九年、二五二頁。
- 34 『悲田院文書』五。

- <sup>35</sup> 触四三〇一（『大阪市史』四上）。
- <sup>36</sup> 達一四九一（『大阪市史』四上）。
- <sup>37</sup> 触四三〇〇（『大阪市史』四上）。
- <sup>38</sup> 達一六三六（『大阪市史』四上）。
- <sup>39</sup> 触五四九四（『大阪市史』四下、一九一三年）。
- <sup>40</sup> 触五四九四（『大阪市史』四下、一九一三年）。
- <sup>41</sup> 前掲野高『悲田院長吏文書』の刊行によせて」。
- <sup>42</sup> 「四天王寺所蔵文書」（『大阪の部落史』第三卷、二〇〇七年）。
- <sup>43</sup> 寺木伸明「近世大坂絵図にみる「非人村」（大阪人権博物館編『絵図の世界と被差別民』、二〇〇一年）。
- <sup>44</sup> 小野田一幸「大坂四ヶ所組織と十三組」（『部落解放研究』第一七七号、二〇〇七年）。
- <sup>45</sup> 達一六九四（『大阪市史』四上）。
- <sup>46</sup> 拙稿「大坂の非人組織とその展開」『部落史研究からの発信』、部落解放・人権研究所、二〇〇九年。
- <sup>47</sup> 前掲のび「広域非人番制の展開と村々の抵抗」（一・二）。

### 第三章 大坂町奉行所町目付及び手付の活動実態

はじめに

ここまで、大坂町奉行の情報基盤の形成という観点から、大坂町奉行の下で「長吏の組織」が担う御用の変遷についてみてきた。そこで、明らかにしたのは一八世紀後半以降、御用の内容は大きく拡大・変質していき、一九世紀には広範な治安維持や情報収集活動に従事するようになっていく点である。特に米の買占めや全国的な米・大豆・綿の作柄、異国船の動向など、全国的な飢饉対策や経済政策、外交・軍事に関する大坂町奉行の政治的判断に直結するような情報の収集にも関与するようになっていくことは、幕府機構内における大坂町奉行という職の位置づけを考える上で重要な点であろう。

この点について筆者は、寛政改革期における町目付同心の下での手付御用の復活も、大きな意味を持っているのではないかと考えている。町目付は与力の配されない同心のみの職ではあるが、大坂町奉行に直属し、盗賊方、定町廻り方が捕縛しえなかった盗賊を捕縛することもあったとされる。また、市中のみならず「組屋敷内」、すなわち大坂町奉行所内部の「監察」も職掌としている<sup>1)</sup>。だが、先行研究においては、同心のみの職であるという理由から「非人の御用としてはごく部分的なもの」と捉えられてきたため<sup>2)</sup>、その実態は必ずしも明らかにされていないわけではない<sup>3)</sup>。

しかし、大坂町奉行に直属し、大坂町奉行所内も含めた監察を職掌とした町目付について、その活動実態を検討することは、大坂町奉行 という役職が、大坂の幕府機構内においてどのような位置づけにあったのかを論ずる上でも、重要な論点になりうると考える。

そこで、本章では『悲田院長吏文書』<sup>4)</sup>に残された、町目付手先としての御用に関係すると考えられる史料の一群を分析素材とし、奉行に直属したとされる町目付の下で行われていた諸活動の実態を明らかにし、それらの活動が大坂町奉行の情報基盤・権力基盤として、どのような意義を有したのかを考えてみたい。

ただし、町目付とその手付を務める四ヶ所長吏らの間で交わされる情報は、「監察」という職務の性質から、高い機密性を有していた。そのため、差出・宛先を明確にしない文書が多く、彼らの扱った事案として特定することが難しいものも含まれる。この点も、町目付に関する分析を阻んできた一つの要因であるが、探索を担当した人物、指示・報告の形態、個々の記録などを関連付けながら丁寧にみていくことで、この課題の克服は可能であると考える。

## 一 興行の取締りと許認可手続き

町目付の主な職掌の一つとして掲げられるものに、舞浚、浄瑠璃講、芝居、見世物等の興行に関する取り締まりがある<sup>5</sup>。手付を勤める四ヶ所長吏らはその実態調査などの実務に携わっていたことから、『悲田院長吏文書』には関連する史料が数多く残されている。これらを繙いてみると、彼らが舞、浄瑠璃、長唄、三味線などを渡世とする者たちの所在や稽古の内容を調査し、その把握に努めていたことがわかる<sup>6</sup>。また、舞さらへや将棋会、生花会、道具市などが催される際には、その見廻りも頻繁に行っている。

では、その調査や見廻りに関する指示や報告は、町目付と手付との間でどのように行われていたのか。例えば、北平野町一丁目谷渡り栄蔵こと檜木屋清右衛門が某年正月二九日に開催を予定する相撲初取興行の場合<sup>7</sup>、「東様より御出口ニ而為尋置」、「同月廿三日伊七を以御返事申上」げたと記されている。つまり、東町奉行所の出口付近で指示を受け、手付伊七を通じて報告がなされている。また、申年六月二〇日、天王寺村西向町三原屋正兵衛地面において、同村南紺屋町借家近江屋徳兵衛らが鳴物狂言を催した一件に関しては<sup>8</sup>、「天満九丁目ニ而言上」とあり、恐らく出役先の天満九丁目において口頭で報告されたものと思われる。このように、町目付からの調査指示、手付からの報告は、多くの場合、奉行所出口や出先において、口頭で取り交わされている。

また、北平野町一丁目における相撲初取興行においては、町目付手付らが南塗師町大和屋茂兵衛母ひさ、破損奉行宮寺五平次家来でひさの忰村松六左衛門、及び居所不明の高松ほか五く六人に「所々見物頼廻」を依頼していたことが史料上読み取れる<sup>9</sup>。しかし、「頼廻」に携わった九人程のうち、居所や所属が明らかなのは「ひさ」とその忰の村松六左衛門だけであり、他は凡その人数としてしか把握されていない。

このことはどのような意味を持つのだろうか。一つには、ひさ親子を元締めとする「頼廻」のような仕事を引き請けうる窓口、あるいは口入屋的な存在を想定できよう。手付らは「ひさ」親子に依頼することで、必要とする人数を動員でき、見廻りにより得られた情報も、元締めの下に集約され、報告されることになる。となれば、手付は元締めである「ひさ」親子の身元さえ掌握していれば済む。こうした「頼廻」の手法は、盗賊方の下での御用に際して用いる、摂津・河内・播磨の村方非人番を動員する捜査手法とは異なる手法であり、町目付の下では独自の情報収集回路にアクセスしていたということも可能だろう。また、「ひさ」の忰村松六左衛門が大坂町奉行所破損奉行宮寺五平次の家来であった点は、

奉行所内に盗賊方や町目付とは伝手を有していたことを意味する。これは、第三節で述べる大坂町奉行所内の内偵の問題と関連して興味深い事実である。

次に、町目付手付としての四ヶ所長吏らが、興行に関する伺いや届け出の窓口になっている例をみてみよう。

【史料①】<sup>10</sup>

(端裏朱書)

「申五月十四日

此書付御覽ニ入御窺申上候處、決而大行之儀者いたす間敷、刻限者初夜時限ニ相仕舞候様可申達旨被仰付候付申遣候」

小倉町

淡路屋庄兵衛借屋

浄瑠璃稽古渡世

檜皮屋安兵衛

右安兵衛連中三四人斗申合、右連中内宅ニおゐて、月さらへ今十四日相催申度、恭申出シ候付、表向御届ヶ奉申上候義ニ御座候哉、別段御届申上不申候而不苦候哉之段、右安兵衛より丁内江尋出申候付、如何取計可仕候哉、此段御伺奉申上候、何卒御差図被 仰聞被下度奉願上候、尤月さらへ之儀ニ付、連中内計打寄相催候義ニ付、表開キ往来人江為聞申候儀ニ而者、決而無御座候様申之候、以上  
右之通、乍失敬、使を以御伺奉申上候

申五月十四日

小倉町

町目附様

丁代 東 造

御手附

御役人中御衆中様

これは、某申年五月一四日に小倉町の淡路屋庄兵衛の借屋で浄瑠璃稽古を渡世する檜皮屋安兵衛が、小倉町の丁代東造を通じて、町目付―手付役人中に対して、月さらえの実施に関する届け出の要・不要を問い合わせたものである。この史料で注目されるのは、届出に関する伺いが「町目附様御手附御役人中」、すなわち手付を勤める長吏らに書面で提出されている点である。端裏書に「申五月十四日、此書付御覽ニ入御窺申上…」とあることから、長吏らは、おそらく直ちに町目付に判断を仰いだのであろう。これに対し町目付は、



催しを決して大掛かりにしないこと、そして「初夜時限ニ相仕舞」、つまり「初夜」Ⅱ戌の刻（午後七時頃から九時頃）までには催しを終えるべきことを指示している。ただし、本題の届け出の必要性には触れていないことから、その必要はないとの判断だったのだろう。この事例から、町目付が興行の取り締まりだけでなく、その許認可手続きも所管していたこと、そして町目付手付としての四ヶ所長吏らはその窓口的役割を担っていたことが読み取れる。加えて、小倉町丁代が手付に対し、書面の形で伺い書を提出していることは、許認可手続きの観点からみれば、手付を窓口とする届け出ルートが半ば公式なルートとして認知されていたことを示している。

## 二 火事場見分と火災原因の調査

次に、町目付手付らによる火災原因の調査に関する事例をみてみよう。『悲田院長吏文書』には、興行に関する調査報告や届出書類のほかに、火事場見分や火災原因の調査を行っていたことを示す史料も、一群のまとまりをもって伝存している。それゆえ、これも町目付の職掌の一つであったとみてよいだろう。史料②は、手付善正らから、体調不良のために火事場に出役出来なかった天王寺長吏善治郎に宛てられたものである。

### 【史料②】<sup>11</sup>

(封表書)

「天満東寺町運起寺出火之書付

御長吏

善治郎様

御手附共

貴下

(封裏書)

「申十二月七日夜

善正より

以愚書奉申上候、出火場所江馳付東様、西様江御尊君様御不快之趣御断奉申上候處、右場所者天満東寺町千念寺西隣り運起寺仮本堂より及出火、右壱寺二而火鎮り候得共、東御同心町裏手二付、御見舞等之御思召も可有之奉存候二付、此段為念御案内奉申上候、未夕火筋分明不成候得共、別段御出勤被為成下候に者不及申候ハ、御屋敷近火二付、右之通申上度、取急右乱書真平御高免奉希上候、已上

申十二月七日夜

御手附共

御長吏

善治郎様

この書付からは、手付の火事場見分について、次の点が指摘できる。

第一に、この時は長吏善治郎が体調不良であったため出役出来なかったものの、本来は町目付手付として長吏・小頭あるいは若キ者一組で出役するのが通例であったと思われる点。第二に、町目付同心らと手付を勤める四ヶ所の構成員が密接な関係にあった点。第三に、彼らの火災事案に関する役割が、火災の延焼を食い止めることではなく、出火原因を特定することにあつた点の三点である。

まず、第一の点については、「出火場所江馳付東様、西様江御尊君様御不快之趣御断奉申上」と記されているところから類推される。北堀江五丁目の羽根屋安兵衛女房しめが、御池町通六丁目線香屋渡世大倉屋小兵衛軒先で差火をした一件においても<sup>1</sup>、<sup>2</sup>、長吏善治郎は出役できておらず、出役した道頓堀手付栄三郎・権七から、天王寺手付を介して調査状況の報告を受けている。恐らく、長吏は盗賊方の役筋にも深く関与していることから、多忙を極めていた。それゆえ、実際に火事場に出役する機会は少なかったのかもしれない。

第二の点については、その出火場所から考えると分りやすい。幸いこの火災は他に類焼せず「壹寺ニ而火鎮」しているが、火元である運起寺は「東御同心町裏手」に位置する。すなわち、火元が同心らの「御屋敷近火」であった。それゆえ、善正らは善治郎に対して、彼らを召し使う立場にある同心らに対し、「御見舞等之御思召も可有之」ことを進言する必要を感じ、「乱書真平御高免奉希上」としながらも「取急」ぎ善治郎に報告したのである。善正らは、長吏善治郎を「御尊君様」と尊称を用いて呼んでいる。このことから、善正らは、長吏とともに仲間組織の指導層を構成した小頭というよりは仲間組織の一般構成員である若キ者であった可能性が高い。つまり、若キ者のレベルにおいても、主筋に対するそのような配慮を発想させるほどに、両者は馴染みの関係を形作っていた。逆にいえば、それだけ若キ者たちの動員も恒常化していたといつてよい。

第三の点については、火災直後の書付において「未タ火筋分明不成候得共」としていることから推測しうる。彼らが火事場に「馳付」たのも、出火原因を早急に突き止めるためであろう。

その後、手付らは住持念譽、納所隧堂、小僧純岡、下人弥蔵ら運起寺関係者の身元調査と彼らに対する聞き取り調査を行い、その結果を町目付に報告している。その下案と思われる風聞書によれば、彼らはこの火災について、住持念譽の留守中に発生していること、本堂西手の屋根裏から燃え上るのを確認したこと、常明灯や常香盤から延焼した様子がないことなどから、盗賊が証拠隠滅のために付け火をしたのではないか、あるいは住持念譽の蓄財を知り、火災に乗じて盗みを企てた者がいるのではないかと隧堂らが申し立てていることを報告している<sup>13</sup>。この段階では、未だ出火原因は究明されておらず、この風聞書は調査の途中経過を伝えるものである。この火災の原因究明はその後も継続されたとと思われるが、残念ながら史料的制約から、以後の経緯は不明である。

ところで、大坂町奉行所にはこれに類似する職掌として、火事場改役が東西両組に置かれていた。この火事場改役は、大坂市中ならびに町続きの村方において火災が生じた際に出役し、三郷惣年寄に命じて火消組に消火・防火活動にあたらせ、火消人足らの働方の査定や、火事場の取り締りを行った。また、鎮火後には火元の者や町人から聞き取りを行い、焼失範囲や家数を取り調べ、焼失場所絵図を作成した<sup>14</sup>。しかし、火事場改役は出火原因の究明は行っていない。また、町目付が出火原因の調査に関し、火事場改役と接触、あるいは連携していた様子は確認できない。これらの諸点に鑑みれば、出火原因の究明は町目付の独立した職掌として位置づけられていたもとと考えていいだろう。

そこで、町目付及び手付らによる出火原因の究明のあり方について、もう少し詳しく確認してみたい。

【史料③】 15

(端裏書)

「言上之下書」

東町式丁目

大和屋喜六支配

かしゃ

泊茶屋

大和屋 徳兵衛

六十式

同町

同支配借屋

料理屋 土佐屋 市右衛門

五拾

日雇

庄 助

四十九

此市右衛門義、渡世向者庄助ニ任セ置、其身者江戸堀五丁目佐野屋平右衛門支配借や  
灰屋次三郎方ニ同居罷在、此節上京仕居候由

右徳兵衛儀、昨廿九日夜五ツ半時頃より奥之間ニ而打臥居、今暁六ツ時頃火気物音ニ驚  
眼覚見受候処、次之間東手壁際ニ差置有之拂(佛カ)壇箆筭之後口手火縁無之所より煙  
立候付、家内之もの共呼起し候内、烈敷燃上り防かたく相成逃出候事之由、猶又右徳兵  
衛居宅ト壁合せ住居罷在候市右衛門方留守居庄助義も、同刻前同様致物音候ニ驚、起出  
見受候所、別紙絵図面之通、徳兵衛居宅取合之所、右徳兵衛居宅之方より及出火候躰ニ  
相見へ燃出有之候付、声立候所、書面久蔵・又蔵馳参り防掛ケ候へとも、火勢強く相成、  
終ニ双方居宅并隣家とも都合十壹軒焼失仕候由、右ニ付、火之縁之儀精々承合候得とも、  
今以火元治定不仕候付、先ツ一応奉申上候、已上

申四月朔日

【史料④】 16

別紙大和や徳兵衛・土佐屋市右衛門留守居庄助方、両家之内、火元并火縁之義、庄助方  
ハ其節久蔵・又蔵馳付、一旦致消防候、証人も有之義ニ而、段々御調有之候所、徳兵衛  
納篤いたし、火之縁之義者、同人義同夜七ツ時頃便所へ罷越候節、田葉粉ヲ吞候ニ付、  
右田葉粉之火自然飛散り、及出火候義ニ可有御座趣之申上候而、双方治定いたし候、已  
上

【史料③】は、嘉永元年(一八四八)四月朔日「今暁六ツ時頃」に発生し、一一軒を焼  
失させた火災に関する出火原因調査の報告書である。作成の日付から、火災発生後、直ち  
に調査に向かい、現状報告がなされたものと思われる。ただし、この段階においては「火  
元治定不仕」とあるように、出火原因は究明できていない。また、端書に「言上之下書」  
とあることから、まずは初動において確認できたことを口頭報告したのだろう。

さて、この調査では、火元に近いと考えられる大和屋徳兵衛方と土佐屋市右衛門留守居

庄助方の二者を事情聴取の対象としている。まず、徳兵衛の証言では、「暁六ツ時頃」(午前五〜六時頃カ)に「火気物音」に気づき、「次之間東手壁際」の「仏壇箆箆」後ろの「火縁無之」場所から煙が出ているのを発見したという。続いて、「徳兵衛居室ト壁合せ」の住居に住む市右衛門宅留守居庄助からの聞き取りでも、同時刻頃に「別紙絵図面之通、徳兵衛居室取合之所」から出火しているのを発見したことから、声を上げ、駆け付けた久蔵・又蔵とともに消防にあたった、発生時刻と経緯については徳兵衛と同様の証言を得ている。しかし、「徳兵衛居室之方より及出火候体ニ相見へ燃出有之」と、火元に関する証言は徳兵衛の証言とは真つ向から対立した。大和屋徳兵衛は泊茶屋、土佐屋市右衛門方は料理屋を渡世としており、煙草盆や煮炊きなど、いずれも出火原因となる要素を有する。だが、今回のケースでは、出火時に庄助方に第三者の久蔵・又蔵の二人が消防に駆け、延焼の状況を現認していた。「証人も有之儀」と【史料④】にあるのは彼らのことであろう。

さらに「段々御調有之」、「火之縁之儀精々承合」とあるように調査や聞き取りが重ねられた。その火元の特定作業は、庄助が「別紙絵図面之通、徳兵衛居室取合之所、右徳兵衛居室之方より及出火候躰ニ相見へ燃出有之」と述べるように、絵図などをもとに丁寧に行われている。こうした調査の結果、徳兵衛が「同夜七ツ時頃」便所に行った際、タバコを吸っており、その「田葉粉之火」が「自然飛散り」、火元となった可能性が極めて高いことが明らかになる。そして、徳兵衛も町目付手付らの調査結果に納得したことで、この一件は落着する。

このような事例は、他にも複数みられる。例えば、申八月七日朝四ツ時頃に発生し、立売堀三丁目うどん屋渡世大坂屋清兵衛方を焼亡させた火災においては、燃料として買い置いた「ハツリ木屑」に竈から引火したことを明らかにしている<sup>17</sup>。また、申一二月二六日暮れ過に発生した、橋通四丁目米明俵売買渡世越前屋金兵衛が米明俵用に借りていた納屋を焼失した火災に関しても、金兵衛方出入りの紙屑買渡世嘉兵衛が紙屑の選別作業に際し、暖をとるために持ち込んだ火鉢置き忘れ、その火気が紙屑や明俵に引火したことを突き止めている<sup>18</sup>。いずれの場合も同日中には、出火原因と経緯をまとめた報告書が作成されており、出火原因の究明は極めて迅速に行われていたことがわかる。

また、小火程度の出火事故を発生させた場合、それを奉行所に届け出る必要があったが、その届出窓口的な役割を果たしたのが町目付手付である。次に示すのは、その届出書の一例である。

乍恐口上

尼崎町壱丁目

油屋宮市支配かしや

神崎屋弥兵衛

他行仕候付代

叔父要助

一私儀、乾物商売渡世之者ニ御座候処、昨十九日夜四ツ半時頃、居宅台所炬燵江掛ケ置候木綿小蒲団炬燵之中へ落入、ふすほり候を、母りう見付早速もミ消シ、台所辺江差置候処、火氣相残り有之候哉、又々右小蒲団ふすほり候二付、驚入早速消留申候、其建家・建物等へ火移り候義一切無御座候、火之元之義ニ付而者、毎々御敵重之御触渡も有之候処、右躰不念之段無申訳奉恐入候、何卒此段御赦免被為成下候ハ、難有奉存候、以上

但半鐘打不申、火消人足駆付候義等無御座候

弘化五申年正月廿日

代

要助

家主

油屋宮市

年寄

高地屋 栄治郎

町

御目附様

これは、弘化五年（一八四八）正月二〇日に、尼崎町一丁目の油屋宮市支配借屋神崎屋弥兵衛方において、小蒲団を炬燵に誤って落とし入れたために発生した小火一件について、弥兵衛代人要助と家主である油屋宮市らが連名で、赦免願いの形で提出した届出書である。弥兵衛は他行により留守中のため、叔父の要助が代人として届け出ている。

届出書ではまず、小火発生の経緯を記す。これによれば、台所の炬燵にかけてあった木綿の小蒲団が炬燵のなかに落ち入り、燻っているのを弥兵衛の母「りう」が発見した。「りう」は直ちにこれをもみ消し、台所付近に置いていた。しかし、蒲団には未だ火の気が残

っていたようで、これが再燃したため驚き、改めて消火したという経緯が報告されている。届出書には、続けて「建家・建物等へ火移り候義一切無御座」いこと、「半鐘打不申、火消人足駆付候義等無御座」いことが記されている。恐らく、届出書の提出で処理するためには、①出火原因が明らかであり、②建物への延焼がなく、③半鐘打ちや火消し人足の出動には及ばない程度であることが重要であった。申一二月一四日付で届け出られた、近江町俵屋善兵衛方で発生した小火の事例でも<sup>20</sup>、①居宅裏手の物置場付近において「炭明俵」に「差火」をしたことが原因であること、②「物置場建物柱廻り火移り不申」、③「三郷火消方人足之もの耆人も駆付」ることがなかったことが追記されている。

ここで今一つ注目しておきたいのは、町目付あての届出書の写しが手付の手元に残されている点である。俵屋善兵衛の事例をみると、文末に「右之通只今御届奉申上候二付、不取敢御訴奉申上候」と記されている。つまり、これらの書面は、まず手付に提出され、それを町目付に上申する形がとられている。これは興行に関する場合と同様である。つまり、町目付手付としての四ヶ所は、興行や火災に関する諸届けの窓口としても機能していたということができる。

### 三 大坂町奉行所内及び在坂諸役の家中・組下に関する監察

さらに町目付の重要な職掌として、大坂町奉行所内および市中における変事を監察する役割がある<sup>21</sup>。第二章において指摘したように、実際、天王寺長吏善次郎は町目付渡辺定右衛門らの命に従い、京町五丁目年寄越後屋儀助や長町三丁目丁代辰蔵の身元調査や、難波踊の取締りに出役した若キ者嘉市、あるいは東町奉行所盗賊方同心木村・市橋らの出役先における押付け行為に関する内偵を行っている。これは手付の密偵的活動が、犯罪に関わるものだけでなく、町方や自らの組織、大坂町奉行所同心の不正疑惑にも向けられるようになったことを示している。そしてさらには、大坂定番や加番といった大坂城守衛に就く大名家中にも探索の手を入れるようになっていく。これは、大坂町奉行の役割や在坂諸役の関係性を考える上でも興味深い事実である。そこで次に、町目付らによる大坂町奉行所内及び大坂定番・加番に就く大名家中の内偵に注目してみることにする。

はじめに扱うのは、大坂西町奉行所の門番らによる賽賭博に関する内偵事例である<sup>22</sup>。この事案は「此間御内密御聞合被為 仰付候」とあるように、大坂町奉行所内における不逞行為に関するものであることから、極秘に実施することが求められている。本書の端書には「天満定七立会、御宅おゐて御東西様江申上る」とある。内偵を担当したのも、長吏

善次郎とともに町目付への報告に立ち会った天満小頭定七らである可能性が高い。

さて、この内偵によって明らかにされたのは、この事案が西町奉行所の間部屋頭又兵衛を元締めとし、同奉行所門番卯之助ら四人を含む三五名ほどが関与する、大規模で組織的な博奕案件であったことである。この報告によると、又兵衛らは四ツ時から暮頃にかけて、中間部屋を賭場として丁半博奕を催していた。しかも、巧妙にも、西町奉行所の中間部屋のほか、「御中屋敷両御役所」内の中間部屋など、賭場として使用する場所を転々と変えながら、一カ月に凡そ一〇日間ずつ開催していたことが明らかとなった。

この一件に関わっていたのは、中間部屋頭又兵衛を筆頭に、西町奉行所門番の卯之助・安兵衛・庄兵衛・幸吉の四人と、内本町上三丁政田屋金次郎、谷町三丁目池田屋松之助、錫屋町備前屋徳蔵らである。なかでも、政田屋金次郎については「博奕場所二而強刀与唱」え、「金銭取引之扱いたし、部家頭又兵衛、亦者手合之もの共より為心付相応ニ金銭をもらひ受候もの之由」とあり、用心棒的な存在であったと思われる。また、備前屋徳蔵に関しては、「兼而御屋敷銭両替いたし又ハ相負催候博奕場所へ日々罷越候者江金子借シ渡、壺両ニ付四百文ツ、之割を以利足取之候もの之由」とあるように、博奕場において高利貸しを行っていた。その他に賭場に入入りしていた者としては、幸町五丁目の泊茶屋渡世河内屋常次郎、九郎右衛門町と同渡世灰屋清兵衛、惣右衛門町の銭小両替平野屋吉兵衛らの名前がみえる。

元締めである中間部屋頭又兵衛は、他の者たちから「銭替」と呼ばれ、賭場を仕切っていたという。賭場に集まった人々は、日々一人あたり金二朱を差し出し、それを銭六〇〇文に両替する。又兵衛は両替手数料として銭二〇〇文、さらに草履預り料として五〇文を取り、さらにテラ銭として一勝負ごとに勝者から二〜三〇文程を取っており、一日当たりの上りは銭二〇貫に及んだとされる。又兵衛は、その中から門番四人にそれぞれ銭三〇〇文ほど、他の中間にもこれに準じた割り渡しを与え、又兵衛はそれを差し引いた残額すべてを自らの取り分とした。また、これに加えて弁当・菓子類も並の価格より高値で販売し、利益を上積みしていた。これだけを見ると又兵衛一人が多利を得ていたように見えるが、中間たちも交替で勝負に勝った者が帰宅する際に付き添い送り届け、その者から相応の心付銭を得て収入にしていたという。この内偵によって、門番ら四人が以前より、勝手向きに出入りする町人らが年頭・八朔の挨拶に奉行所に訪れた際、あるいは奉行への御目見えに町々の新年寄が奉行所に訪問した際に、彼らから祝儀を取っていたことも判明している。

ただし、内偵の対象はあくまでも又兵衛をはじめとする中間や門番らである。それゆえ



賭場に出入りする町人たちに関してはほとんど記述がない。

この他にも、大坂西町奉行所中間の兼が内平野町思案橋北手において、往来人と喧嘩に及んだケースに関する報告書がある。中間兼はこの喧嘩で相手の「下駄を以天窓」を打ち割り、怪我を負わせたという。しかし、怪我を負わされた喧嘩相手については「丁所不分明往来人」、「相手之もの」と記すばかりで人物の特定を行っていない<sup>23</sup>。

次に見るのは、京橋口定番組下を名乗る者に関する内偵事例である。某年五月七日、町目付渡辺定右衛門が天王寺長吏善次郎に、居所不明の帯刀人高田富五郎と別所安右衛門の身元調査を命じた指示書が残されている<sup>24</sup>。これによれば、両名は「京橋口組之由申成」、すなわち大坂城京橋口の定番組下を名乗っているという。渡辺は指示書の冒頭に「昨日風聞書差出呉候証文一条之内」と記していることから、善次郎は先に行った調査で高田・別所の両名が大坂城京橋口の定番の組下らしいというところまで突き止めており、渡辺に風聞書の形で報告していたのだろう。これに基づいて渡辺は、京橋口定番組下の「与力・同心之内ニ右名前之有無」を調査し、もし同組内に存在しないようであれば、改めて名前・年齢等を聞き合わせ書面にて報告するよう、追加調査を指示したのである。

次の例は、嘉永元年（一八四八）六月に実施された、大坂加番を勤める福島藩（板倉内膳正勝頭・三万石・譜代）の中間安・杉ほか三・四名による、町人に対する不逞行為の内偵に関するものである<sup>25</sup>。

「申六月朔日」に「西様御一方江言上」された報告によると、彼らは「酒屋・煮売屋等へ罷越、押借いたし」、四月二一日夜には材木町の木綿類商渡世清水屋木兵衛方において「木綿一丈買求」めたいと申し出たという。そこで、下人和助は彼らに品物を渡したが、代金を払わずに逃げ出したため、和助が追いかけて木綿を取り返した。すると、「此仲間共立腹」し、言いがかりをつけ、和助の加勢に出てきた木兵衛を「矢庭二」「打擲」したという。

また、五月二四日には農人橋詰丁の酒小売渡世平野屋儀兵衛方へ持って行き、そこで酌ぎ借いたし」、さらに、その酒を北谷町の煮売渡世平野屋儀兵衛方へ持って行き、そこで酌ぎあいを始め、ここでも「居所名前不知もの」に「打擲」に及んできる。他にも、「市中富家之もの共方」へ赴き、「無謂合力」を強請して金銭を取っていたことや、それぞれ「惣身ニ彫もの」を施していたことなども報告されている。しかも、彼らに対する内偵は、報告まで数カ月を要する場合もあり、確実な証拠固めが行われていたといつてよい。

嘉永四年から五年にかけて大坂加番を勤めた豊岡藩京極家の事例では、領内から動員する小人とは別に、門番や廻使等の小者一五名を大坂において雇い入れている<sup>26</sup>。大坂に多

くの武家が存在したことは藪田貫の指摘するところだが<sup>27</sup>、それを支える中間や門番、廻使などの小者の多くは大坂市中または畿内での雇い入れによって賄われていた。ただし、大坂町奉行所内部や大坂加番組下の例にみるように、供給される人材は必ずしも身元宜しき者たちばかりではなかった。そこに、様々な問題を生じさせる要因があり、その内偵も町目付らの職掌には含まれていたのである。

## おわりに

本章においては、特に町目付と手付が携わった①各種興行に関する情報収集、②火災原因の究明、③大坂町奉行所をはじめとする支配機構内部やそれを担当する大名家中に関する内偵の実態を見てきた。

まず、相撲の初取興行の事例にみたように、町目付手付らは「頼廻」という独自の調査手法を用いていた。このことは、盗賊方の下で用いる情報収集回路とは、別の回路と接続していたことを意味しており、彼らの周囲には重層的な情報収集網が張り巡らされていたことが類推される。「頼廻」を請け負う存在との関わりはその一端を示すものである。また、その回路に、大坂町奉行所破損奉行の家来が名を連ねている点は興味深い。両者の関係については史料的制約から明らかにしえないが、彼らが直接的に指示を受ける町目付や盗賊方とは別の繋がりを奉行所内に有していたことは、奉行所内の内偵を行う上で大きな意味をもったのではないだろうか。現時点では、その可能性を指摘しておきたい。いずれにしても、「頼廻」を介する調査手法は、先行研究が指摘してきた撰津・河内・播磨の村方非人番を動員する盗賊方の捜査手法とは、全く異なる情報収集の回路ということになる。

次に、火災原因の調査・究明については、その取り掛かりの迅速さや、聞き取り調査の綿密さを指摘しうる。大坂町奉行所には他に類似する役割を持つ職として火事場改役が置かれていた。しかし、その主な役割は消火と延焼の防止、鎮火後の被災状況の把握にあり、出火原因究明の役割は持たない。また、町目付らによる火災にかかる活動実態を見る限りにおいて、火事場改役と接触・連携している様子は史料上確認できない。こうした状況を踏まえると、出火原因の究明も町目付の独立した職掌として評価できよう。

また、興行の許認可手続きに関する事例、小火等の届出書提出手続きの例でみたように、町目付及び手付は内偵や取り締まりを行うだけでなく、大坂町奉行所と社会をつなぐ役割も果たしていた。先行研究においては、大坂町奉行所の御用を末端で担う組織として、社会との対立点ばかりがクローズアップされてきたように思う。しかし、四ヶ所が町目付手

付としての御用を介し、町奉行所と社会の接続ポイントとしての役割を果たしていたことは、大坂町奉行所が手付を経由する届け出を半ば公式な窓口として認めていたことを意味しよう。つまりは、中間支配機構的な役割も果たしていたといつてよいだろう。

三点目の町目付及び手付が、大坂町奉行所内や大坂定番・加番などに就く大名家中・組下における不正疑惑の内偵に携わっていたことは、先行研究においては言及されてこなかった事実である。町目付渡辺定右衛門が京橋口定番組下の内偵を指示するにあたって「毎々乍世話」と記しているように、奉行所内や大名家中・組下に対する内偵も頻繁に行われていたと言つていいだろう。その取締りは、大坂の支配機構のトップに立つ大坂城代にとつて、安定的な支配を実現するうえで見逃せない問題だったはずである。大坂町奉行にはその役割が託されており、その実務にあたったのが奉行に直属する町目付とその手付であった。

また、大坂町奉行が町目付らを用いて大名家中にも探索の手を入れる権限を有するようになったことは、大坂町奉行が幕末期に新たに求められるようになる役割の根拠として重要な意味を持ったと考える。詳しくは次章で述べるが、彼らは安政六年（一八五九）、大坂湾岸警衛に就いた長州・岡山・鳥取・土佐・柳川の五藩の派兵状況を探っている。恐らく、これを「委任」<sup>2</sup>された国持を含む外様各藩の軍事情報に関する探索も、既に実施されていた大坂定番や加番を勤める大名家中に対する内偵の延長線上に位置づけられるであろう。

1 『大阪市史』第二、一九一四年、一六六頁。

2 塚田孝『近世大坂の非人と身分的周縁』部落問題研究所、二〇〇七年、一二二頁。

3 大坂町奉行所の下での四ヶ所長吏らが勤めた御用に関する主な研究は以下のとおり。藤木喜一郎「大坂町奉行所管下に於ける司法警察組織について」（『関西学院大学創立七十年文学部記念論文集』、関西大学文学部、一九五九年）、内田九州男「近世非人論」（『部落史の研究 前近代編』、部落問題研究所、一九七八年）、同、「江戸時代後期の非人の「公務」について」（『歴史科学』第八七号、大阪歴史科学協議会、一九八一年）、塚田孝「近世大坂における非人集団の組織構造と御用」（『年報都市史研究』第八号、山川出版社、二〇〇〇年、後、同『近世大坂の非人と身分的周縁』に所載）。

4 長史文書研究会編・部落解放人権研究所刊『悲田院長史文書』解放出版社、二〇〇八年。

5 『大阪市史』第二、一六六頁。

6 『悲田院長史文書』では「一一 風聞探索」の節において、「4・浄瑠璃など調」、「5・

各種興行調」などの項目を立て、四〇件の関係史料を収録している（『悲田院長吏文書』四三八～四八〇頁）。

<sup>7</sup> 「年未詳正月二〇日、北平野町一丁目檜木清右衛門、相撲初取興行催しにつき断書（史料番号 1038）」『悲田院長吏文書』四七六頁。

<sup>8</sup> 「申六月二五日、正兵衛明地面にて徳兵衛らの鳴物入興行催しにつき風聞書（史料番号 1031）」『悲田院長吏文書』四七三頁。

<sup>9</sup> 「年未詳、北平野町一丁目における相撲初稽古見廻りの者書上げ（史料番号 999）」『悲田院長吏文書』四七八頁。

<sup>10</sup> 「申五月一四日、小倉町丁代東造より、同町浄瑠璃稽古屋渡世檜皮屋安兵衛連中、月さくらえ催しにつき伺い書（史料番号 1037）」『悲田院長吏文書』四六六頁。

<sup>11</sup> 「申一二月七日、天満東寺町運起寺出火に関する書状（史料番号 995）」『悲田院長吏文書』四八六頁。

<sup>12</sup> 「年未詳九月一四日、北堀江五丁目羽根屋安兵衛女房差火につき注進（史料番号 994）」『悲田院長吏文書』四八七頁。

<sup>13</sup> 「年未詳、天満東寺町運起寺念響らに関する風聞書（史料番号 934）」『悲田院長吏文書』四四八～四四九頁。

<sup>14</sup> 大阪市史史料第四十二輯『大坂町奉行所旧記（下）』大阪市史編纂所、一九九四年。

<sup>15</sup> 「申四月一日、徳兵衛居宅ほか一一軒焼失に関する報告（史料番号 978）」『悲田院長吏文書』四八四～四八五頁。

<sup>16</sup> 「年未詳、大和屋徳兵衛宅など火事の火元・出火原因調べ（史料番号 932）」『悲田院長吏文書』四八八頁。

<sup>17</sup> 「申八月七日、立売堀三丁目大坂屋清兵衛方出火手続書（史料番号 993）」『悲田院長吏文書』四八五頁。

<sup>18</sup> 「申一二月二六日、橋通四丁目出火に関する風聞書（史料番号 1012）」『悲田院長吏文書』四八七頁。

<sup>19</sup> 「弘化五年（一八四八）正月二〇日、尼崎町一丁目炬燵家事に関する赦免の願い出（史料番号 677）」『悲田院長吏文書』四八四頁。

<sup>20</sup> 「申一二月一四日、俵屋善兵衛物置出火につき口上書（史料番号 922）」『悲田院長吏文書』四八六頁。

<sup>21</sup> 『大阪市史』第二、一六六頁。

<sup>22</sup> 「申六月一五日、西町奉行所門番卯之助ら中間小屋にて賽博奕催しにつき注進（史料番号 985）」『悲田院長吏文書』五三五～五三七頁。

<sup>23</sup> 「申一〇月一四日、西町奉行所仲間兼喧嘩につき注進（史料番号 971）」『悲田院長吏文書』五四一～五四二頁。

<sup>24</sup> 「年未詳五月六日、帯刀人高田富五郎・別所安右衛門の風聞に関する聞合せ書（史料番号 911）」『悲田院長吏文書』五四三～五四四頁。

<sup>25</sup> 「申六月一日、大坂加番板倉内膳正仲間瓦屋とうじんの安・杉らの行状に関する風聞口上書（史料番号 1039）」『悲田院長吏文書』五三八頁。

<sup>26</sup> 嘉永四・五年「御用日録」（豊岡藩家老文書のうち、個人蔵）。

<sup>27</sup> 藪田貫『近世大坂地域の史的研究』清文堂、二〇〇五年、「第三部 武士の町大坂」（三一七～四二四頁など）。

<sup>28</sup> 針谷武志「安政―文久期の京都・大坂湾警衛問題について」明治維新史学会編『明治維新と西洋国際社会』吉川弘文館、一九九九年、八〇～八一頁。

## 第四章 一九世紀における大坂町奉行の政策遂行と情報基盤

― 刊行大坂図における非人村記載削除要求を手がかりとして ―

はじめに

前章では、大坂町奉行に直属した町目付同心及びその下で実務にあたった手付による情報収集活動や内偵の実態について検討し、盗賊方が通常用いる摂津・河内・播磨三国の村方非人番ネットワークとは異なる情報収集回路を用い、類似する職掌にある火事場改役からは独立した立場で火災原因の究明にあたるなど、町目付及びその手付が独自の情報収集回路、調査手法を確立していたことを明らかにした。町目付らは、この他にも大坂堂島の米会所に集散する諸国の米商人らを介して、全国的な稲の作況や米相場の動向に関する情報の収集も行っており、大坂町奉行所と四ヶ所長吏らの周囲には重層的な情報集積回路が形成されていたと評価することができる。

また、町目付及び手付による探索の手が、大坂町奉行所内のみならず、大坂定番や加番などに就く大名家中にまで浸透していたことは、大坂の幕府支配機構内における大坂町奉行の政治的位置を考える上でも、極めて重要な意味を持ったと考えられる。特に、政局の中心が京坂に移る幕末維新时期において、大坂町奉行は幕府の軍事・外交にかかる諸政策の中核的な役割を担っていくが、その過程で大阪湾の守衛に就く外様大藩の軍事情報にもアクセスしていたことは前章において触れた通りである。

序章においても述べたように、大坂四ヶ所の非人組織に関する研究は分厚い蓄積がある。しかし、これらの研究が明らかにしてきたのは、あくまでも非人身分の勤めた大坂町奉行所の御用、あるいは盗賊方や定町廻りを通じた都市大坂の治安維持という範疇に限定されたものであった<sup>2)</sup>。だが、本稿において三章をかけて明らかにしてきたように、彼らの活動、そして果たした役割はこの枠組みを大きく超えるものであり、その状況は幕末期に向けてさらに拡大していく。

こうした前提に基づいて、本章では、大坂町奉行が幕末から維新时期にかけての政治状況のなかで、政策遂行上の情報基盤として四ヶ所長吏及び「長吏の組織」をどのように位置づけ、そして活用していったのかを分析する。

### 一 刊行大坂図の「非人村」記載をめぐって

まず、幕末期において大坂町奉行が政策遂行上、四ヶ所、そして「長吏の組織」をどの

ように位置づけていたのかを考えるために、第二章において若干触れた弘化二年（一八四五）六月に四ヶ所長吏らが願い出た刊行大坂図における「非人村」記載の削除一件について、改めて詳しく検討してみることにする。

この一件は、刊行大坂図において四ヶ所長吏の居住地である悲田院（天王寺）、鳶田、道頓堀、天満の四ヶ所垣外および、毘沙門池や鳶田山添など、四ヶ所に付属する十三組の居住地を「非人村」と記載するのを削除し、以降、古絵図のとおり地名を記載するよう大坂東町奉行所盗賊方に願い出たものである<sup>3</sup>。この一件については、すでに寺木伸明、塚田孝、小野田一幸の研究がある<sup>4</sup>。しかし、これらの研究はそもそも四ヶ所の身分的位置づけや、刊行図上における身分記載の問題を明らかにすることに主眼が置かれているため、大坂町奉行所や四天王寺との関係における四ヶ所仲間の身分的上昇の根拠、あるいは刊行図上に見える記載の変遷は論じても、なぜ大坂町奉行が「削除」を認める判断を下したのかについては言及していない。だが、大坂町奉行が下した判断の意味を捉えなければ、「非人村」記載が削除されたことの持つ本来の意義は明確にならないと考える。

そこで、まずは小野田一幸の刊行大坂図における「非人村」記載の変遷に関する論考に学びながら<sup>5</sup>、弘化二年の「非人村」記載削除一件の経緯を確認し、四ヶ所側が大坂町奉行所に何を求めていたのかをみていくことにする。

四ヶ所長吏らは、この問題は三つの段階からなると認識している。彼らが初発の段階として指摘するのは、天保五年（一八三四）七月一日夜に発生した、堂島新地北町借屋坂田屋音兵衛方を火元とする大火の被災状況をまとめた播磨屋九兵衛版「焼失場所絵図」に天満垣外が「非人村」と記載された点である<sup>6</sup>。四ヶ所長吏らの訴えによれば、この絵図において「天満長吏手下のもの共住居之地を非人村与書載セ」られたため、直ちに大坂町奉行所に削除を願い出たとする。その経緯を願書では次のように記載する。

（前略）：矢部駿河守様御在勤中、内山彦次郎様御懸りニ而、無余儀訳ニ御聞届被為成下、板元九兵衛（より）摺出候図面之内、非人村与認有之候天満長吏并手下之もの共住居之ヶ所、板行表取除候而も見渡差支候儀無之様被為思召候迎、則寺社方伴藤右衛門様へ御懸合被下置候上、本屋懸り惣御年寄中へ被為 仰諭、板行表非人村之箇所御取除ニ相成候旨被為 仰渡被下置：（後略）

すなわち、四ヶ所は主筋にあたる盗賊方与力内山彦次郎に訴え出でたところ、内山も板

行表の「非人村」記載部分を取り除いても支障がないことに同意し、板元の支配を管轄する寺社方伴藤右衛門に懸け合い、本屋懸り惣年寄中に対して該当部分の削除が指示されたとする。「矢部駿河守様御在勤中」とあえて記すのは、当時、大坂西町奉行の職にあった矢部定謙の判断が働いていたことを示すためであろう。

次の経緯として指摘するのは、天保八年（一八三七）改板大坂絵図において、天満・道頓堀両垣外が非人村と記載された点である<sup>7</sup>。四ヶ所の訴状によれば、この時も大坂町奉行所に歎願することを考えたが、「御用多之折柄と差控」たという。天保八年といえは大塩平八郎の乱が勃発した年であり、歎願を思いとどまったと記すのは、彼らの主筋である盗賊方が多忙を極めていたことに対し、配慮を示したことを主張するためだろう。

そして、今回の訴願に至った理由として掲げるのが、「去辰年（天保一五年）新板大絵図」において四ヶ所垣外などが「非人村」と記載された点である。彼らの主張によれば、この図では、天満・道頓堀垣外のみならず、悲田院（天王寺）垣外、鳶田垣外、そして毘沙門池や鳶田山添など十三組小屋頭及び手下野小屋も同様に「非人村」あるいは「非人小屋」と記載されたとする。

小野田によれば、これに該当する図として、天保一五年八月再鐫の『増修改正撰州大坂地図 全』があげられるという<sup>8</sup>。この図は、天明九年（一七八九）二月「御免」、文化三年（一八〇六）三月「彫成」図の再鐫図である。官許により出される刊行図については、少なくとも刊行時点において、本屋仲間・三郷惣年寄・町奉行所役人の間で記載内容に関する了解は得られていたはずである。つまり、四ヶ所垣外及び十三組の居小家を「非人村」と記載することについても、なんら問題視されていなかったことになる。

また、これ以前の絵図においても、四ヶ所垣外や天和四年（一六八四）に成立した十三組居小家の所在地を「非人村」「非人小家」と記載する事例は見られる。例えば元禄一一年（一六九八）以前刊行の『新地入 増補大坂図』では、すでに道頓堀垣外に二カ所の「非人」記載がみられ、延享元年（一七四四）刊『撰州大坂画図』でも、十三組のひとつ毘沙門池が「非人村」として描かれており、これ以降の刊行図においてもこれは踏襲されている。

しかし、四ヶ所長吏らは「承德・天正・享保年中之絵図面」においては「悲田院」と地名のみが記されていたと主張し、刊行大坂図における「非人村」記載の問題をあくまでも天保期に生じた問題として議論しようとする姿勢を示している。では、四ヶ所長吏が天保期にこだわる理由はどこにあるのか。また、彼らは刊行大坂図において、四ヶ所垣外等が



「非人村」と記載される問題は、どこにあると考えているのだろうか。

第一に、「十三組小頭并同手下野小屋同様之もの共住居之地所与、四ヶ所長吏住居之地所与前書之通一体非人村ニ相成候而者、手下身体支配向之差別順々も相立不申、今般御改革御趣意を以結構ニ御取締被為下置候義を不顧、自然野小屋之もの共等右絵図面ニ泥ミ、都而非人村与書頭し有之上者、長吏始野小家之もの共も同様の身分与若心得違仕候而者、第一不取締之基ニも可相成」と述べるように、四ヶ所垣外と格下の十三組野小屋の所在地が「非人村」として同列に扱われることで、垣外仲間の階層序列が崩れ、仲間取締がままならなくなる、と指摘する。十三組とは、天和四年（一六八四）に実施された無宿・野非人対策によって、新たに四ヶ所の下に組み込まれた非人集団で、四ヶ所からはその成立の経緯から、差別意識をもたれていたといわれている。

第二に「非人村与書記し有之候儀、他国遠境之もの共迄も及見聞候ハ、自ら嘲り受候様成行可申、左候ハ、諸国御他領御用先等者不及申、其仕儀ニ寄御聞合、其外諸事掛ヶ引筋ニ付、向々ニ而対話之砌差支候儀も可有之与奉存」と述べるように、非人村の記載を他国・遠境のものが見聞きすることで、四ヶ所を嘲笑するようになり、遠国御用や風聞探索、その他交渉ごとなど大坂町奉行所の御用に支障が生じると指摘する。

第三に「図面手広ニ売弘り、往々非人村之通号ニ相成候而ハ、摂河播州之内、長吏手下多人数之番人共自ら長吏を蔑二いたし、心得違仕候ものも出来仕、取締向差支ニも可相成」と述べるように、絵図が広範に売り広まり、四ヶ所垣外を非人村と称することが一般化することになれば、四ヶ所の下で悪党・盗賊の捜査に従事する撰津・河内・播磨の非人番も長吏を軽視するようになり、統制が利かなくなる、とする。

四ヶ所長吏らが掲げる三点のうち、第一と第三の点は非人組織内の階層序列の問題であり、第二・第三の点は大坂町奉行所の御用を勤める上で生じると考えられる弊害である。つまり、四ヶ所は大坂町奉行所の御用を担う上で基礎となる撰津・河内・播磨の村方非人番も含めた「長吏の組織」内の秩序の維持と、「非人」という身分的レッテルが定着することで生じる御用遂行上の弊害の排除を求めているということになる。

この要求に対し、大坂町奉行は刊行大坂図における非人村記載の削除を永続的に認める判断を下している。当時、大坂町奉行の地位にあったのは水野道一（東町）と永井尚徳（西町）の二人だが、同年一月一三日、大坂町奉行所盗賊方与力浅羽太膳を通じ、四ヶ所長吏に対し、「其方共住居之地を大坂絵図面改板ニ非人村与有之候付、当六月中及歎願候次第、兼而一山より申立も有之由緒之ものニ無相違聞候間、格別之訳を以非人村与有之を相除、

自今長吏与改板可致旨、其筋之もの江申渡候」ことを指示している。「其筋之もの」とは、大坂図の版元、具体的にはこれまで「非人村」と記載する大坂図を刊行してきた播磨屋（赤松）九兵衛らである。

この訴願のきっかけとなった天保一五年八月再鐫『増修改正摂州大阪地図 全』には、実は播磨屋版と積典堂蔵版があるが、播磨屋は天保末期以降、本図を含む大坂図・日本図の版木株を積典堂に譲渡している<sup>10</sup>。その後、積典堂が刊行した絵図の刊年をみてみると多くが弘化四年以降であり、本格的に絵図の刊行を行うようになるもそれに近い時期であろう。それゆえ、積典堂版『増修改正摂州大阪地図 全』では、四ヶ所垣外を「長吏」と記載し、毘沙門池や鳶田山添の非人村・非人コヤ記載は削除されており、これ以降刊行される絵図においても準拠されていくことになる。

このように本件の経緯を確認してみると、この一件は四ヶ所が天保期以降に時期的焦点を定め、大坂町奉行所の下で従事する御用との関わりから「非人」「非人村」記載の削除要求を展開し、それを大坂町奉行が承認していくという構図であったことがわかるだろう。

つまり、大坂町奉行所にとって、天保期を境に、御用を介する四ヶ所との関係がより重要性を持つようになったことを、この板行大坂図における「非人村」記載の削除要求一件に関する経緯は示している。では、両者の関係は具体的にどのような変化したのか。天保期以降、大坂町奉行所が新たに動員をはかるようになった御用の実態を通じて確認していくこととする。

## 二 天保の飢饉への大坂町奉行の対応と「長吏の組織」

天保四年（一八三三）、天王寺長吏善吉郎は大坂町奉行所の命を受け、河内国と摂津国住吉郡の在方非人番を動員して、商人や有力農民らによる米の買い占めや困い米の実態調査を行っている。一月一八日から二二日にかけて、善吉郎の下には在方非人番を束ねる小頭らから調査結果が続々と寄せられている。善吉郎はこれを取りまとめ、一月二三日に第一報として、その内容を大坂町奉行所に報告している<sup>11</sup>。以後も、各地から調査結果は寄せられ、同月二八日には第二次報告がなされている<sup>12</sup>。そして、こうした情報は少なくとも翌五年正月まで集まり続けている<sup>13</sup>。

この探索の目的は、長吏善吉郎が第一報で記すように「此節米高直二付、来午年とも同断可有之哉与見越、又者其刻得利潤ヲ可売払所存ニ而、買込所持」している者の実態を把握することであった。

「天保の大飢饉」と呼ばれる全国的な飢饉はこの年より始まっており、諸国から大坂への廻米も減少し、米価の高騰は重大な政治問題となっていた。そうした状況下において、機に乗じた利潤追求を目論む投機的な米の買い占め、囲い米が横行したとされる。江戸においては、同年夏過ぎには全国的な凶作の状況が伝えられるようになり、江戸中心の米価安定政策が施されるようになる。また、天保七年には大坂町奉行が「幕府の全国的政策に準拠しつつも」、「大坂住民の飯米の確保」および「大坂米市場圏にある畿内住民」への飯米供給のために「畿内全体を対象に米穀流通の総合調整をおこなっていた」ことが指摘されている<sup>14</sup>。

当時の大坂町奉行は東町が戸塚忠栄、西町が矢部定謙であったが、こうしてみると彼らは凶作発生の早い段階から、米穀の流通政策を検討すべく、情報収集活動をはじめていたということができるだろう。これは本城正徳が指摘したように、大坂町奉行所が打ちこわし発生に対する切実な危機意識をもって、凶作の影響が出始めた天保四年段階から、早期かつ総合的に救恤政策を実施したことも符合する<sup>15</sup>。

次に、その実態調査がどのように行われていたのかをみてみよう。まず、「百姓商人仲間等ニ至迄」<sup>16</sup>の買い占めを行うすべてを対象に、「極密御聞合」<sup>17</sup>「隠密御聞合」<sup>18</sup>、として「密々手ヲ入聞合仕」、「密々手ヲ入聞探り見」<sup>19</sup>する方法が採られた。まさに、機密として取り扱われる情報の収集活動であった。しかも、対象とする範囲は幕府領だけでなく諸大名領や預かり地、旗本知行所、寺社領にも及んだ。そのなかには老中大久保加賀守忠実（相模国小田原藩主）や松平和泉守乗寛（三河国西尾藩主）、大坂城代松平伊豆守信順（三河国吉田藩主）、所司代太田備後守資始（遠江国掛川藩主）らの所領も含まれる<sup>20</sup>。

また、調査項目は①該当する百姓・商人名及びその居村、②買い占め・囲い込みの分量とその経緯、さらに④囲い込みが行われている状況に対する各領主の対応をも含む。例えば、大坂城代松平信順の役知・河内国若江郡菱江村においては、情報探索の結果、庄屋要助・彦五郎、年寄彦助らが三〇四〇石を囲い置いていることが判明するが、これは「御地頭より末々百姓救米御手当」<sup>21</sup>として囲い置いているものであることが報告されている。また、老中大久保忠実の領地である河内国丹北郡東瓜破村では、投機を目的に「米七拾石斗買込居」ることが判明した商人新兵衛は、「御地頭様より御察度」を受け、さらに「所持之分御取上ケ」の処分を下されたことが報告されている<sup>22</sup>。

ただし、報告されるのは領主側として好ましい情報だけではない。旗本片桐内氏の知行所河内国丹南郡大堀村については「三千石領主ニ而、至而困窮之殿様ニ付、一年宛先納ニ

いたし、百性共其日買米ニ而相暮居候由相聞申候」<sup>23</sup>と、領主財政の悪さに起因する年貢先納の実態、そのために百姓らが平常から飯米を買米に頼らざるを得ない状況が報告されている。

旗本片桐氏は大和小泉藩片桐氏の分家で、大和・河内・摂津の三国に計約三二〇〇石を知行した<sup>24</sup>。近世中後期の財政窮乏は多くの旗本に共通するが、片桐氏の場合、本家大和小泉藩片桐氏が石州流茶道の家元であったことから茶道にかかる支出が大きく、これが他の旗本以上に家内財政をひっ迫させる要因となっていた。また、文化三年と文政一二年（一八二九）の大火では、いずれも江戸屋敷を類焼しており、これにより財政窮乏はさらに深刻度を増している。文政五年（一八二二）、片桐貞祥は使番として大坂目付の兼務を申し渡された際、その辞退を検討しているが、その理由も財政状況の悪さに起因するものであった。このような事情が知行所村々に転嫁されていたわけであり、その実態がこの隠密聞合によって判明し、報告されているのである。

しかし、この指示が大坂町奉行からどの役筋を通じて命じられたのかは、長吏の下に残された記録からは明らかにならない。藪田貫が指摘するように、同年八月一日と九月一二日には米の買い占めや囲い米の禁止、小売米の販売促進を命じる触書が出されており、これと連動する指示であったことは間違いない<sup>25</sup>。藪田は河内国の囲い米調査に関する指示系統について、地方役与力のもとで行われたのではないかとの私見を示しているが<sup>26</sup>、この米の買い占・囲い米に関する実態調査が、普段、盗賊方が犯罪捜査等で動員する摂津・河内両国の村方非人番ネットワークを用いており、また、大坂町奉行所が打ちこわしの発生を警戒していたとすれば、盗賊方を通じた指示であった可能性も捨てきれない。指示の出所については今後の研究を待たねばならないが、いずれにせよ、囲い米の実態調査は「極密」「隠密」に分類される極秘任務であり、老中や城代の所領・役知まで対象とする指示であったために、命令系統に関する情報も極力秘匿されたものと思われる。それだけ、情報管理が徹底されていたということでもあろう。

天保四年に端を発する飢饉に際し、大坂町奉行は買い米・囲い米の実態把握という、極めて政治的重要性の高い任務に、四ヶ所及び「長吏の組織」を動員したのである。

### 三 全国的な米・綿・大豆の作柄情報の収集

続いて、天保一五年に大坂町奉行所は「摂河泉播其外諸国当秋米穀并綿作豊凶」に関する情報の収集を、天王寺長吏善次郎に命じている<sup>27</sup>。この命が以前と大きく異なるのは、

従来の主筋である盗賊吟味方・定町廻方・町目付ではなく、東町奉行所の地方役磯矢頼母を通じて下命されている点である。天王寺長吏家に残された記録を見る限り、地方役が四ヶ所に対して指示を出した例はこれが初見である。しかし、これ以降、作柄探索は断続的に行われるようになっており、「寅年」（安政元年または慶応二年カ）と記載のある風聞書も確認できる。

それでは、この情報収集活動の概略を追ってみよう。まず、対象とする範囲は摂津・河内・播磨・和泉の四国である。従来、盗賊方等の下で四ヶ所長吏が動員してきたのは摂津・河内・播磨の村方非人番であった。これは長吏自身が第一節でみた訴願のなかで「摂河播州之内、長吏手下多人数之番人共」を動員してきたことを述べていることからわかるが、この三国の調査には、この村方非人番ネットワークが用いられている。だが、和泉国の村方非人番は堺の四ヶ所長吏の下に組織されており、大坂四ヶ所長吏は直接に指示を下せる関係になかった<sup>28</sup>。そのため、天保一五年および弘化三年の作柄探索では、自らの配下にある河内国丹北郡瓜破村非人番で在方組頭を勤める佐七に指示し、和泉国一国（三百七十二カ村）の情報収集にあたらせている<sup>29</sup>。

この御用における主な調査項目は、①地頭名と各村数、②早稲・中稲・奥手、綿、大豆の作柄・作況、③平均的な売買相場である。作柄・作況に関しては、稲に「ガヤと申候虫多分付穂先ヲ吹ひ」、「白サビト申綿之葉ニ病入」<sup>30</sup>、「中二者シコウ或者サンボサリ杯与唱病ひ出候向も有之由」<sup>31</sup>など虫病害に関する情報も報告されている。

彼らが情報源としているのは、「未曾有豊作之年柄与百姓共見量罷在」、「惣平均者七歩四五厘作位ニ可在之与村々百姓共見積罷在候由」<sup>32</sup>とあるように、基本的には当該村や周辺村々の百姓であったが、場所によっては④百姓ら自身の動向、あるいは村内・領内の状況について報告内容に加える場合もあった。次に見るのは、一橋領の和泉国泉郡・大鳥郡内五四ヶ村の風聞口上書に記された事例である<sup>33</sup>。

#### （前略）

一前書五十四ヶ村之義者、先年ハ見取場ニ而御座候処、先御代官佐野徳衛門様御時、寅年頃ニ一同ヘ三ヶ年、又者五ヶ年之御定免場ニ被仰付候付、一同無抛奉畏候得共、実者是迄之通見取場ニ而、年々御検見奉請候方、百性一同望ミ之由相聞候付、何故御定免ヲ嫌ひ候哉、承合見候処、御定免場ニ相成候而者、少々凶作いたし候而も、上納為相滞候儀難出来、又先年之通見取場ニ而在之候ハ、稲作・綿作之内、少し

二而も凶作いたし候得ハ、御検見之節、御年貢御引下之義頼安く候付、去巳年格別凶作と申二者無御座候得共、御定免年切之場所も御座候上、少々綿不作仕候ヲ申立、御検見相頼、猶又御見直し等相頼候よし、全先年之通一同見取場ヲ相望ミ候由之義と相聞申候、猶又五十四ヶ村之内ニ御陣家并大庄屋等無御座、村役人斗之由、依之右村役人之内ニ不取計之者可之在之哉と、是又承合見候得共、不取計之筋相聞不申候

この記載によると、担当した調査者は、同所において百姓一同が定免ではなく検見取を望んでいることが耳に入ったことから、何故定免を嫌うのかについて、追加の聞き合せを行ったことがわかる。この聞き合せにおいて、百姓らは検見取を望む理由として、多少の凶作でも、検見の際に年貢の引下げ交渉をしやすい点を挙げる。さらに、五四カ村内に一橋家の陣屋や大庄屋が置かれていないことを知った調査者は、村役人中の「不取計之者」の有無についても、さらに聞き合せを行っている。このように、「長吏の組織」が行った調査は、作柄に関する情報を画的に収集するものではなく、気がかりな点については重ねて追及する方針が採られていたといえそうである。

次に、綿相場に関しては、「村々綿商人始百姓共」や<sup>34</sup>「摂津河内国之綿を頃日専彼地へ買取」を行っている大和路綿商人<sup>35</sup>、「摂州平野郷、又者泉州境表綿商人」<sup>36</sup>など、日ごろから作付け地域に出入りしている商人を調査対象とした。また、実綿を買い集め、「操綿ニ仕立」るような「近在商人共」だけでなく、「天満樋上橋辺 桜井屋庄兵衛」「今橋辺松坂屋新三郎」「本町 扇子屋与兵衛」「天神橋南詰大鶴屋九藏」「長堀板屋橋辺小堀屋武兵衛」「堀江問屋橋 松坂屋権四郎」「江戸堀 丸富」といった「国々之操綿買集メ」、「諸国へ売捌キ候操綿問屋」など大坂・堺・平野郷など都市の間屋商人とその周辺も情報収集の対象としている。

彼らが提出した風聞口上書を見ると、「当年綿作之義、三備前都而四国路至而豊作ニ而、九州辺之客先キ多分、彼国ニ而荷物買調へ、大坂者客無数、殊ニ江戸不人氣ニ而、是又買口不致、彼是ニ而作柄之割合より者相場不引立、兎角捌兼候杯与商人共取々申罷有候由」<sup>37</sup>と、他国他所の作柄・作況及び全国的な需給バランスとの関係から分析した現地相場の動向予測を報告できているのは、大坂をはじめとする全国的な流通に携わる都市商人の周辺をも情報源としていたからに他ならない。

同様のことは米の作柄に関してもみられる。彼らが「当表堂嶋其外米売買筋ニ携候もの

とも」<sup>38</sup>、「堂嶋其外米商人共之風聞」<sup>39</sup>、「堂嶋米屋之内江国々より之来書、又近辺百姓之噂等」<sup>40</sup>についても言及しているように、全国各地から堂嶋米会所に集散する米商人や関係者も情報源としていた。なかでも堂嶋の米屋に寄せられる「来書」の情報も得られていたことは、四ヶ所の組織が彼らとの間に長年にわたって構築した親密な信頼関係があることを推察するにたる。

弘化三年一〇月に提出したと思われる「摂河播并諸国当年米穀綿作豊凶聞合」口上書の下書きには、全国の米の作柄や相場について、次のように記している<sup>41</sup>。

(前略)

右諸国当秋稻作之儀、堂嶋其外米商人共之見込者、先平年凡七部八厘作位ニ可有之由風説仕、一躰当年ハ丙午ニ而凶作之廻り年ニ相当り候由、空説申触し、諸国之人気危略生し有之上、春来暑氣相催候頃迄兎角雨繁く候て気配不宜、作物無覚束見量り候者も在之候処、土用中日和立直り、凡百日斗之間続キ至極順氣宜相成、山里と茂潤和ニ稲草生立、勝レ而豊熟之模様ニ見込候之所、七月ニ至り諸国と茂折々強風有之、海添之田畑右難風ニ痛ミ、土地ニより建家樹木ヲ吹倒し候程之儀ニ付、定而稻作不熟与見込居候折節、西海異国舟漂着之取沙汰有之、諸家様乃御手当米御困入之風聞区々ニ而、見越し之噂ニ人氣相進ミ米掛之もの共我意ニ買流行セ候より、一旦相庭引上り候得共、九月上旬頃(より)右異国船も沙汰相薄キ、諸家様御手当米も追々御売払ニ可相成与之風聞有之、殊ニ諸国稻作之格別風難ニも無之、西国筋国々(より)積上候新米実入宜米粒太り潤色在之、近年稀成米性ニ相見江候ニ付、中国・九州共豊作ニ可有之与見極メ候商人共不糴様相成、日々米直段引下り、筑前古米七拾五匁・肥後同八十匁式匁、其余者右ニ順し下落付仕、江戸・御地も奥羽両州豊熟ニ付、追々人氣相弛ミ、八月頃(より)次第ニ相場及下直、当時金壹両ニ付八斗位之売買ニ相成候由、其筋商人共江之当表之人氣配弥々相和らき、追而堂嶋表新穀相庭ニも立替り候ハ、立テ物与唱へ、筑前米七拾老匁位(より)六拾八匁位迄ニも相成可申卜商人共見量罷在、当作柄、前書之通最初之浮説ニ引替、風難等之障りも格別ニ者無之、国々とも穩成方ニ而、先豊熟いたし候段、不思議之年柄与堂嶋外其筋商人共風説仕候由相聞へ申候：(後略)

まず、この風聞口上書では「平年凡七部八厘作位」とする「堂嶋其外米商人共」の作柄見込みから書き出しているが、注目されるのは、「春来」「土用中」「七月ニ至り」「八月頃」

「九月上旬頃」、現在と、春以来の天候変動と生育状況の推移が時間経過にそつてまとめられている点である。さらに「山里」と「海添」の別、「西国筋」「中国・九州」、「江戸・御地」「奥羽兩州」など、土地柄や地域ごとの状況に關しても押し並べて分析している。そして「追而堂嶋表新穀相庭ニも立替り候ハ、立テ物与唱へ、筑前米七拾壹匁位（より）六拾八匁位迄ニも相成可申卜商人共見量罷在」と今後の展望についても触れる。

また、「西海異国舟漂着」に伴い「諸家様乃御手当米御困入」が実施されるとの情報に基づく米価変動など、作柄とは直接的には關係しない米価の変動要因についても言及する。その他にも、「当年ハ丙午ニ而凶作之廻り年」などという「空説」も、「諸国之人気危略生し有之」というように、米相場に影響を及ぼす因子として報告されている点は興味深い。彼らは、高槻泰郎が指摘するような「幕府直轄米市場」<sup>42</sup>に集まる、米の作柄に留まらない全国各地の様々な情報を、かなりの密度と広がりをもって継続的に獲得できており、風聞口上書として提出される作況や相場分析はそれに基づいていると考えてよいだろう。

こうした、全国に及ぶ情報を求める新たな御用の遂行には、従来の犯罪捜査とは異なる情報源とのアクセスを必要とした。しかし、これだけの情報を集めうる關係性を構築することは、恐らく一朝一夕には叶わない。堂嶋に集まる米商人を介した情報収集は町目付も行っている点に鑑みれば<sup>43</sup>、それまでの経験の積み重ねが分厚い情報網の構築に結びついていたといつてよい。さればこそ、新たな御用にも即応することが可能であったのである。

ただし、彼らの調査活動には限界もあった。弘化二年十月一四日に、天王寺長吏善次郎が大坂町奉行所地方役中嶋元之進に提出したと考えられる嘆願書には「此間被為仰付候当午年世上米・綿作柄豊凶御聞合之義、種々手ヲ尽し候最中承探罷在候処、摂河泉播并諸国手広之義ニ付、尔今相分兼延引仕候段奉恐入候、尤格別御急キ之儀ニ御座候ニ付、可成丈急卒承合方昼夜心配仕居候得共、遠境手紙ニ承合候向者作柄とも風聞区々ニ付、直段事実取留兼申候付、何卒今暫御猶予之程、乍恐御願可申上候」<sup>44</sup>と記されている。大坂町奉行所からは早急な報告を求められていたが、調査対象は広範囲にわたり、また手紙によりもたらされる遠方からの情報は確度を欠いたため、その事実確認に時間を要したのである。同様のことは、彼らの下で村方非人番からの情報集約にあたった組頭らも感じていた。水尾村小頭忠助は「摂津之国一国立毛惣平均見積り之義、色々承合候得共、手廣之儀ニ付相分兼候哉ニ付、重二嶋上・嶋下両郡村々見積候を以奉申上候」<sup>45</sup>と述べている。上海道組を束ねる地位にあった水尾村小頭忠助が担当した村数は一二七カ村に及ぶ。

このように、四ヶ所長吏は大坂町奉行所から命じられる新たな御用への村方非人番の動



員を強めていき、彼ら自身も全国的な情報網との接続を深めていった。四ヶ所長吏らは、弘化二年、刊行大坂図における「非人村」記載の削除を求めていくなかで、「非人村」と記した刊行大坂図が広く流布し、それが「他国遠境之もの共」の目に触れることになれば、「自ラ嘲り受」けるようになり、「諸国御他領御用先」における情報収集活動や交渉事に支障が生じるようになる<sup>4</sup>と述べていた。この言は、天保期から弘化期にかけて、新たに実施されるようになった情報収集活動の展開とみごとに一致する。つまり、大坂町奉行が四ヶ所長吏らの「非人村」記載の削除要求を認めていくのは、ここまで見てきたような高度に政治的な機密情報や全国に及ぶ情報の収集活動に、新たに動員を図っていく過程のなかにおいてだったのである。

#### 四 幕末期における幕府の海防政策と情報収集活動

最後に、幕末にむけて大坂町奉行がどのような情報収集活動に四ヶ所を動員していくのかを確認し、まとめたい。

嘉永七年（一八五四）五月二九日から安政二年（一八五五）五月一日まで、約一年にわたり大坂西町奉行を勤めた川村修就が残した文書群のなかに、天王寺長吏善次郎が提出した、嘉永七年一〇月付の異国船に関する口上書が残されている<sup>46</sup>。

乍恐口上

安治川南老丁目

江戸樽廻船問屋

柴田屋正三郎

代判 儀助

右方客船

摂州御影村

珍宝丸

芳之助

右芳之助儀、水主拾六人乗組、当月五日御府内出帆、同十一日御影村江帰着、昨十四日正三郎方へ右水主共罷越申聞候者、当八日夜紀州加田浦（より）海上凡六拾里余東熊野浦九鬼与申湊江乗入候所、同新宮浦三濱与申沖手ニ異国船相見候迎、何角騒ヶ敷様子ニ而、翌九日珍宝丸儀同所出帆、同日七ツ過時頃、右三濱老里斗沖手相通候折柄、凡五里斗遠沖二三本帆柱ニ而異成帆影之船老艘時雨受ながら卯辰之逆風ニ間切居候

体見受候由、且右三濱沖者江戸通船海上悪敷場所之由ニ候所、無厭風雨ニ向間切候儀、  
旁和舟ニ者無之、異国船与見込候趣噂いたし居候由ニ付而者、全過日当表江渡来之異  
船、江戸海江乗向候儀ニ而も可有之哉ニ風聞承合候付、不取敢奉申上候、已上

寅十月

長吏

善次郎

大坂安治川南一丁目の江戸樽廻船問屋柴田屋正三郎の下で客船業を営む、摂津国菟原郡  
御影村珍宝丸船頭芳之助らの見聞をまとめた文書であることがわかるが、彼らは一〇月五  
日に江戸を出帆し、一日に御影村に帰着している。その間、八日夜には熊野浦九鬼湊に  
入港しているが、ここでは新宮浦の沖手に異国船が見えたということで何かと騒々しい様  
子だったという。珍宝丸は翌九日、この湊を出帆すると七ッ過時頃に、三濱より一里ほど  
沖合を航行中、五里ほど遠沖を江戸に向け航行する三本帆柱の異国船を確認しており、こ  
の聞き合せではその様子が語られている。ただし、芳之助らはかなり遠方を航行する異国  
船の姿を目撃したに過ぎず、彼らの証言にはとりたてて重要性、緊急性を含む情報は含ま  
れていない。それにも関わらず、善次郎がこの情報を「不取敢」届け出たのは、この異国  
船が「全過日当表江渡来之異船」、すなわち通商条約の締結交渉を求めて大阪湾内に来航し  
たロシア軍艦ディアナ号と考えられたからである。

ロシアの海軍中将プチャーチン率いるディアナ号が大阪湾内に進航し、天保山沖に碇を  
下すのが九月一八日の夕刻である。その後、ロシア使節は国書の受理と薪水の給与を要求  
しながら、一〇月三日までこの地に留まっており、下田に向け紀淡海峡から外洋に退帆す  
るのが同五日である。このディアナ号来航一件において、ロシア側との交渉や海岸防備の  
中心的役割を果たすのが、大坂西町奉行の川村と東町奉行の佐々木顕発である（この一件  
における大坂町奉行及び大坂船手の取り組みについては第五章・第六章において詳述）。こ  
のディアナ号一件に関し、四ヶ所長吏らがどのような役割を果たしたのかについては、こ  
れ以上言及しうる材料を持たないが、善次郎が「過日当表江渡来之異船」に関する情報を、  
収集・報告すべき対象として意識していたことだけは間違いない。

このほかにも、幕末の海防に関し、四ヶ所が情報収集に携わっていた事例が知られてい  
る。具体的には、藪田貫が紹介した一橋大学附属図書館所蔵の「一色直温文書」に含まれ  
る「当地海岸御固諸家風聞書」<sup>47</sup>がそれである。これは天王寺長吏善次郎・小頭柁次郎両  
名から提出された「乍恐口上」<sup>①</sup>と、道頓堀長吏仁左衛門が提出した「乍恐口上」<sup>②</sup>の二

点からなる。いずれも安政六年（一八五九）二月の作成である。このうち、「乍恐口上」①においては、前年六月二日に大阪湾防備を命じられた長州・岡山・鳥取・土佐・柳川の五藩の派兵状況を記す。これによれば、安治川口から尻無川口に至る要所を守衛する鳥取藩が、同一二月に派兵人数を増やし四五〇名としたが、他の四藩は増減なしと伝える。また、福岡藩では関係を持つ二条家からの依頼で、「京地非常之節」には同藩の大坂蔵屋敷詰役人らを、直ちに京へ向かわせる手当を施しているとの情報も伝える。

「乍恐口上」②も、大阪湾岸における諸藩の派兵状況を報告するものであり、こちらは水戸・浜田・仙台・鳥取・南部・忍・一橋家・前城代土屋寅直・長州・薩摩・出雲・広島・柳川・徳島・熊本・小倉・福岡・平戸・秋月・岡山・佐賀・土佐の各藩蔵屋敷が派兵した人数について報告する。このうち、鳥取、岡山、土佐の三藩は安政五年令により大阪湾岸警衛に就く藩である。鳥取藩では、御警衛組頭山田藤馬・唯武三郎・左分利九允以下組下五〇〇人計を警衛に充てており、「去年九月頃」に山田が国元から来坂したほか、他勢も順次来坂したこと、そして現在は「毎（日カ）廿人計ツ、川口御固メ場所江」出役していることを報告している。岡山藩・土佐藩の場合も、それぞれ上下五〇〇人・二五〇人計を大阪湾「御警衛」のために、江戸及び国元から呼び寄せており、いずれも現在は自藩の蔵屋敷や下屋敷などに駐留していることが記されている。

これらの情報は、「乍恐口上」②によれば「御蔵屋鋪此外諸家様御屋敷、夫々手を入承探」ったとする。やはりここでも、彼らは諸藩の蔵屋敷、すなわち大名家中に情報収集の伝手を持っていたということだろう。また、彼らは「最寄宿屋向」にも探索の手を入れ、さらに「尚跡手を残し置」いていと述べているように、当初の段階より調査対象には広がりを持たせ、継続的な調査が行われることを念頭に「跡手を残し置」くなど、先を見通した情報収集活動を行っている。

針谷武志によれば、大阪湾警衛への国持外様ら五藩の配置は、その前々日の六月一九日に調印された日米修好条約における、一八六三一月一日までの兵庫開港の取極めにより、大阪湾警衛強化の必要性から実施されたものであったという。そして、江戸湾警衛を命じた際と同様、各藩へは「委任」の形が採られ、事前に幕府との間で具体的な兵員と武器の量は決められなかったという<sup>4</sup>。この「委任」という形式を採ったことについて、針谷は「軍役相当以上の兵備を期待していたように思える」<sup>4</sup>と述べる。ただし、四ヶ所長吏らに命じた情報収集活動において、大坂町奉行がより重視したのは、道頓堀長吏仁左衛門が「外御屋敷之定府人数之余他（より）入込居候方者勿論、御藩中も当時御蔵屋敷内ニ滞留

無之」、さらに、周辺の宿屋においても「如何敷者止宿いたし候儀者相聞兼」と報告しているように、各藩が蔵屋敷やその周辺に必要な以上の人数を駐留させていないか、そして如何わしい止宿者がいないかを確認することにあつた。すなわち、警衛担当藩の動向把握と市中の治安維持に重点が置かれているのである。

この外様大藩の大阪湾警衛への配置は、「畿内・近国藩に任されていた大坂湾海防」から「全領主階級による海防へ」の質的变化<sup>50</sup>、あるいは、朝廷守衛との関係から「幕府と藩を越えた、日本という「国家」全体の重大な課題」への転換として捉えられているものである<sup>51</sup>。だが、この「乍恐口上」②の記述に沿って考えれば、その一方で、朝廷守衛の延長線上にある大阪湾警衛を担当する国持外様諸藩の動向は、幕府にとって警戒すべき対象でもあつたということになる。その諜報活動にも、大坂町奉行は四ヶ所を充てていたのである。

さらに文久・元治期に行われた將軍徳川家茂の上洛に関しても、四ヶ所や「長吏の組織」は様々な関わりを持った。將軍家茂の二回目の上洛を迎えるにあたり、兵庫市中、ならびに周辺村々では、兵庫勤番与力・同心に加え、増し勤番や大坂役掛（盗賊方カ）も出役する大規模な探索活動が行われている。その後、兵庫の港には五ヵ月にわたって將軍の上洛艦隊が駐留し、五月には將軍家茂がその艦隊による軍事訓練を上覧することになる（上洛艦隊の駐留、その艦隊による軍事訓練の將軍上覧については第一章において詳述）。

このように「政治都市化」が進む兵庫において、様々な情報の収集活動に従事したのが、兵庫小頭音市・久三郎とその配下であつた。兵庫小頭は、寛保三年（一七四三）、大坂町奉行所の命により、尼崎・西宮長吏とともに、大坂四ヶ所長吏の下に付属させられた兵庫の非人組織のトップである（その経緯については、第八章において詳述）。彼らには出役した大坂役掛より「当（兵庫）市中在御聞探且人足御手当」が命じられており、音市・久三郎はこれに従い、近村の非人番を動員して探索活動に携わつたが、この時動員された非人番は延べ一四七六人に及んでいる<sup>52</sup>。

また、天王寺長吏善次郎のもとには元治元年正月付けの「公方様御上洛ニ付当地御着相成候御役人様御名前控」<sup>53</sup>という非常に大部な文書が残されている。これは、老中首座水野忠精以下、御持小筒組同心にいたるまで、將軍徳川家茂の上洛に供奉する全ての幕府役人名、及びその従者と人数、宿所・所在地を網羅した帳簿である。これらの情報がすべて幕府側から提供されたものなのか、あるいは幕府側から提供された情報をもとに四ヶ所において収集した情報を加えたものかは明らかでない。だが、天王寺長吏善次郎は文久

三年一月から翌四年正月にかけて触れ出された、將軍上洛に関する町触を事細かに書き残しており<sup>5,4</sup>、彼らが將軍上洛という極めて高度な政治的事案にも、少なからず関与していたのは間違いない。

このように、大坂町奉行は幕末から維新期にかけての政治状況のなかで、政策遂行上の情報基盤として、四ヶ所及び「長吏の組織」、そして彼らが持つ情報ネットワークを最大限に活用した。幕府は幕末維新期の畿内において、大阪湾内の近代的測量とそれに基づく海図の作成、近代的洋式台場群の築造、海軍操練所の建設、造船所の建設計画、石炭会所の設置や炭鉱開発など、海防や開港にかかる諸政策を展開していく。これらは政局の動向に左右され、必ずしも全てが実現できたわけではない。しかし、これらの政策はいずれも実現にむけて着実に進捗している。筆者は、その諸政策遂行の中心的役割を果たしたのが大坂町奉行であったとの立場に立つが、大坂町奉行の政治的判断を情報の側面において支えた存在が、四ヶ所及び「長吏の組織」であったと考える。

1 「(弘化二年(一八四五)午九月二日、諸国稻作見積り風聞書(史料番号1113)」長吏文書研究会編『悲田院長吏文書』解放出版社、二〇〇八年、四一〇〜四一一頁。

2 拙稿「大坂の非人組織とその展開」寺木伸明・中尾健次編著『部落史研究からの発信』一、解放出版社、二〇〇九年。

3 「四天王寺所蔵文書」長吏文書研究会編・部落解放人権研究所刊『続 悲田院長吏文書』解放出版社、二〇一〇年、二三五〜二五八頁。

4 寺木伸明「近世大坂絵図にみる「非人村」(大阪人権博物館編『絵図の世界と被差別民』、二〇〇一年。塚田孝「近世大坂の垣外仲間と天王寺」塚田・吉田伸之編『身分的周縁と地域社会』山川出版社、二〇一三年。小野田一幸「刊行大坂図にみる非人村記載をめぐる」(脇田修監修、小野田一幸・上杉和央編『近世刊行大坂図集成』創元社、二〇一五年)。

5 前掲小野田「刊行大坂図にみる非人村記載をめぐる」。

6 これに関連する絵図として西尾市岩瀬文庫所蔵「大坂焼失図」があり、本図においては天満垣外を「非人村」と記載する(函一三八―一八、西尾市岩瀬文庫 古典籍書誌データベース 絵図・地図類一覧

9600)。同HPによれば、「大坂の焼失地図二舗を合綴」したものとされ、①図は「東天満及び上町の北部、船場の北東部の地図」で「焼け場は東天満のほぼ全部、船場の中橋筋以東・安土町通以北、上町の谷町筋以西・内本町通以北、及び天神橋」となっており、天保八年二月十九日出火の「大塩焼け」による焼失場所を描いたものと推定している。また②図は「天満の地図」で①図とは「別の既成図の板木の一部を利用したものとされる。焼け場は「曾根崎以西・堀川以东の西天満、有馬町・綿屋町及び摂津国町以北池田町に至る天神橋筋辺」にあたり、弘化三年一月三日に曾根崎新地一丁目から出火した「おちよぼ焼け」による焼失場所を想定している。ただし、いずれも既成図の版木が転用されており、弘化二年以前の記載状況を示す図であることは間違いない。また記載内容についても確定的なものではないため、さらなる検証が必要である。なお、本図の所在については小野田一幸氏のご教示による。

7 小野田一幸によれば、想定される図として、①天保八丁酉年九月改訂『改正 撰津大坂図』、②天保八年丁酉五月再鐫『天保新改 撰州大阪全図』、③天保八丁酉年九月『増補 大坂指掌図』の三点があげられるが、記載内容から②図である可能性が高いと指摘する（前掲小野田「刊行大坂図における非人村記載をめぐる」）。

8 前掲小野田「刊行大坂図における非人村記載をめぐる」。

9 小野田一幸「大坂四ヶ所組織と十三組」『部落解放研究』一七七、部落解放人権研究所、二〇〇七年。

10 前掲小野田「刊行大坂図における非人村記載をめぐる」、六〇頁。

11 「天保四年（一八三三）二月二三日、撰河村々の米仲買共救米買い占めに関する風聞口上書（史料番号1136）」長吏文書研究会編・部落解放人権研究所刊『悲田院長吏文書』解放出版社、二〇〇八年、三五六～三六〇頁（本書では「天保四年（一八三三）三月二三日」となっているが、「当十一月上旬頃」（同書三五九頁）とあることから「天保四年（一八三三）十二月二三日」と考えるのが妥当である）。

12 「天保四年（一八三三）巳二月二八日、河内国村々買米に關する風聞探索書（史料番号補58）」長吏文書研究会編・部落解放人権研究所刊『続悲田院長吏文書』解放出版社、二〇一〇年、三一～三六頁。

13 「天保五年（一八三四）午正月一日、河州錦部郡東山村ほか村々の買米に關する風聞口上書（史料番号1155）」『悲田院長吏文書』三七六～三七七頁、「天保五年（一八

三四) 正月二日、米高値につき村々人気ならびに米囲持に関する風聞口上書(史料番号 1156) (本書では「天保五年[五月二日]」とされているが、「先達而御紙面ヲ以被為遊仰付候」とあるが、本文中で述べるように、米の買い占めや囲い米に関する情報収集活動は隠密行動を求めるものであり、他の史料との関係に鑑みても、同様の指示が重ねて命じられたとは考えにくく、天保五年[正月二日]とするのが妥当である)。

<sup>14</sup> 平川新「文政・天保期の幕政」『岩波講座 日本歴史』一四・近世5、二〇一五年、八〇—一三頁。

<sup>15</sup> 本城正徳「大塩の乱と大坂周辺の米穀市場」『高田史学』一一、一九九五年。

<sup>16</sup> 「天保四年(一八三三)二月一日、河州讚良郡中垣内村周辺村々の米買い占めに  
関する風聞口上書(史料番号 1149)」『悲田院長吏文書』二六一頁。

<sup>17</sup> 「天保四年(一八三三)巳二月二日、河州志紀郡太田村ほか村々の買米に  
関する風聞口上書(史料番号 1141)」『悲田院長吏文書』三七〇頁。

<sup>18</sup> 「天保四年(一八三三)巳二月二日、河州渋川郡菱屋新田ほか村々の買米に  
関する風聞口上書(史料番号 1152)」『悲田院長吏文書』三七二頁。

<sup>19</sup> 「天保四年(一八三三)二月一日、河州若江郡村々の米買い占めに関する風聞  
口上書(史料番号 1147)」『悲田院長吏文書』二六〇頁。

<sup>20</sup> 前掲『悲田院長吏文書』(史料番号 1136)。

<sup>21</sup> 「天保四年(一八三三)巳二月一日、河州若江郡村々の囲い米に関する風聞  
口上書(史料番号 1137)」『悲田院長吏文書』二六一頁。

<sup>22</sup> 「天保四年(一八三三)巳二月二日、河州丹南郡ほか村々の囲米買米に関する  
風聞口上書(史料番号 1144)」『悲田院長吏文書』二六七頁。

<sup>23</sup> 「天保四年(一八三三)巳二月二日、河州丹北郡ほか村々の玄米買い占めに  
関する風聞口上書(史料番号 1145)」『悲田院長吏文書』二六三頁。

<sup>24</sup> 拙稿「近世後期知行所代官に関する研究ノート—三二〇〇石余片桐氏家中の事例から  
—」『喜谷美宣先生古稀記念論集』、二〇〇六年。以下、旗本片桐氏の状況については  
本論文による。

<sup>25</sup> 藪田貫「『風聞書』の世界—大坂町奉行所と「長吏の組織」—」寺木伸明・藪田貫編『近  
世大坂と被差別民社会』清文堂、二〇一五年、一一二頁。

<sup>26</sup> 前掲藪田「『風聞書』の世界—大坂町奉行所と「長吏の組織」—」一一二頁。

<sup>27</sup> 「天保一五年（一八四四）辰年九月二十九日、諸国米綿作柄御聞合下書（史料番号補23）」  
『続 悲田院長吏文書』、五九〜六七頁。

<sup>28</sup> 「近世1 解説」大坂の部落史委員会編、部落解放・人権研究所発行『大阪の部落史』  
第一巻史料編1、解放出版社、二〇〇五年、二五八頁、同『同』第三巻史料編近世3、  
同、二〇〇七年、二二三〜二二四頁

<sup>29</sup> 「天保一五年（一八四四）辰九月五日、西組村々稲作柄風聞書（史料番号補15）」『続  
悲田院長吏文書』四〇〜四四頁、「弘化三年（一八四六）午年一〇月、和泉国作柄風聞  
口上書（史料番号補19）」『同』一〇〇〜一〇一頁。

<sup>30</sup> 「天保一五年（一八四四）辰九月十三日、中通組村々の稲綿大豆作柄に関する風聞  
口上書（史料番号120）」『悲田院長吏文書』三九〇〜三九二頁。

<sup>31</sup> 「天保一五年（一八四四）辰九月二日、河州上海道村々の稲綿大豆作柄に関する  
風聞口上書（史料番号1128）」『悲田院長吏文書』三九四〜三九六頁。

<sup>32</sup> 「弘化三年（一八四六）午一〇月二七日、摂河泉播四ヶ国稲綿作柄聞探下書（史料  
番号111）」『悲田院長吏文書』四二三〜四二七頁。

<sup>33</sup> 「弘化三年（一八四六）午正月二日、一ツ橋領和泉国泉郡・大鳥郡の内五四カ村  
取箇等風聞口上書（史料番号補66）」『続 悲田院長吏文書』七四〜八七頁。

<sup>34</sup> 「弘化三年（一八四六）午一〇月二七日、摂河泉播四ヶ国稲綿作柄聞探下書（史料  
番号111）」『悲田院長吏文書』四二三〜四二七頁。

<sup>35</sup> 「天保一五年（一八四四）辰年九月二十九日、諸国米綿作柄御聞合下書（史料番号補23）」  
『続 悲田院長吏文書』五九〜六七頁。

<sup>36</sup> 「天保一五年（一八四四）辰九月一日、石川組村々の稲綿作柄に関する風聞口上書  
（史料番号1126）」『悲田院長吏文書』三八八〜三九〇頁。

<sup>37</sup> 「弘化三年（一八四六）午一〇月二四日、河州一円稲綿作柄聞合に関する風聞口上書  
（史料番号1117）」『悲田院長吏文書』四一二〜四二〇頁。他にも「下之関商内人氣も無  
之処、中国路作方相違頭レ候噂ニ而、五刃斗引上候由、併極安直より上り候事故、驚程  
之事二者無之由噂有之」（『悲田院長吏文書』四四〇頁上）、「綿之儀加賀・越前其外北国  
筋、亦ハ薩州其外西国筋、夫々余国より大坂・堺之間屋へ追々注文申来り、積下シ候由  
ニ付」（『悲田院長吏文書三九二頁）など、このほかにも多数確認できる。

<sup>38</sup> 「天保一五年（一八四四）辰九月二十九日、諸国米綿作柄御聞合下書（史料番号補23）」



『続 悲田院長吏文書』五九〜六七頁。

<sup>3</sup>9 「弘化二年（一八四五）巳一〇月、摂河泉播ならびに諸国米・綿作柄豊凶風聞口上書（史料番号補22）」『続 悲田院長吏文書』六八〜七十二頁。

<sup>4</sup>0 「年未詳、当秋稻綿作柄に関する風聞書写（史料番号1112）」『悲田院長吏文書』

<sup>4</sup>1 「弘化三年（一八四六）巳一〇月一六日、摂河泉播ならびに諸国米穀綿作柄豊凶風聞口上書（史料番号補16）」『続 悲田院長吏文書』八七〜九一頁。

<sup>4</sup>2 高槻泰郎『近世米市場の形成と展開―幕府司法と堂嶋米会所の発展―』名古屋大学出版会、二〇一二年。

<sup>4</sup>3 「弘化三年（一八四六）」「諸国稻作見積り風聞書」「悲田院長吏文書』四一〇〜四一  
一頁。

<sup>4</sup>4 「弘化二年（一八四五）午一〇月一四日、地方与力への米綿作柄聞合猶予の願い出（史料番号1115-1）」『悲田院長吏文書』四一一頁。

<sup>4</sup>5 「天保一五年（一八四四）辰九月、上海道組村々の稻綿大豆作柄に関する風聞口上書（史料番号1121・1122）」『悲田院長吏文書』三九六〜三九九頁。

<sup>4</sup>6 「乍恐口上（御影村珍宝丸紀州新宮浦二異国船相見候風聞）」神戸市立博物館所蔵『川村家文書』のうち。

<sup>4</sup>7 「当地海岸御固諸家風聞書」一橋大学附属図書館 一色山城守（直温）文書（前掲藪田「風聞書」の世界―大坂町奉行所と「長吏の組織」―）一四〇〜一四四頁）。

<sup>4</sup>8 針谷武志「安政―文久期の京都・大坂湾警衛問題について」明治維新史学会編『明治維新と西洋国際社会』吉川弘文館、一九九九年、八〇〜八一頁。

<sup>4</sup>9 前掲針谷「安政―文久期の京都・大坂湾警衛問題について」七六頁。

<sup>5</sup>0 岩城卓二『近世畿内・近国支配の構造』柏書房、二〇〇六年、二四四頁。

<sup>5</sup>1 後藤敦史『開国期徳川幕府の政治と外交』有志舎、二〇一五年、二八八頁。

<sup>5</sup>2 『岡方文書』二・二、神戸市教育委員会、一九八三年、四六五頁。

<sup>5</sup>3 「元治元年（一八六四）正月、將軍家茂上洛につき、当地御着相成候御役人名前控」（史料番号16）『悲田院長吏文書』六七〇〜六九〇頁。

<sup>5</sup>4 「文久三年（一八六三）一二月九日、宿割付書付ニ付町触写（史料番号639）」『悲田院長吏文書』六六六頁、「文久三年（一八六三）一二月、將軍家茂上洛につき御供の旅宿賄方につき町触（史料番号878）」『同』六六六〜六六九頁、「文久四年（一八六四）正月三日、將軍家茂上洛につき町々心得方町触（史料番号808）」『同』六六九〜六七〇頁。

## 第五章 幕末期の軍事・外交と大坂町奉行ーロシア軍艦への対応をめぐるー

はじめに

一八世紀半ばから一九世紀半ばにかけての一世紀は、軍事力を伴いつつ、「開国」をせまる欧米諸国と対峙しながら、これから進むべき国際関係について模索を重ねた時代であった。その最終局面をもたらしたのは、アメリカとロシアが派遣した使節たちである。

アメリカの東インド艦隊司令官に就任したペリーは、ミシシッピ号を旗艦とする艦隊を率いて、一八五二年一月（嘉永五年一〇月）にアメリカ東海岸にあるノーフォークを出航。大西洋から喜望峰周りで、セイロン、シンガポール、香港、マカオ、琉球などを経由、一八五三年七月八日（嘉永六年六月三日）、四隻の軍艦とともに江戸湾浦賀沖にあらわれる。アメリカがペリーを日本に派遣したのには三つの目的があったといわれる。一つはアメリカから中国を結ぶ太平洋港路上における蒸気船の補給基地の確保であり、一つは当時、北太平洋で盛んに操業していた捕鯨船の避泊港の確保、そして新たな市場の獲得である。ペリーはこれらの目的を達成するため、蒸気艦隊による圧倒的な軍事力を背景に「鎖国」政策をとる幕府に開国を迫っていく。

軍艦の圧倒的な軍事力を背景に、幕府に開国を迫ったのはアメリカだけではない。嘉永六年（一八五三）のペリー率いるアメリカ艦隊の浦賀来航と前後して、ロシア使節プチャーチンは、長崎、箱館を経て、嘉永七年（一八五四）九月、大阪湾に来航する<sup>1</sup>。彼が長崎での交渉をやめ、大坂を次の交渉場所を選んだのは、天皇の居住する京都に近いこの湾に軍艦で乗り入れることで、軍事的脅威を与え、条約を優位にそして早期に締結することを目指したためである。彼が条約締結を急いだのは、クリミア戦争で交戦状態にあるイギリスやフランスとの関係があった。日本が開国へ向かう潮流は、まさに当時の世界規模で動く国際関係のなかにあった。

それぞれ経緯は異なるが、いずれの国も領土拡大と新たな市場の開拓を押し進めていった先に日本にたどり着いた。彼らは日本の「安定」を崩さずに譲歩を引き出し、最大限の成果を獲得するため、産業革命によって手に入れた蒸気艦船の圧倒的な軍事力、付随する知識や技術力を背景に、自らの要求を受け入れるよう幕府に迫ったのである。

なかでもプチャーチンの大阪湾来航は、開国にむけた畿内近国の政治的位置を見る上で、大きな画期となる出来事であった。この事件に対し、大坂の支配を司る大坂城代土屋寅直は、直ちに近隣の諸大名や大坂の蔵屋敷に命じて守備にあたらせ、大坂町奉行らにはロシ

ア側との交渉を指示した。この事件を契機として、朝廷は対外的危機感を強め、幕府もそれまで重視してこなかった大阪防備の強化にも取り組む必要に迫られていくことになる。こうした欧米諸国への対応は、幕府にとって重要な政治課題となっていくとともに、京都・大坂を中心とする畿内の政治的位置は急速に高まっていく。「鎖国」の維持か、それとも積極的に「開国」へとあゆみを進めるべきか。外交を担う幕府の能吏たちは、様々な局面で激しく議論を戦わせ、また、難しい交渉を重ねながら、最善の道を探っていくことになる<sup>2</sup>。

嘉永七年（一八五四）九月一日、ロシア政府の命を受けた海軍中将プチャーチンは、フリゲート艦ディアナ号に乗艦し、通商条約の締結要求を突き付けるべく大阪湾に侵入した。この「前代未聞」の対外的危機に対し、大坂城代は自らの手勢を出陣させるとともに、在坂諸役や異国船来航時の海防を担当する諸藩、そして近隣諸藩に対して大阪湾岸の「御警衛」を命じ、ロシア船を早急に大阪湾から退去させるべく「応接」にあたらせているが<sup>3</sup>、この時、在坂諸役のなかでも「御警衛」「応接」両面に関し重要な役割を果たしたのが大坂町奉行である<sup>4</sup>。

そこで本章では、当時、大坂西町奉行の職にあった川村修就が残した記録の分析を中心として、彼らが行った「応接」と「御固」の実態について検討し、この事件への大坂町奉行の対応が、幕府の軍事・外交上、どのような意義を有するのかを考えてみたい。

## 一 大坂における応接体制

まずロシア船来航時の初期対応からみていこう。嘉永七年（一八五四）九月一日夕刻、異国船が安治川口まで乗り入れたとの注進が大坂町奉行所川方役人より届けられると、月番であった大坂西町奉行川村修就は直ちに城代にその旨を報告し、供揃にて出馬している。この時、川村に同道したのは、川村の家来、及び田坂直次郎・大森種次郎・大森隼太・山本善之助・古屋源之祐・松井与五右衛門・成瀬九郎右衛門・小川虎之丞ら西組与力である。また、追々同組同心らも駆けつけ、異国人たちが安治川を遡上・上陸しないよう、上荷船や小船を横繫にして進路を封鎖するなどの対応を行っている。また非番であった東町奉行佐々木頭発も奉行所に詰め、市中取締を組与力や三郷年寄らに指示し治安維持の徹底を図り、諸藩・蔵屋敷等に出兵要請を行うなどの対応にあたっている。

異国船が大阪湾に侵入したとの情報は、前日には大坂にもたらされており、こうした役割分担は事前に協議されていたものとみられるが、このように大坂町奉行は初発の段階からこの事件の対応に主導的な役割を担っていた。この後、大坂町奉行はロシア船が大阪湾

を離れるまで応接を担当することになるが、これは大坂城代土屋寅直が江戸の老中に対し「応接申諭之儀町奉行共江為御任相成候ハ、御為宜儀与奉存候」と書き送っているように、城代の指示によるものであり、江戸の老中もまたこれを承認している<sup>5</sup>。

ところで幕末の徳川外交をめぐっては、近年、それを担った現場役人の力量を再評価しようとする研究動向が見られる<sup>6</sup>。しかし大坂は「異国応接」の地に定められていなかったことから、応接の体制は整えられていなかった。そのなかで応接を担当することになった大坂町奉行には、外交を担いうる力量がはたして備えてられていたのだろうか。そこで次に当時大坂町奉行の職にあった佐々木頭発・川村修就兩名の同職就任以前の経歴を確認してみることとする。

まず東町奉行の佐々木だが、彼は飛騨郡代手代の子として生まれ、奥祐筆の奉公人を勤めた後、徒士の家に養子入りしたことで幕臣となった。その後、支配勘定として実力を蓄え、評定所留役に昇り旗本に列する。天保一四年（一八四三）閏九月二〇日には評定所留役勘定組頭より勘定吟味役に抜擢され、弘化三年（一八四六）一月一八日には海防掛の兼帯を命じられている。嘉永三年には江戸近海の海岸見分御用を命じられ、老中の諮問とそれに対する上申をまとめた『御備場御用留』（全七冊、国立公文書館内閣文庫所蔵）を作成・提出している<sup>7</sup>。その後、奈良奉行を経て東町奉行に就任するのは嘉永五年一〇月八日のことである。

次に西町奉行の川村についてみよう。川村家は御庭番筋にあたり、彼は当初、小十人格御庭番に就く。その後、賄頭・裏門切手番頭を勤めて頭角を現し、天保一二年五月一日、勘定吟味役に昇進している。そして天保一三年一〇月には浦々御備場御用取扱を命じられ、総州富津、相州浦賀・下田、武州羽田などを巡見して海防に関する調査を行っており、同一二月にはその調査結果をまとめた「房総相模御備場取調書」を提出している<sup>8</sup>。

さらに翌一四年六月一七日には老中水野忠邦より初代新潟奉行に任じられ、新潟の海防体制構築に着手する。彼は新潟奉行として武器類の確保、砲術・大筒の訓練に奔走したほか、異国船来航時の情報伝達体制、新潟への近隣諸藩の援兵体制の確立や台場の築造にも取り組んでいる<sup>9</sup>。そして堺奉行を経て、西町奉行に就任するのはロシア船来航の僅か四カ月前の嘉永七年五月二九日である。

佐々木・川村の二人はいずれも二百俵取の小身旗本であるが、このように幕府の海防施策に深く関与し、実績を積み重ねてきた人物である。大坂町奉行は本来、一五〇〇石高・役料一五〇〇俵の職で、一〇〇〇〜三〇〇〇石台の旗本が就任する場合が多い。このよう

に小祿の旗本が揃うケースは稀であるが、佐々木の前任が後に勘定奉行としてロシア側との交渉の日本側全権を務める川路聖謨であったように、嘉永期における大坂町奉行は、小祿でも海防政策に精通した人物をあてるポストとして位置づけられていたといつてよい。

「異船応接并御固」を命じられた佐々木・川村の両奉行は、天保山周辺に詰所を設け、昼夜を分かず対応にあたった。彼らは九月一八日から二五日までは市岡新田会所を、二六日以降は目印山会所を詰所として用いている。表1は両奉行の詰番の状況をまとめたものであるが、基本的には一人が会所に詰め、一人が奉行所で処務を取り捌き、あるいは大坂城に登城して城代と協議できる体制をとった。しかし九月二五日には佐々木が夜中に会所へ赴き二人体制を取っており、また一〇月一日・二日の両日にも両奉行が会所に詰めている。後述するように、この三日はそれぞれ応接の画期となる出来事が起きており、二人体制をとったのはその対応のためである。

また彼らは大坂船手頭佐野時行・大坂目付松平康正と協議して、大坂町奉行所及び大坂船手方の下僚から異国船応接掛を選び、ロシア船に派遣することを決めている<sup>10</sup>。このとき応接掛に任じられたのは、東組与力八田五郎左衛門・西組与力山本善之助・船手組与力太田資五郎と東組同心人見八次郎・西組同心関弥治右衛門・船手組水主中嶋勝蔵の六人である（うち関弥次右衛門は、病気のため九月二三日に佐川豊左衛門と交代）<sup>11</sup>。

応接掛は翌一九日未明にはロシア船に赴き、本格的な応答を開始する。周知のように大坂では朝鮮や琉球使節、あるいはオランダ商館長らが江戸に参府する途次などに、城代による使節の饗応などが行われている。しかし対外関係の窓口に定められた場所ではなかったことから通詞などは置かれていなかった。そのため大坂町奉行らは、懐徳堂からオランダ語に精通した緒方郁蔵・伊藤慎蔵・栗原唯一らを呼び寄せ、交渉に携わらせたとされる<sup>12</sup>。しかし副官兼オランダ語通訳官として乗艦していたポシエート (Konstantin

NikolaevichPos. et) との間で、オランダ語による交渉が行われたのかは定かではない。確認されているのは漢文の筆談を中心とした交渉が行われていたことである<sup>13</sup>。ロシア船にはほかに中国語通訳官ゴシケビッチ (Goskevich, Joseph Antonovich) をはじめ漢文を解する人物が恐らく複数同行しており、船上における応答では、ロシア側は当初から漢文の書付を提示し、「和語又者品々仕振等」を交えて交渉に臨んできたという。そのため大坂町奉行も懐徳堂から漢文に精通した並河寒泉・中井桐園らを市岡新田に設けた奉行詰会所（のち目印山に移転）に呼び寄せ、ロシア側が提示してきた書付の翻訳や彼方へ宛てる質問・回答の作成等に従事させている。ただし、並河らに関してもロシア人と直接筆談を交

したのは、端艇を接舷して海上で行われた会談に同行した一〇月二日の一回のみであり、ロシア側との直接的な折衝を担ったのは基本的には応接掛の諸役であった。

## 二 応接の開始と大坂町奉行のロシア人観

ロシア人たちとの会談は、まず来意を尋ねることからはじまった。彼らはこれまでに長崎において大目付筒井政憲・勘定奉行川路聖謨、箱館において箱館奉行堀利熙の応接を受けており、自分たちが大坂に渡来することは江戸の老中も承知していることだと述べている。実際、箱館出航にあたりプチャーチンは、通商交渉を行うべく大坂へ向かうことを記した老中宛書翰を箱館奉行に託しているが、その書翰が江戸に届くのはプチャーチンらが大坂に至ってから十日後の九月二八日であり、また、江戸からその訳書が大坂城代の手元に届けられ、大坂町奉行に通知されるのは一〇月四日のことである。つまりこの時点では江戸の幕閣でさえ、その事実を確認できていないことになる。

続いてロシア側が大坂町奉行に要求してきたのは次の二点である。一つは通商条約締結を求める国書の受理、いま一つは薪水・食料の給与である。まず国書の受理に関してロシア側は「將軍來到為議論国事也」と述べ、応接掛には、もし国書を受け取らないのであれば、上陸して自ら大坂町奉行に受理を求めると強硬に申し立てている。これに対し応接掛は大坂町奉行に確認する必要があると述べて回答を保留し、奉行らの判断を仰ぐこととした。これを受けて佐々木と川村は大坂船手佐野時行、大坂目付松平久之丞と協議し、「外交応接之義自有法依難取得速去此地可趣長崎」、すなわち外国使節の応接に関する日本の法律により大坂での受理は難しいとして、速やかに長崎に回航するよう説得する方針を固め、城代の了承を得た上で、これをロシア側に通知する。だが彼らはこれを承伏しなかった。そのため、大坂町奉行はロシア側に対し、どうしても大坂での受理を求めないのであれば、江戸の指示を仰ぐ必要がある、それには一〇日程の時間を要することを伝えるが、ロシア側はこれには何の回答もせず、交渉は平行線をたどる。

次に薪水・食料の給与要求についてみてみよう。表2はロシア側が給与を要求してきた品物の一覧である。交渉においてこれらの品物は「需物」と表現されている。水・煙草のほかは肉類、卵、魚介類、野菜といった食料である。単位の記載がないものもあり総量は分りにくい。ディアナ号には五百人規模の人員が搭乗していたこともあり、それぞれ相当な量にのぼる。さらに彼らは「請加所給之需物数目価値照常」と対価を介しての提供も要求してきている。

彼らが需物を要求する根拠としたのは、同年一月、長崎での交渉で日本側全権筒井政憲・川路聖謨から遣わされたとする文書である。ただし、これは「海上にて漂流におよび、我国地に來りて其求あらん時」の薪水給与を約束するものであり、さらに「其価を出されん事ハ祖宗の法に障る所あれハ方今答に及ひかたく前文件々の議論定るの時に」と、対価を介した取引は祖宗の法に抵触するとして回答を保留したものであった。後に需物の給与にあたり、大坂町奉行はこの文書の提示を求めるが、彼らは都合の悪い「数ヶ条之内前後巻隠」して提示したという。つまりロシア側は、この文書が漂流船への需物給与を約するもので、対価を介する取引を認めるものでないことを明確に理解しており、これらの要求が交易関係の既成事実化を目論むものであったのは明白である。

ただし佐々木・川村らも、ロシア側が「西国咽喉之土地ニ而国中之万物輻輳融通いたし、大切之御場所柄」であるがゆえに大坂を交渉場所に選択し、「兼々志願之端を開キ度」意図を持って来航していることを十分認識しており、彼方の要求を認めることの問題点を冷静に分析している。彼らは、大坂で国書受理や需物給与を認めることは、同様の意図を持つ異国船の渡来を誘発し、「当所ニおゐて外国通商之糸口開」く可能性が高いことを指摘し、それゆえ将来的な「不容易御国害」を生じかねない安易な要求受諾はすべきではないとの立場に立っていた<sup>14</sup>。

このように初期の応接は進んでいくが、応接の現場においては意思疎通のレベルから難航した。その理由は川村や並河が指摘するように、ロシア側通詞の漢文能力が極めて低く、彼方より提示される書面に「轉倒誤字」が多く含まれていたことがその一因である。それゆえ応接掛が示した書面についても、込み入った内容になるとロシア側通詞は理解できない様子であったという<sup>15</sup>。しかし、それに輪をかけて大坂町奉行や応接掛らを悩ませたのは、そうした状況に託けたロシア側の交渉姿勢であった。先述のように両奉行とも海防政策に携わってきた経歴から、西洋諸国では四隻で一艦隊を構成するという知識を有していた。そのため友船（類船）の有無を尋ねるのだが、彼らは質問の意図を解しているにも関わらず、「尋方不相分躰ニいたし」て何も回答しなかったという。当時大坂には、紀州沖に最大八・九隻の異国船が来航しているとの情報もたらされていた<sup>16</sup>、彼らは「大洋ニ類船有之積」を以て初期の交渉に臨むことになる<sup>17</sup>。日本側から見ると、我方の質問には「解安キ儀ニても彼方勝手不宜儀者答」ず、自らの要求は「強情申募」るロシア側の交渉姿勢は大坂滞在中の基本姿勢であり、こうした姿勢に川村は強い不快感を表している。

### 三 江戸の下知と応接方針の転換

このような認識に基づき、大坂町奉行らは、「当湊之儀者外国船与応接之場所」ではないとして、国書受理・需物給与のいずれも拒否し、長崎への回航を促す方針を取ることとした。この交渉方針は九月二二日付の下知によつて老中阿部正弘の了承を得ており<sup>18</sup>、さらに二五日には、来航している異国人が筒井・川路が長崎で応接にあたったロシア使節プチャーチンであれば、両名を待機させるので下田に回航させるように、との海防掛勘定奉行石河政平・松平近直・川路聖謨連名の下知が届けられている。さらに九月二九日、老中は大坂城代に宛て、オランダ語訳を添えた下田回航を指示する論書を送り、これをもつて下田回航を承諾させるようにと大坂町奉行に指示させている。ただし、この論書が大坂に到達するのは、ディアナ号が大坂を離れた翌日の一〇月四日であり、大坂町奉行らによる以後の応接は、二二日付の下知ならびに二五日に到達した海防掛勘定奉行の指示を基調として進められることになる。

なかでも勘定奉行からの下知は、膠着する交渉を前進させる大きなきっかけとなった。翌二六日、大坂町奉行は「伊豆国下田可至旨」を指示する下知が届き、下田には筒井・川路の両名が待機していることをロシア側に伝えている。すると、それまで大坂町奉行による国書受理に固執していた彼らが、下田回航を受諾する姿勢を示しはじめる。プチャーチンは天皇の所在する京都に近い大坂に足を踏み入れることで、日本側に脅威を与え、早急にそして有利に交渉を進めようと考えていたが、「この方法では筋書き通りの結果は得られ」ておらず<sup>19</sup>、彼らにとつても大坂での交渉は当初想定していたほど容易には進まなかった。それゆえ一定の信頼を置く筒井と川路が待機しているとの情報は、下田回航を決意させる大きな要因となったであろう。そこで彼らが要求してきたのは、下田回航を指示する江戸からの文書、あるいはそれを証する大坂町奉行の押印文書（以下「証書」）の発給であり、また需物に関しても、その位置づけを下田に至るために必要な水・食料の給与に変更している。

こうしたロシア側の変化に、下田回航の説得を第一義とする大坂城代・大坂町奉行も柔軟な対応を検討するようになる。まず城代の土屋は大坂町奉行に対し、これまでの交渉方針が国益に照らし妥当であることを確認しつつ、「当今闕乏之薪水」については「差遣候方可然」との意向を示す。また「証書」の発給と水以外の需物、すなわち食料の給与に関しても、「彼方承伏不仕」であれば、江戸に「相伺候上二而取斗」うべきではないかと述べて



いる。逆に言えば需物を給与することで下田回航を承伏するのであれば、選択肢に加えるべきだということである。

これに対し直接交渉に携わっていた川村は、ディアナ号は漂着船ではなく、渡来した軍艦であり、当然「食料等者相応之貯」を積載している筈だとして、あくまでも給与は拒否すべきとの立場にたっていた。だが城代が「被遣候御趣意」なのであれば、「闕乏之品」に限定した給与はやむを得ないとした。奈良勝司の言を借りれば、川村らの判断は「現状維持を理想とする立場」から、「どのぐらいの譲歩で眼下の危機を凌ぐか」という状況主義的判断にもみえるが<sup>20</sup>、川村がこのように妥協的な判断をしたのは、応接体制が未整備な状況下で進められる交渉が、彼らから見ても信を欠くロシア側の交渉姿勢とも相俟って、長期化の様相を呈していたことと関係しよう。彼らには「一日も早く下田港江相廻候様可取斗」ことが命じられており、また後述するように、日本経済の心臓部にあたる大坂での流通・経済の混乱・停滞の抑制という大坂町奉行ならではの命題も課せられていた。それゆえ「道理合之論」で徒に日数を重ねる際限のない交渉を、いつまでも続けるわけにはいかなかったのである。

こうして大坂町奉行らは、需物の給与を認める方向に舵を切っていく。彼らは、早速その是非を江戸に伺う手続きに入るとともに、九月二十七日の会談で、出航前に大洋口において「証書」を発給すること、同筆・同文の証書文を回航先の奉行である下田奉行にも送付することを伝える。そして翌二八日には「魯西亜師船壹艘以今月中旬到於大坂之港因宣諭命令東到下田授以此文書以為他日下田奉行所之証左云」という「証書」の文案も提示した。ちなみにこの文案は懷徳堂より招聘されていた並河寒泉が作成したものである<sup>21</sup>。またロシア側が欠乏著しいとして要求していた水については「必要之品ニ付難捨置」として、大坂町奉行の権限で特別に十艘分を給与することとした。

さらに江戸の下知を必要とするとの条件付きで、もし「需物与右文書を渡遣候ハ、速ニ退帆いたし候哉」と問いかけ、ロシア側の下田回航に関する意向を探っている。この問いにロシア側も「証書并食物與へ不申内者当湊退帆難致」と強硬に申し立てはしたが、それが実現したならば「後日天好而有風則走」と下田回航を受諾する意向を示した。

#### 四 大坂町奉行に付託された権限

このように大坂町奉行らはロシア船の下田回航を一日も早く実現するために、「証書」の発給と水の給与を決定する。さらに一〇月二日には、ロシア側の強硬策への対処として、

水以外の給与についても、大坂町奉行自身の権限で、江戸の下知を待たずにこれを決定することになる。そこで次に、こうした判断を可能とする大坂町奉行に付託された権限について考えてみることにしよう。

一〇月朔日夕七ツ時（午後四時頃）、ディアナ号の乗組員らがバッテリーで、警備にあたる船手方番船に近づき、「我船既要走則請以文書送来」と記した書付を突き付けて突如出航を通知し、即時の「証書」発給と食料等の給与を求めている。大坂町奉行らは直ちに応接掛を派遣し、需物の給与については、現在、江戸に確認中であること、また江戸の下知がないなかでの給与は、日本の法制上、刑罰に相当する行為であることを説明し、再三説得を試みている。

しかしロシア側は前日までの交渉の展開から、強請することでの二点の実現は可能と判断したようで、それまでにない強硬な姿勢で迫っており、応接掛の説得を聞入れる気配は全く示さなかった。それどころが大坂町奉行に判断を仰ぐため、岸に戻ろうとした応接掛の小船にバッテリーで併走して、大坂に乗込もうとする姿勢を示し、さらには「応答二遣候ものを地方江難乗戻様仕成」といった拘束まがいの行為にまで及んでいる。

こうした緊迫した事態への対処として大坂町奉行は、ロシア側が今回の交渉を通じ需物を要求する根拠として主張し続けてきた日本側全権筒井・川路より遣わされたとする文書を確認した上であれば、自らの権限で特別に「証書」と食料等を大洋口において給与することを約束した。大洋口とは具体的には紀州加大浦辺を指す。ロシア人たちはさらにその内容を「証書」案文の裏面に記載することを求め、これに応じたことで彼らは漸く本船に戻る。夕刻から始まった海上での応答は長時間に及び、膠着状態が解消したのは夜子ノ刻（深夜一二時頃）であった。

この時、目印山会所には佐々木・川村両奉行とも詰めている。ロシア側への需物給与は、事前に大坂城代との間で了解されていたことではあるが、江戸に伺ったうえでの取扱という条件付きのものであった。その後、一〇月四日には「下田江相廻候証書、且同所江相廻候迄之食料無差支程、此度限見計相渡、早々退帆為致候様可取斗旨、町奉行共江可被申渡候」という老中からの下知が、城代を通じて伝えられている。また一〇月六日には佐々木が川村に対し、勘定奉行から書状が到来し、「需物之義も懸念無之」になったと書き送っているように<sup>2)</sup>、結果的には江戸幕閣の承諾を得られるのだが、両奉行が江戸の下知を待たずに需物給与を決定し、ロシア側に通知したにかわりはない。

また大坂町奉行は九月二四日付書翰により、江戸に通詞の派遣を要請するが、それに対する回答は「御目付も被差遣間敷、通詞も差遣不申」というものであった<sup>23</sup>。ここでいう「目付」は、使番が一年交代で兼務する「大坂目付」ではなく、海防掛を兼務する目付を指すと思われる。九月の段階で京都には御警衛方取締を目的として目付一人が派遣されており、この目付が場合によっては大坂へも出役する可能性があることが伝えられていた。しかし彼がロシア船退帆までに大坂を訪れた形跡はない。先述のように大坂町奉行は大坂城代よりロシア側との応接を任されており、また老中らもこれを了承していた。さらに江戸幕閣が海防掛目付を派遣しないという判断を下したことは、大坂での応接を名実ともに大坂町奉行に一任したことを意味する。大坂町奉行が幕閣から指示されていたことは、ロシア船を「臨機之方便」をもって「一日も早く下田港江相廻」させるよう「精々骨折可取斗」ことではあったが、江戸の下知を待たずに需物・「証書」の給与を判断している点に鑑みると、「臨機之方便」に含まれる裁量権は、押印文書の発給や需物提供の判断を認めるかなり大きなものであったといえる。

## 五 大坂町奉行の交渉姿勢

ただしその裁量権には「争端を引出」すことがないよう「穩ニ申論」すという条件が付されていた。大坂町奉行らがこの条件に忠実であろうとしたことは、これ以降の交渉に如実にあらわれている。翌二日、両者は沖合に端艇で落ち合い、接舷して再び会談を持っている。同行した並河によれば、前日の経緯もあり、日本側は全員佩刀していたという<sup>24</sup>。ロシア側は前日の交渉で条件とされた筒井・川路から受納したとする文書を提示し、改めて大坂での需物給与を求めている。彼らが文書の提示にあたり前後数箇条を巻き隠していたのはこの時である。

だが大坂町奉行は、あくまでも「速ニ当湊退帆、内海を出離候儀ニ候ハ、水同様拙者共存寄を以大洋口ニおゐて相互へ候」積りであることを応接掛に説明させている。つまり大坂町奉行の真意は、今回の給与が筒井・川路文書に基づくものではなく、あくまでも下田回航受諾に対する限定的な反対給付として位置づけている点にあった。そのことはロシア船退帆後、江戸に提出した手続書のなかで「肥前守・左衛門尉（より）差遣候文書者全漂流之節ニ限候取斗」を約したものであり、その「書付を証拠ニ持歩行候哉ニ而、此上度々渡来、水食料を乞候様ニ而者以之外」と断じていることから伺えよう。

しかし引渡し場所をめぐる交渉は結局物別れに終わり、三日朝、ディアナ号は日本側に何の通告もなく天保山沖を出帆し、紀州沖に進む。この時、目印山会所に詰めていたのは東町奉行の佐々木であったが、彼は応接掛に命じてこれを追わせ、紀州藩には加太浦に同船が寄港した際の引き留めを要請している<sup>25</sup>。

佐々木が川村に書き送った書状によれば、この日までに需物もすべて調達できていたようだ。表2に示したように、準備された需物は猪・鹿、山禽、蛭（マテ貝）など調達が難しい品については家鴨、鶏、蛤などで代替したものの、ほぼロシア側からの要求通りである。佐々木はすぐに八田五郎左衛門・佐野亀五郎・太田資五郎らに命じて、これらを船に積み込ませ加太浦に向かわせている。しかし生憎この日は風波が激しく、海上輸送は難航が予想された。実際、需物を積んだ運送船は強風と高波により押し戻され、彼らは泉州岸和田に避難する。また、ここからの輸送は陸路に変更されたため、加太浦への到着は大幅に遅れることとなる。佐々木はそうした事態に備えるため、山本善之助に「証書」と需物目録を与え、陸路、紀州加太浦に急がせている。一〇月四日午刻、同所に到着した山本は、早速、紀州藩儒者久下天員・岩橋惟義、医官丸山直温らに通詞を頼んで、ロシア側に需物到着まで同所に留まるよう懇請した。彼は持参した「証書」の正本と需物目録を渡し、天候による需物到着の遅れに対する理解を求め、あわせて紀州藩に依頼して可能な限りの物品の調達を行い、これをロシア側に給与している。この時調達されたのは、琉球芋・大根・麦麵・果物等である。ロシア人たちはこれを受け取り、一旦船内に積み込むのだが、何故か船内に積み込んだ需物を、運送してきた小船にすべて積み戻し、五日には輸送中の需物の到着を待たずに「証書」だけを受領した形で加太浦を立つ。

これまでロシア船の退帆を第一義としてきた大坂町奉行らが、このように同船の出航引き留めに腐心したのはなぜであろうか。それは彼らが、交渉において「御国害」を回避することを最重要課題としたことと関係する。彼らはロシア人たちの今回の来航について、「元来大艦与者乍申纔一艘ニ而他之国海江乗入」れる行為は「傍若無人之振舞」であり、「実ニ言語ニ絶」する「法外」の行為と断じている。しかしながら加太浦において、再三にわたり需物の到着を待つよう説諭したことについて川村は、たとえ需物の到着前に同船が出帆したとしても、そうした手続きを踏むことで、ロシア側に対する「信義」は保たれると述べている。彼らは江戸より示された「争端」の意味を物理的な戦闘に留まらない、より広い意味を持つ言葉と解釈していた。すなわち「異人共江約束之信義」を立てること

こそが、今後下田で行われる交渉における「争端」の芽を摘み取り、「御国害」を回避する最善の方法と捉えていたのである。

## 六 蔵屋敷詰藩士の動員・削減

奈良勝司は幕末の外交を担った現場役人を「確定した方針を忠実に遂行する官僚であると同時に、他方では交渉の土台となる自他認識を自らかたちづくる思想家でもあった」と位置付けるが<sup>26</sup>、そうした側面はロシア側との交渉を主導した大坂町奉行らにも見ることが出来る。ただし日本経済の中枢であり、江戸・京都とならぶ重要な直轄都市大坂を含む畿内四カ国の広域支配を担う大坂町奉行には、外交戦略に留まらない広範な課題への目配りが求められた。最後に今一度ロシア船来航直後に時計の針を戻し、「御警衛」との関わりから彼らがとった判断の持つ意味を考えてみたい。

九月一日、東町奉行佐々木は「兼而最寄海岸手当被仰付有之大名衆」に対し、あらかじめ割り当てられている海岸持場に早急に人数を差出すよう、代官川上金吾助・増田作右衛門を介して通達する。この「大名衆」とは文化六年（一八〇九）、代官の上申に基づいて異国船渡来時の出兵を命じられた尼崎・高槻・岸和田の三藩に、文政八年（一八二五）の異国船打払令までに加えられた狭山・麻田・伯太・姫路・明石・三田の六藩を指す。ただし担当大名は持場まで「手遠」であるものが多く、迅速な派兵が見込めなかった。また大坂最寄海岸を担当する大名は尼崎・高槻・麻田・伯太といった中小藩であったことから、佐々木は守備態勢が「手薄」であるとして、城代土屋の了承を得て、大名や大身旗本が大坂に置く蔵屋敷に対し「有合之人数」の出兵を通達している。

表3は大坂町奉行が作成した「大坂両川口并最寄海岸御手当罷在候諸家名前人数書」（以下「人数書」）をもとに城代軍の構成を示したものである。これによれば、城代の下に組織された軍勢は、城代の手勢四〇〇人を筆頭に、玉造口・京橋口両定番の部隊が本陣を形成し、これに定番与力坂本絃之助・柰三郎父子らが鉄砲方を組織してこれに附属している。次に一八一六人を動員した紀州藩隊をはじめ、伊予西條藩、大和郡山藩といった城代の要請に従って出兵した諸藩が名を連ね、久留米・高知両藩は船陣を配備し、尼崎・麻田両藩も持場の伝法川最寄海岸、安治川口最寄海岸に出兵した。「人数書」によればこの時出兵した城代軍の総数は八八藩・四旗本、兵数にして六二一七人に及ぶ。このうち七二藩・四旗本、兵員二四三二人が、蔵屋敷からの派兵となる。蔵屋敷から派兵された人数は個々には少ないが、トータルすれば「人数書」に記された城代軍の四割を占める。

ところが九月二十九日になって、大坂町奉行は蔵屋敷に対し、岸和田・尼崎両藩を介して<sup>27</sup>、今回の派兵により「用弁差支候向々」については、「出張人数之内、不目立様相減候而も可然」と派兵人数の削減を許可している。その規模は「凡百人之人數ハ五十人、五十人ハ廿五人位」に及んだといわれ<sup>28</sup>、すべての蔵屋敷がこれを実施したとすれば城代軍の二割に達する。ここで注目すべきは、異国船の侵入という未曾有の有事に際して配備した兵力を、未だその状況が解消されないなかで、蔵屋敷の用向きを優先する形で削減させている点であろう。

この時、大坂町奉行が「不目立様」としている点は興味深いが、そこには次のような認識が作用していたと考える。まず蔵屋敷に対する軍事動員を「機会を不被失」ための緊急避難措置として位置づけていた。それゆえ「最寄大名衆よりも追々人数差出」されたことで、その役割は一応解消されたものと見做している。

次に「金銀融通第一」「海内無類の要津」である大坂に置かれた蔵屋敷の経済的機能との関連が考えられる。九月一八日以降、大坂町奉行は市中に対し、港内の安全を確保していることを強調し、異国船の渡来に便乗した商取引の停止や値上を禁止するとともに、船持ちには平常通り荷物の運送に従事するよう命じるなど、経済的安定をはかる政策を取っている。漁船・沖合働の小船による異国船見物を嚴重に禁止したのも、異国人との接触による不測の事態が発生することを回避する以上に、漁業や流通の停滞を避ける目的があった。

蔵屋敷に対する派兵数削減の指示も、こうした経済政策と連動するものと捉えることで説明がつく。大坂には約百の蔵屋敷があったとされるが、本来、軍事的機能を持たない蔵屋敷が海岸防備を担うには相当数の人足を必要とした。そのため各蔵屋敷は大坂市中で人足の買い上げを行っており、それが市中の人足を枯渇させ、賃金の高騰をもたらしている<sup>29</sup>。つまり派兵人数削減には蔵屋敷の経済的負担の緩和だけでなく、大坂の流通にかかる人足市場の健全化が含意されていた。さらに蔵屋敷は全国各地の所領から運ばれてくる年貢米や国産品流通の窓口であり、蔵屋敷詰藩士の供出はその機能を低下させることを意味する。日本経済の心臓部たる大坂の支配を司る大坂町奉行にとって蔵屋敷機能の回復は経済政策上、最優先されるべき課題の一つであったといえよう。

おわりに

本章でみてきたように、プチャーチンは天皇の所在する京都に近い大坂に入港するといふデモンストレーションによって通商条約の締結交渉を早期に、そして優位に進めようとしたが、その目論見は大坂方とった軍事・外交両面での対応により実現しなかった。この時、プチャーチンに同行していたゴンチャロフは、その理由を次のように分析している<sup>30</sup>。

まず一点目として、日本側が、大坂は異国応接の地ではないとして国書の受理を拒否する方針を譲らず、「退去してくれと懇願し」「すみやかに下田 Simodo の町」へ行くよう粘り強く説得し続けた点をあげる。たしかにロシア船来航時の大坂には蘭語の通詞が置かれていないなど、西洋諸国との交渉を行いうる体制は整備されていなかった。しかし、歴史的に見れば、大坂は朝鮮通信使や琉球使節が江戸への参府、そして帰国の途次に、海路から陸路、陸路から海路に交通手段を変更する要地に定められていた。それゆえ大坂城代は使節船団の警護や応接の準備・調整を大坂町奉行に指示し、また自身も将軍の上使として使節の饗応を行っている。すなわち、大坂に外交の窓口としての素地が全くなかったわけではない。にもかかわらず大坂城代と大坂町奉行が、大坂は「異船応接」の地ではないとして、通商条約締結に関する交渉を拒否し、長崎あるいは下田への回航を説得する方針を固持し続けたのは、外国側の軍事力を背景とした強請による、なし崩しのな応接場の拡散により生じる国害を阻止するためであった。また、こうした交渉が一定の成果を伴っていたことは、ゴンチャロフの言が示す通りである。

二点目としてあげるのは、日本側が「海岸一帯にびっしりと小舟を並べて、それを力づくで押し分けていかなければならないようにしむけた」点である。ロシアはアメリカの条約締結に追随する形で、労なく通商条約を締結することを目指していた。それゆえプチャーチンにはロシア外務省より平和的な交渉が指示されており<sup>31</sup>、日本側のとった海岸防備を戦闘行為によって排除する権限は付与されていなかった。

一方、幕府の弘化・嘉永期の江戸湾防備構想を見ると、彼我の海軍力の比較から、出来るだけ戦端を開かず、穏便に退去させる方針が採られており<sup>32</sup>、大坂においてロシア船の「応接」にあたった大坂町奉行や海岸防備に就く諸藩にも、「争端を引出」<sup>33</sup>さず、下田廻航を「穩ニ申論」すべきことが指示されていた。それゆえ指揮をとる大坂城代には、相手方に戦意を生じさせぬよう、早急に圧倒的な兵数をもって天保山周辺海岸の防備態勢を整えることが求められたわけだが、異国船来航時の海岸防備を分担する諸藩軍勢の配備は迅速には進まなかった。そのような状況下で、大坂町奉行の建言により諸藩蔵屋敷から動

員された兵数は城代軍全体の四割に相当する二四三二人に及ぶ。この蔵屋敷から派遣された藩士らについては、「諸藩蔵屋敷の多い大坂では警備大名数は多くなったが個々の派遣人数はさして多くないものと思われる」とその軍事力を疑問視する指摘もあるが<sup>33</sup>、海防担当諸藩の出兵が進まない中で、これだけの兵数を動員しえたことは特筆される。彼らを指揮した大坂町奉行は、その後、海防担当諸藩の軍勢配備が進んだのに伴い、各藩の蔵屋敷に派兵人数の削減を認めていく。たしかに、この時の海岸防備体制は一隻の軍艦への対応としては過剰ともいえ、蔵屋敷機能の回復による大坂の流通・経済機能の健全化は、大坂町奉行として最優先すべき課題の一つであった。ただし、それだけの兵員を動員し、防禦の網を天保山周辺の海岸一帯に張り巡らせたことで、ロシア人たちは権限のない実力行使を「しむけ」られたと感じ、それゆえに「筋書き通りの結果」を得られなかったと認識したのであり、城代軍の戦略上この軍事的対応が持つ意義は大きい。つまり初期段階において城代軍の四割を占めた蔵屋敷詰藩士の配備は、国書の手交を実現すべく、上陸の機会をうかがうロシア側に対する抑止力として有効に機能していたといえる。これらの点に鑑みれば、蔵屋敷に対する派兵人数削減の指示は、当時、大坂町奉行が直面していた二つの課題のバランスの上たった判断であったと評価することができる。

ところで、大坂の支配機構においては、基本的に定番が城代とともに軍事を司り、大坂町奉行は軍事以外の在地支配に関わる諸務を担当した<sup>34</sup>。つまりロシア船来航時、蔵屋敷詰藩士らの動員を建言し、それを指揮したことは、大坂町奉行の本来の職掌からいえば異例である。また当然のことながら大坂町奉行が外交交渉を行うのもこれが初めてのことである。にもかかわらず、大坂城代は「応接申論之儀町奉行共江為御任相成候ハ、御為宜儀与奉存候」と江戸の老中に書き送り、老中らもこれを承認した。これまで嘉永七年のロシア船対応のうち、特に「応接」面に関しては、通商条約の締結交渉を伴わなかったことから注目されることも少なかったが、この「応接」の最大の成果は、ロシア側に条約交渉の糸口を与えず、ロシア船の下田回航を実現した点にこそ示されている。

<sup>1</sup> 嘉永七年（一八五四）のロシア軍艦来航については、原剛『幕末海防史の研究』名著出版、一九八九年。針谷武志「安政―文久期の京都・大坂湾警衛問題について」明治維新史学会編『明治維新と西洋国際社会』吉川弘文館、一九九九年。後藤敦史『開国期徳川幕府の政治と外交』有志舎、二〇一五年など。また、それ以前には自治体史を中心に叙



述されてきた(『大坂市史』第二卷、一九一四年。『新修大阪市史』第四卷、一九九〇年。『和歌山市史』第二卷近世、一九八〇年。『函館市史』通説編第一卷など)。

2 後藤敦史『開国期徳川幕府の政治と外交』、有志舎、二〇一五年。

3 この事件に関しては、一九世紀後半以降、政治的な発言力を浮揚させてきた朝廷がこの事件をきっかけとして現実的な危機感を抱くようになり、以後、政争の具として大阪湾防備の問題が利用されていくことから、この事件に関してはこれまで政治史・軍事史の立場から検討されることが多い(岩城卓二『近世畿内・近国支配の構造』柏書房、二〇〇四年、針谷武志「安政―文久期の京都・大阪湾警衛問題について」明治維新史学会編『明治維新と西洋国際社会』、吉川弘文館、一九九九年、上田長生「幕末期の大阪湾警衛と村々」大塩事件研究会編『大塩研究』第六八号、二〇一三年三月、後藤淳史「楠葉台場以前の大坂湾防備―安政期を中心に―」『ヒストリア』第二二七号、二〇〇九年一〇月、同「幕末政治史と大坂湾防備」神戸市教育委員会編『一九世紀日本の国際環境と和田岬砲台』、二〇一二年など)。また、このとき大坂町奉行に招聘され、通詞の役割を果たした懷徳堂関係者の記録をもとに、その「応接」面に着目した研究もいくつかみられる(湯浅邦弘「ロシア軍艦ディアナ号と懷徳堂―並河寒泉の「攘夷」―」同『懷徳堂研究』、及古書院、二〇〇七年、緒方銚次郎「露艦大阪入津と緒方塾」『上方』一三三三号、一九四二年など)。また昔良樹は川村修就の記録から、嘉永・安政期の大坂町奉行の役割について検討している(「嘉永・安政期の大坂町奉行川村修就―ロシア軍艦ディアナ号来航問題と安政の南海地震に伴う大坂大津浪(津波)への対応―」『日本研究』第四六集、二〇一二年九月)。

4 近世中・後期以降の大坂町奉行を取り扱った研究として、藪田貫『大坂西町奉行新見正路日記』清文堂、二〇一〇年、小倉宗『江戸幕府上方支配機構の研究』塙書房、二〇一一年などがある。

5 神戸市立博物館所蔵『川村家文書』のうち「大坂御固」八(以下、断りのない限り、引用出典はこの史料による)。

6 奈良勝司「徳川政権と万国対峙」明治維新史学会編『講座明治維新第二卷 幕末政治と社会変動』、有志舎、二〇一一年、一五一頁。

7 後藤淳史「海防掛の制度に関する基礎的考察」『日本歴史』第七三二号、二〇〇九年五月。

8 嶋村元宏「川村清兵衛「房総相模御備場取調書」について」『神奈川県立博物館研究紀要（人文科学）』第二九号、二〇〇三年三月。

9 中野光義「新潟奉行川村修就の海防体制の確立過程について」『地方史研究』三五一、二〇一一年六月。

10 筆者は前稿において、このとき大坂町奉行とともに「応接」の一端を担った大坂船手頭の機能について検討した（「嘉永七年（一八五四）のロシア船来航と大坂船手頭の役割——大坂御船手目論見之図」にみる大坂船手頭の機能的限界——神戸市立博物館『研究紀要』第二八号、二〇一三年三月。

11 「大坂御固」二三〇。

12 後藤淳史「幕末の政治史と大坂湾防備——和田岬砲台築造の諸前提——」神戸市教育委員会編『一九世紀日本の国際環境と和田岬砲台』、神戸市兵庫区役所、二〇一二年、『新修大阪市史』第四卷、九〇九頁。

13 前掲湯浅「ロシア軍艦ディアナ号と懐徳堂」。

14 薪水食料の給与と対価の問題については、日米和親条約の締結にあたってでも、第二条で代料を金・銀・銭で弁済するとし、第七条で入用品の調達に関し金・銀・銭・品物との交換を認めた点の解釈について、「交易」と混同される恐れがあるとして応接掛と老中との間で議論が交わされている（三谷博『日本歴史叢書 ペリー来航』吉川弘文館、二〇〇三年、一九九頁）。

15 並河鳳来（寒泉）『拝恩志喜』（東京大学史料編纂所謄写本より、並河総次郎（山城国紀伊郡伏見町）原蔵、大正五年謄写）。「大坂御固」八。

16 『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』三一書房、一九八九年、四〇頁によれば、「昨十七日朝、紀州加田浦沖江異国船八九艘、目鏡ニ相懸り候」といった情報が、紀州藩を通じて大坂にも届けられていたという。

17 「天保山魯船図」詞書（神戸市立博物館所蔵）。

18 「嘉永七年魯西亜船大坂天保山沖来航一件書付」早稲田大学図書館所蔵（請求記号：リ 05 15602）。

19 『新異国叢書一一 ゴンチャローフ日本渡航記』雄松堂出版、一九六九年。

20 前掲奈良「徳川政権と万国対峙」、一五二頁。

21 前掲並河『拝恩志喜』。

<sup>2</sup>2 「大坂御固」一五。

<sup>2</sup>3 菅前掲論文によれば、九月二九日に目付が来坂したとされるが、これは例年九月の使  
番兼帯大坂目付の交代であり、病免となる松平清秀に替り、この年は安藤次誠がこの任  
に就いている(『柳営補任』三、『続徳川実紀』第三篇)。

<sup>2</sup>4 前掲並河『拝恩志喜』。

<sup>2</sup>5 和歌山県警察本部編『和歌山県警察史』、一九八三年、一〇一頁。

<sup>2</sup>6 奈良前掲「徳川政権と万国対峙」、一五二頁。

<sup>2</sup>7 岩城卓二によれば、大坂町奉行による蔵屋敷詰藩士の軍事動員は、天保八年(一八三  
七)の大塩平八郎の乱においてもみられ、この時も城代の指示は大坂町奉行から尼崎藩  
を介して通達されている(岩城前掲書、一一四・一一七頁)。ただしロシア船来航時に  
は「自分共差図を請候様最前相達」とあり、大坂町奉行の直接的な指示があったと思わ  
れる。

<sup>2</sup>8 『藤岡屋日記』第六卷、三一書房、一九八九年、四三頁。

<sup>2</sup>9 前掲上田「幕末期の大坂湾警衛と村々」、二二頁。同「幕末期畿内の社会状況―大阪  
湾警衛を中心に―」後藤敦史・高久智広・中西裕樹編『幕末の大坂湾と台場―海防に沸  
き立つ列島社会―』戎光祥出版、二〇一八年、九八〜一〇一頁。

<sup>3</sup>0 前掲『ゴンチャロフ日本渡航記』。以下ロシア側の引用は本書。

<sup>3</sup>1 麓慎一「日魯通好条約について―日露交渉とE・B・プチャーチンへの訓令を中心  
―」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第一七号、二〇〇七年三月)、一六九頁。

<sup>3</sup>2 松田隆行「弘化・嘉永期における異国船取扱方と打払令復活問題―阿部政権期の江戸  
内海防衛策をめぐって―」前掲『明治維新と西洋国際社会』。

<sup>3</sup>3 前掲針谷「安政―文久期の京都・大坂湾警衛問題について」、六六頁。

<sup>3</sup>4 前掲小倉「京都・大坂の幕府機構と町奉行」。

表1 大坂町奉行の詰番

	東町奉行 佐々木顕発	西町奉行 川村修就	備考
9月18日	○	○	9/18-25 市岡新田
9月19日	○		
9月20日		○	
9月21日	○		佐々木・川村とも城入、佐々木直ちに出張
9月22日	○		
9月23日		○	
9月24日	○		
9月25日	○	○	佐々木、夜中出張
9月26日	○		9/26-目印山
9月27日		○	
9月28日		○	明朝、目付交代(大坂目付の交代か)
9月29日	○		
10月1日	○	○	
10月2日	○	○	
10月3日	○		朝、異国船出帆
10月4日		○	
10月5日		○	
10月6日		○	
詰番数	11	11	

\*『川村家文書』「大坂御固」10より作成

表2 ロシア側が要求した需物と給与品

要求品目		給与品目		備考
品名	数量	品名	数量	
水	10艘	水	10艘	
猪	8隻	家鴨	100羽	猪・鹿の代替→ただし家鴨も調達困難につき家鶏60羽・鴨40羽に変更)
鹿	2隻			
鶏	25			
鴨	10隻	鴨	10羽	
山禽	15隻	鶏	40羽	山禽の代替
魚	100近	魚	100斤	鯛7尾・鰈5尾・鰯5尾・青魚子10尾・鱧10尾
鯰	600	蝦	600	
蛭(マテ貝)	500	蛤	500	蛭の代替(蛤・赤貝など取交り)
鶏子	1500	鶏子	1500	
芋	100近	芋	100斤	
白蘿蔔(大根)	700個	白蘿蔔	700把	
胡蘿蔔(人参)	450	胡蘿蔔	450把	
葱	435	葱	435把	
白菜	190近	白菜	190把	
豆	15近	豆	15斤	
薯	50	薯	50	
冬瓜	10	冬瓜	10	
菓子(果物)	850	菓子	850	
酸柑(柑橘類)	110	酸柑	110	柑子種無蜜柑
南草(煙草)	15近	南草	15斤	
栗	20近	栗	20斤	
麦麵	700斤	麦麵	700斤	*9/25追加要求

\*『川村家文書』「大坂御固」8より作成

表3 大坂町奉行が把握していたプチャーチン来航時の安治川—木津川口付近への派兵状況

	藩主・旗本	藩・属性	石高	人数		藩主・旗本	藩・属性	石高	人数
城代手当	土屋寅直	常陸土浦藩・城代	95000	400	蔵屋敷からの出兵	立花鑑寛	筑前柳川藩	119600	35
	米倉昌寿	武蔵金沢藩・定番	12000	与力・同心15+112		松平輝聰	上野高崎藩	82000	13
	田沼意尊	遠江相良藩・定番	10000	与力・同心15+140		京極朗徹	讃岐丸亀藩	51512	28
	坂本絃之助	定番与力・鉄砲方		組同心10		大村純熙	肥前大村藩	27970	12
	坂本李三郎	定番与力・同見習				秋元志朝	上野館林藩	70000	25
	徳川慶福	紀州藩	555000	1816		伊達宗孝	伊予吉田藩	30000	33
	松平頼学	伊予西条藩	30000	102		戸田忠明	下野宇都宮藩	77000	6
	有馬慶頼	筑後久留米藩・船陣	210000	60		木下忠明	備中足守藩	25000	10
	山内豊範	土佐高知藩・船陣	202600	50		五嶋盛成	肥前五島藩	12600	8
	柳沢保申	大和郡山藩	151000	800		稲葉観通	豊後臼杵藩	50000	30
持場	青木一咸	摂津麻田藩	12000	217	大久保忠愨	相模小田原藩	113129	65	
	松平忠栄	摂津尼崎藩	45000	48	秋月種殷	日向高鍋藩	27000	12	
蔵屋敷からの動員	阿部正弘	備後福山藩	100000	67	毛利敬親	長門萩藩	369000	50	
	脇坂安宅	播磨龍野藩	51000	15	吉川経幹	周防岩国領	30000	21	
	蜂須賀斉裕	阿波徳島藩	257000	100	毛利元周	長門長府藩	50000	20	
	内藤政義	日向延岡藩	70000	32	池田慶政	備前岡山藩	315200	42	
	島津忠寛	日向佐土原藩	27000	20	松平斉民	美作津山藩	100000	10	
	南部利剛	陸奥盛岡藩	200000	15	松平武聰	石見浜田藩	61000	15	
	津軽順承	陸奥弘前藩	100000	30	伊達宗城	伊予宇和島藩	100000	30	
	酒井忠顕	播磨姫路藩	150000	60	松前崇広	松前福山藩	10000	12	
	佐竹義睦	出羽久保田藩	200000	61	伊東長裕	備中岡田藩	10300	11	
	伊達慶邦	陸奥国仙台藩	620000	37	小笠原貞幹	播磨安志藩	10000	6	
	土岐頼之	上野沼田藩	35000	13	仙石久利	但馬出石藩	30000	17	
	小笠原忠徴	豊前小倉藩	150000	79	中川久昭	豊後岡藩	70440	25	
	島津斉彬	薩摩藩	770000	73	松平忠淳	豊前島原藩	65000	9	
	松平親良	豊後杵築藩	32000	10	亀井茲監	石見津和野藩	43000	9	
	黒田長元	筑前秋月藩	50000	25	永井金三郎	・旗本	7000	22	
	黒田斉博	筑前福岡藩	473000	25	井上正直	遠江浜松藩	60000	25	
	松平康圭	陸奥棚倉藩	60000	30	宗義和	対馬府中藩	100000	30	
	毛利高泰	豊後佐伯藩	20000	25	松平勝成	伊予松山藩	150000	60	
	船越駿河守	・旗本	5570	12	浅野慶熾	安芸広島藩	426000	60	
	板倉勝全	備中庭瀬藩	20000	25	有馬温純	越前丸岡藩	50000	15	
	酒井忠発	出羽庄内藩	140000	25	小笠原長国	肥前唐津藩	60000	26	
	石川総管	常陸下館藩	20000	15	池田慶徳	因幡鳥取藩	325000	32	
	蒔田荘治郎	・旗本(備中惣社)	7716	12	細川斉護	肥後熊本藩	540000	70	
	松平慶徳	播磨明石藩	100000	100	松平斉貴	出雲松江藩	186000	130	
	能勢熊之助	・旗本(摂津能勢)	4800	18	松平慶永	越前福井藩	320000	20	
	伊東祐相	日向飫肥藩	51080	25	森俊滋	播磨三日月藩	15000	7	
	松平頼胤	讃岐高松藩	120000	100	奥平昌服	豊前中津藩	100000	35	
	松平勝道	伊予今治藩	35000	30	一柳頼紹	伊予小松藩	10000	7	
	藤堂高猷	伊勢津藩	323950	117	相良長福	肥後人吉藩	22000	25	
	加藤泰社	伊予大洲藩	60000	15	松浦曜	肥前平戸藩	61700	30	
	鳥居忠挙	下野壬生藩	30000	19	松平直正	肥前佐賀藩	357000	35	
	建部政和	播磨林田藩	10000	9	鍋島直亮	肥前小城藩	73000	10	
	城代軍の兵数					6217			
うち蔵屋敷からの出兵					2423				

\*『川村家文書』9のうち「大坂両川口井最寄海岸御手当罷在候諸家名前人数書」(神戸市立博物館蔵)より作成。

## 第六章 ロシア軍艦来航時の大坂船手―近世的水軍の限界―

はじめに

幕末期の幕府海軍について総合的な解明を試みた研究として、近年では神谷大介の一連の研究がある<sup>1)</sup>。神谷は西洋軍事技術の担い手の形成過程や西洋砲術の導入、幕府海軍の創設、幕府艦船の運用と「軍港」の整備、銃砲の生産、石炭供給など、幅広い視野から、西洋技術の受容過程に即して幕府海軍の実態解明に取り組んでいる。幕府海軍の艦船運用の側面については、浦賀湊一港の分析を中心とするため、「幕府の海軍構想全体のなかにどう位置づくのか」を検討する必要性があるとした保谷徹の指摘<sup>2)</sup>はたしかにその通りだが、幕末期に同種の役割を担った他港に関する研究に、一つのモデルケースを提示したことの意味は大きいと考える。だが、その一方で保谷の「水軍から海軍」への移行<sup>3)</sup>はどのようなように考えるべきか<sup>4)</sup>、という投げかけに対する答えは、神谷の一連の研究からは明らかにならない。

前章では、嘉永七年に来航したロシア軍艦への大坂町奉行の対応を分析し、軍事・外交両面において重要な役割を果たしたことを明らかにした。この時、大坂両町奉行とともに大坂城代土屋寅直から、ロシア側に対する「応接」と「御固」を命じられた職として大坂船手がある。大坂船手は、大坂の海上支配を司る幕府水軍を束ねる軍事的要職であり、それゆえ大名に準じるような大身の旗本が歴代就任した。当時、この職にあったのは知行高三五〇〇石の旗本佐野時行であったが、在任中の元治元年（一八六四）、徳川慶喜の摂海防禦指揮就任に伴う形でこの職は廃止されることとなり<sup>4)</sup>、佐野は最後の大坂船手となる。しかも、大坂船手に附属した人員・設備のすべては、新たに創設される神戸海軍操練所に移管されている。

近世的水軍と近代的海軍には、技術的レベルやその軍事力において大きな隔絶があるわけだが、近代的海軍力の象徴でもある蒸気軍艦の軍事力を前に、近世的水軍の大坂船手はどのような防備の手立てを採りえたのか、また、次の蒸気軍艦来航に備えるべく、どのような防備策を構想しえたのか。筆者は、ロシア軍艦来航時の大坂船手佐野時行の動向に「水軍から海軍」への移行のターニングポイントを見出しうるのではないかと考えている。

この作業は、蒸気艦船時代が到来した一九世紀半ばの軍事状況における、近世的水軍としての大坂船手の限界点を確認する作業になるとともに、ロシア軍艦来航事案に関して大坂町奉行が果たした役割やその意義を相対化することにもつながると考える。

## 一 大坂船手の幕府官僚化の道筋

### (二) 大坂船手就任者の補任状況

まずは、大坂船手が幕政機構において、どのような位置付けにある職なのかを確認しておきたい。大坂船手奉行は老中支配で、席次は躰躰間詰である。本来、持高勤だが『官中秘策』では五千石以上の一人役で、役料百人扶持・与力十騎・水主五十人とされる<sup>5)</sup>。だが実際には、全三〇人の就任者のうち、三代小濱利隆と寛文五年(一六六五)から天和三年(一六八三)までの二人役時代の就任者五人は千石以下である。残る二十四人が三千石から七千石の旗本だが、このうち五千石以上は七人である。また五千石以下の就任者に対して役扶持百人扶持が給付されるようになるのは、延享四年(一七四七)の菅谷貞寄の就任以降である<sup>6)</sup>。

さて『明良帯録』によれば、大坂船手は「水主を指揮して非常の備をなす」、そして「大坂ハ中国西国之路程にて肝要之地なれば不慮之備第一」<sup>7)</sup>の職、つまり大坂及び中国・西国の有事に備える幕府水軍の将として認識されている。近年、大坂船手については大阪市史編纂所によって丹念な史料の発掘と公開が進められ<sup>8)</sup>、さらに大阪市史の編纂に携わった吉田洋子の詳細な分析により、その職掌がかなり明確に理解できるようになっている<sup>9)</sup>。吉田は大坂船手の職掌として、①大坂にある公船の管理(船蔵の巡見を含む)・修復、②公船を出す、③船の調達(上荷船・茶船などの動員)、④琉球使節参府関係の御用、⑤番所における通船改め、⑥塩飽島・小豆島の支配、⑦船公事の裁許、の七項目を挙げている<sup>10)</sup>。だが、これはあくまでも平時における職掌であり、『明良帯録』が述べる水軍の将としてのイメージとは大きく異なる。そこで、はじめに大坂船手の就任者の履歴から、幕政機構におけるこの職の位置づけの変化を追うこととする。

表1は初任者の小濱光隆から、元治元年の廃止時に在任していた佐野時行までの就任者三十人の知行高と知行所の変遷、就任前後の履歴をまとめたものである。初任者の小濱光隆は、大坂を支配していた松平忠明の和国郡山転封や伏見城代内藤信正の大坂城代就任、島田直時・久貝正俊の大坂町奉行就任といった大坂支配機構の再編に連動する形で、元和六年(一六二〇)に二千石の加増をうけ、都合五千石でこの職に任じられている<sup>11)</sup>。さらにこの時、光隆は民部少輔にも叙爵されている。小濱氏はもともと伊勢国小濱を領する海賊であり、光隆の父景隆の代に武田信玄の招きに応じてこれに仕えるが、天正一〇年(一五八二)武田氏が没落したため徳川氏に召抱えられ、以後、間宮高則・向井正綱・千賀信

親らとともに徳川氏の水軍として数多くの軍功をあげることとなる<sup>12</sup>。光隆自身も慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の合戦では、伊勢国安乗浦において九鬼嘉隆と戦って、日本丸という大船を乗っ取り、捕虜とした水主を献上したとされ、また大坂冬の陣でも鬨船五艘を乗っ取り、首級二十六を得たと伝えられるなど、その軍功は華々しい。

初期において、この大坂船手の職は小濱氏によって世襲的に継承されている<sup>13</sup>。二代目に就任したのは小濱光隆の嫡子嘉隆であり、三代目に就いたのも光隆の三男利隆である<sup>14</sup>。二代目の嘉隆に関しては、「坂城の船手頭小濱民部少輔光隆任所にて死せしかば。其子船手頭久太郎嘉隆に奉書をはせ家つがせ。川口番勤べしと命ぜらる。」<sup>15</sup>とあるように、小濱光隆の任地大坂での死去に伴い、部屋住みのまま江戸の船手を勤めていた倅嘉隆に光隆の家督を相続させ、同職を継がせたものである。三代目の利隆に関しても、兄と同じように江戸の船手に任じられていたが、彼は嫡子でないため、別に知行を与えられ旗本として独立していた。また兄嘉隆には倅廣隆がおり、彼が未だ幼かったために、「大坂川口番小濱民部丞嘉隆病死により。新職の人命ぜらるゝまでは。弟船手頭佐右衛門利隆諸事はからふべしと仰下さる。」<sup>16</sup>と、弟の利隆に仮跡役として中継的にこの職を勤めることが命じられたのである。そのため利隆の辞任後、高林直重・大橋親重に始まる二人役時代十八年を経て、貞享二年（一六八五）八月一三日に同職に就くのは、利隆の倅ではなく成人した嘉隆の倅廣隆（九代目）であった。

廣隆の大坂船手就任が父嘉隆からの継承であったことは、「中川番小濱孫三郎廣隆。父民部丞嘉隆に代て大坂船手役となる」と『徳川実紀』に記されていることから裏付けられる<sup>17</sup>。そして翌一四日には須田為昌が病免という形で退任することで二人役から再び一人役に戻り、小濱氏による大坂船手方の支配が復活するのである。同様に廣隆が宝永元年（一七〇四）六月七日に辞任した後、松平重矩・八木高補・石川政常・松平勘敬の四代二十年をはさんで、享保九年（一七二三）三月に同職に就任するのは廣隆の倅行隆（一四代目）であった。このように小濱氏による大坂船手の世襲傾向は、享保期まで続いている。

しかし、享保改革によりその状況は一変する。大坂船手には二人制時代を除き、すべて三千石以上の旗本が就任しているが、この層は幕臣団全体の上位5%を占める上級旗本であり、しかもその多くは譜代大名の部屋住みの取立て、あるいは分知などによって成立した、いわば幕臣団の中枢に位置づけられる旗本である。それゆえ戦時に備える武勇の誉れ高い家柄として、平時においては幕府の役職に就くことを求められない層でもあった。実際、一八世紀初頭には三千石以上は約二百五十家あったが、そのうち約二百家は何の職に



も就いていない状態にあった。

だが泰平の時代が続く中で、こうした旗本は余剰的意味合いも含む「無役」と呼ばれ、彼らの時代錯誤で弛緩した規律や行動は士風の退廃と受け取られるようになり、彼らの処遇が問題となる。また小濱氏のように幕府成立期に活躍した個人の力量に由来する家柄に、特定の役職を家職的に継承させるような硬直的な組織制度も、大坂船手の度重なる中継的補任状況や終身の在任といった問題をみても明らかのように、制度的な限界を迎えていたといえよう。

享保改革は、そうした一八世紀の状況に見合わなくなった幕府の組織制度の再編整備、いわゆる幕府の「官僚システムの整備」を進めた改革として知られている<sup>18</sup>。この改革によつて、「役職ごとに基準高を定め、その役職に任命された者の家禄(代々家に伝わる俸禄)が基準高に達しない場合、在職期間中に限って不足分を支給」する足高の制が導入され、低禄の者でも要職に登用することが可能になった<sup>19</sup>。また同時に、この改革では無役率の高い三千石以上の上級旗本(寄合)を、幕府の官僚制的な組織制度のなかに組み込んでいく施策も展開されていった<sup>20</sup>。

大坂船手との関わりで特に重要なのは、火事場見廻(十人役・うち使番二人・寄合八人)の新設である。この職は本来、江戸市中で頻発する火災対策の一環として設置されたものだが、幕府の組織制度としては、これを寄合席の旗本の初任職と位置づけ、ここを起点に使番やその他番方諸職に進み、さらには幕府直轄軍の中核を占める三番組(大番組・小番組・書院番組)を指揮する番頭にまで昇進していく役職階梯を整えている<sup>21</sup>。この方針は後に実施される寛政改革においても継承され、三千石以上の寄合層は番頭を担うべき家柄として再定義されることとなる。

享保期以降の大坂船手就任者の履歴をみると、永井白衆・中山直有、本多成孚の三人が火事場見廻からの就任であり、また同様に寄合席の出役であり、房総を往来する船の監視や江戸の河川流通を支配する中川御番からも柴田康福と松平信寅の二人が就任している。

在任期間についてみると、享保期以前はほとんどが終身、あるいは隠居まで在任していたものが、享保九年三月に大坂町奉行に転出する松平勘敬以降、就任者の多くが小普請組支配(役高三千石・老中支配・中之間席、16・19)、御持(筒)頭(役高千五百石・老中支配・菊之間席、16・21)、百人組之頭(役高三千石・老中支配・菊之間席、21・23)、新番頭(役高二千石・若年寄支配・中之間席、18・25)、浦賀奉行(役高千石・老中支配、

芙蓉之間席、27)、先手鉄砲頭(役高千五百石・若年寄支配・躑躅之間、27〜30)といった番方の職、あるいは幕臣を指揮監督する職へと進むようになる。特に松平勘敬に関して言えば、さらに普請奉行(元文三年二月二十八日就任)を経て、小性組番頭(元文五年八月四日就任)、書院番頭(寛保三年六月二日就任)まで昇進している<sup>22)</sup>。

大坂船手は、初期においては幕府成立期に徳川氏の水軍として名を馳せた小濱氏によって世襲的に継承されていたわけだが、このように享保改革や寛政改革における幕府支配機構の再編・整備を経て、三千石以上の大身旗本が就く番方職の一階梯として位置づけられ、幕末に至ることになる。

## (二) 大坂船手の知行所配置と役扶持

次にこうした大坂船手の幕府官僚化が進んだ要因について、知行配置と役扶持給付との関連から考えてみたい。

まず初任者の小濱光隆が父景隆から当初相続した知行所は、景隆が江戸の船手を勤めていたこともあって、駿河・相模・上総の三国(都合三千石)にあった。だが元和六年に大坂船手に任じられると、二千石を加増されるとともに、知行所のすべてを摂津国北中嶋及び伊勢国に移されている。この知行所は続いて同職に就任する嘉隆、さらにその倅廣隆に引き継がれる。しかし寛文一〇年、廣隆の知行所は再び関東へ戻されることとなった。その理由を『寛政重修諸家譜』の小濱氏の系譜は、「伊勢国海水溢れて、これがために采地損亡せる」ためであるとしている。これは同年九月二十九日に西日本で猛威を振るった台風による被害を指すものと思われる。ちなみにこの台風の影響で、大坂では木津川口から高潮が押し寄せ、官船・諸藩船はじめ諸国の船数千艘が破損したとされ、また堤防や橋梁、建屋の多くが押し流され、船手方の与力・水主らにも多くの溺死者が出たといわれている<sup>23)</sup>。「海水溢れて」とあることから、伊勢国においても大坂と同じように高潮の被害が激しかったのであろう。この時、廣隆は被害を受けた伊勢国分だけでなく、摂津国分も含めた全知行所を相模国三浦・武蔵国秩父・安房国北<sup>24)</sup>の三郡に移されている。またこの時、千石を加増されているが、幕府の水軍を支える小濱氏がいかに重視されていたかがうかがえる<sup>25)</sup>。だが貞享二年一〇月二六日に廣隆が大坂船手に任じられると、関東に置かれていた知行所のすべては、摂津国西成・東成・住吉といった大坂近辺の三郡に移されている。すなわち小濱氏は、大坂船手に就任することで大坂近辺の知行所を与えられ、また離職とともに関東や東海に知行所を戻されているのである。

このように大坂船手就任にあたって、大坂周辺に知行所を宛がわれるケースは小濱氏に限定されるものではない。旗本としてすでに別家をたてており、また同職への就任も兄嘉隆の死去に伴う仮跡役だった小濱利隆を除き、奉行二人制時に就任した高林直重・大橋親重・森川長重・須田為昌・水野正盛の五人すべてが、摂津国、または丹波国において四百石を増加されており、また享保期以前に就任する松平重矩・八木高補・石川政常・松平勘敬の四人のうち、石川を除く三人は就任以前より、大坂に程近い河内国や播磨国に知行所を有していた。

このことは大坂船手を勤める上で、大坂周辺に知行所を有することが不可欠であったことを示している。岩城卓二は、大坂城守衛という軍事的役割を担う尼崎藩にとって、奉公人の徴発を円滑に行うために、大坂周辺に一定のまとまりのある所領を有しておく必要があったと指摘しているが<sup>26</sup>、大坂及び西国・中国における有事に備える必要のあった大坂船手の知行配置にも同様の意義があったように思われる。実際、大坂船手には塩飽島や伝法村から大量の役水主を徴発する権限が与えられており、朝鮮通信使の来朝にあたっては、塩飽島から五千人から六千人に及ぶ役水主を徴発している<sup>27</sup>。また伝法村には年間七百人に及ぶ役水主を課すなど<sup>28</sup>、大坂船手は御用を勤める上で、多くの奉公人を必要としているのである。

また関東への移封が行われた当時、廣隆は大坂船手ではなく、江戸で中川御番を勤めていた。これは房総へ往来する船舶を監視や江戸の河川流通の支配を主務とする職だが、寄合出役の御奉公という位置づけであるため、与力や同心の附属はなく、これに任じられた旗本は自ら足軽等の下僚を採用し、番所に詰めさせる必要があった<sup>29</sup>。つまりこの職に關しても、大坂船手同様、多くの奉公人を必要としたと考えられ、関東への移封も、被災による知行所の損亡もさることながら、江戸在勤がその主要な要因のひとつであったと思われる。

しかし一八世紀に入り、そうした知行配置は行われなくなる。特に顕著なのは小濱行隆の例である。宝永二年七月晦日、行隆は父廣隆の死去に伴って摂津国西成・東成・住吉の三郡で六千石を相続するが、同年一〇年二月にすべての知行所を越後国蒲原郡に移封される。ここまでは先代までと同じだが、行隆はその後、享保九年三月一九日に大坂町奉行に転出した松平勘敬に替って大坂船手に任じられるにもかかわらず、以前のように大坂周辺における新たな知行配置措置がとられることはなかった。その後の就任者についても、新たに大坂周辺に知行配置措置がとられたものはいない。嘉永七年九月のロシア船来航時に

大坂船手の職にあった佐野亀五郎時行（三千五百石、相模・下総・常陸・下野）に關しても同様である<sup>30</sup>。

では一八世紀以降、大坂周辺に知行配置をする必要性がなくなった理由はどこにあるのだろうか。延宝六年（一六七八）以降、倉敷代官が行っていた塩飽島の支配は、享保六年に再び大坂船手の支配となっており<sup>31</sup>、宝暦一四年（二七六四）の朝鮮通信使来朝時には、六千六百五十八人の役水主が徴發されている。また伝法村からの役水主徴發も文化七年まで行われており、さらに上荷船・茶船仲間には役船の動員を命じていることから、そうした水主や役船徴發の必要性がなくなったわけではない。

江戸においては大名が江戸城の門番を勤めるにあたり、その人員を人宿に大きく依存するようになっていったことが明らかにされている。担当する大名は、人宿に高額の請負金を支払って、「勤め馴れたる」番人を多数雇用しているのである<sup>32</sup>。大坂船手方与力が作成した覚書によれば、「西国江御関船出候節者、御預り之船頭・楫取差添、水手者賃銀二而町水手御備二仕遣申候」<sup>33</sup>と記されており、大坂船手方においても賃金による水主の雇用が行われていたことがわかる<sup>34</sup>。上荷船や茶船仲間には、水主の手配だけでなく、彼らへの賃金の支払いや扶持方米の分配までを請け負わせている。また享保七年には、摂津・河内・山城三カ国の大河川の堤川除普請に關わる国役の賦課方式が、普請人足の賦課から普請費用の賦課へと変更されている<sup>35</sup>。つまり一八世紀までに大坂でも、こうした賦役や奉公人の調達が知行所や支配地からの人夫徴發から、金銭による賦課、そして雇用による調達へと変化していたといえよう。

延享四年（一七四七）一〇月一日、菅谷貞寄の就任に際し、五千石以下の就任者に対して役扶持百人扶持が給与されることが定められるが、天保期に同職を勤めた本多成孚の残した「塩飽嶋（より）御役加子差出候覚」には、それに関する記事が塩飽島の役水主徴發の来歴に關する記事と併記されている<sup>36</sup>。吉田は、五千石以下の就任者に対する役扶持給付がはじめられた要因を、江戸から大坂への赴任にかかる費用の増大に求めているが<sup>37</sup>、正徳四年三月に松平勘敬が大坂船手を命じられた際には、赴任にあたって移転経費として三百両が貸し渡されている<sup>38</sup>。この点に鑑みると、役扶持の給付は大坂への赴任経費の増大としてではなく、水主をはじめとする奉公人の徴發と関連する問題として捉える必要があるように思う。

宮本裕次によれば、大坂定番の場合も、延享二年閏一二月一日、下総生実藩主森川俊方の玉造口定番就任を契機として、役料三千俵の給付が開始されるが、これと相前後して

定番就任に伴う畿内における加増や所領の変更も全くなるとい<sup>39</sup>。さらに、大坂定番という大名役の就任者に関しても以前は就任者のほとんどが終身奉職していたものが、こうした変更に伴って、病気を理由とする免職や奏者番や若年寄へと昇進する事例が増加するという、大坂船手と共通する状況を検出している<sup>40</sup>。このような『取り立て』と引き換えに死ぬまで奉公すべき義務<sup>41</sup>から、幕府官僚への転換は、在坂する諸役職に共通する動向であったといえよう<sup>41</sup>。このように大坂においても、武家が必要とする仕事を担いうる社会層が定着し、金銭での雇用が比較的容易に行いうる社会的条件が整ったことで、赴任地周辺の知行配置ではなく、足高や役料給付による登用と在任期間の短縮、ひいては円滑な人事配置が可能となったと考える。

## 二 ロシア来航時の大坂船手の役割

### (一) 応接役としての役割

このように大坂船手は一七世紀においては、幕府成立期に大きな活躍を見せた水軍の雄小濱氏によって世襲され、また大坂や西国・中国における有事に対する第一の備えとして位置づけられていた。廣隆の江戸移封にあたり、幕府の番方職の中でも中枢にない中川御番という職にあつたにも関わらず千石の加増を受けていることがこれを裏付けている。

しかしその性格は、享保改革をはじめとする幕府の諸制度改革に伴って、一八世紀以降大きく変化し、いわゆる番方の幕府官僚職の一つに位置づけられることとなった。しかしその結果、大坂船手の有事に備える水軍の将としての位置づけは形骸化し、その軍事動員力も設置当初に比べれば遙かに低下している。ロシア船の来航時、大坂船手の職にあつたのは佐野亀五郎時行であるが、次の史料はこのような状態にあつた大坂船手が、ロシア船の来航という有事に対し、どのように関与していたのかを知る上で非常に興味深い。

嘉永七甲寅歳九月十七日、安治川口江

魯西亜船碇泊之事

九月十七日朝五ツ時、泉州より注進、紀州

加田浦江異国船一艘渡来之趣

同十七日夕八ツ時頃夷国船安治川口へ乗入、即刻

御警衛、天保山江御出張

大坂御城代 土屋采女正殿  
東町奉行 佐々木信濃守殿  
西同 川村対馬守殿

東組 八田五郎左衛門

掛り与力 西組 山本善之進

応接役 御船手 太田資五郎

御船手頭 佐野亀五郎殿

人数

番船 四十艘 異國船附 四艘

尻無川番船 三十艘 木津川番船 四十艘

御城代土屋采女正人数 四百人余

御鉄炮方 坂本絃之助

同 柰三郎

玉造口御定番田沼玄蕃頭 与力

同心 人数百四拾人余

京橋口同 米倉丹後守 人数百拾式人余

紀伊殿人数 千八百拾六人 松平時之助 人数八百人

諸侯蔵屋舗より被差出人数 千九百七拾五人

船陣御固 松平土佐守

有馬中務太輔 人数百拾人

この史料は、「天保山魯船図」の詞書の一部である<sup>42</sup>。この詞書は、大きく分けて「大坂御城代 土屋采女正殿」にはじまるロシア使節の応接体制に関する部分と、「御城代土屋采女正人数 四百人余」以降のロシア船に対する軍事的警戒にあたった体制に関する部分から構成されている。大坂船手佐野時行に関する記載は、このうちロシア使節の応接にあたった東町奉行佐々木信濃守頭発・同西町奉行川村対馬守就修と並列的に記載されていることがわかる。

幕府中央においては、江戸城でアメリカやフランスなどの使節を迎えるにあたって、徒

頭や小十人頭に続いて船手も西丸に伺候していたことから、異国使節の応接の末席に加わっていたことがわかる<sup>43</sup>。佐野が大坂城代の命により、当初より大坂町奉行らと行動を共にしていたことは、九月一日、ロシア船が神戸沖を航行しているとの注進が届けられるにあたって、それぞれの組下与力らをロシア船に派遣する手筈や、海岸警備の強化について大坂両町奉行や大坂在任中の使番兼帯大坂目付松井久之丞らと相談していることから伺える<sup>44</sup>。

ロシア使節との交渉には、彼らが応接役に任じた大坂東町奉行所与力八田五郎左衛門、同西町奉行所与力山本善之進（正しくは善之助）、そして大坂船手方与力太田資五郎の三名と、同心の人見八次郎（東町）、関弥次右衛門（西町）。但し病氣により、九月二三日に佐川豊左衛門と交代）、中嶋勝蔵（船手）の三名の計六名があたった<sup>45</sup>。また大坂は異国使節応接の地には定められていなかったことから、町奉行所・船手方ともにオランダ語や中国語の通弁が控えていたわけではなかったため、懷徳堂の教授らが召し出されている<sup>46</sup>。

前章において明らかにしたように、ロシア側との交渉の中心的位置を占めたのは大坂東町奉行佐々木頭発と西町奉行川村修就とその与力同心らである。彼らはいずれも慶米二百俵高の小身だが、海岸防禦掛（以下「海防掛」として江戸近海の海岸見分御用に携わったり、勘定吟味役や新潟奉行として海防に関わる職責を経験しており、ロシア軍艦への対応にその経験を遺憾なく發揮している。

これに対し、佐野時行は三千五百石と大身であり、嘉永二年四月二八日の就任と、両大坂町奉行に比べ早くから大坂の地に赴任している。しかし佐野氏は、曾祖父義行の代には小性組番頭・書院番頭・大番頭を歴任し、最終的には西丸側衆まで上り詰めているが、祖父貴行・父資行はともに新番頭が最高職であり、さらに時行自身については何の前歴もない寄合からの大坂船手就任であった。すなわち番頭として幕臣を束ねた経験も、海防政策に関わる知識やノウハウも、まして水軍の将としての家柄も持ち合わせていない。

## （二）大坂船手方番船の役割と治安維持

では、大坂船手が担った役割はどのようなものだったのか。詞書には続いて、大坂船手方が「番船四十艘」「異国船附四艘」「尻無川番船三十艘」「木津川番船四十艘」、計百十四艘の番船を動員したことを記している。

ただし、問題は彼らが動員した番船の質にあった。天保期段階において大坂船手方に属する船の多くが、修理もままならず使用不能の状態であったとされる<sup>47</sup>。それゆえ、大坂

船手が動員したこれらの番船は上荷船や茶船仲間といった役船の徴発やその他民間船を雇用したものであったと思われる。

次にこれら番船の役割であるが、『新修大阪市史』<sup>48</sup>や『大阪府史』<sup>49</sup>によれば、大坂船手はロシア船の来航に際し、三御番所に命じて廻船や荷船で安治川口と木津川口を遮断したとされる。詞書の構成をみる限り、大坂船手方が動員したこれらの番船の位置づけは、大坂城代―大坂定番に連なる大坂守衛に携わる軍事編成とは異なるラインにある。この時、天保山及び安治川口付近には、大坂城代土屋寅直自ら四百の兵を率いて出陣したのを筆頭に、玉造口定番田沼意尊(与力・同心など一―四名)、京橋口定番米倉昌寿(与力・同心など一―二名)、鉄砲方坂本絃之助父子、安治川口最寄海岸手当を担当していた麻田藩主青木一威の手勢、及び凡そ七十藩の大坂蔵屋敷詰藩士約二千名が布陣しており、また尻無川最寄海岸には肥前平戸藩主松浦曜、同佐賀藩主鍋島直正とその支藩である蓮池藩主鍋島直紀の手勢が、木津川口最寄海岸には紀州藩主徳川慶福の手勢約千八百名のほか、同藩分家伊予西条藩主松平頼学、大和郡山藩主柳沢保申、船陣として久留米藩主有馬慶頼、土佐藩主山内豊範の手勢が出陣している。これら大坂城代以下の軍事動員の規模と比較してみると、大坂船手方の動員規模は小さく、その役割も海上・河川支配を主管する一部署としての治安維持活動の域を大きく超えるものではなかった。

またこの時、大坂や最寄り海岸付の村や浦から見物の船が出され、兵庫沖に碇泊した際にはロシア人の招きに応じ、乗船する者もあったという。このような状況を沈静化させるため、大坂西町奉行佐々木頭発は、直ちに見物船をだすことを禁止する町触を出し、治安維持に努めている。しかし漁船や沖合働の小舟を出しての異国船見物ブームは収まらず、触れ出しの範囲は「摂泉播海岸附村々・新田等」一円にまで広げられている。また堺奉行が当時、江戸に在府していたことから、堺奉行所の与力らに対しても大坂町奉行が触を達している<sup>50</sup>。

朝鮮通信使や琉球使節の大阪湾碇泊中、失態やトラブルが起きないように浦触を出す役割が大坂船手にはあったとされるが<sup>51</sup>、このような触の出され方を見る限り、異国船見物を禁止する触を発する権限についても、大坂町奉行の下に集約されていたとみられる。

### 三「大坂御船手目論見之図」にみる大坂船手の防備構想

嘉永七年のロシア船来航という非常事態に対し、大坂船手が果たした役割は、大坂町奉行の補助的位置づけにあり、極めて限定的なものであった。そのことは、ロシア船の退去



後に策定された彼らの防備構想にも色濃く反映されている。本図は大坂船手方が、次の異国船来航に備えて作成した配備体制図である(図1)。九条嶋「杵ヶ鼻」付近、ならびに木津川の千嶋新田―役人村間に「此処当秋異船渡来之節(此処二而)舟図仕候」とあることから、嘉永七年一〇月から一二月までの間に作成されたものと考えられる。

本図に描かれている範囲は、南は木津川口から西は中嶋新田までであり、この範囲が大坂船手方の守備範囲として認識されていたものと思われる。その他、尼崎・西宮・兵庫といった拠点となる場所に朱点が置かれ、兵庫には「従大坂兵庫迄海上凡八里程」と大坂からの海上の距離が記されている。

恩加嶋新田・千歳新田・福崎新田・池田新田・八幡屋新田・嶋屋新田・葭嶋新田・西島新田・中嶋新田の各海岸からは、それぞれ凡そ三十間、一丁、五丁、十丁、二十丁、三十丁のところにポイントが打たれ、墨線で結ばれている。また伝法川・安治川・尻無川・木津川の各川口と、そこから凡そ二里三・四丈の地点におかれたポイントが朱線で結ばれている。ロシア船の投錨地点については諸説あるが<sup>52</sup>、九月一八日に大坂町奉行のもとに届いた注進には「安治川一之洲(より)沓里余沖手ニ致碇泊候」<sup>53</sup>とあり、また『天保山魯船図』の詞書ではその地点を「浪華川口天保山より一里半」と記しているように<sup>54</sup>、ロシア船が投錨したのは、概ね安治川口より一里外の地点であったと考えられる。大坂船手としては、このロシア船の投錨地よりさらに外側に防衛ラインを設定したものと思われる。

次に大坂船手方の構想した守衛体制はどのような規模のものであったのかをみていきたい。表2は本図に記された守衛体制をまとめたものである。まずこの構想上、最前線にあたるのは目印山、すなわち天保山の遠見番所<sup>⑩</sup>であり、ここには与力三騎、同心十五人と最も多くの人員が割かれている。このうち各一名が応接掛であり、平時には与力一騎・同心三人が勤番することとされている。また、ここには小早船二艘と上荷船四艘が配備され、さらに天保山西側(安治川口側)<sup>⑨</sup>と、目印山南の方(天保山東側池田新田付近)<sup>⑪</sup>には、それぞれ上荷船三艘と与力二騎・同心八人が備えられている。

次に大坂市中への入り口となる安治川、木津川には川口付近から上流に向かって三段に連なる備えを構築し、異国船の侵入を防ぐ体制を整えている。この三段に連なる備えを、川口側から仮に口備、中備、奥備とすると、口備には上荷船のほか機動性能の高い小早船を配備する。本図の構想において、小早船の配備が検討されているのは、並河寒泉がロシア本船から漕ぎだしてきたバッテリーと呼ばれる端艇について、「左右均撃瀬而進。数里一瞬。進退唯意。疾如飛鳥。」と評しているように、操舵性に優れ、機動性の高い西欧の端艇

にどう備えるかが、重大な課題の一つとなっていたためである<sup>55</sup>。

中備・奥備には、それぞれ川幅にあわせて有合わせの大小廻船を四十艘から六十艘繋いで堰留め、市中への侵入を防止する策をとっている。これに動員される廻船は、四力所で都合二百艘に達するが、これはロシア船来航時に、大坂船手佐野自身が三番所を指揮し、上荷船や廻船を繋いで、安治川口・木津川口を遮断し、上流への侵入を防いだ方法を踏襲するものであろう<sup>56</sup>。

また奥備には、大坂船手方附属の与力・同心とともに奉行自身の家来も差し添えることとし、木津川と安治川が交差する地点にある角御番所には同心五人と奉行の家来、隣接する九條船屋には御船屋番・惣門番として同心各一人と見習を置くこととしている<sup>57</sup>。さらに①北伝法川、②南伝法川、③正蓮寺川、④尻無川の各川口は乱杭を三段に打込み、上荷船二艘と与力・同心をそれぞれ配備することで、船や人の通行を妨げる策をとっている。また本図には議定として次の様に記されている。

#### 議定

一 正蓮寺川南傳法川北傳法川十番標杵ヶ鼻等之番船ニ罷在候与力同心并目印山遠見番所罷在候内与力一人同心七人

#### 右者安治川組

一 木津川口尻無川目印山南之方ニ罷在候番船之与力同心并二目印山遠見番所ニ罷在候内与力一人同心七人

#### 右者木津川組

一 惣番船三御番所御役宅共兼而狼煙用意「虫損」、若変事有之候ハ、早速相図可致事  
一 萬一異人野心有之模様ニテハツテイラ数艘飄来候坎、又者本船地方江飄寄大炮等打発可申様子相見候ハ、目印山遠見番所ニテ狼煙之相図可有之候、其節惣番船三御番所御役宅継々ニ同時相図ニ答狼煙揚、早速其筋江罷越可申事

一 安治川組・木津川組共、若其組之番船御番所ニテ相図有之候ハ、其組合一同其場江相集可申事

一 火急之注進有之節ハ番船ヨリ番船江継、両川口「虫損」、罷在候番船迄注進可致候、其節両川口番船「虫損」罷在候内一人致上陸、両御番所迄駈付注進可致候、安治川御番所ヨリ御役宅迄一人駈付注進可有之事

但惣番船三御番所共、兼而注進番相定置、火急之節手間取申間敷事

#### 与力同心并惣舟数

一与力	二十騎
一同心	百人
一廻船大小取交	二百艘
一上荷船	四十四艘
一小早御舟	四艘

この体制を実現するために大坂船手方が想定した与力・同心数は二十騎・百人であり、船数は廻船が大小合わせて二百艘、上荷船四十四艘、小早船四艘である。このうち与力・同心は、正蓮寺川③・南伝法川②・北伝法川①・十番標(⑨カ)・安治川杵ヶ鼻④など天保山の北西側を守備する安治川組と、木津川口⑬・尻無川⑫と目印山南之方⑪など天保山の南東側を守備する木津川組の二組に分けて配備し、天保山の遠見番所は両組から与力・同心を出し合う形としている。

また通信体制として、惣番船、三御番所、役宅ともに狼煙を準備し、変事が起こった際には早速合図をすること、異国人らの暴挙が確認された際に上げられる天保山遠見番所からの狼煙に対しては、惣番船・御番所・役宅とも直ちに返答の狼煙を上げ、現場へ参集すること、安治川組・木津川組それぞれの番船・番所から合図があった場合には、各組それぞれが現場へ参集すること、また火急の注進があった場合は、番船から番船へ情報を伝達し、安治川・木津川両川口に備える番船まで注進すること、その際、番船に乗り込む与力・同心のうち一人が上陸し、安治川・木津川両御番所まで駆け付け注進すること、さらに安治川番所はその注進を奉行役宅まで駆けつけ届けることなどが取り決められている。もつとも全ての番船、三御番所には、緊急事態の情報伝達に支障がないよう、注進番を置くことが定められている(役宅・番所の位置は図2の通り)。

この議定に示された与力二十騎・同心百人という数は、寛文五年一月一四日の高林直重・大橋親重の就任に始まる大坂船手二人役制時の与力・同心数に一致する。つまり、次の異国船来航に備える体制として大坂船手が構想した与力・同心数は、船手頭二人役制時の体制に復することであった。また、本図においては奉行の増員に関する記述はないが、④南新田―八幡屋新田間、⑥安治川口御番所前、⑧角御番所、⑬木津川口、⑮木津川奥には奉行自身の家来も配置している。奉行自身の家来を組み込んだ勤番体制がとられるのは

大身の旗本が就任する一人役制時のものであることから、奉行については一人役制のままでの強化策とみてよいだろう。

また配備を計画する船種は、「廻船」・「上荷船」・「小早御舟」の三種であり、総船数は二四八艘である。『天保山魯船図』の詞書にある一一四艘をひとつの目安とすれば、本図に示された船数は二倍を越える数である。なかでも安治川・木津川を堰き止めるための廻船は二〇〇艘、各備場に配備される上荷船は四四艘に及ぶ。ただし先述のように天保期に大坂船手方が管理していた幕府所有船は海船・川船合わせて四六艘あったが、うち一九艘が使用不能の状態であったことから、これらについては廻船仲間や上荷船仲間からの雇用や徴発を想定するものと考えられる。また機動性に優れ、高速航行が可能な小型軍船小早船を四艘配備する計画としているが、これは「小早御舟」とあるように幕府所有船の配備を意味している。当時、大坂船手方が管理する小早船は「伊予小早」と「難波小早」の二艘であったが、このうち「難波小早」は天保期には破損により「当時御用立不申」状態にあった<sup>58</sup>。小早船の配備は、本船から放たれる機動性に優れた西欧の端艇にどう備えるかという重大な課題を克服するためのものである。嘉永期までに破損船の修復が進められた可能性もないわけではないが、いずれにしても構想通りに小早船を配備するためには、新造あるいは調達が必要であった。しかし江戸や長崎においては西欧の近代的軍備や軍制の導入が進められるなか、戦国期に由来する小早船の新造・調達は、もはや現実的ではなかったと言わざるをえない。

### おわりに

このような嘉永七年のロシア船来航によって露呈する大坂船手の機能的限界はそもそも何に起因しているのだろうか。その答えは、彼らが構想した「大坂御船手目論見之図」そのものにある。彼らがこの構想図において守備すべき場所として想定しているのは、すべて大坂市中につながる安治川・木津川、南・北伝法川・正蓮寺川・尻無川の川口である。大坂船手の初任者小濱光隆の死去に際し、幕府は倅嘉隆に「家つがせ。川口番勤べし」<sup>59</sup>と命じたとされる。つまり嘉隆が、先代光隆から引き継いだのは、大坂の川口番＝大坂船手であった。慶長一九年一月、大坂冬の陣にあたって、徳川氏は大坂伝法川口に番船を置き、九鬼守隆、小濱光隆・千賀信親らに大坂へ出入りする船の検査を命じていることから、大坂在陣の水軍の主たる任務に、大坂市中へ通じる諸川口を固め、出入りする船を監視する役割があったことが伺える<sup>60</sup>。嘉永期のロシア船への対応やその後に構想される異

国船来航時の配備体制において、大坂船手がとった上荷船や廻船を繋ぎ、安治川口・木津川口を遮断して敵の侵入を防ぐという守備方法は、実はこうした徳川幕府成立期にさかのぼる水軍の役割を踏襲したものであった。また幕府によって西国諸大名が建造した大艦が没収され、建造が禁止されていくことで海戦の可能性は否定されていったわけであり、大坂船手方の主な任務は、幕府が所有する船舶の管理と川口の守備及び航行する船舶の監視などに絞られていった。「大坂御船手目論見之図」に表わされた守備体制は、まさにこうした大坂船手の任務・権限に忠実に従って構想されたものといえることができる。

幕府はロシア船が大坂湾に来航するちようど一年前の嘉永六年九月には大船建造の禁を解き、オランダに対して軍艦や鉄砲、兵法書等の発注を行っている。しかし大坂船手方に関しては、天保七年から一五年にかけて在任した本多成孚が、中絶していた役宅内の砲術稽古場を復活させ、また天保一〇年一〇月には五匁筒五十挺の拝借と玉薬の給付を願い出て、これが許可されているものの<sup>61</sup>、それ以外に組織や機能の拡充、権限や軍備等の強化が施された形跡は見当たらない。つまり大坂船手は幕府成立期に設定された、大坂に通じる諸川口を守衛するという役割を幕末まで保持し続けていたことになる。それゆえ大洋を渡ってくる欧米の近代的大型軍艦に対応できる能力も防備構想も持ち得なかったのである。

大坂船手に課された軍事的役割からみて、享保改革以降の諸制度改革による官僚化とともに、近世初頭の水軍的性格を払拭できないままに幕末を迎えたことがその機能的限界を露呈することになる最大の要因だったように思う。それゆえ元治元年、大坂船手は徳川慶喜の摂海防禦指揮就任に伴う形で廃止され<sup>62</sup>、大坂船手方の人員・設備はすべて軍艦奉行の指揮下に置かれ、新たに創設される神戸海軍操練所に移管されることになるのである。

これに対して、同じく嘉永七年のロシア船来航時にロシア側との交渉にあたった大坂町奉行には、佐々木頭発・川村修就以後も能吏が配され、政局の表舞台が京坂に移る文久期以降には、攘夷実行の具体策の一つとして構想された摂海防備強化策の実現に向けて進められる御台場の築造や大砲の鑄造、神戸海軍操練所や製鉄（艦）所の設立など、上方における幕府の軍備拡充政策の中心的役割を担っていくこととなる<sup>63</sup>。

<sup>1</sup> 神谷大介『幕末期軍事技術の基盤形成』岩田書院、二〇一三年。同「文久・元治期の将軍上洛と「軍港」の展開―相州浦賀湊を事例に―」『関東近世史研究』七二、二〇二二

年など。

- 2 保谷徹「神谷大介報告について」前掲『関東近世史研究』七二、七九頁。
- 3 前掲保谷「神谷大介報告について」八〇頁。
- 4 「昭徳院殿御実記」『続徳川実紀』第四篇、三四〇頁。大坂船手方の廃止に伴って大坂船手佐野時行は御役御免・勤仕並寄合となる。また文久二年七月四日に廃止された江戸の船手については、別所主税・庄田主水・松平左門の三人が勤仕並寄合となり、船手の世襲家であつた向井将監のみ小十人頭格御軍艦操練所頭取に移っている。

5 『徳川禁令考』前集第四、一九九七号、五五―五七頁。

6 「天保年間諸役大概順」『徳川礼典録』下巻、尾張徳川黎明会、昭和一七年。『新修大阪市史』史料編第六卷 近世I政治1、大阪市史編纂所、二〇〇七年、六九頁。

7 近藤瓶城編『改定史籍集覧』（近藤出版部、一九〇一年）第一一冊第五十四「明良帶録」、一四頁。

8 『新修大阪市史』史料編第六卷・近世1政治1、大阪市、二〇〇七年。

9 吉田洋子「大坂船手の職務と機能」『大阪の歴史』第七三号、二〇〇九年。

10 前掲吉田「大坂船手の職務と組織」、五〇頁。

11 「台徳院殿御実紀 卷五十三」『新訂増補国史大系 徳川実紀』第二編、吉川弘文館、一九七六年、二〇三頁。

12 『新訂寛政重修諸家譜』第一六卷、続群書類従完成会、一九六五年。

13 江戸の船手頭は五人役で五組に分かれていたが、うち向井将監家のみ世襲であつた。

『大日本近世史料 柳営補任四』（東京大学出版会、一九六五年）によれば、向井氏が老幼である場合には目付がこれを兼帯している。

14 三代利隆の就任は、「兄小濱民部丞嘉隆死するにより仮に大坂の御船手となり五年六月にいたるまで彼地にあり。」（『新訂寛政重修諸家譜』第一六卷）とあるように、寛文四年（一六六三）三月に倅廣隆が幼いまま兄嘉隆が死去したことによる仮跡役である。嘉隆の跡は本来、嫡子直隆が相続するはずであつたが、彼は承応三年（一六五四）、父に先立ち、二一才で死去している。そのため廣隆が嘉隆の跡を継ぐことになった（『新訂寛政重修諸家譜』第一六卷）。

15 「大猷院殿御実紀 卷五十一」『徳川実紀』第三篇、二八一頁。

16 「殿有院殿御実紀 卷二十八」『徳川実紀』第四篇、四九七頁。

- 17 「常憲院殿御実紀 卷十二」『徳川実紀』第五篇、五五四頁。
- 18 大石学「享保改革と社会変容」（大石学編『日本の時代史16 享保改革と社会変容』吉川弘文館、二〇〇三年）。
- 19 前掲大石「享保改革と社会変容」、三三三頁。
- 20 拙稿「幕臣団における「寄合層」の検討」『ヒストリア』第二二三号、二〇一〇年一月、一七〇頁。
- 21 寄合火事場見廻は、享保七年（一七二二）四月一日の設置。持高勤・若年寄支配。十人役のうち八人は寄合出役とされる（残る二人は使番の兼帯）。「吏徴」『続々群書類聚』第七卷、一三四頁）では、権職の項に記され、役ではなく御奉公に位置づけられる。本所深川火事場見廻り（享保九年三月八日設置・二人）、中川御番（寛文元年（一六六一）九月一三日設置・三人）も同様に寄合出役に位置づけられている。
- 22 松平勘敬は最終的に留主居（寛延二年三月二六日就任）まで進んでいる（『柳宮補任一』一二六頁）。
- 23 「厳有院殿御実紀 卷三十九」『徳川実紀』第五篇、八一頁。
- 24 『日本歴史地名体系一二 千葉県の地名』（平凡社、一九九六年）によると、「和名抄」の平群郡が再編されて成立した郡で、近世初頭まで用いられたとされる。のちに平郡となるが、平郡として確定される時期は、正保郷帳の成立期までと考えられている。
- 25 岩城卓二によれば、小濱氏と同様に水軍としての実力を織田信長・豊臣秀吉、徳川家康から認められた九鬼氏は、戦争以外の局面においても、江戸城の不振に必要な材木や石材の輸送、西国大名が所持する軍船の改めなどを任されており、一七世紀初頭の御公儀船手の役儀に欠かせない重要な位置を占めていたと指摘されている（『三田市史』第一卷通史編1、二〇一一年、三九六頁）。
- 26 前掲岩城『近世畿内・近国支配の構造』、二四二頁。
- 27 『新修大阪市史』史料編第六卷、二四八頁。
- 28 『新修大阪市史』史料編第六卷、二四九頁。
- 29 「明良帯録」一五―一六頁。
- 30 『寛政重修諸家譜』第一四卷、一三三頁。
- 31 前掲吉田「大坂船手の職務と機能」、六七頁。
- 32 岩淵令治「泰平の世の『番』」（『別冊歴史読本三七 江戸の危機管理』、新人物往来社、

一九九七年)、市川寛明「江戸城大手門の警衛と人宿」(『東京都江戸東京博物館研究報告』第一四号、二〇〇八年)など。

<sup>33</sup> 『新修大阪市史』史料編第六卷、二二五頁。

<sup>34</sup> 前掲市川「江戸城大手門の警衛と人宿」、七九頁。

<sup>35</sup> 村田路人『近世広域支配の研究』大阪大学出版会、一九九五年。

<sup>36</sup> 『新修大阪市史』史料編第六卷、二四八頁。

<sup>37</sup> 前掲吉田「大坂船手の職務と機能」、四九頁。

<sup>38</sup> 「有章院殿実紀 卷七」『徳川実紀』第七篇、三七二頁。

<sup>39</sup> 宮本裕次「大坂定番制の成立と展開」(『大坂城天守閣紀要』第三〇号、二〇〇九年)、九頁。

<sup>40</sup> 前掲宮本「大坂定番制の成立と展開」、九頁。

<sup>41</sup> 前掲宮本「大坂定番制の成立と展開」、一〇頁。

<sup>42</sup> 前掲「天保山魯船図」詞書。この詞書は①ロシア船に対する応接・警備体制に記した部分と、②ロシア船に関する記述及び交渉の内容に関する部分からなるが、①と②の筆跡は明らかに異なることから、詞書に関しては複数の人物の関与が想定される。またこの詞書は絵画資料に付された二次的史料ではあるが、応接に関わる一次史料で補完・比較することで、利用価値は高まるものと考ええる。これまで紹介されたことがないので、長文になるが、ここに全文を紹介する。

嘉永七甲寅歳九月十七日、安治川口江

魯西亜船碇泊之事

九月十七日朝五ツ時、泉州より注進、紀州

加田浦江異国船一艘渡来之趣

同十七日夕八ツ時頃夷国船安治川口へ乗入、即刻  
御警衛、天保山江御出張

大坂御城代 土屋采女正殿

東町奉行 佐々木信濃守殿

西同 川村対馬守殿



東組 八田五郎左衛門  
掛り与力 西組 山本善之進  
応接役 御船手 太田資五郎

御船手頭 佐野亀五郎殿

人数

番船 四十艘 異國船附 四艘  
尻無川番船 三十艘 木津川番船 四十艘

御城代土屋采女正人数 四百人余

御鉄炮方 坂本絃之助

同 柰三郎

玉造口御定番田沼玄蕃頭 与力

同心 人数百四拾人余

京橋口同 米倉丹後守 人数百拾式人余

紀伊殿人数 千八百拾六人 松平時之助 人数八百人

諸侯蔵屋舗より被差出人数 千九百七拾五人

船陣御固 松平土佐守<sup>4</sup><sub>2</sub>

有馬中務太輔<sup>4</sup><sub>2</sub> 人数百拾人

ヲロシア國船之図

嘉永七甲寅年九月十八日浪華川口天保山より一里半

沖中よりおろしや国船漂着

船之丈ヶ 三拾五間余

幅差渡 拾壹間余

船城ト云小舟ヲハツテイラト云 船之水際より櫓迄の高サ

帆ヲ卷アケル時早鐘ヲウツ

壹丈七尺余 櫓 上江堀のをきもの有之五尺余位

笛ヲフク帆ヲ下ル時五十人程 船の足之入ハ凡八九尺ト云

アカル図ノコトシ

船の側厚サ四尺位

日本の船ノ割にいたしせハ石

数凡五千石余程のよし

彼者國船備一備ト云ハ四艘ト云、此度之応接之節

類船の有無尋候へとも答へこれなく、さすれハ

大洋に類船有之積 式貫五百目位の筒、三貫目四挺交り

船両側ニテ五拾式挺懸り有之

被下物の事を需物ト云

右需物左之通

大根差差し荷ひ籠 三ツ

にんしん大根上積前之通 三ツ

蕪菁差し荷ひ籠 三ツ

かも瓜 大小五ツ 鶏シヤム 五十羽

鴨・山鳥・家鴨かへり 五十羽

自年生・煙艸・素麵鶏卵かへり 箱入

船中頭取りのもの名まへ

大魯西亜國欽差御前水師將軍布恬廷

都而願事ハ豆州下田へ相尋願旨申ハたす

コシケヒチ

ケリンチ 応接ノモノ兩人

筆ノ事ヲカラシト云

浪花出帆十月三日卯上刻

紀州加太出帆同五日末下喜

異国船遠見之図 同人物細見之図同船二カイ

三カイ四カイ是ヲ略す

- 4 3 「昭徳院殿御実記」『続徳川実紀』第三篇、七八三頁・七八八頁など。
- 4 4 神戸市立博物館所蔵「川村家文書」大坂御固8「魯西亜舩渡来一条書類」。
- 4 5 「川村家文書」大坂御固23「異舩応接組之者名前書」
- 4 6 『大阪市史』、大阪市、一九一四年。南要「ロシア艦の大坂湾来航に就いて」・緒方銈次郎「露艦大阪入津と緒方塾」(いずれも『上方』第一三三号上方維新海防号、一九四二年)。湯浅邦弘「ロシア軍艦ディアナ号と懐徳堂―並河寒泉の「攘夷」―」(同編『懐徳堂研究』、汲古書院、二〇〇七年)。
- 4 7 『新修大坂市史』史料編第六卷、二三七―二三八頁。
- 4 8 『新修大坂市史』第四卷、九〇八頁。
- 4 9 『大阪府史』第七卷、三四九頁。
- 5 0 神戸市立博物館所蔵「川村家文書」大坂御固8「魯西亜舩渡来一条書類」。
- 5 1 前掲吉田「大坂船手の職務と組織」、五一頁。
- 5 2 『新修大阪市史』第四卷では、「天保山沖の航路標識のくい「みおつくし」が建てられていた地点から一〇〇メートル余の沖合」、『大阪府史』第七卷では、「天保山沖二〇町(約二二〇メートル)くらいのところに停泊した」としている。
- 5 3 神戸市立博物館所蔵「川村家文書」大坂御固8「魯西亜舩渡来一条書類」。
- 5 4 並河寒泉は「碇泊於大阪府西南天保丘西港一里外」(『拜恩志喜』)と記しており、また天保山周辺に出陣した諸家・諸役の食事や人足を差配した天王寺村庄屋五郎兵衛も「天保山 四十丁沖江舩ヲ留帶舩」したと書き残している(嘉永七寅年九月十八日『八ッ時天保山 四十丁沖江舩ヲ留、滞舩異国舩一件』、早稲田大学図書館蔵、請求記号：リ05 15602)
- 5 5 前掲『拜恩志喜』。湯浅邦弘「ロシア軍艦ディアナ号と懐徳堂―並河寒泉の「攘夷」―」(同編『懐徳堂研究』、汲古書院、二〇〇七年)。
- 5 6 『大阪府史』第七卷近世編Ⅲ、一九八九年、三四九頁。『新修大阪市史』、第四卷、一九九〇年、九〇八頁。
- 5 7 岩城卓二は、九鬼家の御家騒動における隆季一派の幕府への訴えから、公儀船手の役儀を勤めるうえで、藩主には重臣を指揮し、船団を操る能力が不可欠であったことを指摘している(『三田市史』第一巻通史編1、三九六頁)。大坂船手が在地の与力・水主だけでなく、自らの家臣を従えて役儀に当たっているのには同様の意味合いが含まれてい

るように思われる。

<sup>58</sup> 『新修大阪市史』史料編第六卷、一三三九頁。

<sup>59</sup> 「大猷院殿御実紀 卷五十一」『徳川実紀』第三篇、二八一頁。

<sup>60</sup> 「台徳院殿御実紀 卷廿一」『徳川実紀』第一篇、七二五頁。「九鬼長門守守隆も三國丸といふ大船。其外安宅丸五艘。早船五十艘漕つれて。今日傳法口に着岸し、川口に番船を置いて。大坂へ出入の船を査検」という。

<sup>61</sup> 元治元年（一八六四）七月、大坂船手方の廃止に際し、船手方与力宇津奎之助・人見團三郎の両人が提出した職務に関する覚書（『新修大阪市史』史料編第六卷、一三四頁）。

<sup>62</sup> 「昭徳院殿御実記」『続徳川実紀』第四篇、三四〇頁。大坂船手方の廃止に伴って大坂船手佐野時行は御役御免・勤仕並寄合となる。また文久二年七月四日に廃止された江戸の船手については、別所主税・庄田主水・松平左門の三人が勤仕並寄合となり、船手の世襲家であった向井将監のみ小十人頭格御軍艦操練所頭取に移っている。

<sup>63</sup> 拙稿「撰海御台場築立御用における大坂町奉行の位置」『ヒストリア』第二二七号、大阪歴史学会、二〇〇九年）。



表1 大坂船手の歴代就任者

氏名	石高	知行所の変遷	在任期間		年数	前役	後役等
1 小濱光隆	5000	駿河・相模・上総(3000石)⇒元和6:摂津国北中嶋・伊勢国(5000石)	元和5年—寛永19.7.2	1619-1642	23		卒
2 小濱嘉隆	5000	摂津国北中嶋・伊勢国(5000石)	寛永19.9—寛文4.3.23	1642-1664	22	江戸船手	卒
3 小濱利隆	450	上総国山辺郡(450石)	寛文4.5—寛文5年	1664-1665	1	江戸船手	不詳
4 高林直重	1000	武蔵国入間・多摩・上総国市原、河内国において400石加増	寛文5.1.14—延宝5.10	1665-1677	12	大番組頭	卒
5 大橋親重	1000	武蔵国賀美郡、摂津国川辺郡において400石加増	寛文5.1.14—寛文6.5.7	1665-1666	1	大番組頭	卒
6 森川長重	900	武蔵国橘樹・荏原・豊島郡、摂津国嶋下郡において400石加増	寛文6.8.20—延宝5.12.8	1666-1677	11	大番組頭	卒
7 須田為昌	1000	上総国長柄・武蔵国都筑・橘樹・常陸国鹿嶋、丹波国氷上郡において400石加増	延宝6.1.26—貞享2.8.20	1678-1685	7	大番組頭	卒(罷免・寄合)
8 水野正盛	900	上総国周准郡・常陸国河内郡、丹波国氷上郡において400石加増	延宝6.1.28—天和3.閏5.9	1678-1683	5	大番組頭	先手鉄砲頭
9 小濱廣隆	6000	摂津国北中嶋・伊勢国(5000石)⇒寛文10:水害のため1000石加増の上、相模国三浦郡・武蔵国秩父郡・安房国北郡に転封(6000石)⇒貞享2.10.26:摂津国西成・東成・住吉	貞享2.8.13—宝永1.6.1	1685-1704	19	中川御番(寄合席)	辞
10 松平重矩	3000	相模国高座・上野国那波・山田・河内国若江(1300石)、下野国梁田	宝永1.6.11—宝永3.7.28	1704-1706	2	寄合	卒
11 八木高補	4000	武蔵・相模・上総・下総⇒元禄11:但馬国喜多・養父⇒元禄16:播磨国加東・加西	宝永3.7.28—正徳1.2.28	1706-1711	5	寄合	辞
12 石川政常	4000	駿河国富士・庵原・志太	正徳1.2.28—正徳4.2.5	1711-1714	3	小性組組頭	辞
13 松平勘敬	3000	相模国高座・上野国那波・山田・河内国若江(1300石)、下野国梁田	正徳4.3.1—享保9.3.7	1714-1724	10	寄合	大坂町奉行
14 小濱行隆	6000	摂津国西成・東成・住吉⇒宝永2(1705):越後国蒲原	享保9.3.19—享保14.5.29	1724-1729	5	寄合	辞
15 横山忠知	4500	下野国都賀	享保14.5.28—元文1.2.16	1729-1736	7	寄合	卒
16 奥田忠英	3300	上野国山田・下野国梁田・近江国蒲生	元文1.2.28—延享4.7.5	1736-1747	11	寄合	小普請組支配
17 菅谷貞寄	4500	遠江国山名・豊田・常陸国筑波郡	延享4.7.5—宝暦7.9.8	1747-1757	10	寄合	於大坂卒
18 林忠久	3000	上総国市原・周准・望陀・上野国山田・常陸国茨城・河内	宝暦7.10.6—宝暦11.10.15	1757-1761	4	寄合	御持頭
19 永井白衆	3030	下総国香取郡	宝暦11.10.15—安永4.4.15	1761-1775	14	寄合火事場見廻	小普請組支配
20 菅沼定寛	3000	三河国設楽郡	安永4.5.1—天明2.5.17	1775-1782	7	寄合	卒
21 朽木栄綱	3010	近江国栗太郡・高嶋郡	天明2.6.1—寛政9.10.30	1782-1797	15	寄合	百人組之頭
22 柴田福郡	5500	武蔵国菖蒲・喜才・上総国長柄・丹波国氷上	寛政9.12.3—享和2.11.8	1797-1802	5	中川御番(寄合席)	百人組之頭
23 石川総武	7000	三河国加茂・額田	享和2.11.28—文化3.8.4	1802-1806	4	寄合	百人組之頭
24 能勢頼直	4008	近江国野洲・栗太・安房国朝夷・摂津国能勢	文化3.10.8—文化7.3.15	1806-1810	4	寄合	卒
25 松平信寅	5000	播磨国美囊郡	文化7.4.19—文化12.9.14	1810-1815	5	中川御番(寄合席)	西丸新番頭
26 中山直有	3000	下総国千葉・香取・上野国邑楽・新田・下野国安蘇	文化12.10.12—文政4.6	1815-1821	6	寄合火事場見廻	卒
27 太田資統	3000	武蔵国多摩、相模国愛甲・高座・遠江国城東	文政4.6.28—天保7.3.8	1821-1836	15	寄合	浦賀奉行
28 本多成孚	3200	越前国吉田・南條・坂井	天保7.4.8—天保15.3.9	1836-1844	8	寄合火事場見廻	辞
29 甲斐庄正誼	4000	武蔵国都筑・相模国大住、河内国錦部郡	天保15.4.1—嘉永2.4.6	1844-1849	5	寄合	辞
30 佐野時行	3500	相模国高座・愛甲・下総国豊田・常陸国河内、下野国都賀	嘉永2.4.28—元治1.5.14	1849-1864	15	寄合	御役御免

\*『大日本古文書 柳宮補任五』(東京大学史料編纂所、1965年)、『寛政重修諸家譜』(群書類従刊行会、1965年)、小川恭一編『寛政譜以降旗本家百科事典』(東洋書林、1998年)より作成

図2 大坂船手方の船手奉行役宅及び番所・船蔵の位置



※「大坂町絵図」(『川村家文書』神戸市立博物館所蔵)より作成

表2 大坂船手方配備の目論見(図2付表)

	場 所	川幅	処 置	船			人 員			
				廻船	小早	上荷	与力	同心	家来	備考
①	中嶋新田－西島新田(城島川口)	120間	乱杭3段に打込上下通船差留置			2	1	3		
②	西島新田－葭島(伝法川口)	200間	乱杭3段に打込上下通船差留置			2		5		
③	葭島－嶋屋新田(正蓮寺川口)	140間	乱杭3段に打込上下通船差留置			2	1	3		
④	南新田－八幡屋新田(安治川口)				1	10	2	10	差添	
⑤	杵ヶ鼻先(安治川口奥)	85間	有合大小廻船60艘を以て堰留、上下通船改	60		3	1	5		
⑥	安治川口御番所前	42間	有合大小廻船40艘を以て堰留、上下通船改	40			2	8	差添	
⑦	九條船屋							2		同心は御舟屋番・惣門番各1
⑧	角番所							5	差添	
⑨	目印山西(安治川口側)					3	2	8		
⑩	目印山		遠見番所詰		2	4	3	15		与力・同心とも各1は応接掛。平日は与力1・同心3勤番。
⑪	目印山東(池田新田口)					3	2	8		
⑫	福崎新田－千歳新田(尻無川口)	90間	乱杭2段に打込、上下通船改			2	1	5		
⑬	木津川口				1	10	2	10	差添	
⑭	千嶋新田－役人村(木津川中)	60間	有合大小廻船50艘を以て堰留、上下通船改	50		3	1	5		
⑮	木津川奥	60間	有合大小廻船50艘を以て堰留	50			2	8	差添	
	船手方配備数計			200	4	44	20	100	5カ所	

\* 「大坂御船手目論見之図」(『川村家文書』神戸市立博物館所蔵)より作成



## 第七章 摂海御台場築立御用における大坂町奉行の位置

はじめに

幕府が兵庫・西宮および大坂天保山において行った近代的な洋式台場の築造は、尊皇攘夷派が台頭した文久期の政局において政治課題化した攘夷実行と大阪湾の防備を実現する具体策の一つとして実施された政策である。勅使三条実美・姉小路公知による攘夷督促を、文久二年（一八六二）一二月五日付の將軍家茂の請書によって受諾したことにより、攘夷実行の方針と將軍家茂の上洛を決定した幕府は、家茂の上洛に先立って、將軍後見職一橋慶喜、老中格小笠原長行らを派遣し、京・大坂警衛策の具体化と大阪湾岸における台場築造の検討にとりかかる<sup>1)</sup>。

これまで大阪湾における台場の築造に関する議論は、軍事史や建築史（城郭史）からのアプローチを中心に展開されてきた<sup>2)</sup>。だが、史的制約もさることながら、実際の戦闘で使用されなかったこと、試射した際に石堡塔内に煙が充満し、使い物にならなかったとの伝承が伝えられてきたことから、台場築造の問題を幕末史の中に積極的に位置づけようとする議論に結びつくまでにはいたっていない。

しかし、近年、これまで埋もれていた関係史料の公刊が進められ、また各地で台場跡の発掘調査に関する事例報告がなされるようになってきた。そして品川・京都はじめ、各地において台場築造の実態究明が進められるようになってきたとこで、研究を取り巻く状況は大きく変化してきている<sup>3)</sup>。

筆者は台場築造の問題を、幕末期における幕政機構の問題としても捉える必要性があるのではないかと考えている。拙稿「文久―元治期における兵庫・西宮台場の築造―「御台場築立御用掛」体制と「地域社会」に関する若干の考察」において、大阪湾岸における台場築造を進めた勘定奉行（勘定吟味役）<sup>4)</sup>、目付、大坂町奉行からなる「御台場築立御用掛」の存在を検出し、普請に関わる具体的な実務を、勘定・普請役、勘定吟味方改役、徒目付・小人目付、町奉行所与力・同心ら、御台場築立御用掛の諸下役からなる「御台場掛」が担っていたことを明らかにしたが、これは地域社会との関わりとともに、当該期における幕政機構の解明も念頭においたものである<sup>5)</sup>。

嘉永六年（一八五三）に始まる品川台場の築造について検討した富川武史は、徒目付高松彦三郎の「内海御台場築立御普請御用中日記」の分析から、品川台場の築造を推進した勘定奉行・勘定吟味役・目付からなる「内海御台場御普請御用掛」の存在を検出し、「御台

場築立御用掛」によって進められた大坂の台場築造システムと多くの共通点があることを指摘している<sup>6)</sup>。また京都守衛を目的とする楠葉台場修築の事例から、京都守護職会津藩の京都防衛構想について検討した馬部隆弘も、楠葉台場の修築において大坂と同様のシステムがとられたと述べている<sup>7)</sup>。このことは文久期から元治期にかけて大坂や京都において行なわれた台場築造に、先行する品川台場の築造システムが採用されていたことを意味するものといえよう。だが大坂や京都の事例では、勘定方・吟味方・目付方のほかに、当該地域において広域支配を担う大坂町奉行・京都町奉行が主要な役割を果たしており、この点は江戸の事例と異なる大坂・京都の大きな特徴である。

また、岩城卓二は、大坂町奉行が大坂定番とともに、在坂役人のなかで大坂城代を補佐する位置にあったこと、そして番城である大坂城および大坂と周辺地域の守衛は大坂城代・大坂定番・大番頭・大番衆・加番からなる幕府の軍隊と畿内・近国の譜代大名が担っていたことを指摘されている<sup>8)</sup>。大坂は「西国有事に備えた幕府の一大軍事拠点」とされ、大坂城代を頂点とする軍事機構が構築されていたが、大坂守衛を目的として大坂町奉行が主要な役割を果たして築造した台場群の取扱いが、大坂城代―大坂定番ラインからなる既存の大坂守衛体制と、どのように結びつくのかについてはこれまで検討されることがない。これらの点に鑑みると、「撰海御台場築立御用」に関し、その中心的な役割を果たした大坂町奉行の幕政機構における位置づけを検討することは、大坂守衛の特質を明らかにする上でも重要な課題となつてこよう。そこで本章では、台場築造過程の諸段階において、大坂町奉行がどのような役割を果たしていたのかを明らかにすることで、この課題に取り組みたい。

#### 一 撰津海岸見分段階における大坂町奉行の位置づけ

文久二年一月十五日、大坂町奉行所の出先機関である兵庫勤番所与力は、將軍後見職一橋慶喜と老中格小笠原長行が「当表（大坂）御警衛御見置」のため来坂し、兵庫津へも立ち寄る可能性のあることを兵庫町方に対して通達している。この將軍後見職・老中格の来坂に関する事案を担当し、兵庫勤番所に伝えているのは、大坂町奉行所「東西近海掛役人」である。この事案に関する情報は、勤番所を通じて日々兵庫町方にも伝えられており、情報は次第に詳しくなっていく。最終的に、將軍後見職一橋慶喜一行は京都入りを優先するため、この段階では兵庫入りしないことが一橋家家老より達せられ<sup>1)</sup>、兵庫町方では老中格小笠原長行一行の受け入れ準備に取り掛かっている。

このとき、江戸から小笠原に随行したのは外国奉行菊池隆吉<sup>11</sup>、目付松平信敏、軍艦奉行勝麟太郎、勘定奉行津田正路らである<sup>12</sup>。江戸湾防備を目的とする品川台場の事例では、海岸防禦掛（以下「海防掛」）を兼務する勘定奉行松平近直・川路聖謨、目付堀利忠、勘定吟味役竹内保徳、勘定吟味役格江川太郎左衛門が築造に携わっており<sup>13</sup>、海防掛の流れを汲む外国奉行を含む御用掛は、品川台場の築造にかかる組織編制を踏襲したものと思われる。また小笠原は、軍艦奉行並勝海舟以下の軍艦方も伴ったが、彼らは湾内の測量や海図製作、幕府重役の視察における軍艦運用を主な役割としており、台場築造に携わる勘定奉行以下の御用掛とは役割に違いがあった。

一行は一月二六日に蒸気船順動丸で品川を発ち、一月二二日に兵庫港に投錨<sup>14</sup>、二四日より「大坂湾中海岸并加田淡路岩屋辺」の巡見を開始している<sup>15</sup>。大坂町奉行が小笠原一行に同行するのは、一月二九日から翌三年元日にかけて行われた播州明石から兵庫に至る海岸見分が最初である<sup>16</sup>。随行したのは東町奉行川村修就で、同行者には代官羽田十左衛門の名前も見られる。また一月一〇日には、勘定奉行、目付、軍艦奉行らとともに、老中格小笠原長行の大坂旅宿に会し、大坂表の警衛について議論している<sup>17</sup>。

二月三日、老中格小笠原の和田岬見分実施に当って、目付松平信敏は大坂町奉行川村修就・鳥居忠善に対し、「小図書頭殿和田岬為御見分、今巳ノ刻天保山迄乗切、同所（より）順動丸ニ而相越候条も支配向召連罷越候、各様・御代官等不及御案内、端船も御自分御雇入相成候間不及御達、所切宿之もの両三人案内いたし可然ニ付、此段可得御意如此御座候、以上」<sup>18</sup>と達している。この目付の達しには、摂津海岸見分御用における大坂町奉行の位置づけが示されており、少し詳しく検討してみたい。まず、この達しで大坂町奉行に対して伝えられているのは、小笠原による和田岬見分には支配向を召し連れていくため、町奉行・代官とも案内には及ばないこと、軍艦から上陸する際などに必要となる端船についても独自に調達することである。そのかわりに見分対象となる村々や宿場において二・三人の案内者を手配するよう求められている。ここでいう「支配向」とは外国奉行方・目付方であり、摂津海岸見分御用において主導的な立場にあるのは「支配向」、つまり江戸において「大坂表、其外海岸見分」御用を命じられ、小笠原に随行する外国奉行菊池隆吉と目付松平信敏、及びその配下であった。そして「各様・御代官様」と併記されているように、この段階における大坂町奉行の位置づけは、代官と同様に在地支配を担う一部署としてのものだった。

このような位置づけは、軍艦奉行並勝麟太郎率いる軍艦方との関係においても確認でき

る。軍艦方は、台場築造に関わる御用のほか、大阪湾全体の防備体制構築を目的とした大阪湾近海一帯の測量が任務の一つの柱となっていた。文久三年正月九日には小笠原の命により「大坂内海撰播紀淡海岸測量」<sup>1</sup>を、三月には「大坂近海測量御用」として撰津・和泉および播磨明石浦辺の海岸付村々及び新田の見分を行っている。また四月には「大坂最寄御台場御築立」場所を決めるため、軍艦方早賀源吾、山崎雄士、岡本保蔵、河合陽平、青木三郎らが昌光丸に乗り組み、撰津・和泉・紀伊・播磨辺の海岸調査を実施している<sup>20</sup>。これら軍艦方の測量御用においても、大坂町奉行が求められたのは、外国奉行方・目付方の見分の場合と同様に、対象となる地域に所領を持つ領主・地頭、代官等に対する通知、および小船・旅宿所・案内者の手配など、在地における後方支援である<sup>21</sup>。

ここまでみてきたように、台場築造に関わる撰津海岸見分を主導したのはあくまでも外国奉行方・目付方であり、また、これとは別に幕府の軍艦運用と大阪湾岸の測量御用を任務とする軍艦方が老中格小笠原の下には組織されていた。そして在地支配を担う大坂町奉行や代官は、これらをサポートする位置にあつたといえよう。このように、大坂町奉行に求められる役割が、在地支配を担当する部署としての後方支援的な役割に限定されていたのは、未だ正式に台場築造に関する御用の取扱いを命じられていないことと関連するものと考えられる。

## 二 「御台場築立御用掛」任命と大坂町奉行の位置づけ

それゆえ、文久三年二月一日、老中格小笠原長行により、具体的に台場築造を進める体制として、勘定奉行津田正路、目付松平信敏とともに大坂町奉行川村修就<sup>22</sup>・鳥居忠善<sup>23</sup>が「御台場築立御用掛」に任じられると、求められる役割も大きく変化していく<sup>24</sup>。

二月晦日九ツ時頃、「兵庫表御台場築立場所」見分のため、勘定奉行津田正路と目付松平信敏を乗せた順動丸が兵庫港に入港している<sup>25</sup>。この見分には、御台場築立御用掛の勘定奉行津田・目付松平、大坂東町奉行川村修就のほか、軍艦奉行勝麟太郎が同道した。彼らは順動丸から上陸後、すぐに和田岬へ向かい、波打ち際五十間内に杭を打ち八間四面に、次いで湊川崎では波打ち際三十間のうちに縄張りをを行い、さらに翌日、船で西宮に赴き、同様に西宮・今津の二カ所において縄張りをを行っている。兵庫・西宮における四台場の築造場所は、この縄張りをもって決定されるが、大坂町奉行は他の御台場築立御用掛とともにこの決定過程に携わっている。一方で、大坂町奉行の御用掛就任に伴って、これまで目付とともに撰津海岸見分を主導してきた外国奉行菊池隆吉の関与は低下していき、兵庫和

田岬台場の普請が軌道に乗りはじめた六月九日には箱館御用のため兵庫を離れることとなる。老中格小笠原長行の書状に「在坂の廉以掛申渡候」とあるように、外国奉行の関与については、当初より大坂滞在中に限定してされていたものと思われる<sup>26</sup>。

では、御用掛に大坂町奉行を加えた理由はどこにあるのか。小笠原はこの点について、老中衆中宛ての書状に「大坂海岸の儀に付き町奉行取扱これ無く候ては差支えの儀もこれ有り」<sup>27</sup>、つまり、大坂の海岸において台場築造を進めるにあたり、現地の支配を司る大坂町奉行の関与がなければ支障があると記している。富川武史が明らかにしたように、品川台場の事例では、江戸近郊及び関東の幕府領の支配を担う代官が資材や御用金調達を担っている<sup>28</sup>。また、京都守護職会津藩が修築した楠葉台場の築造でも、勘定奉行、目付と京都町奉行が御用掛を構成しており<sup>29</sup>、台場築造は在地支配を担う職を介した社会の動員と協力が不可欠であったことが伺える。さらに小笠原は東西両奉行を御用掛に任じた点について、本来は「一人取扱い申し渡すべく候とも存じ候へども、追って上金等取り扱わせ候節に至り不都合の儀もこれ有る」ため両奉行に申し渡したと述べている。つまり小笠原は資金調達の面においても大坂町奉行を欠かせない存在とみなしていた。

その後、大坂町奉行川村と鳥居の御台場築立御用掛就任に伴って、町奉行所内には台場築立御用を所管する「御台場御用掛」が設置される。この時、御台場御用掛に任じられた与力・同心の詳細は不明だが、与力工藤左之助・大須賀鎌次郎、同心渡辺織之助が、御台場築立御用に関わって小人目付、外国奉行支配同心らと交渉を持っており、彼らが御用掛である可能性が高い。さらに、四月五日には、与力八田五郎左衛門が「仮台場掛」に任じられている。「仮台場」とは、幕府が主導する近代的台場の築造には、ある程度の時間が必要なことから、下情不安を取り除くことを目的として、兵庫・西宮の町方に築造を命じた（土塁台場（搔上台場）のことである<sup>30</sup>。霊山歴史館が所蔵する「文久年間摂州神戸附近海防御固之図」<sup>31</sup>には兵庫・西宮の四台場の周囲に八基の土塁台場が描かれている。そのうちの和田岬及び湊川台場最寄りの二基については、他の絵図や史料によって、実際に築造されたことが確認できる<sup>32</sup>。これらの仮台場の築造は仮台場掛である八田の指示により進められている。また、このほかに近海掛同心島田栄太郎も御台場築立御用を目的として来津しており、近海掛は御台場御用掛の設置後も引き続き、台場の築造に関わっていたものと思われる。

台場築造にむけた体制が整いつつあった大坂町奉行所では、長州藩に貸し渡していた和田神社隣松院を収容し、御台場御用のための江戸・大坂役人の詰め所として手当するなど、

普請開始に向けた準備を進めている<sup>33</sup>。そして四月二二日、川村修就と鳥居忠善の両大坂町奉行は、老中板倉勝静より改めて「摂海御台場御取建御用」を命じられる。これを請けて両町奉行はそれぞれ組下の与力二名（計四名）・同心二名（計四名）を「御用取扱掛」に任じた<sup>34</sup>。老中格小笠原ではなく、老中板倉が命を下しているのは、三月に小笠原が横浜鎖港談判、生麦事件の賠償金問題等を処理するため、江戸に戻ったことによるものである。

このように、御台場築立御用掛就任によって、勘定奉行津田正路・目付松平信敏とともに、台場築造を主導する立場に立つこととなった大坂町奉行川村修就と鳥居忠善は、奉行所内の体制を整備し、普請開始に向けた準備を着々と進めていた。

### 三 大坂町奉行の役替えとその意義

#### (一) 御台場築立御用掛の人事と西町奉行

ところが、「摂海御台場御取建御用」を命じられて間もない五月初旬、大坂町奉行川村・鳥居は両名とも役替えを命じられる。まず、五月二日、西町奉行鳥居忠善は堺奉行に異動となり、跡役にはこれまで目付として関わってきた松平信敏が就く。つづく六日、今度は大坂東町奉行川村修就が西丸留守居に転じた。川村の跡に座ったのは書院番頭有馬則篤である<sup>35</sup>。

このときまでに、兵庫と西宮では台場の普請が本格的に開始される段階を迎えていた。新たに大坂町奉行に着任した松平信敏と有馬則篤はすぐに、西町奉行所の与力内山彦次郎（御勘定格）、大須賀鎌次郎と同心三人、東町奉行所与力工藤左之助、八田五郎左衛門と同心二人を「御用取扱掛」に任じ、次のような申渡しを行なっている<sup>36</sup>。

松平勘太郎

有馬出雲守

此度摂海岸御台場御取建御用、先役川村老岐守・鳥居越前守江被仰付候二付、両組与力四人・同心四人取扱掛り申付、在阪御勘定奉行・外国奉行・御目付支配向共立会為相勤候處、老岐守・越前守御役替跡、私共江追々被仰付候、右御台場御取建大炮鑄立等之御用、勘太郎万端引受取扱候様可仕旨、周防守殿被仰渡候趣御達御座候節、勘太郎組同心老人増懸申付、兵庫和田岬・湊川等江石堡塔築立御取掛り相成候二付而者、御勘定方等（より）達有之、其節（より）両組懸り与力・同心共彼地へ差出場所附切にて右御用為相勤候組之者御扶持方被下候類例も御座候付、此度之儀も最初兵庫表へ為立会出役申

付候節（より）、夫々勤日数二応し平扶持の積を以御扶持方被下候様仕度、奉願候、依之別紙人数書相添、此段申上候

この度、先役川村老岐守（修就・東町奉行）と鳥居越前守（忠善・西町奉行）に申渡された「撰海岸御台場御取立御用」とは四月二二日付の老中板倉勝静の命を指す。また外国奉行は御台場築立御用掛には含まれなかったが、この申渡しに従えば、五月までは御用に引き続き携わっていたようである。

この申渡しの中で最も重要なのは、新任の大坂町奉行松平信敏と有馬則篤への「撰海岸御台場御取建御用」引き継ぎにあたって、老中板倉勝静が「御台場御取建」「大砲鑄立等之御用」を勘太郎、つまり西町奉行に就任した松平信敏に専任するよう命じている点である。西町奉行所の御用取扱掛同心が一名多く任じられているのは、そのためである。また御用取扱掛のうち、大須賀・工藤は以前から台場築造御用に関わっており、八田が仮台場掛を担当していたことは先述した通りである。このことから奉行の役替えはあっても、奉行所組織としては同じ人物に、継続的に御用取扱を任せていたものと思われる。

この大坂町奉行の役替え以降の御台場築立御用掛全体に関わる人事に目を向けると、まづ七月十五日に勘定奉行津田正路が大目付に転出し、替わって勘定吟味役鈴木重嶺が加わっている。勘定吟味役の鈴木は、文久三年二月九日、江戸表において勘定奉行竹内保徳、目付京極高朗とともに「大坂近海御台場御取建」御用取扱を命じられているが、この時はいずれも来坂していない<sup>37</sup>。また松平信敏の大坂町奉行就任後、御台場築立御用掛目付は空席であったが、九月になって酒井忠恕が就任する。しかし目付の人事は、元治元年九月徳永昌新、慶應元年三月赤松範静、山田利行と、その後も異動が繰り返されている。このように大坂町奉行以外の人事にはいくつかの変更がみられ、それに伴って空席期間や江戸との往復による不在期間が生じている。

つまり、御台場築立御用掛全体を通してても、台場築造を主導したのは、目付から大坂町奉行に昇進し、継続して台場築造の任にあたった松平信敏以外にない。松平信敏は江戸からの出役である目付から、在坂役である大坂町奉行に役替えになったことにより、町奉行所の組織を配下に従えることになり、より充実した体制で御用に臨むことが可能となった。具体的には、東西両町奉行所の与力・同心からなる奉行所の組織のほか、兵庫・西宮の勤番所の機能がある。勤番所に配された地付同心六人も「御用助掛」として台場の築造に携わっていたことは別稿において指摘したとおりである。また、目に見える形では台

場築造の場面に現れにくいのが、用達や四ヶ所長吏組織、大坂・兵庫・西宮の町方をはじめとする地域社会の様々な存在が、大坂町奉行の支配を周辺で支えていたことも、大坂町奉行に役替えとなったことのメリットとして忘れてはならないだろう。

また、御台場築立御用が、大坂町奉行としての彼に専任されたことにより、事実上、この御用にかかる権限のほとんどは彼に委ねられることとなった。彼は慶應三年（一八六七）一月に大目付に転出するまで大坂町奉行の地位にあつたが、これは兵庫・西宮、および天保山台場の築造にかかる全期間を包含する。つまり、この役替えの意義のひとつは、大坂町奉行松平信敏を中心とする台場築造体制を構築することにあつたと評価することができよう。

## （二）御台場築立御用掛の職掌と指揮系統

次に、松平信敏が中心となって推進した御台場築立御用の中身について検討していこう。文久三年五月、老中板倉勝静が大坂西町奉行松平信敏に対して専任を命じた「摂海岸御台場御取建御用」にかかる内容は「御台場御取建」と「大砲鑄立等之御用」からなる。

品川台場の築造を担った小人目付の職掌をみると、台場の普請を担当する「内海御台場御普請御用掛」、幕府直営の大砲製作所湯島桜馬場大砲鑄造所において大砲の鑄造に携わる「大筒鑄立上御用掛」、両者を兼任する「内海御台場御普請并江戸懸大筒鑄立御用掛」に分かれている。品川の場合も、大坂の場合も、台場築造に関わる御用には大砲の鑄造が組み合わされていたことがわかる<sup>38</sup>。

同年九月三日、目付酒井祿四郎忠恕が松平信敏の後任として御台場築立御用掛に就任した際に、大坂城代松平信古より命じられた御用は「当表御警衛并御台場築立・海軍所取建為御用」であり、滞坂中には「御城内並御貯御武備類共見置」すべきことが命じられている<sup>39</sup>。海軍所とは神戸海軍操練所のことである。つまり御台場築立御用掛の職掌として①大坂表の警衛、②台場の築造、③海軍所取建のほか、大坂城内の武備の管理が加わっている。あわせて老中板倉勝静は大坂西町奉行松平信敏と軍艦奉行勝麟太郎に対し、「摂州神戸村へ製鉄所御取建て相成り候積り相心得、巨細の義取調べ申付けらるべく候事」<sup>40</sup>と神戸村における製鉄所建設に関する取り調べを命じている。この製鉄所創設のための取調べは、ほかに勘定奉行津田正路に対しても命じられている<sup>41</sup>。これらことから、「御台場築立御用掛」が携わるべき職掌には、台場の築造とそれに付随する大砲の鑄造、大坂表の警衛や神戸海軍操練所の建設、さらに神戸における製鉄所の設置までが含まれていた。また大



坂城内に装備される武備の管理にもその職掌が及んでいることから、大坂城代―大坂定番ラインの担う大坂守衛と、老中の指揮下で大坂西町奉行松平信敏ら御台場築立御用掛が進ずる軍備拡充とが、この頃までに一体のものとして位置づけられるようになっていたものと思われる。

また、元治元年四月には、御台場築立御用掛の指揮系統に変更が加えられている。「神戸操練所御取立差配」を目的として来津した若年寄稲葉正巳が、四月二五日から二八日にかけて兵庫・西宮の「御台場御見廻り」を行っている。稲葉は若年寄として、外国御用取扱とともに、講武所御用、諸向調練之世話引請、海陸御備向并御軍制取調、大小砲鑄立、御軍艦操練、大船製造など軍備・軍制に関わる諸向きを担当している。この若年寄稲葉の見分に従った諸役は、大坂西町奉行松平信敏と町奉行所与力・同心、目付徳永主税・山高主計と徒目付・小人目付、勘定吟味方下役・普請役ら勘定方下役、および諸藩士らである<sup>42</sup>。目付徳永主税は同年六月、御役御免となる酒井忠恕にかわり、「石堡塔御築造御用」を命じられる人物である。つまり若年寄稲葉一行を構成していたのは町奉行方・勘定方・目付方からなる御台場築立御用掛であった。それまで御台場築立御用掛は、老中から直接の指示を受けていが、この台場見分以降、その指揮系統に軍備・軍制を担当する若年寄稲葉が加わったのである。

### (三) 大坂守衛体制と東町奉行

では、新たに大坂東町奉行に就任した有馬則篤には、どのような役割が求められていたのだろうか。有馬は小姓組番頭・書院番頭を歴任する三千五百石の大身旗本であり、当時、將軍家茂の上洛に將軍の直属部隊として書院番組を率いて上京していた。彼は海防問題や外交問題に通じた先役の川村・鳥居、あるいは台場の築造を中心となって進める同役松平信敏のような実務吏僚とは全くタイプが異なる。基本的には民政を司る大坂町奉行に、番頭を歴任した三千石以上の大身旗本が就くのは、この有馬則篤が初めてである。

文久三年八月二八日、大坂東町奉行となった有馬則篤は「浪士党類逮捕方」に関する大坂城代松平信古の指図を永田肥前守らに対して申達している。

永田肥前守

遠山美濃守

織田筑前守

当地并近在向御警衛兼而被仰出候之處、此節和州路を放火及乱妨候浪士體之者、河州江入込候哉二相聞、岡部筑前守、松平遠江守等江召捕方被相達候儀二付、右党類之もの市中江入込、又者徘徊致候程も難計候間、各方角受持、昼夜嚴重ニ致町廻、怪敷者ハ召捕、手ニ余り候ハ、打捨可被致候

右之趣、可相達旨、伊豆守殿御差図二付、此段申達候

但、方角割当之儀者、於各ニ談判之上、宜被申合、治定可被申聞候

八月<sup>43</sup>

これが大坂城代からの指示であることは「伊豆守殿差図二付」とあることから明らかであるが、この申達しによれば、八月一八日の政変後、大和路において放火・乱妨に及ぶ浪士体の者の存在が問題となっており、さらにその浪士体の者共が河内へ入り込むという風聞が広まっていた。この申達しはその取締りについて指示したものである。宛先となつてゐるのは、大坂加番の永田尚服（美濃加納藩主）のほか、浪士体の者の放火・乱妨が見られた大和国に所領を持つ大和柳本藩主織田信成と大和芝村藩主織田長易、そして当時、大坂表の警衛を担当していた美濃苗木藩主遠山友禄と播磨小野藩主一柳末徳の五名である。つまり、該当地域に所領を持つ諸藩、大坂守衛を担う大坂加番、および大坂表の警衛を担当する諸藩に対して、大坂および近在における浪士らの逮捕等に関する大坂城代の指示を傳達しているのである。また文久四年一月には、大坂定番京極高富とともに大坂城代松平信古の神戸海軍操練所と湊川崎・和田岬両台場の見分にも随行している<sup>44</sup>。これらのことから東町奉行有馬則篤が、大坂守衛を担う既存の体制である大坂城代―大坂定番のラインに、新たに組み込まれたことが理解されよう<sup>45</sup>。

本来、大坂町奉行は、同様の職務を東西両組が月番交代で勤めるものである。しかし文久三年五月の東西両町奉行の役替えにより、軍備・軍政を担当する老中・若年寄の下で、台場築造・大砲鑄造をはじめ、製鉄所・海軍操練所の建設、大坂城備えの軍備管理などを担当する西町奉行と、大坂城代・大坂定番とともに大坂表の警衛に携わる軍事部隊の統括部門を形成する東町奉行とに、軍事・軍政面に関する職務については明確に分掌する体制が形作られたといえよう<sup>46</sup>。その結果、「御台場築立御用掛」体制と、既存の大坂城代を頂点とする大坂守衛体制は、有機的な結びつきを与えられたのである。東町奉行に番頭ク

ラスの大身旗本である有馬を当てたのは、この方針を実現するためであった。

この方針は、有馬の後任人事にも影響を与えることになる。元治元年五月一四日、有馬則篤は勘定奉行公事方・道中奉行兼帯となる。有馬の跡役には、はじめ目付外国掛、新番頭、神奈川奉行などを歴任した軍艦奉行堀利孟が就くが、一カ月足らずで辞任する（元治元年六月二九日―七月一九日）。その後、勘定奉行と外国奉行を兼帯していた竹内保徳が勘定奉行との兼帯で就任するが、わずか九日間で兼帯を解除される（八月五日―八月一三日）。さらに、その跡に就いた留守居番学問所奉行古賀謹一郎も堀と同様に一ヶ月たらずで辞任にいたる（八月一三日―九月四日）。彼らは海防掛・外国掛や開港場の奉行職を歴任し、条約締結・批准に関わる外交事務に携わった経験を持つ、海防や外交に精通した人物たちである。なかでも竹内に関しては、勘定吟味役海防掛として品川台場の築造や大砲の鑄造、大船建造にも携わっている。彼らが大坂町奉行として定着しなかった理由は定かではないが、続いて元治元年九月一〇日に大坂東町奉行に就いたのは、書院番頭松平乗樸（三千石）であった。書院番頭から大坂町奉行に就任した事例は、先役の有馬則篤とこの松平乗樸の二例のみである。

この当時の政情と台場築造との関わりをみると、文久三年八月一八日の政変以降、権力を手中にしつつあった公武合体派権力の退潮と、それと反比例するように再燃していく尊攘派の活動。それが尊攘派の長州藩士らが新撰組により襲撃される池田屋事件、事件をきっかけとして攘夷強硬論派が藩政の主導権を握った長州藩による兵を率いての上京、そして、七月一九日、長州藩と会津・薩摩両藩を中心とする公武合体派と武力衝突、いわゆる禁門の変へと結びついていく。

このような流れの中で、大阪湾における台場築造御用は、配備の段階へと急速に舵がきられていく。まず長州藩追討の勅命を受けた幕府では、江戸詰の老中牧野忠恭に対し、「長州御征伐ノ節御留守并御警衛」を命じる。八月二一日、牧野は「摂海御台場築造并大砲鑄造器械製造」に関わる御用すべてを大坂城代・大坂定番・大坂町奉行に委任するよう命じる<sup>47</sup>。八月二八日には、兵庫の守衛を担当する高松藩に対し、和田岬・湊川崎両場所の仮台場と東出町御城米蔵に保管する玉薬・付属品が引き渡され<sup>48</sup>、さらに九月に入り和田岬台場の石堡塔がほぼ完成したことを受け、台場に関わる御用を担当することとなった大坂城代は、大坂定番保科正益、大坂西町奉行松平信敏、目付徳永昌新に出来形見分を行うよう指示している。つまり、こうした軍事的背景のもとに、大坂城代―大坂定番・大坂東町奉行からなる大坂守衛体制の再構築を目的とした松平乗樸の「席之儀是迄之通」<sup>49</sup>、書院

番頭と同格での大坂東町奉行就任が実現したといえよう<sup>50</sup>。

## おわりに

本章では、台場築造も含めた文久期以降の大坂湾守衛の特質を明らかにすることを目的として、「御台場築立御用掛」の一員として、中心的な役割を果たした大坂町奉行の位置づけについて検討してきた。

台場築造を目的とした摂津海岸見分が行われていた段階において、この御用を主導したのは江戸から「海岸見分」御用を奉じて来坂した外国奉行と目付であり、この時点において大坂町奉行に求められたのは在地支配の担当者としての後方支援的な役割であった。大坂町奉行の役割がこのように補助的な位置づけに留まったのは、当該御用に関わる命を未だ受けていない段階だったことによる。それゆえ、大坂町奉行川村修就と鳥居忠善が御台場築立御用掛に任じられると、その位置づけは大幅に変化する。

ただし、川村・鳥居の御台場築立御用掛就任は、老中板倉勝静より「摂海御台場御取建御用」を命じられて僅か一〇日あまりで両者ともに転役となっていることから、文久三年五月の東西町奉行による軍事・軍制面の分掌体制構築までの移行措置に過ぎないと考えられる。それでも、台場築造地点の決定に関与したこと、「御台場御用掛」、「仮台場掛」を設置し、台場築造に向けた奉行所内の体制整備に努めたこと、そして何より台場の普請が開始可能な段階までこぎつけていたことは、川村・鳥居の果たした成果として評価されるべきだろう。

だが、それ以上に、目付けとして台場築造を命じられた松平信敏、および書院番頭有馬則篤の大坂町奉行就任が、台場の築造および大坂守衛体制構築の上で、大きな画期となっていた点は重要である。西町奉行松平信敏を中心とする御台場築立御用掛の担った御用の内容は、担当老中・若年寄の指揮の下、大坂警衛、台場築造と大砲鑄造のほか、神戸における海軍操練所、製鉄所の建設、大坂城内の武備管理まで軍備拡充全般にわたるものであった。一方、東町奉行となった有馬則篤は、大坂城代・大坂城番・大番頭・大番衆・大坂加番からなる既存の大坂守衛に携わる軍事編成に新たに組み込まれ、大坂城代の指揮下において、大坂加番をはじめ、大坂守衛を担当する諸大名に城代の指示を傳達する役割を果たしている。東西両町奉行の役替えは、このように軍備拡充を担当する西町奉行、大坂城代・大坂定番とともに軍事部隊の統括を担当する東町奉行とに、両町奉行の軍事・軍制面における分掌体制の形成を意図したものであったと考えられる。そして、この大坂町奉行

の分掌体制の成立によって、台場築造に代表される新たな軍備拡充体制と、大坂城代をトップとする既存の大坂守衛体制とが、有機的な結びつきを持つようになった意義は大きいといえよう。

加えて、本章で明らかにしてきた諸点は、御台場築立御用に携わる諸役の人事が、規定通りの順送り人事ではなく、それぞれ専門的な知識や技能を重視したものであったことを示している。本章では紙面の都合から触れ得なかったが、御台場築造御用掛に就任した面々は、品川台場築造に関わった諸役が海防掛を兼務していたように、海防掛・外国掛、外国奉行、開港場の奉行を歴任している。また品川台場の事例をみると、御用掛諸役の間で、軍事・海防・海外知識に関する書物の貸借が行われており、関係諸役を経験することが知識・技能の蓄積につながっていた。そして、専門的な知識・技能を身につけた幕臣たちが、幕末期の大坂における一連の軍備・軍事政策を担っていったのである。

<sup>1</sup> 箱石大「公武合体による朝幕関係の再編―解体期江戸幕府の対朝廷政策」山本博文編『新しい近世史』一、新人物往来社、一九九六年。

<sup>2</sup> 原剛『幕末海防史の研究』名著出版、一九八八年。梅溪昇が西宮砲台関係史料について、兵庫和田岬台場との関連も交えていくつかの史料を紹介しているが、建築史的視点からの検討が中心である（梅溪「西宮・今津砲台築造関係史料について」(一)～(三)（西宮市立郷土資料館『研究報告』第1～3集、一九九一・九三・九六年）。

<sup>3</sup> 前掲註(2)で指摘したように、梅溪が西宮砲台関係史料について、兵庫和田岬台場との関連も交え、建築史に関する史料を中心に紹介している。筆者も兵庫和田岬・湊川台場等に関するいくつかの史料を文書の伝来経緯、作成過程等に関する簡単な分析も交えて紹介してきた（「和田岬・湊川砲台関係史料」について(一)～(三)」神戸市立博物館『研究紀要』二〇・二二・二五、二〇〇四・〇六・〇九年。「嘉納次郎作家文書」に含まれる台場築造関係史料」同『同』二七、二〇一一年。『和田岬御台場御築造御用留』神戸市教育委員会、二〇一四年。また、富川武史が整理した品川台場の築造に携わった徒目付高松彦三郎の御用日記は、大坂や京都の台場築造との比較対象として有効な史料である（富川「高松彦三郎筆「内海御台場築立御普請御用中日記」(一)～(5)」港区立郷土歴史館『研究紀要』一〇～一四、二〇〇八～二〇一二年）。発掘

調査の事例としては、徳島藩が築造した淡路松帆砲台（二〇〇六年国史跡指定）、明石

藩が軍艦奉行勝麟太郎の指導のもと、幕府からの一万両の貸付をうけて築造した舞子砲台（二〇〇七年国史跡指定）、京都守衛を目的として京都守護職となった会津藩主松平容保によって築造された楠葉台場の発掘調査事例などがある。また二〇〇七～二〇一三年度にかけて兵庫和田岬砲台（国史跡）の大規模な修復工事が実施され、修復過程から築造に関わる新知見が得られている。幕末期の台場築造を論じた研究としては、富川武史「高松彦三郎筆「内海御台場築立御普請御用中日記」（一）」解説、馬部隆弘「京都守護職会津藩の京都防衛構想と楠葉台場」『ヒストリア』二〇〇六号、二〇〇七年、同「京都守護職会津藩の京都防衛構想とその実現過程―河内国交野郡楠葉村における台場修築の事例から―」『城館史料学』第六号、二〇〇八年、中西裕樹「梶原台場の復元と幕末の築城・楠葉台場との比較を通じて」『城館史料学』第六号、二〇〇八年などがある。また、二〇一八年に後藤敦史・高久智広・中西裕樹編『幕末の大阪湾と台場―海防に沸き立つ列島社会―』戎光祥出版が上梓された。

4 勘定吟味役が御台場築立御用掛に名を連ねるのは、文久三年七月に加わる鈴木重嶺が最初である。『和田岬御台場御築造御用留』神戸市立中央図書館蔵。

5 拙稿「文久―元治期における兵庫・西宮台場の築造―「御台場築立御用掛」体制と「地域社会」に関する若干の考察―」『神戸外国人居留地研究会年報 居留地の窓から』第四号、二〇〇四年。なお御台場築立御用掛の諸下役に命じられた掛の名称は役向や時期により異なるが、諸役が詰める会所が「御台場掛役所」と呼ばれていたことから、「御台場掛」に統一した。

6 富川武史「高松彦三郎筆「内海御台場築立御普請御用中日記」（一）」二三三頁。

7 馬部隆弘「京都守護職会津藩の京都防衛構想とその実現過程―河内国交野郡楠葉村における台場修築の事例から―」七三頁。

8 岩城卓二『近世畿内・近国支配の構造』柏書房、二〇〇六年、六二―六三頁。

9 前掲岩城『近世畿内・近国支配の構造』、研究代表者：岩城卓二「基盤研究（B）幕末期における大坂・大坂城の軍事的役割と畿内・近国藩」（二〇一四～二〇一七年度）など。

10 『岡方文書』三・二、神戸市教育委員会、一九八五年、三二五頁。

11 外国奉行菊地隆吉は安政二年（一八五五）評定所留役勘定より勘定組頭（永々御目見以上）となり、文久二年（一八六二）四月勘定吟味役（百俵に加増）、同年七月外国奉

行に就任。勘定奉行津田正路、後に御台場築立御用掛に任じられる大坂町奉行鳥居忠善、京都守衛を目的とする楠葉台場の築造に携わった京都町奉行滝川具知も外国奉行経験者であり、品川台場築造に携わった諸役が海防掛を兼務していたこととの関連性が伺われる。外国奉行と台場築造との関連については後考を期したい。

<sup>1</sup><sub>2</sub> 『続徳川実紀』第四篇、四六〇―四七八頁。

<sup>1</sup><sub>3</sub> 富川武史「高松彦三郎筆「内海御台場御普請御用中日記」(1)」、八六頁。

<sup>1</sup><sub>4</sub> 「海舟日記」『海舟全集』一八、一二二頁。

<sup>1</sup><sub>5</sub> 『兵庫岡方文書』第三輯第二卷、三二六頁。

<sup>1</sup><sub>6</sub> 『兵庫岡方文書』第三輯第二卷、三三〇頁。

<sup>1</sup><sub>7</sub> 「海舟日記」『海舟全集』一八、二五頁。

<sup>1</sup><sub>8</sub> 『岡方文書』三・二二、三五四頁。

<sup>1</sup><sub>9</sub> 『岡方文書』三・二二、三四五頁。

<sup>2</sup><sub>0</sub> 『岡方文書』三・二二、四二〇頁。

<sup>2</sup><sub>1</sub> 『岡方文書』三・二二、三七八頁。

<sup>2</sup><sub>2</sub> 川村就修は御庭番筋の家に生まれ、小十人格御庭番、賄頭、裏門切手番頭をへて、天保十二年(一八四一)勘定吟味役に昇進。武器掛、米価掛、浦々御備場御用取扱などを兼任し、海防政策の推進にあたったほか、天保十三年には幕府の命を受け、御庭番として浦賀、下田、羽田などの江戸湾の防備体制に関する遠国御用にも携わる。天保四年、上知に伴って新潟が幕府領に編入されると初代新潟奉行就任。その後、堺奉行に移り、嘉永七年(一八五四)大坂西町奉行就任。就任直後の九月に、ロシア使節プチャーチン率いるロシア艦船による大阪湾侵入事件に対応。安政二年(一八五五)、長崎奉行就任、日英和親条約批准書交換や日蘭和親条約の調印に携わる。万延二年(一八六一)一月大坂町奉行再任。川村修就については『初代新潟奉行川村修就文書I』(新潟市郷土資料館調査年報第二集)、深井雅海『徳川將軍政治権力の研究』吉川弘文館、一九九一年、『柳営補任』二・五、『川村家文書』(神戸市立博物館蔵)を参照。

<sup>2</sup><sub>3</sub> 鳥居忠善は文政十三年(一八三〇)二月一日、小普請より小納戸、六日後の天保元年(一八三〇)二月一七日に西丸小納戸肝煎御膳番、嘉永六年(一八五三)九月二日、本丸小納戸、嘉永七年使番、安政五年(一八五八)八月二日西丸目付、安政六年三月九日に本丸目付外国掛、万延元年(一八六〇)四月一日外国奉行(二千石高)、二

日後の三日神奈川奉行兼帯（九月一九日まで）、文久元年（一八六一）一月一五日大坂町奉行。『柳宮補任』三・五・六。

<sup>24</sup> 原剛『幕末海防史の研究』五九頁。

<sup>25</sup> 『岡方文書』三・二、三七〇頁。

<sup>26</sup> 前稿「摂海御台場築立御用における大坂町奉行の位置」『ヒストリア』二一七、では「外国奉行菊池隆吉は、御台場築立御用掛には任じられず、御台場築立御用における外国奉行の比重は低下する」（九二頁）と述べたが、老中格小笠原長行の書状（『復刻版 小笠原老岐守長行』、一五〇～一五二頁）に「在坂の廉以掛申渡候」とあり、大坂滞在中に限定して御用掛に任じられていた。ここに訂正する。

<sup>27</sup> 前掲『復刻版 小笠原老岐守長行』、一五〇～一五二頁。

<sup>28</sup> 富川武史「品川御台場の築造と地域社会」（品川区立品川歴史館編『江戸湾防備と品川御台場』、岩田書院、二〇一四年）。

<sup>29</sup> 馬部隆弘「楠葉台場の設計と施工の過程」（前掲注6『楠葉台場跡（史料編）』、二六五～二六七頁。

<sup>30</sup> 『岡方文書』三・二、四二六頁。

<sup>31</sup> 「文久年間摂州神戸附近海防御固之図」、壺山歴史館蔵。表題に「文久年間」（一八六一・一六三）とあるが、本図には守衛を分担する藩として、姫路・津・岡・郡山の四藩が記されており、この四藩が同時に存在する期間は元治元年（一八六四）九月二八日から二月七日までの二ヵ月余りに限定される。また西宮・今津台場には「石堡塔普請中」との但し書が見え、和田岬台場には普請場を囲う竹矢来や細工小屋が描かれるなど、工期の遅れを取り戻すため、急ピッチで工事が進められた元治元年後半の状況と一致する。このことから本図の景観年代は元治元年と考えるのが妥当であろう。

<sup>32</sup> 仮台場が描かれている絵図として、嘉永三年（一八五〇）「兵庫津絵図」（個人蔵・神戸市立博物館寄託）、慶應三年（一八六七）「兵庫津絵図」（神戸市立博物館蔵などがある。また『岡方文書』三・二、四〇七―四一九頁には、「和田岬仮御台場」と「湊川下御台場」の築造にかかる経緯と図面が記載されている。

<sup>33</sup> 『岡方文書』三・二、四一七頁。

<sup>34</sup> 『続徳川実紀』第四篇、五八八頁。

<sup>35</sup> 『続徳川実紀』第四篇、五九三頁。



<sup>3</sup>6 『和田岬御台場御築造御用留』神戸市教育委員会、二〇一四年、三五〜三六頁。

<sup>3</sup>7 『続徳川実紀』第四篇、五三五頁。

<sup>3</sup>8 富川武史「高松彦三郎筆「内海御台場御普請御用中日記」(1)」、三三三頁。また元治元年(一八六四)九月八日付の大坂城代松平信古から大坂町奉行に対する申達し(『和田岬御台場御築造御用留』神戸市立中央図書館蔵)には、「京地御警衛筒共鑄造方取計可申候、御台場江御据付大砲之内当地ニ而も鑄造之筈ニ候間、砲種・口径・員数取調可被申候」とある。これは江戸からの指示により、御台場築立御用が大坂城代・大坂定番・大坂町奉行に委任されたことを通達するもので、委任される御用には大砲鑄造のほか京都警衛も含まれており、台場に設置する大砲については大坂で鑄造されるはずであることから、砲種・口径・員数を調査するよう指示している。この指示により京都警衛を目的とした台場に設置する大砲も大坂城代・大坂定番・大坂町奉行のラインで鑄造される可能性があったことがわかる。京都警衛と大坂警衛の組織的な関連性を伺える貴重な事例である。

<sup>3</sup>9 『和田岬御台場御築造御用留』五九〜六一頁。

<sup>4</sup>0 「海舟日誌」『海舟全集』一八、五六頁。

<sup>4</sup>1 『明治維新人名辞典』、六二三・九二六頁。

<sup>4</sup>2 『岡方文書』二・二、神戸市教育委員会、一九八三年、四八〇―四九〇頁。

<sup>4</sup>3 『徳川禁令考』前集第二、五三二「浪士党類逮捕方、大坂町奉行有馬出雲守より達」、二二二頁。

<sup>4</sup>4 『和田岬御台場御築造御用留』一一一頁。この大坂城代の見分に際し、兵庫では「大砲小銃御調練」日が定められ、兵庫港に碇泊する軍艦による「船大砲火入調練」「小銃火入調練」を行なうことが取り決められている(『岡方文書』二・二、四六三頁)。

<sup>4</sup>5 藪田貫は、大坂西町奉行を務めた新見路の日記から、大坂城守衛を担う加番や大番との接点がほとんどみられないことから、「在坂武士といえども、文官と武官の間に、断絶があったことを推測させる」としている(藪田貫編『大坂西町奉行新見正路日記』清文堂、二〇一〇年、四八七頁)。この点に鑑みても、有馬則篤が書院番頭から大坂東町奉行に異動し、大坂定番とともに大坂守衛の一翼を担うようになったことは、大坂町奉行の役割を考える上で極めて大きな変化といえる。

<sup>4</sup>6 馬部は楠葉台場の修築を担った「関門修築御用懸」について論じる中で、「京都西町

奉行滝川播磨守が関門修築御用を兼務」し、後任は京都東町奉行小栗政寧であったことを指摘している（馬部隆弘「京都守護職会津藩の京都防衛構想とその実現過程―河内国交野郡楠葉村における台場修築の事例から―」、六九―七〇頁）。この指摘に従えば、京都町奉行所においても東西両奉行のうちいずれかが、関門修築御用を担っていたものと考えられ、京都町奉行所においても大坂で見られたような軍事面の分掌体制が採られていた可能性が指摘できる。また、近世中後期の京都町奉行・大坂町奉行の二人制の意義について論じた小倉宗は、各種案件に関する共同調査・審議、相互補完体制がとれていた点を指摘するのみである（小倉『江戸幕府上方支配機構の研究』塙書房、二〇一一年、一五二―一五三頁）。したがって、台場築造をはじめとする軍事面における分掌体制は幕末期の特質として捉えうるといえよう。

<sup>47</sup> 『和田岬御台場御築造御用留』一四五―一四七頁。

<sup>48</sup> 『兵庫岡方文書』二・二、五三三頁。

<sup>49</sup> 『柳営補任』五、五〇頁。

<sup>50</sup> 『大日本近世史料 柳営補任』五、東京大学出版会、一九六五年、五〇頁。

## 補論 軍艦方による大阪湾の測量と海図・測量図

はじめに

三谷博によれば、当時の艦船破損の最大の要因は、海図の不備にあったと言われており、将軍徳川家茂の蒸気艦隊による上洛が計画され、幕府艦船の運用が本格化しはじめるなかで、大阪湾内の海底の状況を測量によって詳らかにし、幕府艦船による航行の安全を確保することは、文久三年（一八六三）段階における軍艦方の最重要任務に位置づけられるものであった。

兵庫を幕府海軍の拠点港に位置づけていく上で、幕府艦船の安全な運用を担保することは幕府にとって喫緊の課題であったといえる。近年、軍艦方が精力的に測量を実施した文久三年に作成（あるいは作成と考えられる）近代的測量術に基づく海図や近世的な描画法ではあるが、精緻に描かれた測量図の存在が明らかとなった。幕府が当時、大阪湾をいかに捉えていたのかを考える上で、こうした海図や測量図は重要な意味を持つと考える。そこで、ここでは小文ではあるが、軍艦方の関与が想定される幾つかの図について、紹介するとともに若干の考察を加えておきたい。

### 一 大坂湾内の測量と海図の作成

文久三年の段階において、軍艦方が大阪湾内の測量と海図の作成という重要な使命を帯びていたことは、彼らの動向を追うとよくわかる。

文久二年一二月末に大坂入りした幕府軍艦方は、摂海御台場築立御用を奉じる老中格小笠原長行に従って、兵庫港を拠点として大坂湾内および周辺海域の測量を精力的に進めていく。年が明けた翌三年一月、「大坂内海摂播泉紀淡海岸之測量」の命を受けた軍艦方甲賀源吾・伴繁三郎らは、一〇日には「播州明石表并最寄海岸測量」に着手し、三月には「大坂近海測量御用」として、摂津・和泉および播磨周辺海域、特に明石浦周辺の詳細な調査を行っている。

甲賀や伴の他にも、軍艦頭取矢田堀鴻や飯塚廉作・北條虎五郎らが測量に従事していたことがわかっているが、彼らによる測量成果をもとに作成されたと考えられるのが、国立国会図書館が所蔵する「大阪湾之図」<sup>2)</sup>や神戸市立博物館が所蔵する「大坂・兵庫・友ヶ島海図」<sup>3)</sup>である。

この二図は凡例をほぼ同じくし、国境・郡境のほか、山、洲・隠洲、暗礁といった地形

情報、碇泊所・仮碇泊所、人家、灯明台、台場などの情報も記載されている。海底の深浅は間尺であらわされ、深度は概ね干潮時の測定値を基準とし、六尺程度の干満差があることを付記している。二図のうち、「大阪湾之図」については、今井健三や鈴木純子による研究があり、測量された水深の数は少ないものの、磁針偏差、天文測量に基づく経緯度目盛、水深基準面の設定、海図図式（凡例）が備わっており、近代的な海図としての技術水準を満たしていると評価されている<sup>4</sup>。「大阪湾之図」が大坂湾の全体図であるのに対し、「大坂・兵庫・友ヶ島海図」は大坂、兵庫、紀淡海峡の部分図を一図にまとめたものという違いはあるが、両図とも測定時期を「文久三歳次癸亥五月測定」とし、凡例（海図図式）もほぼ共通することから、後者にも同様の評価を与えてよいであろう。ここでは、参考として、神戸市立博物館所蔵図の全図（図1―①）、および兵庫海図の部分図（図1―②）および凡例（図1―③）を掲げる。本図は卷子装の体裁を採るが、外題には「海軍関係之部第六号」とあり、同じく「海軍関係之部第七号」と記された慶応二年（一八六六）九月作成の「撰津国矢部郡車村妙法寺村石炭礦之図」とともに伝来している。兵庫の後背地に位置する車村・妙法寺村での炭鉱開発は、兵庫に來航する蒸気艦船への石炭供給体制整備と一連の事業として実施されたものであり、両図とも幕府の担当部署が作成したことは間違いがない。

軍艦奉行並勝海舟は、文久三年五月一七日の夕刻、二条城に登城して「大坂内海測量の図」を將軍徳川家茂に献上している<sup>5</sup>。彼のもとには五月二三日にも、大坂から「内海測量の図」が届けられている。勝が記しているように、この図は、尊攘派公卿姉小路公知に献上される予定のものであった。しかし、五月二〇日、朔平門外において姉小路が暗殺されてしまったことから、勝は老中を通じて御所へ進呈してもらえよう、勘定奉行川勝広運に依頼している<sup>6</sup>。こうした勝の動きをみると、軍艦方の作成した海図は、近代的測量に基づく科学的な成果であると同時に、大阪湾という重要海域の機密情報を含む政治的道具としての性格も併せ持ったといえることができる。

## 二 近世的な描画法を用いた測量図

軍艦方はこのような近代的測量術に従った海図だけでなく、「岩屋浦明石近海測量之図」（図2―①）<sup>7</sup>や「津名郡由良浦ヨリ紀州友ヶ島迄海程御仮図」（図3―①）<sup>8</sup>など、近世的な描画法を用いた測量図も作成したと考えられる。このうち前者は、瀬戸内海側から大阪湾に至る入口となる明石海峡を描く測量図で、明石側に西から若宮神社浜、明石川口西側、大蔵谷八幡神社浜、舞子浜の各台場を図示し、そのうち若宮神社浜台場を除く三台場から

対岸の淡路島岩屋浦松帆崎にいたる距離を記す。文久三年四月二日、幕府は明石藩に対し、既存の四台場のいずれかを、徳島藩が淡路島北岸に築く松帆台場とともに、明石海峡を侵そうとする敵艦を挟撃しうる堅牢な台場に改築するよう命じている<sup>10</sup>。この命は、文久三年一月一〇日にはじまる軍艦方の「播州明石表并最寄海岸測量御用」に基づいていると考えられ、また、幕府の指示内容と本図に記載された情報は一致する。

この命に従って同藩では、勝海舟による縄張りに関する技術的教示を得て、既存の舞子浜台場(図2―②)から程近い地点に、日本では唯一の稜堡式総石造の台場・舞子台場(二〇〇七年、国指定史跡)を築造するにいたっている。

後者は、淡路国津名郡由良浦から紀伊国の沖友ヶ嶋にいたる紀淡海峡を描く図で、作成時期を「文久三亥年五月廿五日誌之」とする。これは軍艦方が軍艦方は「大坂内海撰播泉紀淡海岸之測量」を実施していた時期、先述の海図の「測定」時期とも符合する。

本図は近世的な描画法をとるものの、船路、大阪湾内各港への里程、潮の干満、海底の深浅に関する情報が細かく記載されており、海底の深浅については「此処深五間程」の形で測量ポイントに朱書している。また、徳島藩築造の高崎台場に関しては凡例に「肉色御砲台」と特記して詳しく描き(図3―②)、その北側の海底については「此所如图海底ニ出洲有、地方ヨリ十町斗ヲ沖迄出テ大船ハ不通」と記すなど(図3―③)、大型艦船の航行や海防を意識した図となっている。

また、本図は袋書を伴っており、「撰河和紀播阿淡海岸図」と記されている。また、勝海舟は、文久三年五月一日、姉小路公知に拝謁した際に「友ヶ島近傍測量の図」を呈して海軍創設や砲台の築造について議論を交わしたとも述べており<sup>11</sup>、同様の測量図は、大阪湾内の他の海域においても作成されたと考えられる。

## おわりに

ここでは、幕府の大阪湾の港湾整備とも関連して重要な要素である、大阪湾の海図・測量図について紹介した。現時点では、まだ、これらの図の作成主体を明確に特定できてはいないが、当時の状況に鑑みると、いずれの図に関しても幕府軍艦方、またはそれに近い関係者によるものである可能性が高いと考えている。だとすれば、近代的測量術を学んだ軍艦方によって測量がなされ、その成果をもとに当時の国際水準に準拠した海図が作成されながら、近世的な描画法を用いた測量図も併せて作成された意図は、どこにあるのかという点が問題となる。

推論の域をでるものではないが、勝海舟が姉小路公知に「友ヶ島近傍測量の図」を呈して海軍創設や台場築造に関する議論を行っていた点は一つのヒントとなる。姉小路がどの程度、海図に関する知識を持っていたかは定かでないが、近代的な海図を読み解きうる知識人層に限られる中で、海防政策や艦船の運用を展開していく上で、上位者を含む多くの人々との間において、この海域に関する情報を共有し、各事業に関する合意形成をはかることが求められたということではないだろうか。現時点においては史料的制約から、その裏付け作業は今後の課題とせざるを得ないが、ここでは展望として付言しておきたい。

1 三谷博『明治維新とナショナリズム―幕末の外交と政治変動―』山川出版社、一九九七年、一八三～二四二頁。

2 「大阪湾之図」（請求記号YR8・N134）文久三年（一八六三）五月測定、国立国会図書館蔵。「陸軍文庫」の印あり。

3 「大坂・兵庫・友ヶ島海図」文久三年（一八六三）五月測定、神戸市立博物館蔵。本図外題には「海軍関係之部第七号」の記載がある。

4 今井健三「明治初期海図の製図法について―西洋地図学との出会いとその導入をめぐる―」『東京大学史料編纂所研究紀要』二四、二〇一四年。鈴木純子「幕府海軍から海軍水路部へ赤門書庫久蔵地図に残る初期海図の航跡」『同』同。鈴木純子「日本の近代地図測量前史とオランダ」日蘭交流四〇〇年記念シンポジウム『江戸時代の日本とオランダ』、洋学史学会、二〇〇一年。

5 勝部真長・松本三之介・大口勇次郎編『勝海舟全集』一八、勁草書房、一九七二年、五九頁。

6 『勝海舟全集』一八、六二頁。

7 「岩屋浦明石近海測量之図」文久三年（一八六三）頃作成か、神戸市立博物館蔵。

8 「津名郡由良浦ヨリ紀州友ヶ島迄海程御仮図」文久三年五月二五日、神戸市立博物館蔵。

9 拙稿「幕末期明石藩の海岸防備と舞子砲台」『舞子砲台跡―第一―四次発掘調査報告書―』神戸市教育委員会、二〇〇六年。

10 文久三年四月二二日「幕府、明石藩主松平慶憲「兵部大輔」に領内所在の砲台改築を命じ、特に二万両を貸与す」『明石藩江戸日記』、東京大学史料編纂所維新史料綱要データベース BU〇九四〇〇三五）。

11 『勝海舟全集』一八、五一頁。

図1—① 大坂・兵庫・友ヶ嶋海図 文久3年(1867)5月測定 海軍関係之部第六号 神戸市立博物館所蔵 \*ページレイアウトの都合上、横方向に掲示する

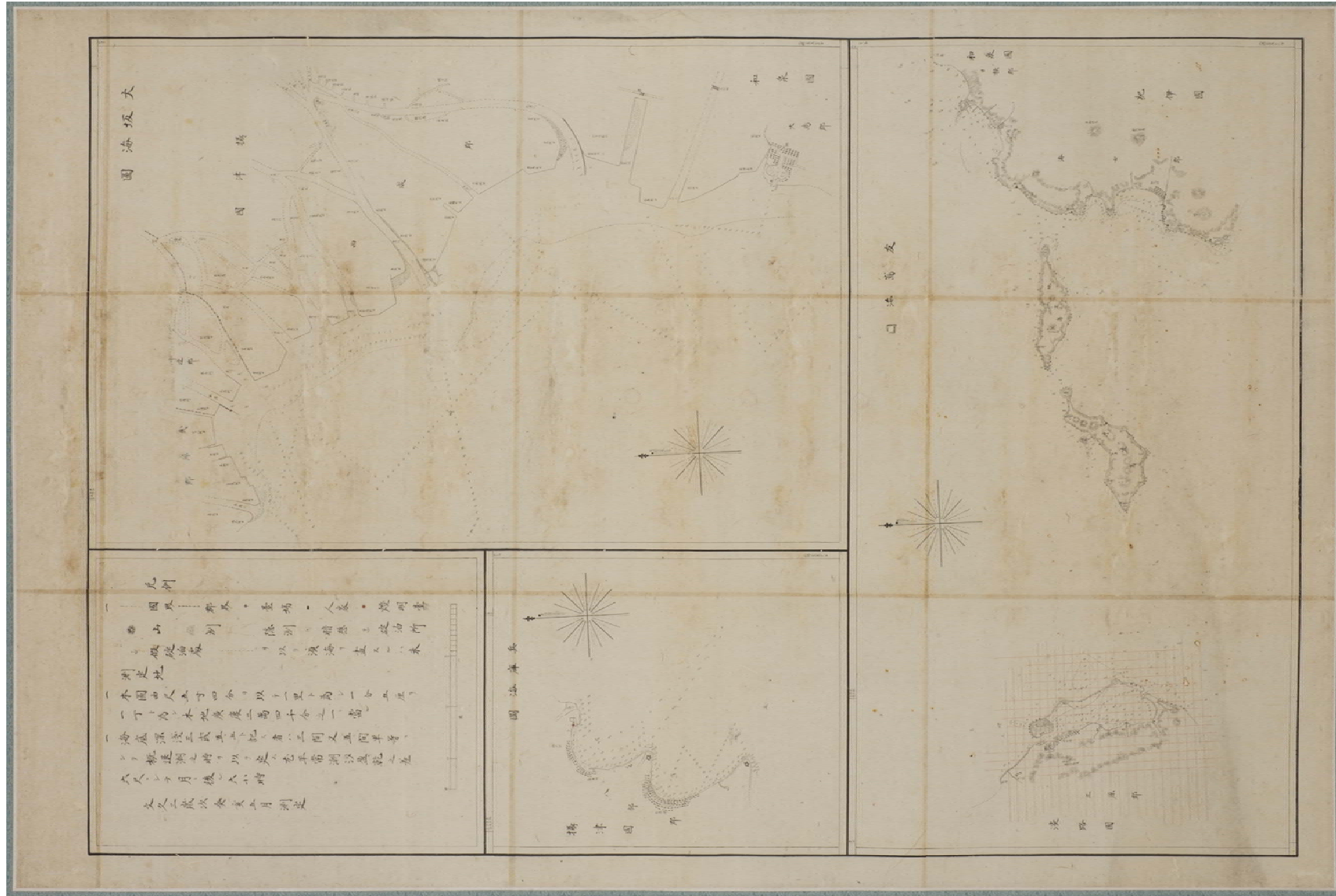


図1—② 大坂・兵庫・友ヶ嶋海図（兵庫部分）



図1—③ 大坂・兵庫・友ヶ嶋海図（凡例部分）

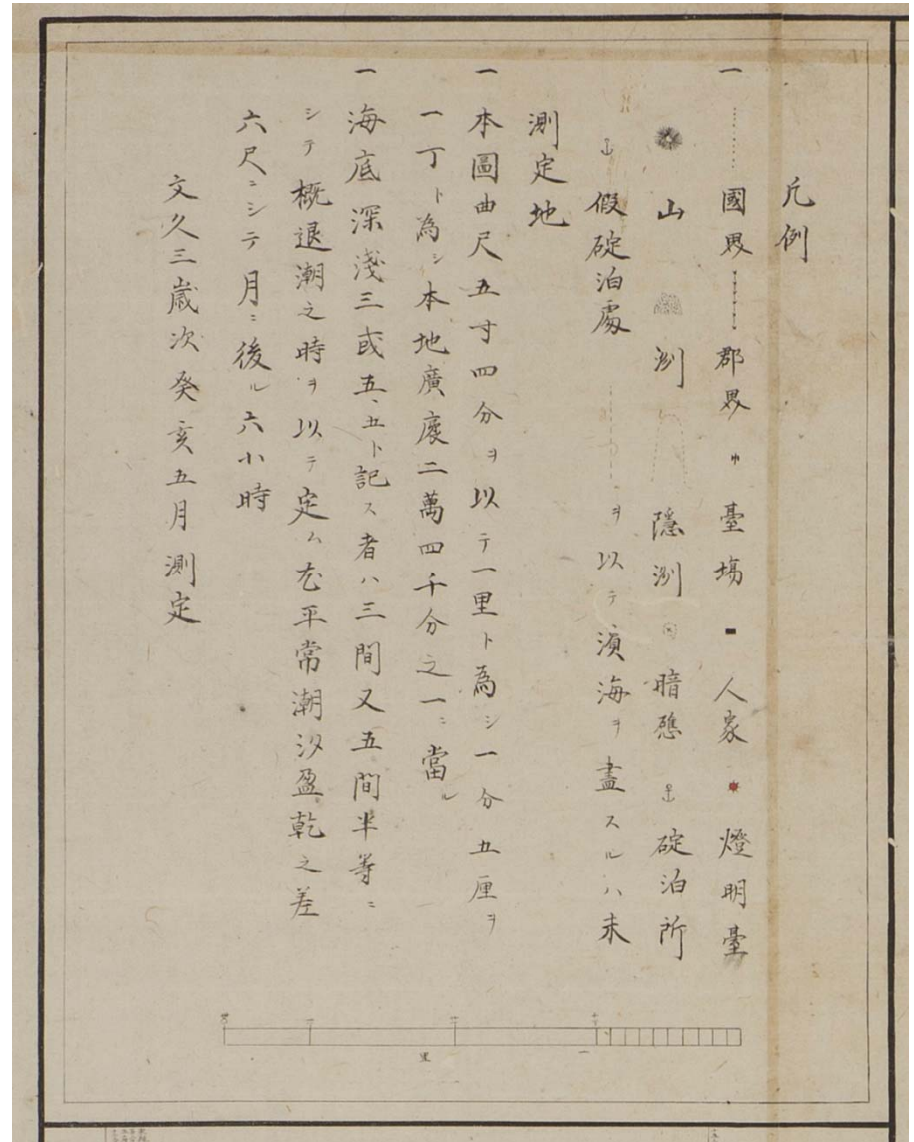




図 2—① 岩屋浦明石近海測量之図 文久 3 年（1867）頃 神戸市立博物館所蔵 \*ページレイアウトの都合上、横方向に掲示する



图 2—② 岩屋浦明石近海測量之図（舞子浜台場付近部分）



図3—① 津名郡由良浦ヨリ紀州友ヶ島迄海程御仮図 文久3年(1867)5月25日 神戸市立博物館所蔵 \*ページレイアウトの都合上、横方向に掲示する

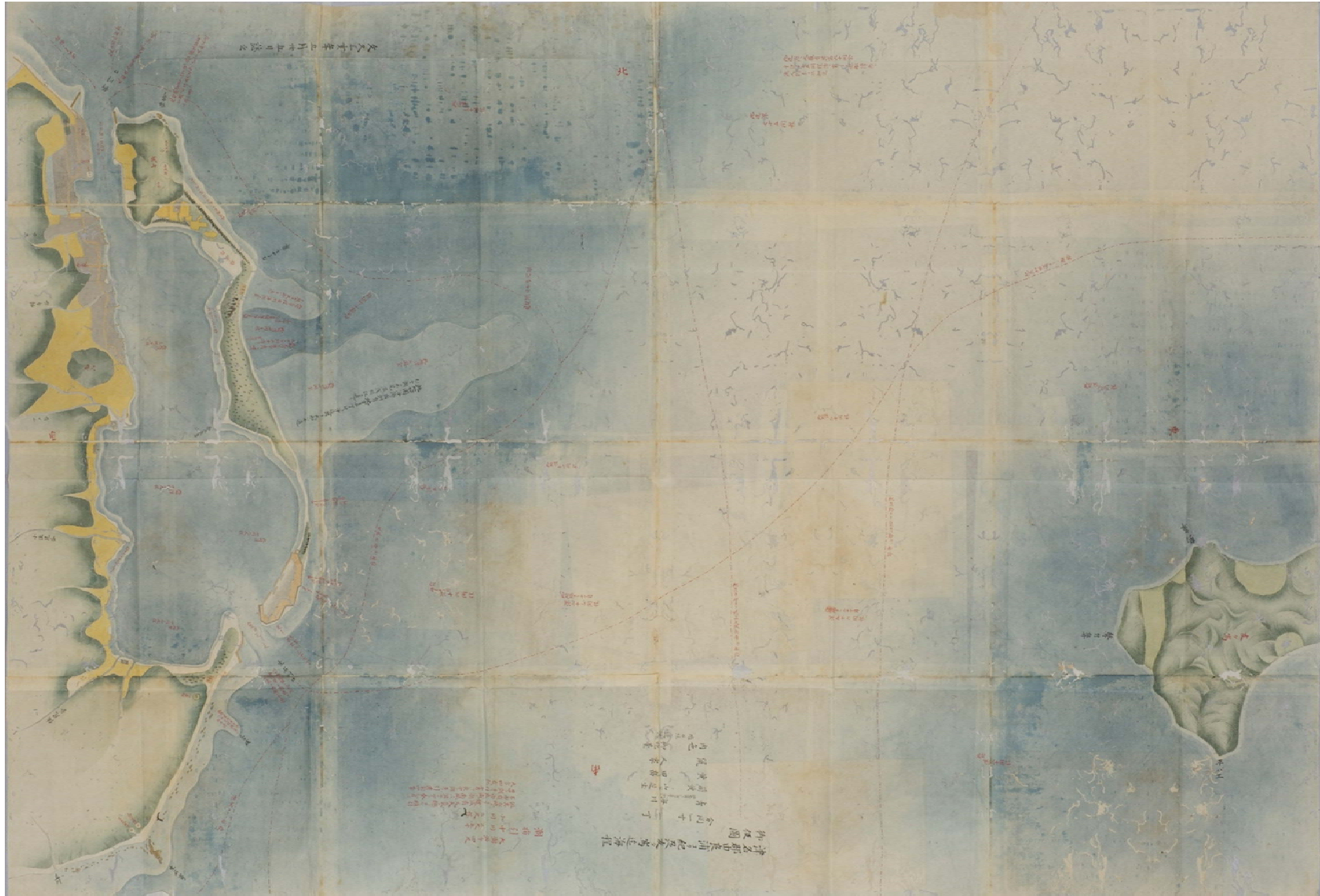


図 3—② 津名郡由良浦ヨリ紀州友ヶ島迄海程御仮図（高崎台場部分）



図 3—③ 津名郡由良浦ヨリ紀州友ヶ島迄海程御仮図（海低出洲部分）



## 第八章 一八世紀半の社会状況と明和上知

はじめに

平成二四年(二〇一二)の発掘調査で、それまで地中に埋もれていた兵庫城の堀跡が発見された。この城は天正九年(一五八一)に、織田信長の武将池田恒興によって築城された戦国期の城郭である。江戸時代に入るとこの城は、この地を治めることになった尼崎藩の兵庫陣屋として引き継がれ、同藩による兵庫支配の拠点となった。しかし最大幅は八間とも十間ともいわれる兵庫城の周囲を囲う堀は残され、兵庫陣屋として継承されて以後も、そこがかつて重要な軍事拠点であったことを伝えている。その存在は、いつしか尼崎藩による兵庫支配の象徴ともなっていたといつてよい。

その堀が地中に姿を消すきっかけとなったのは、明和六年(一七六九)に実施された、兵庫・西宮を含む灘目一帯の上知である。このとき兵庫を治める尼崎藩領を中心に三十余カ村・一万七千石に及ぶ地域が幕府領に編入されているが、あわせて兵庫城の周囲を取り囲んでいた堀の埋め立てが行われ、それによって生み出された新開地を含む広大な陣屋跡地は、新たに兵庫支配の拠点となる僅かな勤番所用地を残し、町方に払い下げられることになった。つまり二百年近くにわたって厳然と存在した兵庫支配のシンボルは、ここに解体されたのである。その事実が地域社会に与えたインパクトの大きさは計り知れない。

明和上知を畿内・近国支配の問題として積極的に位置づけようとした研究として岩城卓二による一連の研究がある<sup>1)</sup>。岩城は、大坂町奉行所の広域支配と尼崎藩との関係、そして当時、大坂経済を優遇する幕府政策との間に緊張関係を醸成していた尼崎藩領をはじめとする西摂津地域社会との関係からこの問題に取り組んでいる。そして「十八世紀に入り、尼崎藩領の西摂津地域、とくに灘目と呼ばれる海岸部が中央市場である大坂の経済活動を脅かすような事態」が表面化したことで、幕府も大坂市場と灘目地域の経済活動のせめぎ合いを一地域の問題としてではなく、「幕藩体制の根幹を揺るがす重要問題」と位置付けるようになったとし、これが幕府に上知を決定させた一因であると指摘する。

たしかに、明和上知が実行に移された最大の要因は、大坂経済を優遇する幕府政策と尼崎藩領を中心とする灘目地域の経済活動との相克にあったが、本章で対象とする兵庫という都市との関連でいえば、一八世紀半以降の時代は新興商人の台頭と産業構造の転換、人口の増加と都市域の拡大など、その後の展開を規定する様々な問題の端緒が見え始める時期でもある。岩城は「西摂津地域社会にとって上知は、地域社会に構造変革をもたらす一

大事」であったと位置付けるが、その構造変革の芽は、実は一八世紀半ばまでに準備されおり、明和上知はそうした新しい変革の萌芽に対する幕府の対応であったということとはできないであろうか。例えば、明和上知後、兵庫では大坂三郷に準じた水帳と水帳絵図が作成されるが、これは明和期までに盛んに行われた割地や合屋敷により頻発するようになった際目争論への対応という側面がある<sup>2)</sup>。このように考えれば、上知の背景を明らかにすることとあわせて、上知の結果、生み出された新しい体制・組織がどのような性格を持ち、またその体制・組織がどのように機能したのかを明らかにすることで、上知の意義を実態面から照射することが可能となろう。

幸い、近年この問題を解決に導いてくれることが期待される『兵庫勤番文書』<sup>3)</sup>が見いだされた。これらは襖の裏張りに使用されていたものであり、極めて断片的な史料群ではあるが、丹念に読み解いていくことで、これまで知られなかった兵庫勤番所の実態が浮き彫りとなる。そこで本章では、これまで自治体史などで概説的にしか語られてこなかった兵庫陣屋から兵庫勤番所への移行について、支配施設の変容と人的体制の整備の二点から整理し、兵庫勤番所に求められた機能について考察する。そして次に勤番所の機能に関連して、上知後の兵庫においてどのような課題が存在し、勤番所がどのように機能・運用されていたのかを、『兵庫勤番文書』等に記録された具体的事例に沿いながら検証していくととする。

## 一 明和上知と勤番所体制の成立

### (一) 支配施設の変容

まず、明和上知に伴う支配関連施設の変容から検討をはじめることとする。

上知後の支配関連施設の改廃について『大坂町奉行所旧記(下)』には「元陣屋者手広ニ付御取縮、勤番所御普請被仰付候上、空地之分者請地ニ被仰付、御代官支配ニ相成、地付同心・足輕共勤番所惣囲之内ニ住居被仰付、船見番之儀者日々耆人宛代り合、和田崎番所江相詰、怪敷船相見へ候ハ、早速注進可致旨被仰付置候。且又右建物の外ニ兵庫表ニハ船改番所耆ヶ所、前領之節有来小役人相詰、御廻米破船等之改いたし候由ニ候得共、右番所不用ニ付取払、是又請地ニ被仰付、御代官支配ニ相成候事」、また続いて「兵庫津東西入口ニ惣門有之、門際ニ式ヶ所有之、諸士通行之砌者足輕差出来候得共、上ヶ知之節相止、張番所者請地ニ相成、惣門者其儘差置、町役修覆ニ被仰付候事」と記されている。

これらの記述からわかるのは、①兵庫・西宮とも尼崎藩時代の陣屋では手広であること

からこれを縮小し、余剰地は町方の請地とすること、②地付同心や足軽らの住居は勤番所の敷地内に設けること、③和田岬船見番所はそのまま残し、船見番を日々交代で詰めさせ、不審船の監視にあたらせること、④船大工町にあった船改番所と西国街道から兵庫町中に至る東西の惣門（湊口惣門・柳原惣門）に付属する両張番所については不用であるため取払い、町方の請地とすること、⑤惣門それ自体については残すが、修理等については町役にする事、などである。つまり勤番所体制への移行に伴い、支配施設の大幅な改廃・集約が行われたことになる。

それぞれ具体的にみていこう。図1は尼崎藩時代の兵庫陣屋絵図の復元図である<sup>4</sup>。尼崎藩の兵庫陣屋は、堀を含め南北八十一間、東西七十三間に及ぶ広大なものである。東門と西門が設けられており、海に面した東側が表門である。陣屋地は両門を結ぶ通路で南北に分割されており、陣屋を構成する主要な建物が集中する北側は塀で仕切られていた。北側はさらに二つの要素に分かれており、南側三分の一が表の空間で、陣屋建物のうち、茶園と路地口に挟まれた部分が藩士らの出務する役所空間であったと思われる。北側三分の二が奥、すなわち兵庫奉行や藩士らの生活空間である。兵庫奉行は月番で家族を伴って駐在したが、このうち葭垣や生垣等で囲われた部分が兵庫奉行家族の居住空間であり、五棟並んだ長屋が陣屋詰藩士らの居住空間であろう。藩士らの居住空間は、このほかにも時鐘附近に四棟あり、陣屋裏門を出て路地を挟んだ西側にも与力屋敷が設けられていた。また表門・裏門脇にそれぞれ長屋があるが、これらは門番の詰所であろう。これに対し陣屋敷地の南側には、牢屋・番小屋・和布蔵など小規模な建造物があるだけであり、陣屋を構成する主要な建物は北側に集約されていたといえる。

図1をみてもわかるように、兵庫陣屋は天正期に築城された兵庫城を引き継いだものであり、広大な敷地を有していた。それゆえ明和上知に伴い、勤番所としては「手広」であるとして縮小を決めたのも納得できる。このとき勤番所の空間に定められたのは陣屋建物を中心とする南北二十三間×東西三十間程の長方形の区画であり、あわせて陣屋を囲っていた最大幅八間、平均六間ほどの堀も、幅二間の溝を残して埋め立てられ、勤番所用地以外はすべて町方に払い下げられることとなった。図2「兵庫陣屋跡町割図」はその様子を描いたものである。「御番所」と記された区画が勤番所であり、それ以外の土地は、平兵衛・利兵衛・伝七・徳右衛門・久右衛門・久左衛門・甚四郎・藤左衛門・藤七・弥兵衛の十人によって分有されている。

話しは少しそれるが、図2の南側中央の間口二十一間の平兵衛所有地の通路側に、点線

で半円を描いた部分があり、ここには「天守山」と記載されている。図1の南側中央付近の台形状に囲われた部分がこれに該当するが、原図をみると、ここは堆い土盛り状に表現されており、頭頂部には小さな建造物らしき記載がある。こうした痕跡は兵庫城に天守が存在した可能性を想起させるものであり、兵庫陣屋がかつて城であったことを彷彿とさせる、いわば記念碑的意味を持つ。そうした土地が町方に払い下げられたことを人々はどうのように受け止めたであろうか。岩城卓二によれば、領域的所領を与えられた尼崎藩は、幕府による大坂中心の地域編成を容易に受け付けなかったというが、兵庫陣屋の解体は、約百五十年にわたる尼崎藩による兵庫支配が終わり、大坂町奉行所による支配がはじまること、そして新たに設置する勤番所は大坂町奉行所と並列するものではなく、あくまでも大坂町奉行所の支配を支える一施設にすぎないことを視覚的に明示する意図が込められていたといえよう。

ところで、縮小された勤番所内部の建物構成だが、図3に示すとおりである。この図は「兵庫勤番所絵図」<sup>7</sup>をもとにしたものと思われるが、これを先の陣屋絵図(図1)に重ねてみると、与力詰所や同心詰所を持つ勤番所の建物は、兵庫陣屋の役所部分とほぼ一致する。勤番所体制では奉行職が置かれなかったため、その生活空間である奥向きは撤去し、残る役所機能を持つ部分を改修したものと思われる。また勤番所敷地のほぼ中央部には仮牢が新たに設けられている。勤番所は塀を設けて東側と西側に空間を分割しており、東側には仮牢も含む役所施設を集約し、西側は地付同心や船見番・門番らの居住空間としている。

次に陣屋外部に設けられていた諸施設についてみていく。まず尼崎藩には、軍事上の目的から兵庫・西宮を通行する大名に関する情報を大坂に報告する義務が科せられていた<sup>8</sup>。そのため尼崎藩では、「諸士通行之砌」には湊口・柳原両惣門脇に設けた張番所に足軽を派出して、その出入を改めていた。しかし上知に伴って張番所は取り払われ、惣門についてもその維持管理は町方に移管されることとなる。ただし勤番与力には「諸大名其外通行之節、兵庫・西宮(より)注進之儀ハ、同所詰各より是迄之通可被申越」<sup>9</sup>と、これまで通り、継続して諸大名の兵庫・西宮通行を大坂に報告することが義務付けられている。

では、勤番与力はどのようにしてその役割を果たしたのか。勤番与力らは尼崎藩時代のように役人を張番所に派出して直接改める方法をとらず、各大名が宿泊する本陣や旅宿に報告を命じて、間接的にその情報を掌握する方法を取っている。張番所を不用としたのはそのためである。表1は兵庫勤番所が諸宿より報告をうけた西国諸大名の兵庫通行状況を



まとめたものである。諸宿が勤番所に届けた情報は、①休泊する大名・②到着・出発日時・③通行理由の三つである。これによれば播磨国から中国・四国・九州の諸藩がみられる。ほとんどの通行が参勤交代の途次であるが、なかには美作国勝山藩主三浦前次（二三〇〇〇石）のように大坂加番就任にかかる例もある。いずれも一泊ないしは昼休憩のみで出立しており、兵庫での逗留時間は短い。諸大名の休泊先は、本陣井筒屋又兵衛が二十六例で最も多く、西国諸藩が個別に関係を持つ浜本陣やその同族の利用がこれに続いている。これらの情報は、大坂町奉行所に報告されるとともに、勤番所においても「宿留牒」の形で記録・管理されている<sup>100</sup>。

次に、張番所と同様に不用として取り払われた「船改番所」だが、これは正徳三年（一七三三）に建設された「御城米御改御番所」のことと思われる。尼崎藩時代には陣屋詰とは別に給人二人・足軽三人が派遣され、兵庫に回漕される御米やそれを積む船の改めが行われたとされる<sup>101</sup>。この番所が不用とされたのは、あくまでも尼崎藩の年貢米に関わる施設だったためとも考えられるが、この施設の具体的な役割や権限は明らかでない。

この「船改番所」の役割に関連して『兵庫勤番文書』をみてみると、「池田仙九郎殿御代官所上杉弾正大弼殿御預ヶ所出羽国ニ而、去寅江戸御廻米積請、摂州兔原郡新在家村兵庫屋甚助船沖船頭嘉十郎、長州角嶋沖合ニ而及難船、当津へ致入船、見分為吟味辻富次郎殿手代被差越」という記事に目が留まる<sup>102</sup>。この記事から、米沢藩の預り所である出羽国において江戸廻米を積み込んだ摂州菟原郡新在家村の兵庫屋甚助船が、長州角島沖で破船したため、兵庫に入港したことがわかるが、この船の見分・吟味のために代官辻富次郎手代が兵庫に派遣されている。また、兵庫屋甚助船が積んでいた廻米については、一旦東出町山川屋孫兵衛支配の蔵に仮保管されることとなったことから、代官所から勤番所に対し、仮保管中の非常手当を定例の通り取り計らってほしいとの申立てがなされている。そのため勤番所では蔵主と保管蔵の所在する東出町役人を呼び出して、非常手当にあたるよう申し渡し、両者より仮保管に関する請証文を「定例之通」り取り置いている。

また、寛政元年（一七八九）一月には、代官石原庄三郎手代本庄彦六が、支配所である摂州八部郡村々の江戸廻米の船積みを見分するために来津しており、この時も蔵元の東出町山田屋三左衛門と同町役人嶋屋兵五郎に対し、積み込み作業完了までの間の「非常手当」を勤番所が申し渡ししている<sup>103</sup>。このように上知以後においては、廻米の積み出しや廻米船の改については、代官手代が派遣されて行う体制となっていた。また北浜東出町には廻米の保管蔵があり、ここに廻米を保管する場合には蔵元と東出町役人が連名で請証文を

出すことが定例となっていたことがわかる。また廻米を蔵に保管している期間の「非常手当」については、大坂町奉行所地方役の意向を確認のうえ、勤番与力が指示を出している。このように廻米船の改にかかわる事務については、代官所との間で明確な役割分担がなされていた。

和田岬船見番所については、勤番所体制に移行後も尼崎藩から引き継いだ番所をそのまま使用している。人的配置については、尼崎藩時代には兵庫陣屋詰同心が船見番として二人ずつ昼夜交代で詰めていたが<sup>14</sup>、上知後は新たに足軽二人を召し抱え、日々交代で一人ずつ詰めさせている。このように配置人数からみれば減少しているものの、「当分兵庫勤番覚」<sup>15</sup>によれば、船見番に派遣する同心は「若輩成もの斗不差遣様可操」ことが申し渡されており、また新規召し抱えの船見番に対しても、「疑敷船」を確認した際には「早速奉行所江注進」するよう命じられている<sup>16</sup>。これらの点に鑑みると、かならずしも和田岬船見番所の不審船監視機能が軽視されるようになったわけではないことがわかる。

このように、勤番所体制への移行に伴って、支配関連諸施設には大幅な改廃が加えられている。兵庫陣屋の解体には尼崎藩による支配から大坂町奉行所―兵庫勤番所体制への移行を告げる強いメッセージが込められていたと考えるが、勤番所を構成する諸施設整備の方向性としては、支配に必要な機能の集約と合理化がみられた。

## (二) 人的体制の整備

次に、勤番所の人的体制の整備過程について、順を追って確認していくことにする。まず尼崎藩江戸留守居が幕府勘定所に呼び出され、藩領の一部上知が命じられるのが明和六年（一七六九）二月一三日<sup>17</sup>、同月二日にはその報が神戸村に届いていることから<sup>18</sup>、他の村々にも同じところに上知の報は伝達されていたと思われる。その後、村々の幕府代官への引渡しは四月六日までにおわり、兵庫・西宮の大坂町奉行所への引き渡しも六月には完了している。上知の命を受けて大坂町奉行が与力・同心らに兵庫・西宮への最初の勤番を命じるのは六月一五日のことである。

このとき、当分勤番として派遣されたのは、兵庫詰が与力一人・同心六人、西宮詰が与力二人・同心三人である。兵庫の同心数が多いのは、和田岬船見番を兼務するためである<sup>19</sup>。その後、明和七年正月二九日に西宮勤番下役として同心一人が増員されるが、こうした暫定的な「当分」勤番体制は、増員から三日後の二月二日には解消され、恒久的体制への移行が始まる。その内容は東町奉行室賀正之・西町奉行神谷清俊より出された書付に詳しい。

文中に「右者兵庫・西宮取計之儀、口々江戸表江相伺、此節御下知相済申達候」とあることから、江戸の承認を得た決定稿であると思われる。そこで少し長文になるが、全文を掲げてみたい<sup>200</sup>。

【史料1】

東西

支配  
月番 与力江

撰州兵庫・西宮各勤番之儀、両所ニ老入宛・同心四人宛差遣、右同心之内老ケ所ニ而三人宛者地附、老入宛者当表（より）交代之積、并兵庫和田崎船見番所之儀者、軽キ者兩人新規御抱入詰切ニ申付候、且非常之節者兵庫・西宮町分、并町分之内ニ挟有之候田畑・町方地先浜通者両所勤番（より）差遣為致見分候、右之外町分を離候地所ニ而も差掛り猶予難成程之儀ハ所之者（より）訴之、時宜次第勤番所（より）差遣可申候

一勤番所門番人者、兵庫・西宮とも一人宛之積、二人新規御抱入可申付候

一兵庫・西宮勤番所御鉄砲五挺、三ツ道具一通り宛差遣、且兵庫和田崎番所之儀ハ三ツ道具斗差置候

一和田崎船見番所之儀、若疑敷船相見候ハ、早速奉行所江注進為致候積可相心得候

一諸大名其外通行之節、兵庫・西宮（より）注進之儀者、同所詰各よりは是迄之通可被申

越候

一兵庫東西入口惣門之儀者、張番所有之候得共、向後相止メ、惣門斗者其俣ニ差置、修

復等者町役ニ申付候

一各并同心勤番之儀者一ヶ月限被致交代、船ニ而往返可被致候、尤役船・役加子之儀者は是迄之通可被申付候

一兵庫・西宮勤番所ニ為相詰候各・御同心共、并和田崎船見番所之者、勤番所門番人御扶持方御宛行

拾人扶持宛 交代為致候与力老入分

三人扶持宛 同断 同心老入分

金五両 和田崎船見番老入分

老入半扶持宛

兵庫  
西宮 勤番所

金四両

門番人老人分

老人半扶持宛

一各并同心共、右勤番之儀者、当表御番同様之事ニ候間、御番方申合、星順を以可被相勤候

右者兵庫・西宮取計之儀、口々江戸表江相伺、此節御下知相済申達候間、被得其意、且亦私領之節者在町一統之御場所ニ候処、此度町奉行所支配・御代官支配と相分り候ニ付而者、末々之ものとも心得違等無之、諸事不差支様双方可申談候旨被 仰渡候間、各ニも其心得を以可被相勤候、将亦兵庫・西宮地付同心之儀ハ、左之者共被仰付候

飛州御材木蔵方掛り

地役人

山崎 与三郎

鈴木 唯七

山内 今右衛門

安江 信右衛門

島田 小兵衛

川上 太兵衛

右之通候間、各承知、同心共江者支配ニ而可被申聞候

寅二月

まず、兵庫・西宮両勤番所にはそれぞれ与力一人・同心四人を配置することとし、同心四人のうち三人は地付、一人は大坂町奉行所より交代で派遣することとしている。

勤番に就く与力・同心については、月番での交代とし、勤番三〇日・船路往復二日、計三二日を基本的な勤番日数とした。また勤番する与力・同心には旅籠賃として一日一人当たり銀三匁二分五厘を三一日分、帰り一日分として昼旅籠賃銀二匁五分、計銀一〇〇匁余を支給することが取り決められている。また勤番与力・同心の大坂―兵庫・西宮の往復には、兵庫渡海船宿・西宮船宿を役船・役加子として徴用することとしている。

地付には飛驒高山代官所御材木蔵方掛りの地役人が、兵庫・西宮にそれぞれ三人宛配置転換されることとなった。飛驒より転配となったのは山崎与三郎・島田小兵衛・山内今右衛門・安江信右衛門・鈴木唯七・川上太兵衛の六人であり、このうち山崎・山内・島田の

三人が兵庫、安江・鈴木・川上の三人が西宮に配属されている。また大坂町奉行所付の同心は番組ごとに組頭の指揮下に入ったが、地付同心については、いずれかの番組に編成されるのではなく、大坂東西両奉行所の組頭全体の指揮下に入ることとされている。また地付同心の地位は、大坂町奉行所付同心と同様に世襲され、一定期間の見習いを経て、父や兄の退番後に「抱入」となる形で継承されている<sup>21</sup>。

地付同心の勤務体制は五ツ時（午前八時頃）より二人が勤番所に詰め、昼九ツ時（正午頃）に残る一人が出勤し、これに替り朝番のうち一人が帰り、七ツ時より泊番として再び出勤、昼詰の二人が引き取る形を日々交代で勤める体制であった<sup>22</sup>。また彼らは勤番与力の下で、隠密御用や討物・捕者に携わったというがその実態は明らかでない。また町廻りや火災時の出勤など町方・在方に出役する機会は多かったと思われる。それゆえ彼らには「与力・同心高下之程」をわきまえ、与力の差図を遵守することが求められるとともに、出役先での不作法な行儀・振る舞いが禁じられている。また「御用向之儀、一切他言致へからず候事」、「惣而御用之書物者反古たりといふとも疵抹ニ致さず、勤番之与力江承合紛失無之様可仕事」と御用に関わる秘密の厳守や情報管理の徹底も求められていた<sup>23</sup>。

大坂町奉行所は、これに加えて足軽四人を新規に召し抱え、兵庫・西宮勤番所の門番、及び和田岬船見番に就かせている。この時、採用された足軽は江坂平内、伊藤幸左衛門、久良住右衛門、樋口林八の四人である<sup>24</sup>。彼らの出自をみると、江坂は天満撰津国町天満屋権兵衛方に、伊藤は摂州西成郡曾根崎村境屋六郎兵衛借家鍵屋藤兵衛方に、樋口は釣鐘町大和屋嘉助方に「当分罷在」る人物であった。「当分罷」がどのような状態を指すのか、詳しくはわからないが、厄介的な存在ではないかと考える。また久良は内本町式丁目丹波屋藤次郎方の借家で、以前には備後屋弥助と称していた。恐らく他の三人も召し抱えにあたり改名しているであろう。当初の配属をみると江坂・伊藤の二人が和田岬船見番、久良・樋口の二人が勤番所門番に採用されている。ところが安永八年（一七七九）頃作成の「東組与力・同心役順勤順、兵庫・西宮地付同心・牢守・船見番・門番等名前書」（以下「名前書」）<sup>25</sup>によると、当初、勤番所門番に配属された久良住右衛門が、伊藤孝（幸）左衛門とともに「兵庫船見番」に名を連ねている。それから七十五年が経過した嘉永七年（一八五四）九月、大坂湾に異国船が侵入する事件が起こるが、この時、久良住右衛門が勤番与力のもとに、刻付で異国船に関する情報を注進しており、和田岬船見番が久良氏によって世襲されていたことが伺える<sup>26</sup>。久良住右衛門が最初に就いた兵庫勤番所門番には中山善七が就いており、江坂平内の名は見えなくなっている。

曾根ひろみによれば、大坂町奉行所東組同心の二割（九十人中十八人）が「御雇被召出」であり、雇われた者はその後、抱席に入り、昇進、世襲していったが、与力に比べ同心の定着率は低く、そのために雇いという形で新たな人材を確保する仕組みが確立されていたという<sup>27</sup>。上知に伴って兵庫・西宮詰として採用された足輕も、そうした供給システムに基づいて採用されたものと思われる。江坂氏の例にみるように、当初にはその地位に不安定さもあつたが、時を経て定着し、世襲されるようになっていったのだろう。

このように、明和七年四月までに確立された兵庫勤番所の人的体制は、勤番与力一人・勤番下役同心一人、地付同心三人・足輕三人（船見番二人・門番一人）、の計九人である。その後、安永九年までに牢守二人を新たに採用し、町人足が勤めていた仮牢番にかえていく。

いずれにしても、物頭格の奉行を置き、足輕以上の家臣十三人を配していた尼崎藩の体制と比べると勤番所の人的配置は縮小されている。だがこの上知は、兵庫・西宮を大坂町奉行所の広域支配の枠組みに組み込むものであり、「定芝居其外諸株」出願に関する取調や上申、株帳への登載に関する事務、上知に伴って導入された土地登録台帳である「家屋敷水帳」の取り扱いについては地方役、寺社に関する諸事は寺社役、勤番所で使用する筆墨紙その他の経費の管理については勘定役、火付盗賊吟味筋に関しては盗賊吟味役と、兵庫の支配にかかる諸務の多くは大坂町奉行所の諸役が直接取り扱っている<sup>28</sup>。

また上知に伴い、東西町奉行所内には兵庫・西宮上ヶ知方が設置され、各組与力二人・同心三人を加役として、これに任じている。兵庫・西宮上ヶ知方の職掌は、勤番与力から寄せられる伺のうち「前段役筋之もの取扱外之儀者都而私共江申越次第取次申上、御差図之通取計」、すなわち地方役・寺社役・勘定役・盗賊吟味役の役掛り以外すべての伺の取り次ぎと取り計いにあつた<sup>29</sup>。

このように、兵庫・西宮の勤番所支配体制は、尼崎藩時代と比較すると、奉行職が置かれていない分、組織としての自立性は低くなったものの、より大きな大坂町奉行所の支配体系の中に包摂される形となった。また江戸の下知に従い、与力には十人扶持、同心には三人扶持、和田岬船見番には金五両と一人半扶持、兵庫・西宮勤番所門番には金四両・一人半扶持が支給されている<sup>30</sup>。一八世紀後半の堺奉行所では、それまで与力・同心らに支給されていた橋・高札場・牢屋敷の修覆、役屋敷の代修覆、惣堀浚、浜地割渡等にかかる扶持が、奉行所経費の節減の一環として軒並み廃止されており<sup>31</sup>、大坂町奉行所もおそらく同様の状況にあつたと思われる。そうした状況下においてこれだけの手当支給や足輕の

新規召抱えが、江戸の指示により行われていることは、幕府にとって兵庫・西宮支配の重要度がそれだけ高かったということであろう。

### (三) 兵庫勤番所の治安維持

では、兵庫勤番所にはどのような機能が求められたのか。上知直後の明和六年六月に作成された「当分兵庫勤番覚」<sup>32</sup>によると、当初、勤番与力・同心らに求められた役割は、①出火の際の消火活動（同心）と火事場見廻り（与力）、②勤番中の与力による町廻り（和田崎番所まで対象）、③人立之場所・盗賊召捕のための不定期の町廻り（二・三・四・五日毎、同心）、④勤番交代の帰路の町廻り（与力）、⑤盗賊等の捕縛・入牢、⑥和田崎船見番所への詰番（同心）と、いずれも兵庫市中の治安維持に関わるものである。また『大坂町奉行所旧記（下）』は勤番の役割を、「諸訴万事取捌、寺社定式神事祭礼見廻り、其外火付盗賊召捕方・町廻り等」と記している<sup>33</sup>。つまり、上知直後より、勤番所に求められたのは兵庫市中の治安維持であり、諸訴の取り捌きのほかは、「当分」勤番体制から恒久的勤番体制への移行後もその機能は勤番所の重要な役割として引き継がれている。

次に、その権限が及ぶ範囲だが、再度【史料1】をみると「非常之節者兵庫・西宮町分、并町分之内ニ挟有之候田畑・町方地先浜通者両所勤番（より）差遣為致見分候、右之外町分を離候地所ニ而も差掛り猶予難成程之儀ハ所之者（より）訴之、時宜次第勤番所（より）差遣可申候」とあり、非常時には町内の代官支配地にも勤番を見分に出役させること、また他領であっても兵庫周辺の村々において差迫った事態が発生した際には、所の者の訴えに応じて出役し、鎮静化にあたることが規定されている<sup>34</sup>。つまり兵庫・西宮勤番所には代官支配所や私領も含む、西摂津地域一円の治安維持が求められていたといえる。

そこで、一八世紀半ばの尼崎藩治下の兵庫及び周辺地域において、治安維持上どのような問題を抱えていたのかをみていくこととする。兵庫岡方の惣会所日記である「官要録」の寛保三年（一七四三）八月四日の記事によると、この日、兵庫陣屋に三方名主・庄屋らが召出され、「當所（兵庫）并灘表も物総（物騒）」であるから手当を行うよう、兵庫奉行から直々に仰せ渡されている<sup>35</sup>。そのため三方惣会所では、①名主・庄屋・惣代による忍廻りを折々実施すること、②鉄棒を持つて町々をまわり、家別に「火之元触」を行うこと、③個別町ごとに組頭・五人組頭で四ツ時から夜中の町廻りを実施すること、④組廻り・身廻り・鈴廻りを念入りに行うこと、⑤時太鼓のほか、半時廻りにおいては拍子木を打ち、念入りに見廻りをするを申合せ、岡方・北浜・南浜の惣会所ごとに組頭を呼び出して、

町々にこれを徹底させるように通達している。一七四〇年代に入り、当該地域では治安悪化が特に懸念されるようになっていた。兵庫陣屋は寛保二年八月三日には「岡方物念(物騒)」<sup>36</sup>・寛保三年四月六日<sup>37</sup>には「世間物念(物騒)」であるとして、町廻りの徹底を三方惣会所に命じている。このように短い期間に、兵庫奉行が再三にわたり治安維持策の実施を三方惣会所に求めていることから、事態の深刻さが伺える。

寛保三年八月四日の申合せからもわかるように、忍廻りをはじめとする兵庫市中の治安維持策は、兵庫の名主・庄屋や惣代、組頭など町方役人層によって担われていた。しかし彼らは他にも役務や生業を抱えているため、町役人層に依存する治安維持策にも限界が生じる。寛保三年二月一日に三方名主が兵庫長吏らを惣会所によび、「自今勤方夜一通り昼一遍耆人ツ、可相廻、若不快之節ハ昼廻除夜廻り斗可相勤、勿論手子之者召連長吏勤之躰ニて可相廻、若病氣之節ハ可相届、廻り之節ハ三方会所へ可相届」ことを申し渡したのは、その解決策の一つである<sup>38</sup>。長吏とは、兵庫の非人集団を束ねる非人頭である(大坂四ヶ所長吏との混同をさけるため、以下「兵庫長吏」とする)。明和四年頃の作成と思われる「撰州八部郡福原庄兵庫津明細」によれば、兵庫長吏は二名で、彼の束ねる集団は家数十二軒、人数は四十四人からなった<sup>39</sup>。このほかに「長吏共支配」の非人三十三人がいたが、高木伸夫はこれを小屋住みの非人ではなく、兵庫の町々が抱える非人番であろうと推定している<sup>40</sup>。先の申し渡しに対し、兵庫長吏らは三方惣会所に一札を提出しているが、その文中に「町方祝義不祝義馳物等受候節家々相應ニて申受候、若不相應ニむさふり候義仕間敷」旨を加えるべきだとの相談が三方名主中で行われている。このことから兵庫長吏らも大坂の非人集団などと同様、兵庫の町方に抱えられ、勸進権を得て町々の番人的な役割を担う存在であったと思われる。また、宝暦一〇年(一七六〇)には三方惣会所の指示に従い、博奕宿の聞合せや町廻りを行う三方名主の供などに従事しており、兵庫長吏は三方惣会所の指揮下にもあった<sup>41</sup>。

さらに、兵庫長吏に関して言えば、寛保三年十二月二〇日に覚兵衛・喜兵衛兩名が、尼崎・西宮の長吏とともに大坂町奉行所に召し出され、「自今大坂四ヶ所長吏支配可付」ことを命じられている<sup>42</sup>、そして同日中に兩名(ここでは兵庫番人頭喜兵衛・角兵衛と記載される)は、尼崎番人頭久兵衛・佐兵衛、西宮番人頭長兵衛・重兵衛らと連名で、大坂四ヶ所(天王寺・鳶田・道頓堀・天満)長吏に対し、「我々儀是迄ハ大坂四ヶ所手下ニ不附一分之頭致シ居候処此度 御吟味之上撰河内国村々番非人同前ニ被仰付候以来支配請候上者御用筋之儀ハ勿論四ヶ所仲ヶ間作法不依何事各(より)被申渡候事少茂違背申間敷候」との



一札を差し入れることとなる<sup>43</sup>。

筆者は前稿において、摂津・河内・和泉の在方非人番を含め、大坂四ヶ所長吏の指揮下で大坂町奉行所の御用に携わった組織を「長吏の組織」と位置付けた<sup>44</sup>。兵庫・西宮・尼崎の非人集団はこれ以前には「長吏の組織」からは独立した存在であったが、それが、この大坂町奉行所の指示によって、摂津・河内両国村々の非人番と同様に「長吏の組織」に組み込まれることとなったのである。大坂町奉行所が盗賊方の御用に関し、このような施策を実施したのは、犯罪の広域化・組織化、あるいは凶悪化などにより治安の悪化が深刻化する事態に直面し、領域支配を行う尼崎藩領等をも含む広域的な治安維持体制を確立する必要性を認識したためであろう。大坂町奉行所は、まずは盗賊方の下で御用を勤める大坂四ヶ所長吏の下に、兵庫・西宮・尼崎の非人集団を編成し、組織化することで、その実現を目論んだのである。しかし、当然のことながら、この段階において尼崎藩領に関する治安維持の権限を持っていたのは尼崎藩である。それゆえ寛保三年以降も、兵庫市中の「内々聞合」や町廻りは兵庫陣屋―三方惣会所―兵庫長吏のラインで行われており、大坂町奉行所の広域的な治安維持体制との関係でいえば、二元的な体制にあったといえる。

明和上知は兵庫や西宮における、そうした二元的な治安維持体制を大坂町奉行所盗賊方のもとに一元化する意味をもった。上知後の兵庫長吏への指示系統は、広域的な「火付盗賊吟味筋」の捜査に関する大坂四ヶ所長吏からの指揮系統はそのまま引き継ぎ、兵庫陣屋―三方惣会所のラインを大坂町奉行所盗賊方―勤番所に変えることで、すべての捜査情報が盗賊方のもとに集中する形をとった。

こうした大坂町奉行所盗賊方の御用の場において、兵庫長吏は「長吏」ではなく「小頭」「兵庫小頭」と呼ばれている<sup>45</sup>。ただし宝暦一〇年（一七六〇）には「町離（長吏）覚兵衛」として三方惣会所の命じる兵庫市中の聞合せや町廻りに従事していることから<sup>46</sup>、小頭の呼称は本来、盗賊方の御用勤時や大坂四ヶ所長吏との関係に限定して使用されるものであった。それが明和上知により治安維持機能が大坂町奉行所盗賊方に一元化されたことで、その御用を担う彼らの呼称も小頭に統一されていったと思われる。

## 二 大坂町奉行所―兵庫勤番所体制下での治安維持

### (一) 他国者の流入と無人別の増加

このように、一八世紀半の兵庫及び周辺地域では治安の悪化が深刻さを増しており、尼崎藩も大坂町奉行所もそれぞれ対策に乗り出していたことが明らかとなった。なかでも大

坂町奉行所は私領も含む広域的な治安維持体制確立のために、上知以前から大坂四ヶ所長吏を活用する形で、兵庫・西宮・尼崎の長吏組織を取り込み、その実現をはかろうとしていた。勤番所の役割として、治安維持機能を重視したのもそうした背景からであろう。そこで、ここからは勤番所の治安維持機能に着目して、当時の兵庫においてどのような問題が生じており、それに大坂町奉行所―兵庫勤番所体制がどのように対処しているのかを具體的事例を通してみていくことにする。

## 【史料2】

当津湊川往還（より）壱間斗上手北堤ニ行倒死之者有之由申旨、三方月番和田崎町所役人共別紙之通訴出、猶又小頭共（より）別紙之通申出、右内意書之趣ニ而ハ、吉兵衛儀、同居居宅ニ而、前書之もの致病死候而ハ難儀も可相掛哉与之心匠巧を以、右体差出候哉ニ相聞、何分紛敷候付、右吉兵衛召捕相兼、為検使同心中差遣候処、吉兵衛女房ちよ与申もの、前書相果候ものを連出し候趣ニ付、右兩人共召捕候旨ニ而、別紙見分書并捕書を以申聞候付、候付、見付人、川番并所役人共呼出、相糺候処、別紙口上書之通り申立、吉兵衛・ちよ兩人儀共相糺候処、別紙仮口書之通申立候依之、猶又見付人・川番并所役人共呼出相糺候処、別紙口上書差出候ニ付、死骸ハ先仮片付申付、吉兵衛右兩人之者共ハ仮牢留置、此段及御懸合候、宜被仰上度、御報早々被御申聞候様致度存候、以上

十月十一日

仁木 謙吉

東西上ヶ知方

御役人中様

追而、本文吉兵衛日雇主西出町中村屋伊兵衛、并同人同家父弥助、并右伊兵衛借り受居候相生町家主嶋屋安右衛門、右三人之もの共も呼出し相糺候処、夫々別紙口上書之通申立候付、伊兵衛・弥助兩人ハ所預ケ、安右衛門儀ハ他参留申付置候、是又本文御報之節否被御申聞可被下候、且本文吉兵衛、ちよ一件、猶小頭共へ再風聞申付候処、別紙之通内意書差出候付、候付、依之差上候、御落手被成候、以上

これは、某年一〇月一日に勤番与力仁木謙吉が東西上ヶ知方に届け出た、行倒死人に関する捜査経過の報告である。この一件は勤番所に「湊川往還（より）壱間斗上の手北堤」で行倒死人が発見されたとの一報が、三方月番の和田崎町役人と小頭からそれぞれ届けら

れたことに始まる。行倒死人は与助という無宿である。小頭からの内意書によれば、与助は相生町島屋安右衛門借家吉兵衛方身を寄せていたが、与助が病体に陥ったため、無宿に自宅で死なれては難儀であると考えた吉兵衛が、同所に放置したらしいとのことであった。仁木は吉兵衛の捕縛も兼ねて同心を検使に向かわせ、取り調べを行っている。その結果、病気の与助を同所まで連れ出したのは、吉兵衛の女房ちよであることが判明した。そのため同心らは吉兵衛・ちよ兩人を召し捕り、勤番所仮牢に留置、一通りの取り調べを行ったうえで、大坂町奉行所盗賊方に身柄を引き渡している。

だが、追而書にあるように、その後、吉兵衛の雇用主である西出町中村伊兵衛とその父弥助、そして伊兵衛の家主相生町島屋安右衛門にまで捜査の手は伸び、結果、伊兵衛・弥助父子は所預け、安右衛門は他参留の処分を受けている。そして最終的にはこの三人も大坂町奉行所盗賊方に送致されることとなる。彼ら三人の捜査に先だって、見付人・川番・所役人らの事情聴取が行われていることから、その過程で何らかの関与が明らかになったのだろう。また勤番与力の仁木が、彼ら五人を大坂町奉行所盗賊方へ引き渡した後も、小頭に継続捜査を命じていることから、病体の無宿の遺棄に留まらない、何らかの犯罪と結びついていた可能性も考えられる。ここで問題なのは、与助のように諸国から人別を離れて兵庫にたどり着いた人々が、無宿あるいは無人別として兵庫に滞留し、犯罪と結びつく可能性があった点である。いずれにせよ、無宿与助は日雇吉兵衛夫婦を頼って市中に滞留していたのであり、吉兵衛自身、日雇という経済的には不安定な存在でありながら与助を受け入れていた。こうした関係は、人別を離れて兵庫にたどり着いた他国者が、兵庫市中に溶け込み、生活基盤を得て定着していく一つのプロセスを示すものではなかったかと考える。そこで次に他国者がどのように兵庫に入り込み、生活基盤を持つようになっていったのか、その一例を追ってみたい<sup>47</sup>。

切戸町絹屋文平方に借家する同町大和屋義兵衛事儀右衛門は、大和国葛上郡富田村の出身である。彼は天保二年（一八三一）四月下旬に兵庫に至り、同町丹後屋与三兵衛の口次世話で、逆瀬川町ほうき屋儀助を引請人として絹屋方を借家し、青物荷売渡世を営んでいる。彼は兵庫で生活を始めて約二年が経過しているが、無人別のままである。また同町で座敷貸を営む姫路屋庄右衛門は播磨国飾東郡美濃村の出身で、彼は天保四年正月に村を出ている。その後、三月二〇日頃に切戸町丹波屋与三吉の世話をうけて、女房きよとともに、こちらも切戸町絹屋文平方を借りて住まうようになった。女房のきよは摂津国昆陽村の生まれで、天保二年には昆陽村を離れたとされるが、どのような経緯で兵庫に至り、庄右衛

門と夫婦になったのかは不明である。ただし夫婦の人別は庄右衛門の父方にあり、彼らもまた兵庫では無人別であった。儀右衛門と庄右衛門夫婦のいずれもが切戸町の丹後屋を屋号とする与三兵衛・与三吉の手引きを請け、同じ絹屋文平方に借家している点は注目される。恐らく与三兵衛と与三吉は同一人物か、そうでなくても同族の者であろう。

後に彼ら三人は、「兼而知合」の無宿久蔵によつて犯罪に引き込まれていくことになるが、久蔵もまた他国出身者で、無人別のまま兵庫に居住する一人である。久蔵が父大吉とともに播磨国揖西郡那波野村を出て、兵庫に至るのは天保四年二月中旬である。彼らは前述の儀右衛門方に数日間同居した後、儀右衛門を引請人として切戸町京屋佐兵衛方に借家し、青物荷売をはじめている。儀右衛門のように市中にある程度定着すれば、無人別のままでも世話人となり、新たに兵庫に流入してくる他国者を受け入れる窓口になることができた。先に見た日雇吉兵衛もそうした存在の一人だったと考えれば、経済的に零細で不安定な家族持ちの日雇でありながら、無宿を抱えていた説明がつく。

一八世紀半～一九世紀の兵庫には、多数の他国者が生国の人別を離れ、生活の糧を求めて流入していたが、丹後屋与三吉・与三兵衛のような世話人、あるいはほうき屋儀助・儀右衛門のような引請人、そして絹屋文平・京屋佐兵衛のような借家提供者が存在することで、彼らは無人別のままで借家し、生業を得ることが可能であった。また、儀右衛門のような定着者を頼りに「兼而知合」が兵庫に流れ着く場合もあったであろう。こうした生国を離れ流入する他国者のすそ野は広く、また彼らを受け入れる仕組みが兵庫には形作られていたといえる。しかし儀右衛門のように生業を持ち、定着する者がいる一方で、個性によるところもあるうが、久蔵のように借家から数日後には「家出行方不知」になる者もいた。また二年にわたり定着した儀右衛門や、家族を持つ姫路屋庄右衛門にあつても、最終的には犯罪に加担し、囚われの身になるなど、定着は必ずしも容易なものではなかった。特に姫路屋庄右衛門夫婦に関しては、「兼而知合」の関係を口実に、庄右衛門の留守中に一宿を求める形で入り込んだ久蔵の「偽言」「申威し」に惑わされて犯罪に引き込まれ、追われる身となり無宿に堕ちている。彼らの「兼而知合」の関係は、彼らを犯罪の道に引きずり込む落とし穴としても存在し続けたのである。住まいと生業を持ち、定着を図ろうとする無人別と、犯罪と表裏一体の無宿とでは違いは大きいが、両者を隔てる垣根はそれほど高くはないのである。

## (二) 無宿と犯罪のネットワーク化

次に、『兵庫勤番文書』から、無宿が犯した犯罪の実例をいくつか見ていくことにする。町廻り先において風体の怪しい人物を見かけた小頭が、これを捕縛し、勤番所に報告している例がいくつか見られる。その一例では、勤番与力による取り調べの結果、彼は長兵衛という無宿であり、魚棚町紙屋与兵衛方において、大工道具五点を盗んでいたことが判明する<sup>48</sup>。この大工道具については、既に紙屋与兵衛から紛失（盗難）届が出されていたものであり<sup>49</sup>、届出書と合致したことから、勤番与力は地付同心山崎慈三郎・嶋田養三郎に命じて、長兵衛の身柄を西町奉行所盗賊方に引き渡している。同様に町廻り先で播州姫路小林村百姓伊兵衛の倅源蔵と、無宿佐蔵を召し捕った一件でも取り調べの結果、備前国邑久郡牛窓小嶋屋寅之助倅藤吉らと盗みを繰り返していたことが判明している<sup>50</sup>。

当時の盗犯のあり方として興味深いのは、この二例ともに盗品にも大工道具が含まれている点である。逆瀬川町茶屋徳五郎親類方では家内戸棚に収納していた「三布四布ふとん」「四布五布ふとん」が盗まれており<sup>51</sup>、また東出町網屋甚兵衛借家生船屋りう・娘さきの兩人は、留守にした数日間に「表口ヅリ之錠前」を壊され、家内から一〇点ほどの品を盗まれている<sup>52</sup>。これらの犯例をみると、大工道具は破壊を伴う大掛かりな盗犯と密接に結びつくものであることが推測される。また藤吉については、盗んだ大工道具を岡方神明町熊野屋吉兵衛に預けていたが、藤吉の事件発覚後、熊野屋も勤番所の尋問をうけ、所預けの処分を命じられており、熊野屋はそうした事情を解した協力者であった可能性が高い。

幕末の事例であるが、無宿の犯罪に対する協力者の存在は、次の例にも見ることができ。慶応三年一〇月二六日、山田屋新兵衛借家小川屋甚四郎は、無宿伊豫の梅松三男駒吉から同年四月頃に着類を買い受け、かつ同九月中に梅松・駒吉、勢州の市蔵・京ノ秀吉・金毘羅ハ定吉・京の与吉・ナンバノ房吉・兵庫の栄吉・梅の木房吉ら無宿九名の依頼を受けて船を出し、協差・着類・反物などを売捌いたことが不正であるとして、大坂町奉行所盗賊方出役同心青木邦之助に召し捕えられている<sup>53</sup>。小川屋を取り調べた結果、彼以外にも明石屋伊右衛門借家枡屋勇次郎・田中屋米吉借家大和屋新七が、無宿らの持ちこむ着類・反物の売買に関与しており、さらに五味屋与左衛門借家大和屋久兵衛が、小川屋らに対して「隠居所」を提供し、彼らの活動を助けていたことが判明する。さらに捜査をすすめると、煙草屋治右衛門借家橋本屋泰次郎が、小川屋甚四郎から「不正之脇差式本」を購入し、一本は自らが所持、一本は「土州之里侍」に売却していたことが明らかとなった。そのため勤番所では、まず所持分を勤番所に提出させ、さらに売却分についても早急に取り戻し、勤番所に差し出すよう命じている。

このように、兵庫には諸国から数多くの無宿らが「不正」の品物を売買する目的でやってきていたが、それは小川屋甚四郎のような「不正」の品物の売買を仲介したり、売買の場や隠れ家を提供する協力者が存在したことがその一因であろう。またこうした「不正」の品の売買ネットワークが形成されることで、その販路も広く展開していったのである。一八世紀後半から一九世紀の兵庫においては、そうした協力者を核として、犯罪が広域的・組織的に展開していたといつてよい。

### (三) 犯罪捜査の実態

では、大坂町奉行所―兵庫勤番所体制において、犯罪に対する捜査がどのように行われたのか。『兵庫勤番文書』等から具体的な例を見ながら確認していきたい。

#### 【史料3】

当津西柳原町植松屋十右衛門病気代儀兵衛（より）別紙之通紛失物之儀断出候付聞置、残シ置有之候品者取上、小頭共へ風聞手当申付置候、依之右断書尅通差進申候、御落手可被成候、右可得御意如此御座候、以上

十月九日

仁木 謙吉 印

東盜賊方

御役人中様

これは、西柳原町植松屋十右衛門方から届け出のあった紛失物に関する風聞手当の結果を、兵庫勤番与力牧野平左衛門が大坂東町奉行所盜賊方に提出したことを示すものである<sup>54</sup>。文中の「残シ置有之候品」とは「盜賊残し置候品」のことであり、紛失物はすなわち「被盜物」を指す<sup>55</sup>。つまりこの一件は植松屋十右衛門方での盜難事件に関するものということになるが、勤番与力の仁木は小頭らにこの盜難事件の捜査を命じ、その成果を「内意書」という形で提出させたのである。同様の例は『兵庫勤番文書』にいくつか確認できる。

また、先述のように「町廻り」や「風聞手当」にあたる小頭らが、出役先で自ら犯人の捕縛を行う場合もあったが、播州姫路小林村百姓伊兵衛倅源蔵・無宿佐蔵らを召し捕った一件では彼らを「手込致口問」したという<sup>56</sup>。つまり力づくで拘束し、尋問を行ったわけである。そのように強権を発動し捕縛を実行するには、相応の根拠が求められる。先に見

た無宿源蔵一党や無宿長兵衛を捕えた事例では、尋問の結果、いずれも盗みを働いた事実を白状している。これは小頭らが「風聞手当」等を通じて獲得していた情報の精度の高さを示すものであり、彼らが確証をもって捕縛を実施していることの証左ともなる。

小頭らの提出した内意書は、勤番所を経由して大坂町奉行所盜賊方に提出されることになるが、事件によっては掛同心が兵庫庫に出役し、直接捜査にあたる場合もあった。無宿らの持ちこむ盗品売買に関与した小川屋甚四郎らの捜査のために、盜賊方同心青木邦之助が出役した一件はその一例である。

また、捜査範囲が広域に及ぶ事件にあつては、大坂四ヶ所長吏とその組織が動員されることとなる。ここでは兵庫庫を中心に展開した無宿伊助・久蔵・源右衛門・修驗寿山の捜査に関する事例を検討することにした<sup>57</sup>。

天保四年二月一〇日夜、無宿伊助・久蔵・儀右衛門・修驗寿山の四人は播磨国神東郡柏尾村与吉郎方へ脇差や傘をもって押し入り、金子を出さなければ切り殺すと脅し、強盜に及んだ<sup>58</sup>。このうち儀右衛門は、先に見た切戸町絹屋文平方に借家し、青物荷売渡世をしていた大和屋義兵衛事儀右衛門である。また久蔵は儀右衛門を引請人として同町京屋佐兵衛方に借家し、青物荷売をはじめ、数日で姿を消した久蔵その人である。

大坂町奉行所においてこの事件を担当したのは、東町奉行所盜賊方与力関根勝之助であった。彼は天王寺長吏善吉に命じ、灘目一帯の小頭らに指示を出し、彼ら四人の探索にあたらせている。善吉は灘目以外にも摂津国一円の小頭・非人番らに命じ、旅籠・ぐれ宿・遊所、生国や以前の居住先、修驗の総本山である聖護院配下の諸院、博奕場など、伊助らの立ち寄りそうなところをくまなく探索させている。

ところで、彼らは捜査手法の一つとして人相書を作成しているが、その人相書によれば、修驗寿山は「年頃三十四才斗」、「ひたひ開きはり、ほう至而すぼり」「色黒く」「惣髪二而角拔上ケ」「わけ（鬘）細長く、根をべうしろへたれ」「背中（より）少しひくき」「鼻筋通り」「目はつちり、大きく」「やせ肉」の人物であるという。また伊助は「年廿六七才」「髪長く、鼻高く」「色白く」「ひん（鬘）高く」「わけ（鬘）ふとく」「まつ毛こうく」「目はつちり」「脊至而目立程高く」「男ふり宜敷」「中肉」の人物であったという。こうした人相書は聞合せ情報をもとに作成したものと思われるが、これらが犯人の人相をどの程度忠実に再現しているのか、また犯人逮捕にどの程度効果があったのか、興味深いところではある。

さて、灘目一帯の小頭らによる捜査の結果、久蔵が摂州菟原郡御影村の博奕場において、博奕仲間である源蔵・市兵衛兩名と博奕を催していることが明らかとなり、御影村番人伊

三郎・東明村番人兵藏・住吉村番人勘助の三人がこの博奕場に赴き、久蔵ら三人の捕縛に成功している。さらに儀右衛門についても、摂津国菟原郡新在家村筆屋庄兵衛方に潜伏していることが判明したことから、恐らく筒井村番人弥七らが筆屋方に赴き、同人の身柄を確保している。

四月一二日、兵庫小頭庄三郎・吉次郎は、久蔵・儀右衛門の捕縛に関わった四人と連名で、二人の身柄を拘束した旨を天王寺長吏に報告している。庄三郎らはこの事件捜査の進捗を天王寺長吏善吉に逐次報告しているが、この報告においては「風聞承探当りヲ付、捕ニ伊三良・勘助・弥七・兵藏、四人之もの共召遣候處、能相働召捕候」と、彼ら四人を召捕りのために派遣したことを記している。また捕縛した久蔵・儀右衛門両名の身柄については、仮牢のある兵庫勤番所に留置した後、兵庫小頭により高原溜に移送する手続きが取られている<sup>59</sup>。これらの点から、灘目において一連の捜査を主導したのは兵庫小頭の庄三郎・吉次郎の両名であったと思われる。

その後、伊助・寿山の二人については、捕縛できたかどうかは分かっていない。ただ、伊助に関しては、同年一〇月に兄の住む安芸国広島領東条村備中町まで探索の手を広げていることから、捜査は難航したようである。二人を逮捕できていないことをどう評価するかという問題もあるが、少なくとも犯人らの拠点とおぼしき灘目一体の捜査については、大坂町奉行所盗賊方―大坂四ヶ所長吏の指揮下において、兵庫小頭を筆頭とする灘目一同の非人番による捜査体制が生まれ、儀右衛門・久蔵の捕縛に成功した。また、摂津国一円の非人番を動員した面的な捜査が行われ、さらに広島まで探索の手を伸ばすことができていることは、大坂町奉行所盗賊方の「長吏の組織」を用いた捜査能力の高さを示すものである。『悲田院長吏文書』を繙いてみると、例えば文化七年（一八一〇）には鳶田垣外の彦兵衛が四国に<sup>60</sup>、文政三年（一八二〇）天王寺垣外の林兵衛は九州に足を延ばしているように<sup>61</sup>、彼らが担う御用の範囲は四国、さらには九州まで展開していたことがわかる。このように寛保三年の兵庫・西宮・尼崎の長吏組織の大坂四ヶ所長吏下への統合、さらに大坂町奉行所による治安維持機能の一元化は、広域化・組織化がすすむ犯罪への対応をひとまず可能にさせたと評価できるだろう。

## おわりに

本章では、明和上知に伴い設置された勤番所体制の整備の過程を追い、『兵庫勤番文書』等を足掛かりとして、特に勤番所の治安維持機能のあり方に着目して明和上知の意義につ



いて考えてきた。一七四〇年代に入り深刻さの度合いを深めていた兵庫・西宮を含む西摂津地域の治安状況の悪化に対し、治安維持機能の強化を希求する動きが、尼崎藩、大坂町奉行所ともにみられる。このとき大坂町奉行所は、領域支配を行う尼崎藩領に対する広域的治安維持機能の浸透を目論み、自ら主導して兵庫・西宮・尼崎の長吏組織の大坂四ヶ所長吏の組織下への組み込みを図った。このことは上知そのものの前提にはなりえないものの、伏線として位置づけることは十分可能である。上知後、新たな広域的治安維持体制を敷くのではなく、すでに運用されていた大坂町奉行所―大坂四ヶ所長吏―兵庫小頭の枠組みの中に、勤番所を位置付けただけで、大きな変更を加えていないことがそれを物語っている。

ところで、本章で用いた『兵庫勤番文書』は兵庫勤番所における日々の記録である。そこには港湾都市として独自の展開をみせる兵庫の特性、そして兵庫支配の方向性が示されている。上知が行われた明和六年は、兵庫の人口が二万二七七四人と江戸時代を通じて最大数を記録した年である。その後、記録に残る人口だけで見ていくと漸減し、幕末までだいたい二万〇二〇〇〇人代で推移する。しかし兵庫において都市域の急速な拡大がみられるのは、むしろ明和上知以降である。その中心は浜地に船作事場や船大工稼ぎ場を有する北浜の西出・東出・東川崎の三町である。一九世紀にはいと、買積商いという経営形態で発展を遂げていく北前船・内海船といった新興の廻船集団が兵庫を一つの拠点としたことが知られているが、『兵庫勤番文書』を紐解いてみると、彼らは兵庫を商業上の拠点としただけでなく、長距離にわたる航海で傷んだ船の修復や船具調達を行う基地としても位置付けていたことがわかる<sup>62</sup>。実際、加賀国大野浦の一五〇石積の権次郎船は船大工町淡路屋はま方で、尾張国内海の中澤八左衛門の一五〇石積船は同町日置屋左平方で築造されている<sup>63</sup>。また天保五年正月には、内海船を代表する船主内田佐七家の所有船観徳丸の修繕を兵庫の船大工佐兵衛が行っている<sup>64</sup>。このように兵庫を修船・造船の基地と位置付けたのは商人たちだけではない。例えば長州藩大坂蔵屋敷では破損した自藩米船の修理を北浜西出町平野屋八右衛門方で行っており<sup>65</sup>、幕府もまた「越後国御廻米御用船」の造立を西出町で行っている<sup>66</sup>。一八世紀末から一九世紀にみられる兵庫の都市域の拡大は商業的発展だけでなく、造船業を核とする工業都市的発展によるのも大きかったと思われる。また産業構造の転換は、多くの労働力需要を生み出したであろう。それを支えたのが仕事を求めて流入した人びとであり、本章でみたような人別帳ではとらえられない、無人別のまま定着を図る多くの人々ではなかったか。さらにいえば明和上知による兵庫の直轄

化は、結果として台場の築造や海軍操練所の建設、蒸気船碇泊港としての整備といった最  
幕末に幕府が実施することになる諸政策の前提を準備することにつながっていったのでは  
ないかと考える。

1 岩城卓二『近世畿内近国支配の構造』柏書房、二〇〇六年。

2 拙稿「近世兵庫津における絵図制作と都市空間の把握」『兵庫津の総合的研究―兵庫津  
研究の最新成果―』、大手前大学史学研究所、二〇〇八年。

3 『兵庫勤番文書』神戸市立博物館蔵。奈良の某寺院において、襖の裏張りとして再利用  
されていたもので、襖の修理の際に発見された。二八七枚の紙片からなるが、ほとんど  
が書冊を解体したものであり、元の形態を留めていない。ただし、記載内容からある程  
度、系統立てすることは可能であり、いくつかは接合も可能である。また、ほとんどに  
年紀はないが、安永三年から六年（一七七四～一七七七）、文化五年（一八九〇）三  
月・四月、慶応三年（一八六七）一〇月のものが確認できる。近年、寄贈により神戸市  
立博物館の所蔵となった。

4 『新修神戸市史』歴史編Ⅲ近世、九五頁より転載。原図は「兵庫陣屋絵図」個人蔵・神  
戸市立博物館寄託『鷲尾家文書』。

5 「兵庫陣屋跡町割図（仮）」神戸市立博物館蔵。

6 前掲岩城『近世畿内近国支配の構造』二〇八頁。

7 『新修神戸市史』歴史編Ⅲ近世、二九二頁より転載。原図は『神戸市史付図』となつて  
いるが、おそらくその原図は「兵庫勤番所絵図」神戸市立中央図書館蔵。

8 前掲岩城『近世畿内近国支配の構造』一一二頁。

9 『新修大阪市史』史料編第七卷・近世Ⅱ政治2、二〇一二年、三九五～三九六頁。

10 『兵庫勤番文書』二一〇。

11 『岡方文書』一・一、神戸市教育委員会、一九七九年、二九頁。

12 『兵庫勤番文書』九八。

13 『兵庫勤番文書』一三〇。

14 『岡方文書』一・一、二九頁。

15 「当分兵庫勤番覚」『八田家文書』三三六、神戸市立博物館蔵。

16 『新修大阪市史』史料編七、三九六頁。

- 17 前掲岩城『近世畿内近国支配の構造』二二七頁。
- 18 『新修神戸市史』歴史編Ⅲ近世、一九九二年、二四八頁。
- 19 「摂州兵庫・西宮両所江大坂（より）与力・同心勤番ニ被遣候儀、并右両所江新規ニ地付同心被 仰付候一件留之内拔書帳」神戸市立博物館蔵『八田家文書』三四。当初、勤番を命じられた与力・同心は以下のとおり。当初、西町奉行所同心組頭松岡常右衛門・同心松岡平次兵衛・林十左衛門（以上兵庫）・横川専右衛門（西宮）、東町奉行所組頭松浦和左衛門（西宮）・同心市橋郷右衛門・上田半助・村上武平太（以上兵庫）。
- 20 『新修大阪市史』史料編七、三九五―三九六頁。
- 21 曾根ひろみ「与力・同心」論―一八世紀後半の大坂町奉行所を中心に―神戸大学教養部紀要『論集』四〇、一九八七年、五五頁。
- 22 『八田家文書』三四。
- 23 『八田家文書』三四。
- 24 『八田家文書』三四。
- 25 「東組与力・同心役順勤順、兵庫・西宮地付同心・牢守・船見番・門番等名前書」『八田家文書』四八。
- 26 「兵庫勤番ヨリ異國船出届」神戸市立博物館蔵。
- 27 前掲曾根「与力・同心」論―一八世紀後半の大坂町奉行所を中心に―六七頁。
- 28 大阪市史料第四十二輯『大坂町奉行所旧記（下）』、大阪市史編纂所、一九九四年、九九―一〇〇頁。
- 29 『大坂町奉行所旧記（下）』一〇〇頁。
- 30 『兵庫勤番文書』一五。「当表地付三人并船見番・御門番共、来ル十一月分御扶持米通帳、庄屋より差出候付、拙者請取致印形相渡候」とあり、地付同心・船見番・門番らの扶持米給知は兵庫地方に設定されていたようである。
- 31 前掲曾根「与力・同心」論―一八世紀後半の大坂町奉行所を中心に―七六頁。
- 32 「当分兵庫勤番覚」『八田家文書』三二。
- 33 『大坂町奉行所旧記（下）』九九頁。
- 34 『大坂町奉行所旧記（下）』九九頁。「土地ヲ離レ候在方ニ而も差掛リ候異変者、訴之仕儀ニ寄勤番所（より）取鎮」とある。
- 35 『岡方文書』七、三、神戸市教育委員会、一九九四年、三八頁。

- 3 6 『岡方文書』七・二、一九九三年、八八頁。
- 3 7 『岡方文書』七・二、一七一頁。
- 3 8 『岡方文書』七・二、一六〇頁。
- 3 9 『岡方文書』一・一、二八頁。
- 4 0 高木伸夫「近世・近代移行期における兵庫津の諸賤民」北崎豊二編著『明治維新と被差別民』、解放出版社、二〇〇七年、七一頁。本項における兵庫長吏の位置づけについては、高木氏のご指摘をもとに、本章の論旨にそって再考した。
- 4 1 『岡方文書』七・三、一五二・一五四頁など。
- 4 2 『岡方文書』七・三、一〇〇頁。
- 4 3 藤木喜一郎「大阪町奉行管下に於ける仕法警察組織について」『創立七十周年関西学院大学文学部記念論文集』一九五九年、八九六〜八九七頁。
- 4 4 拙稿「長吏の組織」と大坂町奉行」宇佐美英機・藪田貫編『江戸の人と身分1 都市の身分願望』、吉川弘文館、二〇一〇年、一五三頁。
- 4 5 「(天保四年(一八三三))、無宿久蔵らの行状につき口上書(資料番号1180)」『悲田院長吏文書』長吏文書研究会編・部落解放人権研究所刊『悲田院長吏文書』解放出版社、二〇〇八年、四九一頁。また、寛政九年(一七九七)「兵庫津絵図」個人蔵・神戸市立博物館寄託では、それ以前の絵図では「長吏」とある箇所に「長吏下小頭」と記されている。これは恐らく大坂四ヶ所長吏下に所属する兵庫の小頭という意味であろう。
- 4 6 『岡方文書』七・三、一五二・一五四頁など。
- 4 7 「8. 伊助探索一件(史料番号142・419・1164・1165・1167〜1180)」『悲田院長吏文書』四八八〜四九七頁。
- 4 8 『兵庫勤番文書』二七・一〇四。
- 4 9 『兵庫勤番文書』二七・一〇四。
- 5 0 『兵庫勤番文書』一四・一七・二〇・一〇七・一二七。
- 5 1 『兵庫勤番文書』一六四。
- 5 2 『兵庫勤番文書』一四六。
- 5 3 以下、小川屋甚四郎一件については『兵庫勤番文書』八四・一〇五。
- 5 4 『兵庫勤番文書』一〇〇。
- 5 5 『兵庫勤番文書』二四六。

56 『兵庫勤番文書』六二。

57 前掲「伊助探索一件」『悲田院長吏文書』四八八〜四九七頁。

58 「天保四年（一八三三）巳四月一四日、無宿久蔵らの行状につき口上書下書」『悲田院長吏文書』四九〇〜四九一頁。

59 久蔵の身柄に関しては、灘目における博奕場の捜査にあたっていた西町奉行所同心関弥次右衛門方から鳶田小頭伊兵衛を通じて、身柄の引き渡しを求められている。というのも久蔵らを捕縛した御影村の博奕場が、先ごろより関らが捜査対象としていた場所であったからである。しかし天王寺長吏善吉は、久蔵については東町奉行所盗賊方与力関根勝之助の命により捜査を行っていたものであること、久蔵の身柄はすでに高原溜への移送を完了していることを告げ、これを拒否している。詳細は不明だが、こうした捜査対象の引き渡しをめぐる攻防の背景には、東町奉行所と西町奉行所、そして天王寺垣外と鳶田垣外の手柄争いが絡んでいた可能性がある。

60 「文化七年（一八一〇）六月一日、鳶田彦兵衛、四国・安芸への御用につき、路用銀借用証文（史料番号103）」『悲田院長吏文書』三二三頁。

61 「(文政三年（一八二〇）カ) 正月二七日、九州玄界灘にて小頭林兵衛より長吏善十郎へ書状（史料番号451）」・「辰八月六日、林兵衛より悲田院善十郎・善助へ九州方向の知らせ（史料番号130）」『悲田院長吏文書』三二六・三三〇頁。

62 斎藤善之「変貌する東西流通―尾州廻船内海船と神奈川・兵庫」『日本の近世』一七、一九九四年、二七七頁。斎藤は、内海船の有力船主内田家の取引に関する史料から、神奈川湊と兵庫での購入品の比較から、兵庫においては船の艤装・装備関係品が相当数にのぼることを明らかにし、当時の兵庫が、最大の船具・備品のセンターとなっていた可能性を指摘する。

63 『兵庫勤番文書』二四。

64 「作事入用帳」個人蔵・日本福祉大学知多半島研究所寄託『内田家文書』。

65 『兵庫勤番文書』二二三。

66 『兵庫勤番文書』一〇。

表1 兵庫を通行する大名の把握

	国	藩	石高	理由	入	出	休泊	休泊所				
脇坂淡路守	播磨国	龍野藩	51000石	参勤	3.12	3.12	昼休	岡方	神明町	本陣	井筒屋又兵衛	
				参勤	西8.23	西8.23	昼休	岡方	神明町	本陣	井筒屋又兵衛	
松平左兵衛佐(直之カ)	播磨国	明石藩	80000石	参勤	3.16	3.16	昼休	岡方	神明町	本陣	井筒屋又兵衛	
			80000石	帰藩	5.18		昼休	岡方	神明町	本陣	井筒屋又兵衛	
酒井雅楽頭(忠以カ)	播磨国	姫路藩	150000石	参勤	5.16	5.16	昼休	岡方	神明町	本陣	井筒屋又兵衛	
建部内匠頭(政賢)	播磨国	林田藩	10000石	参勤	3.26	3.27	止宿	岡方	神明町	本陣	井筒屋又兵衛	
				帰藩	5.22	5.23	止宿	岡方	神明町	本陣	井筒屋又兵衛	
関小十郎(政辰)	備前国	新見藩	18000石	帰藩	5.10	5.10	昼休	岡方	神明町	本陣	井筒屋又兵衛	
関備前守(長誠)				帰藩	9.7		昼休	岡方	西柳原町		帯屋文右衛門	
関陽之助(成煥)				在所より	10.12	10.13	止宿	岡方	神明町	本陣	井筒屋又兵衛	
松平内蔵頭(池田治政カ)	備前国	岡山藩	315000石	参勤	午4.1	午4.1	昼休	岡方	神明町	本陣	井筒屋又兵衛	
池田信濃守(政直)	備前国	岡山新田藩	25000石	参勤	3.15	3.16	止宿	南浜	新在家町	浜本陣	網屋新九郎	
木下肥後守(利忠)	備中国	足守藩	25000石	参勤	3.13	3.14	止宿	岡方	神明町	本陣	井筒屋又兵衛	
木下淡路守(利彪)				帰藩	9.19		止宿	岡方	神明町	本陣	井筒屋又兵衛	
阿部備中守(正精カ)	備後国	福山藩	100000石	参勤	3.14	3.14	昼休	岡方	神明町	本陣	井筒屋又兵衛	
松平(浅野)安芸守	安芸国	広島藩	426000石	参勤	9.1		昼休	南浜	新在家町	浜本陣	網屋新九郎	
松平越後守(康哉)	美作国	津山藩	100000石	参勤	3.21	3.22	止宿	岡方	神明町	本陣	井筒屋又兵衛	
				帰藩	6.22	6.22	昼休	南浜	出在家町		絵屋清右衛門	
松平出羽守(治郷カ)	出雲国	松江藩	186000石	参勤	9.8		御休	南浜	出在家町	浜本陣	鷹見右近右衛門	
松平淡路守(6代近貞or7代直義)	出雲国	広瀬藩	30000石	入部	5.30		昼休	岡方	神明町	本陣	井筒屋又兵衛	
松平左京亮(康定)	石見国	浜田藩	60400石	帰藩	7.23	7.24	止宿	岡方	神明町	本陣	井筒屋又兵衛	
松平長門守	長門国	長州藩	369000石	参勤	9.9カ	9.9カ	昼休	南浜	出在家町	浜本陣	壺屋七左衛門	
松平大膳大夫				参勤	5.13	5.13	昼休	南浜	出在家町		絵屋清右衛門	
毛利讃岐守(匡邦カ)	長門国	清末藩	10000石	参勤	3.15	3.16	止宿	岡方	神明町	本陣	井筒屋又兵衛	
				帰藩	5.9	5.9	昼休	岡方	神明町	本陣	井筒屋又兵衛	
松平讃岐守	讃岐国	高松藩	120000石	参勤	9.8	9.9	止宿	岡方	神明町	本陣	井筒屋又兵衛	
				帰藩	6.10	6.11	止宿	南浜	新在家町	浜本陣	網屋新九郎	
京極能登守(高中)	讃岐国	丸亀藩	51000石	参勤	3.18	3.18	昼休	南浜	新在家町	浜本陣	網屋新九郎	
				帰藩	5.14	5.14	昼休	南浜	新在家町	浜本陣	網屋新九郎	
京極老岐守(高文カ)	讃岐国	多度津藩	10000石	帰藩	8.17	8.17	昼休	岡方	西柳原町		木屋宇兵衛	
伊達遠江守	伊予国	宇和島藩	70000石	帰藩	5.26	5.27	止宿	南浜	出在家町		絵屋清右衛門	
黒田甲斐守(長恵カ)	筑前国	秋月藩	50000石	帰藩	5.15		止宿	南浜	出在家町		絵屋清右衛門	
有馬中務大輔(頼隆)	筑後国	久留米藩	210000石	参勤	5.1	5.11	止宿	岡方	神明町	本陣	井筒屋又兵衛	
立花左近将監(鑑通カ)	筑後国	柳河藩	109000石	帰藩	5.8	5.9	止宿	岡方	神明町	本陣	井筒屋又兵衛	
松平(鍋嶋)肥前守(治茂カ)	肥前国	佐賀藩	357000石	参勤	10.15	10.16	止宿	南浜	新在家町	浜本陣	肥前屋粘右衛門	
				帰藩	3.20	3.21	止宿	南浜	出在家町	浜本陣	肥前屋粘右衛門	
戸田因幡守(忠寛カ)	肥前国	島原藩	77000石	参勤	5.15	5.16	止宿	岡方	神明町	本陣	井筒屋又兵衛	
松平大和守(忠恕)	肥前国	島原藩	65000石	参勤	3.22		不詳		不詳		不詳	
鍋嶋常丸(直温)	肥前国	蓮池藩	52000石	参勤	7.15	7.15	昼休	岡方	神明町	本陣	井筒屋又兵衛	
細川越中守嫡子細川中務大輔	肥後国	熊本藩	540000石	参勤	5.14		止宿	南浜	和田崎町	浜本陣	網屋惣兵衛	
細川越中守				帰藩	5.17	5.18	止宿	南浜	和田崎町	浜本陣	網屋惣兵衛	
細川和泉守(齊茲カ)	肥後国	宇土藩	30000石	参勤	3.21	3.21	昼休	岡方	神明町	本陣	井筒屋又兵衛	
松浦老岐守(清)	肥後国	平戸藩	51700石	参勤	10.11	10.11	昼休	南浜	新在家町	浜本陣	網屋新九郎	
島津但馬守(久柄カ)	日向国	佐渡原藩	27000石	参勤	3.18	3.19	止宿	岡方	神明町	本陣	井筒屋又兵衛	
三浦志摩守(前次)	美作国	勝山藩	23000石	大坂加番		4.26	4.27	止宿	岡方	西柳原町		葛屋勘右衛門
						7.28	7.29	止宿	岡方	神明町	本陣	井筒屋又兵衛

※「兵庫勤番文書」神戸市立博物館所蔵より作成

図1 兵庫陣屋図（『新修神戸市史』歴史編Ⅲ近世より転載）



図3 兵庫勤番所絵図（『新修神戸市史』歴史編Ⅲ近世より転載）

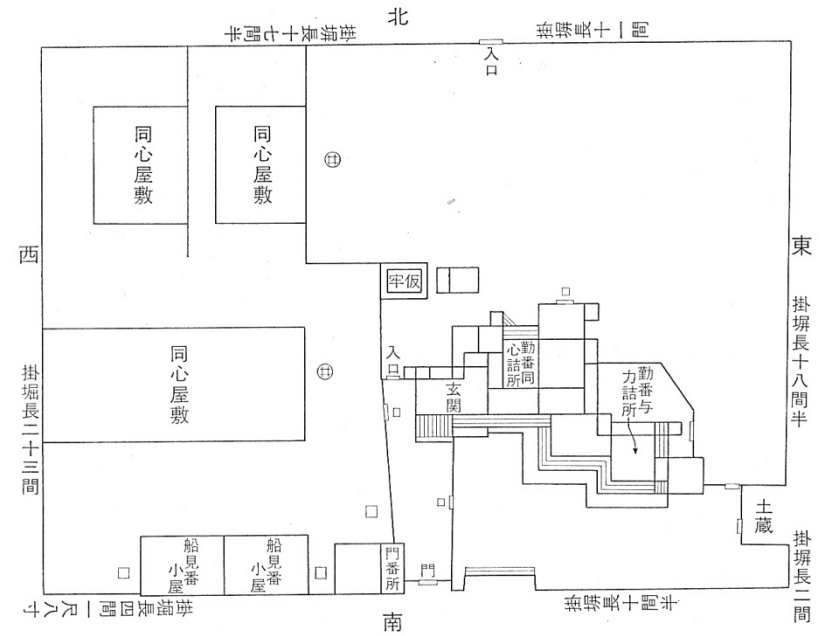
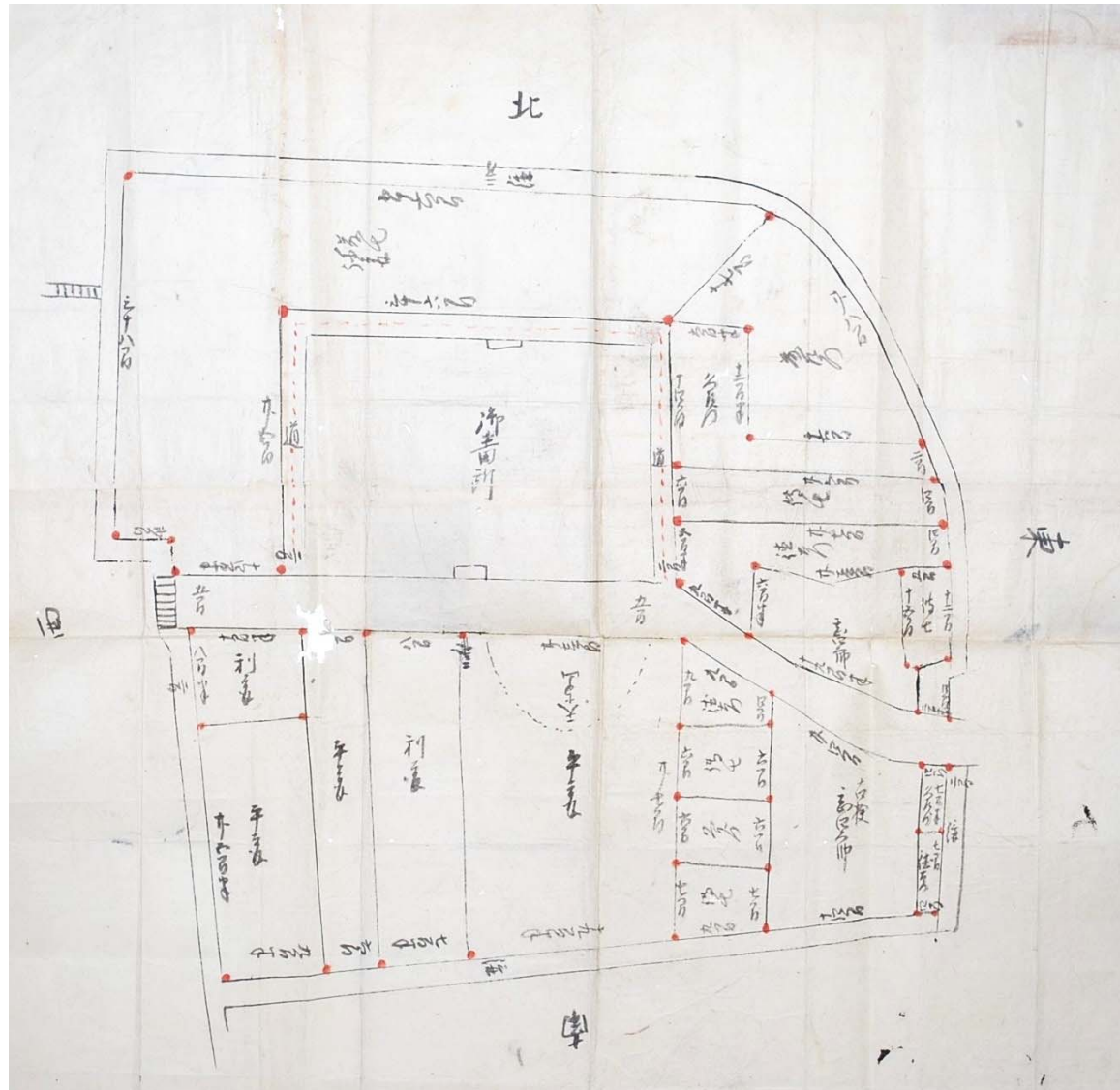


図2 兵庫陣屋跡町割図 近世後期 神戸市立博物館所蔵





## 第九章 幕末期兵庫の都市域の拡大と人口動態

### ―「兵庫津絵図」と佐比江新地の「人別改印形帳」の分析を中心に―

はじめに

文久―慶応期（一八六一―六七）にかけての幕府は、朝廷との関係においては未だ得られていない兵庫開港の勅許を得るため、攘夷実行の具体策を示し、自らが朝廷を守護する主体であることを明示することが求められた<sup>1</sup>。その一方で、対外的には遣欧使節団を派遣して締結した「ロンドン覚書」に定めた江戸・大坂の開市、兵庫・新潟の開港期限に向けて、その準備を進める必要にも迫られていた。幕末期において幕府が推し進めた軍備や港湾インフラの整備・近代化、具体的には近代的洋式台場群の築造、神戸海軍操練所の建設、石炭会所の設置や石炭蔵の建設、炭鉱開発及び石炭を兵庫まで運搬するための道路整備、外国人居留地の造成や運上所の建設などの諸事業は、この矛盾する軍事・外交両面の政治的必要性から実施されたものであった。

神戸海軍操練所の閉鎖や神戸における造船所建設計画の挫折などによる、大型の蒸気艦船を受け入れうる造船所機能の未整備など、課題を残しつつではあるが幕府の諸施策が一定の達成を見ていたことは、兵庫開港が「神戸開港」という形でロンドン覚書に定められた期日通りに実施され、また水上たかねが明らかにしたように、旧幕府軍の敗走後、兵庫を維新政府が直ちに掌握して軍務官出張所を置き、越後戦線への兵員や軍事物資の輸送拠点港に兵庫を位置づけていることなどからもうかがえよう<sup>2</sup>。

岩城卓二が明らかにしたように、文久三年の將軍徳川家茂の上洛に伴い増加した幕藩領主による労働力需要の増加を目当てに、各地からは大勢の日用層（労働力販売層）が畿内に流入し、市中に滞留していたことが知られている<sup>3</sup>。幕府が実施したこれらのインフラ整備も大規模な労働力の動員を必要とし、その需要を喚起した一因である。西宮には「お台場の土運び 向ふで飯食うて二百と五十 お有難いお有難い」という人足歌が残されているが<sup>4</sup>、同様の人足歌は品川や箱館、姫路にも伝わっており<sup>5</sup>、台場築造をめぐる日用層の移動が全国的な規模で展開していたことを物語っている。

ところで、近世期における兵庫の人口動態について言及した研究として、小野田一幸の研究がある<sup>6</sup>。小野田の研究から、兵庫の江戸時代の人口推移をみてみると、寛文九年（一六六九）頃、一万三五七人だったものが、天和―貞享年中（一六八一―八八）には一万五六一人を数え、宝永八年（一七一―）に二万八〇二人に達すると、飢饉等による減少

も度々見せながら、凡そ二万人前後の人口を幕末まで維持している。その間、最大の人口を記録したのは、上知が行われた明和六年（一七六九）で、その数は二万二七七四人である。

小野田によれば、このような人口動態は、畿内においては特徴的な傾向であるという。例えば、三都のひとつである大坂では、明和三年の四一万八〇八六人をピークに漸減し、嘉永五年（一八五二）には三一万六七八四人と約一〇万人の減少をみた。また大坂の東南部に位置する平野郷町でも、享保期をピークに漸減するなど、畿内の都市人口は減少・停滞傾向にあったといわれる。

岩城卓二は、一八世紀半ば以降の畿内における人口の流動化の背景のひとつとして、領内繁栄のために領民の他国移動を解禁した尼崎藩の人口政策に原因があるのではないかと指摘する<sup>7</sup>。岩城によれば、分地制限によって生み出される農村の余剰労働力が生きるための手段として、他領への移動が解禁され、その移動先となったのが大坂・京都・伊丹等の周辺都市であったという。

兵庫における社会増の要因も、こうした人口の流動化に求められると考えるが、では、受け入れる側の都市は、他国・他所からの人口流入にいかなる対応を示したのだろうか。人別帳の分析から大坂と周辺地域における人口移動について検討した乾宏巳は、一八世紀半ばから一九世紀にかけての大坂の人口減少の理由を、他国者の移住が見られない都市の住民構造に求めている<sup>8</sup>。乾によれば、摂津・河内・和泉三国やその周辺農村から大坂市中への移住は奉公人としての流入が主たるものであり、家（世帯）としての移住はほとんど見られないとする。また、その理由は、町を単位とする地縁共同体結合による移住規制の強化にあるという。特に天保期に定められた規制は、麩屋、薪屋、絞油屋、鍛冶屋、居酒屋、煮売、風呂屋、奉公人肝煎、武家方旅宿、貸座敷、納屋貸、富札屋などの職商を排除する内容となっている。これらは火を取り扱うものや異臭、騒音を生じる可能性のあるもの、治安を乱す可能性のある人物が町内に入り込む危険性を孕む職商ということになる。つまり、当該期における大坂の町々には、他国者・他所者の流入を規制し、町に不都合をもたらす可能性のある職商を排除する志向性があり、それが人口減少の一因となったというのである。

前章でみたように、兵庫においても人口の流動化に伴う治安の悪化は社会問題化していた。しかし、その一方で飢饉等による人口減少を経験しながらも、二万人前後の人口規模を幕末まで維持している。大坂とは人口規模が大きく異なるものの、兵庫においては他国

者・他所者の流入に対し、排除ではなく受容する志向性を示していたともいえよう。

では、兵庫においては、流動化する人々の動きをどのように受容・包摂していったのだろうか。本章では、幕末期における労働力の確保という問題を念頭に、兵庫における都市域の拡大とも関連付けながら、幕末期における兵庫の人口動態を検討していくこととする。

#### 一 兵庫における町場の拡大とその要因

##### (二) 明和六年（一七六九）「兵庫津絵図」とその類例

はじめに、兵庫の町場が一八世紀半ばから一九世紀半ばにかけてどのように変化しているのかを絵図の比較から確認し、その要因について考えてみたい。町場の変化を分析の対象とするのは、その拡大・縮小が人口規模と間接的にはあっても関連すると考えるからである。また、その変化が市中のどの地域において顕著な傾向を示すのか、視覚的に把握することを容易にするからである。

まず、分析に用いる絵図の性格について説明しておきたい。明和六年（一七六九）に一枚の「兵庫津絵図」（以下「明和図」・図1）が作成されている。明和六年は尼崎藩領を中心とする須磨から西宮にいたる灘目一帯が幕府によって上知された年である。それゆえ、「明和図」は尼崎藩領下における都市域の到達点を示すものといえる。作成経緯は「岡野理八」という人物による写本であること以外は不明だが、兵庫北浜惣会所の伝来資料群に含まれるものである。本図が対象とする範囲は、東が宇治川から西は浜須磨村まで、北は因幡山・神撫山・会下山・湊山など六甲山地の山々から南は和田岬までである。凡例をみると、番所など尼崎藩の支配関連施設を白、足軽屋敷などの武家地を桃、社寺を黄、人家を茶、往還や野道を朱、海・池・川を青で色分けし、周辺他村については黄色の楕円に赤点を附し、その下に村名を記している。凡例に記す以外にも、廣嚴寺・須磨寺・綱敷天神社など周辺各地の社寺、安徳天皇仮皇居、雪見御所、差方塚・化粧塚などの旧蹟、水車場などの情報が盛り込まれている。

本図が特徴的なのは、凡例をほぼ共有し、描写法や描かれる範囲、縮尺がほぼ共通する絵図が、以後、断続的に作成されている点である。本章では仮にこれを「明和図系絵図」と定義する。本図を基準とすると考えられる「明和図系絵図」は、寛政、文化、嘉永、安政、文久、慶応の各図、計六図が現在確認できるが、各図の作成経緯や所蔵状況についてまとめたのが表1である。作成経緯が明らかなものとして、寛政九年（一七九七）三月作成の「兵庫津絵図」（以下「寛政図」）と文化十一年（一八一四）十一月作成の「兵庫津絵

図」(以下「文化図」・ただし安政四年(一八五七)の写)がある。このうち、「寛政図」は大津代官手代篠田和助からの「当津市中ニ而庄屋支配之場所相分り候様絵図いたし差出候様」との指示に従って作成された図の控図、「文化図」は兵庫勤番所に提出された図の控図である。

では、これらの図を幕府役所の命に従い作成・提出し、控図を保管・管理していたのはだれなのか。兵庫の都市域は「明和図」にみるように、四九の町が南北凡そ二五丁(約二・七キロメートル)、東西六〜七丁(約七〇メートル)にわたって三日月形に連なる。町方は海岸に面し浦役を負担する浜方と、本陣が置かれ西国街道の宿駅をつとめる岡方から成るが、浜方はさらに築島船入江と呼ばれる船溜りを境に北浜と南浜にさらに分化している。岡方と北浜・南浜にはそれぞれ町政運営機関としての惣会所が置かれており、惣会所単位のまとまりを方格という。それぞれ方格限りのことは各惣会所で取り計らわれ、浜方全体に関わることについては北浜・南浜の合議、さらに兵庫市中全体に関わることについては、三惣会所の合議で取り決められた。この岡方・北浜・南浜からなる惣町組織は「三方」と称される。「明和図」と・嘉永三年作成の「兵庫津絵図」(以下「嘉永図」)は北浜惣会所関係史料の一群に含まれるものであり、「寛政図」は兵庫岡方の名主を代々勤めた榎井家に伝わったものである。また、「寛政図」と「嘉永図」には、「三方」「三方控」と記されていることから、「明和図系絵図」は恐らく大坂町奉行所(兵庫勤番所)や代官所の要請に従って三方惣会所が作成・提出した図の控や写しであり、各惣会所において保管・管理されていたものだったと思われる。

さらに、現存する「文化図」は、安政四年(一八五七)の写本で、画面には多数の朱筆や貼紙を確認できるが、これらは一八七〇年代までの空間状況の変化を加筆・修正したものである。また、「嘉永図」はある段階の絵図の「再改」図であり、市中辺縁部の街区には町場が拡大したことを示す追補彩や、土地の用途変更を記した貼紙が二四点付されている。兵庫では、明和六年(一七六九)に実施された上知に伴って、大坂に準じた水帳と附属絵図の導入が大坂町奉行所より命じられ、約二年をかけて市中の全町のを完成させている。これにより、兵庫においても刻々と変化する市中の空間情報の把握されるようになっていく。つまり、これらの絵図は空間情報の変化を常に把握しうる体制が整った三方惣会所において、変化する情報を更新し、描き継がれてきた絵図の一群といえよう。それゆえ、各絵図を比較し、違いを読み解くことで、一八世紀後半以降の兵庫の都市空間がどのように変遷したのかを追うことが可能となる。

## (二) 一八世紀後半―一九世紀半ばの開発と町場の拡大

ここでは、「明和図」(図1)と「寛政図」(図2)の比較から一八世紀後期における町場の変化を確認しておきたい。「明和図」と「寛政図」の間には、凡そ三〇年の隔りがある。両図を比較してみると、まず、岡方北部の佐比江が埋め立てられ、佐比江新地が新たに町建てされているのがわかる。また、西国街道沿いに湊口惣門を越えて形成され始めていた町場(湊町外町)がさらに拡大し、佐比江新地、北浜西出町・東出町と一帯に連なる町場が形作られている。視点を転じて岡方南部をみると、切戸町から逆瀬川町の南側にあった「内畑」や尼崎藩の同心屋敷跡地の町場化が進んでいる。また、明和六年の上知に伴い、尼崎藩の兵庫陣屋がおかれていた地には兵庫勤番所が設置されている。ただし、勤番所は兵庫陣屋の建物と敷地の一部を引き継いだけであり、その余地と周囲の堀の埋め立てによって生じた新地は、町方に分割して払い下げられ、町人地に編入されている。

次に浜方を見てみると、北浜から南浜にいたるほぼ全域において、浜際に新たな町場が形成されており、東川崎町ではさらにその先に畑地が造成されている。これら海岸部の開発は、明和上知以降活発化する開発動向に伴うものであり、北浜では安永二年(一七七三)までの四年間に三七件もの開発が出願されている<sup>11</sup>。なかでも最大の開発は、築島船入江北岸に位置する島上町から宮前町にいたる大規模なもので、埋め立てを伴うこの開発によって、東西一二間(約二二m)、南北一五〇間(約二七〇m)の新開地が造成されている。

これらの開発は、多くが方格や町といった共同体、あるいは小渡海船持中、北浜船持中、北浜漁師中などの同業者仲間によって出願され、新開地の大半はそれぞれの町共同体や同業者仲間に帰属した。明和期以前においては、新たに開発された土地に関しても、海岸に面し間口を有する屋敷の所有者が個別にその用益権を占有したが、これらの開発によって浜際に造成された新開地は町共同体や同業者仲間による共同所有の形が採られるようになって<sup>12</sup>。また、従来の地割りは近世都市一般にみられるような間口の狭い短冊形が標準であった。しかし、これらの新開地に施された地割りは、一四間×一三間に及ぶ間口が広く・奥行きが深い、従来とは全く異なる形状を持つ<sup>13</sup>。

このような、浜際の新開地に関する共同所有や地割りの変化は、浜地に付与される役割や機能が大きく転換したことを意味する。大坂経済を重視する幕府政策と連動する形で行われた明和上知によって、それまで尼崎藩の庇護の下にあった兵庫の経済は、大きな制約を受けるようになったと言われている<sup>14</sup>。大坂や江戸の商人たちと直接競合しなければな

らなくなった兵庫では、幕府の新たな経済政策への対応として、町共同体や同業者仲間が主導する形で海岸部の大規模開発を行った。そして、例えば雁木や荷揚げ場、上屋などの港湾機能の大幅な整備・拡充によって、大坂や近隣諸港との差別化を目指したのではないかと思われる。

また、宇治川西岸の浜地に目を転ずると、「寛政図」には「北国問屋拾貳人請地」と記した付箋に気づく。もともと、宇治川西岸から松ヶ下溝間の浜地は、正徳三年（一七一三）に仙右衛門が畑地として開発した土地であった。その土地を、北国問屋一二人が明和上知後に幕府に願い出て、冬季間の廻船囲場としたのである<sup>15</sup>。北国問屋とは、一八世紀半ば以降、兵庫を上方における一つの拠点として瀬戸内海、日本海沿岸地域、そして蝦夷地を結んだ廻船集団の総称であり、二図の変化からはこうした新興の廻船集団の活動の一端も垣間見ることができる。

続いて、安政六年―文久元年（一八五九―六一）頃の作成と考えられる「兵庫津絵図」（以下「安政図」・図3）との比較から、都市域の変化を確認していききたい。兵庫では、安政四年（一八五七）に北浜鍛冶屋町北風荘右衛門所持屋敷を仮役宅として、箱館産物会所が設置され、同六年に兵庫勤番所西側に会所役宅地が買収されている。本図の作成・伝来経緯は不明だが、勤番所西側に箱館産物会所を表す「箱館御役宅」が記載されており、文久二年（一八六二）作成の「津中惣絵図」（「文久図」）には本図にはない家並が描かれていることから、「安政図」の作成時期や景観年代もその間と推定しうる。

先にみた「寛政図」と本図の間には凡そ六〇年の隔たりがあるが、まず、岡方について両図を比較すると、湊口惣門を越えて西国街道沿いに展開していた湊町外町が大幅に町域を拡大させ、さらに湊川を越えて宇治川西岸に至り、新たに相生町を形成している。また、西国街道を西に向かう東柳原町・西柳原町から柳原惣門にかけての地域でも街区が拡大しており、さらに柳原惣門の外側に形成されはじめていた町場も面積を広げている。さらに、細くなるが切戸町南側の「内畑」の町場化も進展している。

浜方については、北浜西出町・東出町・東川崎町の三町に関する街区の拡大が顕著である。特に、東出町・西出町では北浜船入江から湊川までの耕作地と浜地が全面的に町場化し、隣接する岡方佐比江新地、湊町外町と接合して、湊川北西岸一帯に一面の市街域を形成するにいたっている。また、東川崎町でも寛政期には畑地であった浜地の大部分が、人家として描かれるようになってきている。

ここまで、「明和図」から「寛政図」、そして「安政図」にいたる都市域の変化を確認し

てきた。兵庫では一八世紀後半から一九世紀半ばにかけて、市中辺縁部の耕作地や浜地を町場化する形で都市域を拡大させているが、特に大きな変化として、次の二点が指摘できるだろう。まず、明和期から寛政期にかけて、浜方全域の浜際において、新たな町場の形成が確認できたが、これらは明和上知後の兵庫を取り巻く経済政策の変化への対応として実施された、町共同体や同業者仲間主導の浜地開発によるものであった。しかし、これらの地域では以降、安政期までに新たな町場の顕著な増加はみられない。

前章でも触れたように、一八世紀後半には北前船や尾州廻船といった新興の廻船集団が兵庫を拠点とするようになり、諸国から集散する廻船集団を結ぶハブ港的機能を有するようになつていく<sup>16</sup>。この点に鑑みれば、大規模開発による港湾機能の整備・拡充策が一応の成果をあげたことで、開発に向かう動機づけも縮小したのではないかと思われる。

いま一つは、兵庫の北東部に位置する北浜西出町・東出町・東川崎町の三町、そして岡方湊町外町から佐比江新地、相生町の三町町域の大幅な拡大である。この地域では、明和上知以前から拡大傾向を示していたが、上知以降も継続的に町場を拡張させており、「安政図」においては兵庫の北東部一帯に面的に展開する街区が描かれるようになっていく。一八世紀後半から一九世紀にかけての兵庫北東部における都市域拡大については、これまで言及されてこなかったが、幕末期における労働力需要の増大及び労働力の流入と密接に関わる問題であり、前章で述べた当該時期の社会状況の変化を考える上でも重要な論点を含んでいる。それゆえ、次節以降では兵庫における都市域の拡大が、人々の動きとどのように関連するのかについて、「人別改帳」を用いた人口動態分析をもとに考察していく。

## 二 嘉永期における佐比江新地の住民構成

まず、兵庫の人口構造について世帯数を示すかまど数との関係から確認しておきたい。享保一四年（一七二九）の兵庫の人口をみると一万九七六六人となっている。かまど数は三九三四なので一世帯当たりの人数は五・〇人になる。天保九年（一八三八）の人口は一万九七九五人でほぼ同数である。しかし、かまど数は六八八四に増加しており、一世帯あたりの人数も二・九人に減少している。次に家持と借家の構成比でみると、享保一四年は家持が一八八八家、借家が一七二七家、借家比率は四三・九%であった。それが天保九年には家持が二一五八家、借家が四七二六家となり、借家比率は実に六八・七%まで上昇している<sup>17</sup>。つまり、享保期と天保期とは人口規模は変わらないものの、単身または少人数世帯の借家層の大幅増加によって、彼らが大きな割合を占める住民構成に変化して

いることがわかる。

こうした住民構成の変化は、兵庫東北部における都市域拡大と時的にほぼ並行してみられることから、両者は関連付けて考える必要がある。そこで、本節では当該期に周辺他町とともに街区を大きく拡大させている佐比江新地の「家持・借家人別改印形帳」を用いて、両者の関係性について検討を加えることとする。

佐比江新地は、明和上知以降に内海である佐比江の埋め立てにより成立した新しい町である。成立当初には遊郭が置かれ、にぎわいを見せたことが知られており、寛政八年（一七九六）に刊行された『撰津名所図会』では「兵庫鬻 紅おしろいの花の顔 佐比江といえど 日々に新し」という歌と挿絵を添えて紹介されている<sup>180</sup>。また「寛政八年兵庫津各町家数人数惣寄」によれば、佐比江新地の家数は二二軒、人数は一〇二人であり、遊女町ゆえに女性が六割以上（六二人）を占める<sup>181</sup>。しかし、天保年間に遊女町が東柳原町に移されると、隣接する湊町外町や西出町とともに町場を拡大させていく。寛政九年時点では堅町と横町の二町から成ったが、少なくとも嘉永期には東町と西町として人別が把握されるようになり、併せて家数も嘉永期には一八〇軒を数え、明治二年（一八六九）には一九八軒まで増加している<sup>200</sup>。

現在、佐比江新地の「人別改印形帳」として確認しうるのは、文政五年（一八二二）佐比江新地堅町分、天保三年（一八三二）同横町分、嘉永二・三年（一八四九・五〇）同東町分と同西町分、安政二年（一八五五）同西町分、同三年同東町分の計八冊である<sup>21</sup>。このうち、堅町と東町の「人別改印形帳」が「家持・借屋（家）」双方を対象とするのに対し、横町・西町分については「借屋（家）」のみを対象としていることから、堅町と東町、横町と西町が対応関係にあり、後者は前者から遅れて借家人町として成立したものと思われる。本章では、八冊の「人別改印形帳」のうち佐比江新地全体の人口動態を捉えうる嘉永二・三年（一八四九・五〇）分の四冊に絞って分析を加えることにする。表2・①・②はこれをもとに、嘉永二年及び同三年の家持・借家の世帯数・人数等をまとめたものである。嘉永二年には家持が二世帯（いずれも東町）、借家が一八二世帯（東町八四世帯・西町九八世帯）あり、借家比率は八九・七%となる。これは、先にみた天保九年の兵庫全体の借家比率六八・七%と比較しても、突出して高い数値であることが分かる。

次に人数は家持六九人に対し借家は五一〇人。男女比は家持が男性三二人・女性三七人（性比八七・二）、借家が男性二三八人・女性二七二人（性比八七・五）となっており、いずれも女性比率が高い傾向を示している。また女性家主もいずれも二割ほど存在する。



また一世帯あたりの人数は、家持三・二人に対し、借家は二・八人と、〇・五人ほどだが借家が少ない。これは借家層の単身世帯比率が高く、少数世帯も多いことが影響している。男性家主の妻帯率をみると、家持が五割強なのに対し、借家は約六割と若干高い割合を示している。家持のサンプル数が少ないため有意の差とはいえないが、家持については幼少の家主も含まれており、家持については後見する親族が存在すれば幼少でも家主たりえるために生じた差ではないかと思われる。

### 三 佐比江新地の人口動態―兵庫市中の他町との転出入の関係

嘉永三年の状況も、嘉永二年の数値に比べれば全体的に若干減少しているが、両者の各項目の比率には大きな差はみられない。しかし、その内実をみると、嘉永二年に存在した一八二世帯のうち三世帯（一七・〇三％）が、翌三年の人別改印形帳では確認できないなど、特に借家層に関して大きな流動性があったことを指摘しうる。

**表3**は、嘉永二年一〇月から嘉永四年九月までの佐比江新地における転出入者数をまとめたものである。この表に示したように佐比江新地ではこの二年間に七七件の転出と六三件の転入が確認できる。

まず、転出先については、七七件中六九件（八九・六一％）を兵庫市中の他町が占め、他所・他国は八件だけである。このうち、兵庫市中他町への転出六九件の内訳をみると、岡方他町が八八件で最も多く、次いで北浜が一八件で続く。しかし、南浜に関しては転出入ともに三件しかなく、両者間には活発な人口移動はみられない。

次に、岡方・北浜への転出状況をさらに細かくみると、岡方に関しては西国街道沿いの町々への転出が三六件（七五・〇％）を占め、なかでも一八世紀末以降、湊口惣門を越えて町場を拡張させていく湊町（一六件）・相生町（六件）への転出が多数確認できる。また、北浜に関しても、湊町や相生町に隣接し、同様に町域を拡大させていく西出町・東出町への転出が一八件中一五件（各一件・四件）と集中する。このほかにも佐比江新地内での移動が四一件ある。

続いて、兵庫市中の他町からの転入状況を確認すると、岡方に関しては湊町からの転入が一件と目立つが、それ以外は転出とは異なり、西国街道沿いではない町々から多いことがわかる。また、北浜については転出先の例でみたような突出した傾向はなく、一町中八町から満遍なく転入してきている印象である。

これらの転出入者の動向をさらに細かくみると、転入者のなかに短期間で再び他所

へ転出する例が九件確認できる。表4はその事例をまとめたものである。大坂屋せいの事例をみてみると、嘉永二年一月に湊町から新たに店借をして、倅政吉、娘いし・うのとともに佐比江新地西町に移り住んでいるが、翌年一二月には家内揃って再び湊町に転居している。彼らの特徴をあげるとすれば、単身または配偶者のない小家族である点であり、平均五カ月半ほどの短期間で転居を繰り返している<sup>22</sup>。なかでも、槌屋清兵衛については佐比江新地に居住した期間はわずか一カ月である。

このように短期間で転居を繰り返す例は大坂でもみられ、大坂島之内菊屋町の事例を扱った乾宏巳は、短期間で転居する理由・目的として、「転居先での町方の反応を見届ける試験的転居」、「屋号を出して自立したことを示す」ことなどを想定している<sup>23</sup>。

佐比江新地においても転居にあたり、新たに屋号を付け改名した例はみられる。しかし「試験的転居」という点については、表4に掲げた九件のうち五件は転居先が以前とは異なっており、以前と同じ湊町に戻った例についても、これに該当する例はない。例えば以前と同じ湊町に戻った姫路屋庄兵衛については、嘉永二年一〇月に佐比江新地に移り住んだ後、嘉永三年五月から六月にかけて広島屋佐兵衛家族四人を「同家」させている。詳しくは次節で述べるが、市中住人宅に「同家」することが、他所・他国者が兵庫市中に移り住む際の一手続きとなっており、「同家」人受け入れは一種の生業として成り立っていた。つまり、庄兵衛は佐比江新地において生業を得て、定着することを目指していたといえる。また、他の三件についても、二件は単身、一件は三人の子供を連れた女性家主世帯であることから、これらについても試験的な転居は必要としないか、あるいはその余裕はなかったのではないかと思われる。

このように、個々の事例を細かくみてみると、彼らは経済環境や家族の状況など様々な理由により、定着が難しい人々、あるいは単身または小家族のため、身軽で高い流動性を持つ人々であり、そうした借家層が湊町や佐比江新地、相生町、北浜西出町といった兵庫東北部の地域一帯には数多く滞留していたといえそうである。また、彼らが転出入を重ねる地域は、先にみた一九世紀半ばにかけて町場を大きく拡大していく地域でもあり、少なくとも、この地域が流動性の高い借家人層の受け皿になっていたということは確かであるう。

#### 四 佐比江新地の人口動態―他国・他所との転出入の関係

次に、他国・他所との転出入の関係をみてみよう。嘉永二年一〇月から嘉永四年九月ま

での二年間に、他国・他所からの転入は一五件二五人、転出は八件二人確認でき、転入超過の状況にあった(表5)。転入者の主な出所は摂津・播磨の二国であるが、興味深いのは転出と転入の事由の違いである。まず、転出事由についてみると、婚姻・養子縁組、あるいは離縁が半数を占め、単身者も含め世帯として移動した者は三件に留まる。これに対し、転入事由も婚姻は三件だが、それ以外の一二件はすべて佐比江新地の家持または借家人宅へ「同家」する形をとり、うち六件は家族を伴っている。「人別改印形帳」においては、婚姻・離縁や養子・養女など縁戚関係等の変更を伴う場合は、転入事由として記載されるから、「同家」はそうした変更を伴わない転入ということになる。

尼崎城下の風呂辻町でも、一九世紀半ばの「人別帳」には「同家」と登録される人々が数多く存在し、彼らの多くが労働力販売を生業とする下層民であった。そして、彼らは仕事を求め、京、大坂などの大都市や城下町、在郷町などを渡り歩いてきたことが指摘されている<sup>24</sup>。佐比江新地に転入してきた「同家」人たちに関しても、播磨国から単身で転入してきた「文助弟宇吉」「吟蔵弟伊助」の例にみるように、長子でないため、農村を離れて都市に流入し、労働力販売を生業とせざるを得ない日用層であったと考える。しかし、「人別帳」に同じく「同家」と登録される人々であっても、風呂辻町と佐比江新地の場合では、そのあり方が大きく異なっている。

表6は、他国・他所から転入してきた「同家」一二件について、その後の動向を追ったものである。これによれば、御影屋弥兵衛方に「同家」した播磨国美囊郡三ツ田村出身の吟蔵弟伊助を除く一一件は、「同家」から三ヵ月以内に兵庫市中において他に借家を求め、「同家」先を離れている。なかには女房・忰とともに姫路屋喜兵衛方に「同家」した摂津国八郡池田村出身の善兵衛のように、同月内に転居した例もある。風呂辻町の「同家」人の場合も、短期間で他所に移動する者は少なくなかったようだが、その期間は年単位であり、彼らは一定期間、「同家」先を生活の拠点としている<sup>25</sup>。

それに対し、佐比江新地の「同家」は非常に短期間である。このことから、兵庫における「同家」は、一定期間、生活の拠点を置くための手段ではなく、兵庫市中に転入するために、その形をとること自体に意味があったのだと思われる。つまり、「文助弟宇吉」「同家」先から佐比江新地淡河屋平兵衛方借家に転居するにあたり、新たに屋号を付け「嶋屋弥助」に改名しているように、兵庫において「同家」関係を解消し借家に転居することは、市中に新しく世帯を確立することでもあった。

これについては、「同家」を受け入れる人々との関係からも伺うことができる。佐比江

新地における「同家」受入者の名前をみると、相沢屋かねや鍵屋重兵衛といった家持も含まれることから、その資格として家持・借家の別は問われなかったことがわかる。彼らに関する「人別改帳」の記載を追ってみると、なかには繰り返し「同家」人を受け入れている者がいることに気づく。例えば、佐野屋吉兵衛の場合、嘉永三年八月に、河内国石川郡佐備村周三郎兄市左衛門夫婦を「同家」として受け入れているが、彼らは一カ月後の九月には佐比江新地佐野屋伊右衛門支配借家に転居している。すると、吉兵衛は一月に入り、大坂天満天神社地伊予屋六右衛門借家吉五郎親子を新たに「同家」させており、彼らもまた翌一二月には佐比江新地淡河屋平兵衛支配借家に転居している。

ここで注目したいのは、「同家」人たちの転居先である。淡河屋平兵衛支配借家には、吉五郎親子以外にも、松屋いそ方「同家」人宇吉や鍵屋重兵衛方「同家」人弥助が転居している。また、市右衛門夫婦が転居した佐野屋伊右衛門方には、佐比江新地播磨屋善兵衛弟百蔵夫婦も転居している。これらの例からして、淡河屋平兵衛や佐野屋伊右衛門は、転入者などを相手にする借家業者であった可能性が高い。

佐比江新地の転入者が、当初において「同家」の形をとるのは、他国者・他所者に限られる。佐野屋吉兵衛、佐野屋伊右衛門、淡河屋平兵衛の動きをみると、自身も借家人ではあるが、兵庫市中に転入しようとする他国者・他所者の受入窓口をつとめ、借家を斡旋・提供する役割を果たしていたのではないかと思われる。前章でみた神戸町の事例でも、絹屋文平や丹後屋与三兵衛のような他国者・他所者への借家提供者や口次世話人は確かに存在した。淡河屋平兵衛や佐野屋伊右衛門、佐野屋吉兵衛もこれに類する存在と考えていいだろう。

大坂においても、同様の事例は確認されており、乾はこれを「地方からの転入の便法」、「確かな身元保証の手段」と位置づけている<sup>26</sup>。確かに兵庫においても「同家」は「身元保証」という性格を有したが、他国者・他所者の受入窓口となる協力者や仲介者、借家提供者が広く存在した実態をみると、「転入の便法」という枠を大きく超え、他国者・他所者が兵庫市中に移住する手続きの一階梯として、一定の社会的同意を得ていたといつてよいように思われる。このように、他国者・他所者の受入手続きが、非公式なものではあれ、システム化されていたことは、裏を返せば他所・他国から流入する人々が、それだけ広範に存在したということである。つまり、幕末期において増大する労働力需要に喚起され、大量に流入する労働力を受容・包摂する素地が、一九世紀半ばの兵庫においては準備されていたということができよう。

## おわりに

最後に、兵庫における産業構造の変化との関係から、一八世紀後半から一九世紀半ばにかけての都市域の拡大と人口動態が持つ意味について考えてみることでまとめたい。

神戸開港から遡ること七年、万延二年（一八六一）一月九日、一隻の船が兵庫港に入港した。内海船の有力船主内田佐七が所有する住吉丸である。内海船とは、「尾張国知多郡内海浦（愛知県知多半島）を中心拠点として、十八世紀末頃から急速に展開した」尾州廻船とよばれる海運集団のひとつで、江戸から上方の沿岸諸港を結び、兵庫を畿内における拠点のひとつとした<sup>27</sup>。

住吉丸は空船で入港し、松前産の鯨粕や越後米、銅銭などを購入・満載して兵庫を出港している。おそらく江戸からの航海で仕入れた商品は大阪で売却し、それを元手に北前船が蝦夷地や日本海側各地から運んだ商品を仕入れるため、兵庫に入港したのであろう。実際、住吉丸は兵庫で仕入れた商品を四日市や浦賀、江戸で売却して巨利を得ている。このように地域間の価格差を利用して利益をあげる経営手法を「買積商」と呼ぶ。

北前船も一八世紀半ば以降、同様の手法によって蝦夷地から日本海、瀬戸内沿岸の諸港を結び、一世を風靡した海運集団である。新興の廻船集団が兵庫を畿内における拠点の一つに位置付けた背景には、明和上知を機に実施された大規模な海岸部の開発とこれに伴う港湾機能の整備・拡充があったと思われる<sup>28</sup>。その結果、兵庫は諸海運を結びつけるハブ港としての役割を持つようになり<sup>29</sup>、それに伴って港湾労働の需要も大きく高まった。

だが、佐比江新地の「人別改印形帳」の分析に限定される結果ではあるが、兵庫の商業的中核地域に位置する北浜宮内町・宮前町・鍛冶屋町・松屋町・匠町・嶋上町、南浜新在家町・出在家町等への転入はごく限られる。そもそも、この地域は大店がひしめく地域であり、労働力販売によって糧を得る日用層が居住しうる地域ではない。その労働需要を支える人々の受け皿の一つとなったのが、湊町外町・相生町・佐比江新地・西出町・東出町など、一九世紀半ばにかけて拡張を続け、流動性の高い借家人層を受容した兵庫北東部の町々ではなかったか。そのことは、佐比江新地西町が借家人町として成立し、他国・他所からの転入が数多くみられることから類推しうる。

また、新興の廻船集団が、兵庫を商売上の拠点としてだけでなく、長距離に及ぶ航海で痛んだ船を修理し、新造船を発注する修船・造船基地、さらに食料や水、不足する船具などの補給基地としても位置付けていた点は注目される。当時、兵庫の造船技術は全国的に

みても高いレベルにあり、それが認知されていたことは、前章でみたように、兵庫の船大工たちが尾州廻船や北前船だけでなく、長州藩の国産米輸送船や幕府領からの年貢米輸送船の修理・建造を請け負っていることから伺える。

脇田修は、大坂の工業が全国市場のなかで重要な地位を占めていることを指摘し、堺や奈良、京都など畿内の諸都市における都市工業にも注目すべきことを指摘している<sup>30</sup>。だが、乾の指摘にあるように、大坂においては火災や異臭、騒音を生じる恐れのある職商については移住規制の対象ともされた。造船に関わる職商には碇などを製造する鍛冶も含まれ、また木造船体の製造においては多量の鉋屑が生じる。西出町で行われた「越後国御廻米御用船」の建造現場では、作業工程の見分に訪れた幕府普請役が勤番与力に対し、嵩んだ「木屑」が火災の原因になるとして注意喚起しており<sup>31</sup>、同様の懸念は兵庫においても存在した。

しかし、管見の限り、兵庫において造船にかかわる職商の規制・排除を定めた規約は確認できていない。それは、荷揚げ場、漁師稼ぎ場、材木置き場、船大工稼ぎ場・船作事場、北国廻船繋ぎ場などという形で、様々な港湾機能が浜毎に分担されていたことと関係しよう<sup>32</sup>。兵庫の浜方において船作事場や船大工稼ぎ場が設けられ、主たる造修船の機能を果たしたのが北浜の西出・東出・東川崎の三町である。この三町は一九世紀半ばにかけて町場の拡大と借家層の流入・滞留があわせて顕著に見られる地域の一つである。つまり、この地域は造船にかかる同業者の集住が進み、造船業を核とする工業都市的發展がみられた地域であった。そのことが、大坂で行われたような職商規制が強く現れなかった一因であろう。

はじめに述べたように、幕末期の兵庫及び周辺地域では、幕府による様々なインフラ整備が進められていく。台場築造を例にとると、兵庫和田岬台場の築造にかかる見積書には、内部の木造部分の建設だけで大工一万〇九七九人・人足二五〇〇人が計上されている<sup>33</sup>。台場の築造に関して言えば、このほかにも石工、船大工、左官、水漕焚人足、土方など多くの労働力を必要としたが、兵庫・西宮で築造された四基の台場はいずれも完成をみており、それだけの労働力を幕府はこの地域で調達しえたということである。また、詳しくは次章で述べるが、台場築造の場面においては、あわせて船大工や鍛冶をはじめとする職人たちが有する伝統的技術の達成が、その実現に大きな力を発揮している。他国・他所から流入する日用層（労働力販売者層）を受容・包摂しうる兵庫の地域特性、そしてこの地に集住する職人たちが獲得した技術的達成が、幕末期の幕府諸政策を支える力として機

能していた。

ただし、他所者・他国者を容易に受容しうる地域特性が、前章でみたような組織化・広域化する無宿や犯罪者の拠点化を促進し、また、慶応二年の畿内一円に広がった大規模な打ちこわしの起点となったことなど、幕末期における様々な社会問題を生み出す原因ともなったことについても付言しておきたい。

- 1 後藤敦史『開国期徳川幕府の政治と外交』有志舎、二〇一五年。
- 2 水上たかね「軍務官の戊辰戦争―兵庫・敦賀の出張所を中心に―」『日本史研究』六六〇号、二〇一七年。
- 3 岩城卓二「畿内の幕末社会」明治維新史学会編『講座明治維新』第二卷、二〇一一年、一九七頁。
- 4 『西宮市史』第六巻資料編三、一九六四年。
- 5 富川武史「コラム 御台場の人足歌」『品川御台場―幕末期江戸湾防備の拠点―』、品川区立品川歴史館、二〇一一年、一三四頁。
- 6 小野田一幸「人口構造からみた兵庫津」『図録 よみがえる兵庫津』、神戸市立博物館、二〇〇四年。
- 7 岩城卓二「畿内近国論」『岩波講座 日本歴史』第一一巻近世二、二〇一四年、九七―九九頁。
- 8 乾宏巳「大坂三郷への移住規制と町共同体」地方史研究協議会編『巨大都市大阪と摂河泉』、雄山閣出版、二〇〇〇年。
- 9 明和六年（一七六九）「兵庫津絵図」、個人蔵・神戸市立博物館寄託。
- 10 拙稿「近世兵庫津絵図について」研究代表者 藤田裕嗣『平成一五年度～平成一八年度科学研究費補助金（基盤研究（B））研究成果報告書 中・近世における都市空間の景観復元に関する学際的アプローチ―方法的再検討を目指した畿内と防長両国の比較研究―』二〇〇七年。同「近世兵庫津における絵図制作と都市空間の把握」『大手前大学史学研究所オーブン・リサーチ・センター研究報告第七号 兵庫津の総合的研究―兵庫津研究の最新成果―』大手前大学史学研究所、二〇〇八年。
- 11 拙稿「近世期兵庫津北浜における浜先地開発と屋敷割の変化について」『神戸市立博物館研究紀要』第一八号、二〇〇二年。

<sup>1 2</sup> 前掲拙稿「近世期兵庫津北浜における浜先地開発と屋敷割の変化について」。個別所有と共同所有については、吉田伸之『巨大城下町江戸の分節構造』山川出版社、一九九九年、三七四〜三七五頁より。

<sup>1 3</sup> 前掲拙稿「近世期兵庫津北浜における浜先地開発と屋敷割の変化について」。

<sup>1 4</sup> 『新修神戸市史』歴史編Ⅲ近世、神戸市、一九九二年、二九七〜三〇一頁。

<sup>1 5</sup> 前掲拙稿「近世期兵庫津北浜における浜先地開発と屋敷割の変化について」。

<sup>1 6</sup> 拙稿「近代港湾の黎明―神戸開港一五〇年によせて―」神戸市立博物館編『松方コレクション展―松方幸次郎夢の軌跡―』松方コレクション実行委員会、二〇一七年。

<sup>1 7</sup> 前掲小野田「人口構造からみた兵庫津」において提示されたデータをもとに試算した。

<sup>1 8</sup> 『摂津名所図会』巻八・矢田郡郡上、秋里藤嶋、寛政八年（一七九六）。

<sup>1 9</sup> 安田家文書のうち「寛政八年兵庫津各町家数人数物寄」『神戸市文献史料』第五巻、二〇五―二一〇頁。

<sup>2 0</sup> 明治二年（一八六九）頃「兵庫津明細」、個人蔵・神戸市立博物館寄託。

<sup>2 1</sup> 現在確認できるのは、以下の八冊である。文政五年（一八二二）佐比江新地豎町の「毎月家持借家人別改判形帳」、天保三年（一八三二）同横町の「毎月借屋人別改判形帳」、嘉永二・三年（一八四九・五〇）同東町「毎月家持借屋甚別改判形帳」、同・同年同西町の「毎月借屋人別改判形帳」、安政二年（一八五五）同西町「毎月借家人別改判形帳」、同三年同東町「毎月家持借家人別改判形帳」（いずれも神戸市立博物館所蔵）。

<sup>2 2</sup> 鍛冶屋町津屋ふさの娘津屋たかは、嘉永二年一二月に単身で店借りをして佐比江新地に移るが、翌年八月には再び鍛冶屋町に別に店借りをして戻っている。兵庫における経済的中核地域である鍛冶屋町との転出入は他に事例がないため、湊町を中心とする転出入事例とは分けて考える必要がある。

<sup>2 3</sup> 前掲乾「大坂三郷への移住規制と町共同体」、一六八〜一七〇頁。

<sup>2 4</sup> 岩城卓二「畿内の幕末社会」明治維新史学会編『講座明治維新』第二巻、有志舎、二〇一一年、二〇五〜二〇七頁。

<sup>2 5</sup> 前掲岩城「畿内の幕末社会」、二〇六頁。

<sup>2 6</sup> 乾前掲書、一七一〜一七五頁）。

<sup>2 7</sup> 斎藤善之『内海船と幕藩制市場の解体』柏書房、一九九四年、同「変貌する東西流通

―尾州廻船内海船と神奈川・兵庫―』『日本の近世』一七、中央公論社、一九九四年、同『海の道、川の道』山川出版社、二〇〇三年など。



<sup>28</sup> 拙稿「近世期兵庫津北浜における浜先地開発と屋敷割の変化について」『神戸市立博物館所蔵研究紀要』一八、二〇〇二年。

<sup>29</sup> 斎藤善之は、内海船が、北前船によってもたらされた南部大豆・秋田大豆などを兵庫で購入し、伊勢・三河湾岸地域に運んでおり、これが同地域での味噌・醤油などの醸造原料として用いられたことを明らかにしている（前掲斎藤「変貌する東西流通―尾州廻船内海船と神奈川・兵庫―」、二七九頁）。

<sup>30</sup> 脇田修『近世封建社会の経済構造』お茶の水書房、一九六三年前掲脇田、二三四頁。

<sup>31</sup> 「兵庫勤番文書」一〇、神戸市立博物館所蔵。

<sup>32</sup> 拙稿「近世兵庫津における絵図制作と都市空間の把握」『兵庫津の総合的研究―兵庫津研究の最新成果―』大手前大学史学研究所、二〇〇八年、一五七―一七五頁。また、斎藤善之によれば、神奈川湊と比べ、各種商人の多様化・専門化が格段に進化していたという（前掲斎藤「変貌する東西流通―尾州廻船内海船と神奈川・兵庫―」、二七八頁）。

<sup>33</sup> 拙稿「和田岬・湊川砲台」関係史料 三『神戸市立博物館研究紀要』第二五号、二〇〇九年、五二―五三頁。

表1 明和図を基準とする兵庫津絵図

絵図名	作成年代	作成者	法量	所蔵	備考
兵庫津絵図(仮) (以下「明和図」)	明和6年(1769)	岡野利八写之	89.0×109.5	個人蔵・神戸市立博物館寄託	同年中に行われる上知以前の様子を描いた図。
兵庫津絵図(仮) (以下「寛政図」)	寛政9年(1797)3月	三方	80.6×108.2	個人蔵・神戸市立博物館寄託	「大津御手代篠田和助殿、当津市中ニ而庄屋支配之場所相分り候様絵図いたし差出候様被仰付候扣」
兵庫津絵図(仮) (以下「文化図」)	文化11年(1814)11月 安政4年(1857)11月写		88.8×105.7	神戸市立博物館蔵	「文化十一戌年十一月、兵庫勤番所江奉差上候津中有姿之絵図面」1860年代初頭までの大幅な加筆あり。
兵庫津絵図(仮) (以下「嘉永図」)	嘉永3年(1850)再改	三方控	93.2×107.0	個人蔵・神戸市立博物館寄託	文久期までの加筆、後補あり。また、浜先地の利用状況の変化を表した24点の付箋あり。
兵庫津絵図(仮) (以下「安政図」)	安政6年—文久元年 (1859-61)		73.5×103.5	神戸市立博物館蔵	勤番所西側に安政6年(1859)に買収し、設置された箱館産物会所の記載あり。景観年代は安政6年から文久元年(1861)頃か。
「兵庫津之図」 (旧題「文久二年改 津中惣絵図」、以下「文久図」)	文久2年(1862)		85.0×109.2	早稲田大学付属図書館蔵	凡例の書式や内容、西国街道・湊川の描写法、海岸線の形態などに他絵図との相違点が見られる。
兵庫津絵図(仮) (以下「慶応図」)	慶応3年(1867)頃		71.0×96.8	神戸市立博物館蔵	人家と社寺に用いる色が他絵図と逆である点、西国街道の描写法等に他絵図との相違が見られる。また、記載が粗く、慶応期の景観情報読み取りには他の史料による補完が必要。

表 2-① 嘉永 2 年 10 月時点での家持・借家の世帯数・人数等

		家 持		借 家	
世帯数		21 世帯		182 世帯	
人数(男・女)		69 人	(32・37)	510 人	(238・272)
うち同家人(男・女)		4 人	(2人・2人)	44 人	(20人・24人)
世帯平均人数(同家人除く)		3.29 人	(3.10人)	2.8 人	(2.56人)
単身世帯数(率)		3 世帯	14.30%	43 世帯	23.63%
家主	男	17 人	80.95%	144 人	79.12%
	女	4 人	19.05%	38 人	20.88%
男性家主の妻帯数・率		9 人	52.94%	87 人	60.42%

表 2-② 嘉永 3 年 10 月時点での家持・借家の世帯数・人数等

		家 持		借 家	
世帯数		21 世帯		177 人	
人数		67 人	(30人・37人)	502 人	(235人・267人)
うち同家人(男・女)		7 人	(3人・4人)	53 人	(26人・27人)
世帯平均人数(同家人除く)		3.19 人	(2.86人)	2.84 人	(2.54人)
単身世帯数(率)		4 世帯	19.05%	39 世帯	22.03%
家主	男	17 人	80.95%	143 人	80.79%
	女	4 人	19.05%	34 人	19.21%
男性家主の妻帯数・率		9 人	52.94%	85 人	59.44%

※嘉永 2 年(1849)「毎月家持借屋人別改判形帳(東)」・同「毎月借屋人別改判形帳(西)」及び嘉永 3 年(1850)「毎月家持借屋人別改判形帳(東)」・同「毎月借屋人別改判形帳(西)」(いずれも神戸市立博物館所蔵)より作成

表3 嘉永2年10月～嘉永4年9月までの佐比江新地における転入・転出件数

		転出入先	転出件数	転入件数	
岡方	西国街道沿	相生町	6	0	
		湊町	16	11	
		江川町	3	1	
		木場町	1	0	
		小物屋町	1	3	
		北中町	2	0	
		南中町	1	0	
		神明町	1	0	
		東柳原町	3	2	
		西柳原町	2	0	
			磯之町	0	2
			切戸町	0	1
	鹿屋町		3	2	
	富屋町		0	1	
	西宮内町		7	5	
	永沢町		1	0	
	門口町		0	2	
	算所村		1	0	
	北浜	東出町	4	3	
		西出町	11	4	

	川崎町	0	1
	北宮内町	2	1
	宮内町	0	1
	宮前町	1	0
	鍛冶屋町	0	3
	匠町	0	1
	嶋上町	0	1
南浜	関屋町	2	0
	新在家町	0	2
	今出在家町	1	1
	他国・他所	8	15
	件数	77	63

※嘉永2年(1849)「毎月家持借屋人別改判形帳(東)」・同「毎月借屋人別改判形帳(西)」及び嘉永3年(1850)「毎月家持借屋人別改判形帳(東)」・同「毎月借屋人別改判形帳(西)」(いずれも神戸市立博物館所蔵)より作成

表 4 佐比江新地借家人の転出入

	借家人	家族構成	転入状況			転出状況			居住期間
			年月日	旧居所	理由	年月日	転出先	理由	
西	濱屋伊兵衛	母	嘉永2年10月	湊町	店借	嘉永2年12月	江川町	店借	2ヵ月
西	姫路屋庄兵衛	倅1	嘉永2年10月	湊町	店借	嘉永3年8月	湊町	店借	10ヵ月
西	大坂屋せい	倅1・娘2	嘉永2年11月	湊町	店借	嘉永3年12月	湊町	店借	1年1ヵ月
西	槌屋清兵衛	単身	嘉永2年12月	湊町	店借	嘉永3年1月	湊町	店借	1ヵ月
東	津屋たか	単身	嘉永2年12月	鍛冶屋町	店借	嘉永3年8月	鍛冶屋町	店借	9ヵ月
西	江戸屋佐兵衛	同家人3	嘉永3年4月	新在家町	店借	嘉永3年8月	関屋町	店借	4ヵ月
東	肥後屋甚七	単身	嘉永3年8月	西宮内町	店借	嘉永3年12月	西出町	店借	4ヵ月
東	森本屋吉五郎	娘1	嘉永3年12月	佐比江新地	店借	嘉永4年6月	大坂	店借	6ヵ月
西	鋳屋與助	単身	嘉永4年3月	湊町	店借	嘉永4年5月	相生町	店借	2ヵ月
平均居住期間									5.6ヵ月

表5 他所者・他国者の転出入状況

①転出

	年月日	転出者	家族構成	転出先	理由
1	嘉永3年2月	後藤屋三次子保太郎	単身	大坂杉山町	苫屋新次郎方養子
2	嘉永4年3月	茶屋陣右衛門	女房・娘・父	摂津国八部郡二ツ茶屋村	引越
3	嘉永4年3月	播磨屋伊兵衛	単身	摂津国八部郡神戸村	店借り
4	嘉永3年6月	打出屋久右衛門女房せい	単身	播磨国加東郡喜村	不縁ニ付次兵衛方へ戻り
5	嘉永3年8月	日向屋長右衛門娘たか	単身	泉州堺東半丁	大和屋伊兵衛方養女
6	嘉永4年6月	播磨屋善右衛門	単身	播磨国明石郡福谷村	庄五郎方同家
7	嘉永4年6月	森本屋吉五郎	娘1	大坂	店借り
8	嘉永4年9月	小林屋学道同家人たか	単身	播磨国明石郡大蔵谷村	宗五郎弟仁兵衛方縁付

②転入

	年月日	転入者	家族構成	転入者の旧居所	理由
1	嘉永2年11月	友七	母	摂津国菟原郡岡本村	津国屋弥兵衛方同家
2	嘉永2年11月	綿屋藤蔵倅音吉	単身	播磨国明石郡王子村	相沢屋かね方同家(家持)
3	嘉永2年12月	団右衛門倅弥助	単身	摂津国菟原郡岩屋村	鍵屋重兵衛方同家(家持)
4	嘉永3年6月	佐右衛門	倅1・娘2	播磨国加東郡鍛冶内村	播磨屋直次郎方同家
5	嘉永3年8月	台次郎方同家人太兵衛	倅1・娘1	播磨国美囊郡行衛原村	鍵屋徳兵衛方同家
6	嘉永3年8月	周三郎兄市左衛門	女房	河内国石川郡佐備村	佐野屋吉兵衛方同家
7	嘉永3年10月	覚左衛門娘うた	単身	播磨国明石郡五百蔵村	医師今川左門方縁付
8	嘉永3年10月	藤右衛門妹ゆき	単身	摂津国八部郡大手村	三木屋惣兵衛方縁付
9	嘉永3年11月	伊予屋六右衛門借家吉五郎	娘1	大坂天満天神社地	佐野屋吉兵衛方同家
10	嘉永4年1月	塚口屋源蔵娘とわ	単身	摂津国八部郡二ツ茶屋村	茶屋陣右衛門方同家
11	嘉永4年1月	八左衛門倅幸七	単身	摂津国八部郡二ツ茶屋村	伊勢屋源三郎方同家
12	嘉永4年1月	文助弟宇吉	単身	播磨国赤穂郡尾崎村	松屋いそ方同家
13	嘉永4年5月	吟蔵弟伊助	単身	播磨国美囊郡三ツ田村	御影屋弥兵衛方同家
14	嘉永4年6月	善兵衛	女房・倅1	摂津国八部郡池田村	姫路屋喜兵衛方同家
15	嘉永4年8月	運元娘すえ	単身	播磨国加西郡明楽寺村	石屋城富方縁付

※嘉永2年(1849)「毎月家持借屋人別改判形帳(東)」・同「毎月借屋人別改判形帳(西)」及び嘉永3年(1850)「毎月家持借屋人別改判形帳(東)」・同「毎月借屋人別改判形帳(西)」(いずれも神戸市立博物館所蔵)より作成。

表6 他所・他国から転入した同家人の動向

	同家者	家族構成	同家先	転入日	転出日	同家期間	転出理由	転出先
1	友七・	母	津国屋弥兵衛	嘉永2年11月	嘉永2年12月	1ヵ月	店借り	船大工町
2	綿屋藤蔵倅音吉	単身	相沢屋かね	嘉永2年11月	嘉永2年12月	1ヵ月	店借り	西出町
3	団右衛門倅弥助	単身	鍵屋重兵衛	嘉永2年12月	嘉永3年1月	1ヵ月	店借り	佐比江新地淡河屋平兵衛支配借家
4	佐右衛門	倅1・娘2	播磨屋直次郎	嘉永3年6月	嘉永3年9月	3ヵ月	別宅	佐比江新地三田屋長兵衛方
5	台次郎方同家人太兵衛	倅1・娘1	鍵屋徳兵衛	嘉永3年8月	嘉永3年11月	3ヵ月	店借り	西出町
6	周三郎兄市左衛門	女房	佐野屋吉兵衛	嘉永3年8月	嘉永3年9月	1ヵ月	別宅	佐比江新地佐野屋伊右衛門支配借家
7	吉五郎	娘1	佐野屋吉兵衛	嘉永3年11月	嘉永3年12月	1ヵ月	別宅	佐比江新地淡河屋平兵衛支配借家
8	塚口屋源蔵娘とわ	単身	茶屋陣右衛門	嘉永4年1月	嘉永4年3月	2ヵ月	別宅	小物屋町借家
9	八左衛門倅幸七	単身	伊勢屋源三郎	嘉永4年1月	嘉永4年2月	1ヵ月	別宅	佐比江新地播磨屋利助借家
10	文助弟宇吉	単身	松屋いそ	嘉永4年1月	嘉永4年4月	3ヵ月	別宅	佐比江新地淡河屋平兵衛支配借家 (このとき宇吉改名、嶋屋弥助)
11	吟蔵弟伊助	単身	御影屋弥兵衛	嘉永4年5月	—	—		—
12	善兵衛	女房・倅1	姫路屋喜兵衛	嘉永4年6月	嘉永4年6月	0ヵ月	店かり	東柳原町

※嘉永2年(1849)「毎月家持借屋人別改判形帳(東)」・同「毎月借屋人別改判形帳(西)」及び嘉永3年(1850)「毎月家持借屋人別改判形帳(東)」・同「毎月借屋人別改判形帳(西)」(いずれも神戸市立博物館所蔵)より作成





図2 兵庫津絵図（兵庫部分） 寛政9年（1797） 個人蔵・神戸市立博物館寄託



图3 兵庫津絵図（兵庫部分） 安政6年～文久元年（1859～61） 神戸市立博物館蔵



図2 兵庫津絵図（兵庫部分） 寛政9年（1797） 個人蔵・神戸市立博物館寄託



图3 兵庫津絵図（兵庫部分） 安政6年～文久元年（1859～61） 神戸市立博物館蔵



## 第一〇章 畿内・近国の社会と幕末の台場築造

はじめに

幕末期までに、日本の沿岸には異国船の軍事的脅威に対する備えとして数多くの台場と呼ばれる軍事施設が建設された。その数は全国でおよそ一〇〇〇カ所と言われている<sup>1)</sup>。大阪湾岸において台場が築造されるようになる画期は、嘉永六年（一八五三）のペリー来航にあり、以後、明治維新を迎えるまでの一〇数年間に一〇〇基を超える台場が築造されていく<sup>2)</sup>。これは全国で築造された台場の一割に達する数であり、一八五〇～六〇年代の時期にこの海域が政治的・軍事的にいかに重視されたかが伺えよう。

大阪湾岸における台場築造の時期分布を見ると、アメリカやロシア艦隊の相次ぐ来航に強い危機感を抱いた紀州、徳島、明石の三藩によって整備が進められた嘉永六年から七年の時期と、将軍徳川家茂が上洛し、幕府自らが大阪湾防備の強化に乗り出す文久三年（一八六三）以降の時期と二つのピークが確認できる。すでに通商条約を欧米諸国との間で締結している文久三年以降の台場築造は、異国船の脅威に対する軍事的対応というよりも、幕府による国内体制の再編と新たな対外関係の構築という二つの国家的な政治課題への対応という意味合いを強く持った。安政五年（一八五八）前後の大阪湾防備の質的变化は、「全領主階級」による海防への移行<sup>3)</sup>、あるいは「幕府と藩を越えた、日本という「国家」全体の重要な課題」への変化<sup>4)</sup>として捉えられるが、台場築造にかかる動向も基本的にはこれに符合する。

文久三年三月一九日、町方による土塁台場の築造を指揮するために兵庫に出役した大坂町奉行所与力八田五郎左衛門は、名主・惣代らが大坂町奉行所の出張所である兵庫勤番所に召出して、兵庫がおかれている状況を、京・大坂を中心として全国的に展開する「御変革」のなかにあると説明し、台場築造をはじめ幕府がこの地で展開する諸施策への協力を強く求めた。文久三年五月一八日、将軍徳川家茂は大阪湾の防備策について奏聞するなかで、兵庫を「海内無双之好港」と述べて大阪湾防備上の最重要地に位置付け、様々な施策を展開している<sup>5)</sup>。

なかでも、幕府が実施した兵庫・西宮での台場築造はその象徴ともいえるが、併せて大阪湾の海図作成や兵庫での蒸気艦船への石炭供給体制の構築、兵庫の後背地にたる摂津国八郡車村・妙法寺村での炭鉱開発など、大型蒸気艦船時代に見合った港湾機能の近代化も進めていく。僅か一年で閉鎖されることにはなるが、繫留設備のほか艦船を修繕するためのドック

クを併設する神戸海軍操練所の開設、同操練所の閉鎖により頓挫した神戸村での造船所建設計画もそのひとつである。幕府にとって、これらは建前の上では「攘夷」の具体策として宣言したもののだが、その内実においては、港湾の近代化には幕府海軍の拠点、外国交際の拠点となる「将軍の港」として相応しい機能を備える目的があった。そして、近代的な台場群の整備をはじめとする軍備には、畿内における「将軍の政治空間」に相応しい威容を整える意味があった。

つまり、当時、大阪湾岸に築造された台場群には、「将軍の武威」を象徴する装置としての役割が期待されていたといえる。しかし、このように極めて高度な政治的対応として構築されたものでありながら、それを実現した組織や受け入れた地域社会との関係、技術的な背景などについては基礎的事実さえも未だ不明瞭な点が多い。

幕末期、幕藩領主たちは「日々刻々と変化する畿内社会の状況」に「心を砕く必要があった」とされるが<sup>6</sup>、先に見た八田の言は、幕府であっても施策の実現にはその状況に心を配り、地域社会に協力を求めていくことが不可欠であったことを物語っている。近年、幕末期の畿内・近国における政治と社会双方の関係性を意識的に問う必要性が指摘されているが<sup>7</sup>、台場築造の現場はまさに政治と社会が結びつく「御変革」の最前線であった。本章では、その台場群の築造が実現された経緯を、特に社会との関係に焦点を絞って検討しようとするものである。そのために次の三つの課題を設定する。

まず、どのような組織・機構が台場築造を推進したのかについて、明らかにしておく必要がある。大坂は「西国有事に備えた幕府の一大軍事拠点」とされ、大坂城代を頂点とする軍事機構が構築されていたが、これまでの研究においては、それとの関係はほとんど意識されてこなかった。しかし、台場築造には地域社会の協力・動員を要したのだとすれば、従来の大坂の軍事機構や支配機構といかなる関係性にあったのかを問わねばなるまい。

次に、台場築造を地域社会がどのように捉えたのか。また、それを推進する幕府、あるいは畿内に拠点を求める西国諸藩と地域社会がどのような関係にあったのかを明らかにすることである。この点については、上田長生がかかる問題関心から、主に大阪湾警衛により負担を強いられる大坂周辺の幕府領村々と警衛を担当する大名、幕府との関係性について論じている<sup>8</sup>。本章では上田の議論にも学びながら、和田岬台場と湊川崎台場が築造された直轄都市兵庫、なかでも都市運営の主たる機関である物会所組織の動向に着目したい。軍事施設である台場は軍事的要衝に築かれるものであり、都市に限定されるものではないとの指摘もあるが<sup>10</sup>、文久期以降の台場築造・改築が大坂・兵庫・西宮・堺など主に畿内の直轄都市

で行われている点に鑑みれば、都市との関係性を問うことも重要な課題となろう<sup>11</sup>。

また、幕末期の畿内・近国の諸都市には、惣会所に培われた行政的力量以外にも、豊富な経済力や成熟した流通システム、そして高い技術力が備わっており、それらが台場の築造を現場において支えている。これに関連して三点目の課題として注目したいのは、台場の築造を支えた職人とその技術についてである。

後述するように、文久三年以降に築かれる台場は、西洋からもたらされた新しい知識に基づく構造を採る。では、その実現を支えたのはどのような技術で、その技術を持つ職人がどのように集められ、動員されたのか。近年、幕末期の畿内における労働力需要の問題に光をあてる研究もみられるが<sup>12</sup>、労働力の中身や質については未だ検討が不十分である。特に台場の築造には石工、大工、船大工、鍛冶・鋳物師、左官など多種多様な職人が携わっており、幕末期における畿内社会の技術的達成を明らかにするうえでも、職人集団との関連を検証する意義は小さくないであろう。

### 一 大阪湾岸における台場築造の経緯

まず、大阪湾における台場築造の経緯を改めて概観しておきたい。この地域で台場が築造されるようになる最大の要因は、先にも述べたように、嘉永六年六月のペリー率いるアメリカ艦隊の浦賀来航にある。

後藤敦史が述べるように<sup>13</sup>、当時、江戸湾防備を最優先課題と位置付ける幕府は、大阪湾防備にほとんど策を講じていなかったが、大阪湾への侵入口となる紀淡海峡、明石海峡に所領を持つ紀州・徳島・明石の三藩が、これを契機としてそれぞれ整備をはじめている。まず紀州藩では嘉永六年九月に海士代官仁井田源一郎が建策した「海防議」に基づいて、家老らに警衛を命じ、それぞれの分担を定めて、和歌山城下および加太浦、友ヶ島の海域に約三〇カ所を整備している<sup>14</sup>。また明石藩では同年六月に出崎浜、大蔵谷八幡神社浜、舞子東浜の三カ所で<sup>15</sup>、徳島藩でも翌七年五月に繕方奉行今田増之助を築造奉行として、淡路島の由良浦生石・六本松で築造を開始している<sup>16</sup>。

嘉永期の動向で注目されるのは、台場整備の必要性を唱える対外的な状況認識である。紀州藩において「海防議」を著した仁井田は、「軍機」に熟練した欧米諸国の艦船が「南海より浪華へ乗附大炮を打掛直に 禁闕を衝」くような事態、つまり軍事力に優れた欧米の艦船が南海上から大阪湾に侵入して、朝廷に迫るような事態を想定している。仁井田の憂慮が正鵠を射ていたことは、翌七年九月に軍艦ディアナ号を率いて大阪湾に侵入したロシア海軍中

将プチャーチンが、天皇の居所に近い大阪湾に侵入することで日本側に脅威を与え、交渉を有利に、そして早期に進める意図を持っていたことから理解される<sup>17</sup>。

この事件を経て、幕府は対外的な脅威を表明した朝廷との関係を重視し、京都守衛の強化とともに大阪湾についても防備の強化をはかるべく紀州・徳島・明石の三藩に対して、紀淡海峡および明石海峡の要害への台場築造を命じている<sup>18</sup>。だが、紀州藩では安政二年五月より友ヶ島の六カ所で台場築造に取り掛かるもの<sup>19</sup>、西洋流砲術導入に対する藩内の忌避感やロシア艦来航以降の海防支出による藩財政の逼迫、その御用金や浦組の動員など大きな負担を強いられた領民の反発、幼少の藩主徳川慶福の下で自身の権益強化をはかる付家老水野忠央の動きや將軍継嗣などの問題が複合的に絡み合い、以後の技術導入や軍備増強は進まなくなる<sup>20</sup>。明石藩では先々代（八代）藩主松平斉韶を中心に西洋流（高島流）砲術の導入<sup>21</sup>や大砲の铸造<sup>22</sup>に積極的に取り組んでおり、斉韶が自身の隠居料を拠出した大砲铸造は老中首座阿部正弘からも褒賞されてもいる。だが、江戸湾および国許双方の海防にかかる負担<sup>23</sup>や嘉永三年春の「居屋敷類焼」<sup>24</sup>、安政二年（一八五五）一〇月の大地震による江戸藩邸の被災<sup>25</sup>は財政窮迫に拍車をかけ、軍備増強や台場増設の足かせとなった。そのため、同藩において九台場の増設が始められるのは幕命から八年を経た文久二年になってからである。

これに対し徳島藩は、幕命を受けると直ちに紀淡海峡を臨む由良浦高崎、明石海峡を臨む岩屋浦松帆において近代的な台場の築造に取り掛かっている<sup>26</sup>。このうち、数度にわたる拡張工事を経て、文久元年に完成する高崎台場は東西一三〇m×南北四〇〇mに及び、大砲四〇門を備えうるほどの規模を持つ<sup>27</sup>。また松帆台場も東西四〇〇m×南北二〇〇mの規模を持つ台場として文久元々二年頃に完成をみる。明石海峡の潮流が予想以上に激しかったため実現はしなかったが、松帆台場には高速艇を出撃させうる松帆湊とよばれる港湾設備も附属する計画であった<sup>28</sup>。

これ以前には、複数の台場を分散的に配置し、集中砲火を浴びせる防禦法を採る場合が多く、個々の台場は大砲を一〜二・三門程度備える程度の小規模な土塁台場が主流であった<sup>29</sup>。それに比べて徳島藩の築いた台場は、いずれも完成までに七〜八年を要するも、従前とは比較にならない、台場そのものの威容で敵を牽制しうるほどの傑出した規模と構造を誇った。徳島藩では他にも藩主蜂須賀斉裕の指示で、洲本城代稲葉氏が炬口台場、霞台場の整備を進めている。斉裕は後に幕府の海軍総裁・陸軍奉行をつとめるように軍備・軍制の近代化に積極的であり、特に紀州藩との大きな違いとなって表れたといえよう。



文久期以降、大阪湾岸では徳島藩が築いたような西洋からもたらされた近代的築城術を取り入れた大規模な台場が主流を占めるようになる。京都守護職会津藩が築造した楠葉台場・梶原台場、彦根藩が改築した堺南台場、幕府の命に従い、資金の貸与や備砲・玉薬の供与を条件に明石藩、尼崎藩が既存の台場を改築・整備した舞子台場・大高洲新田台場もこれに該当する。なかでも、舞子台場は楠葉台場や梶原台場などと同様に稜堡式と呼ばれる構造を採るが、他の台場が一〇〇m以上の規模があるなかで東西約七〇mと小ぶりである。しかし稜堡式台場の多くが下段を石積み上段は土塁とするなかで、舞子台場は国内では他に例がない総石造の構造を採る<sup>300</sup>。

幕府自身も文久三年以降、兵庫・西宮と大坂天保山にあわせて五基の台場を築造するが、兵庫・西宮で取り組んだ四基の台場には、唐澤靖彦が指摘するように<sup>301</sup>、世界の軍事史上「マルテロ・タワー」（日本においては「石堡塔」と称される堅牢な石造砲塔を中央に据え、周囲に五稜郭型または円型の土塁台場を配する新しい構造を採る。「石堡塔」を有する台場もまた、日本では兵庫・西宮の四基以外に類例がない。文久の軍制改革において西洋式兵制が導入されたように、西洋の近代的な軍制・軍事技術の導入は時代の趨勢であり、台場に関してもその導入如何が問われていたといえる。

文久期の台場築造は、築造エリアも嘉永期とは異なる特徴を持った。先に述べた將軍徳川家茂が奏聞した大阪湾の防備策において最も重視されているのは、「西ノ宮駅」から「播州境」にいたる海域であり<sup>302</sup>、「海内無双之好港」と評する兵庫については、和田岬をはじめとする要地への台場築造、大砲の鑄造、海軍所の建設、そして将来的な造船計画にも触れる。これは後に御台場築立御用掛が手掛けていくことになる軍備施策と一致する。また西宮以東に関しても、安治川・木津川両河口、そして泉州海岸への台場築造と川筋の警衛強化の必要性に言及している。だが、以前の海防策においては最も重視された紀淡・明石両海峡については、従来通り「摂海東西の門戸たる第一の要地」とはしながらも、両海峡の台場だけでは敵艦を「必定討留」することは困難であると述べており、軍事的な評価は一步後退している。

また、築造にいたる動機付けも、嘉永期のそれとは変化していることが指摘されている。馬部隆弘や中西裕樹が明らかにしたように、淀川筋の警衛を目的とする楠葉台場や梶原台場は、攘夷を「名目」としながら、内実では京街道や淀川を京都に向かう長州藩勢を食い止める関門としての機能が期待されていた<sup>303</sup>。また兵庫・西宮の台場群についても、朝廷との関係から「建前」として攘夷を標榜しつつ、実態としては長州藩を中心とする尊王攘夷派勢

力に対し、幕府の軍事的・技術的優位性を顕示し、牽制する意図があったと考えられる<sup>34</sup>。つまり、幕府にとって文久期の台場築造は、湾内に侵入しようとする異国船に対する備えとは別の、国内的な課題への対応という意味合いも帯びるようになっていた。

このように、同じく大阪湾岸に築かれた台場であっても、嘉永期と文久期では、主体、規模・構造、築造エリア、動機付けに大きな違いがあることが理解される。特に文久期の台場築造は、幕府が主体となり、大阪湾「内海」部において面的に展開した点、海軍操練所の設置や造船所の建設計画、炭鉱開発、石炭会所の設置など、畿内における幕府海軍の拠点整備、港湾の近代化にかかる諸施策と併せて集中的に実施されている点に特徴がある。

## 二 台場築造の組織と大坂の軍事機構

幕府にとって、政治的・経済的基盤が薄い畿内において、これらの施策を実現するためには、それを担い得る組織・機構が必要になる。では、幕府はどのような組織・機構によって台場築造に取り組んだのか。第七章と重複する部分もあるが、行論上の必要から、今一度、従来の大坂の軍事機構・支配機構との関係を視野に入れながら確認しておきたい。

文久二年一二月、幕府は将軍家茂の上洛に先立って、將軍後見職一橋慶喜と老中格小笠原長行らを派遣し、京・大坂守衛強化の具体化を検討させることとした。ただし、一橋慶喜は入京を優先しており、実態として大阪湾防備計画の策定にあたったのは小笠原長行一行であった。小笠原の下には勘定奉行津田正路、外国奉行菊池隆吉、目付松平信敏らが御用掛として従っている。江戸湾防備を目的とする品川台場の事例では、海岸防禦掛（以下「海防掛」）を兼務する勘定奉行松平近直・川路聖謨、目付堀利忠、勘定吟味役竹内保徳、勘定吟味役格江川太郎左衛門が築造に携わっており、海防掛の流れを汲む外国奉行を含む御用掛は、品川台場の築造にかかる組織編制を踏襲したものと思われる。また小笠原は、軍艦奉行並勝海舟以下の軍艦方も伴ったが、彼らは湾内の測量や海図作成、幕府重役の視察における軍艦運用を主な役割としており、台場築造に携わる勘定奉行以下の御用掛とは役割に違いがあった。

さて、文久二年二月一六日に軍艦順動丸で品川を出港した小笠原一行は、二一日頃に大坂に入り、二四日より紀州加太浦、淡州岩屋浦、明石などの調査に取り掛かっている。小笠原は翌三年二月一日に改めて「摂海御台場築立御用」を拝命すると、六日に津田・菊池・松平の三人を「御台場築立御用掛」に任じ、さらに、翌七日には、大坂東町奉行川村修就と同西町奉行鳥居忠善をこれに加えている<sup>35</sup>。大坂町奉行は御用掛拜命以前にも代官らとともに小笠原らの調査に関わっていたが、この段階での役割は海岸見分にかかる案内者の手配を

村々や宿場に指示する程度の、在地支配を担う立場としての後方支援であった。しかし御用掛就任により、大坂町奉行はこの地での台場築造に深く関与していくことになる。

では、御用掛に大坂町奉行を加えた理由はどこにあるのか。小笠原はこの点について、老中衆宛ての書状に「大坂海岸の儀に付町奉行取扱無之候而者差支の儀も有之」<sup>36</sup>、つまり、大坂の海岸において台場築造を進めるにあたり、現地の支配を司る大坂町奉行の関与がなければ支障があるというのである。富川武史が明らかにしたように、品川台場の事例では、江戸近郊及び関東の幕府領の支配を担う代官が資材や御用金調達を担っている<sup>37</sup>。また、京都守護職会津藩が修築した楠葉台場の築造でも、勘定奉行、目付と京都町奉行が御用掛を構成しており<sup>38</sup>、台場築造は在地支配を担う職を介した社会の動員と協力が不可欠であったことが伺える。さらに、小笠原は東西両奉行を御用掛に任じた点について、本来は「二人取扱可申渡候とも存候得共、追而上金等為取扱候節に至都合の儀も可有之」ため、両奉行に申し渡したと述べている<sup>39</sup>。つまり、小笠原は資金調達の面においても大坂町奉行を欠かせない存在とみなしていた。

ただし、この御用掛の態勢も和田岬台場の着工に移る五月になって見直しが図られる。まず五月二日に西町奉行の鳥居が堺奉行に役替えとなり、これまで目付として御用掛を務めてきた松平信敏が跡役に就任する。そして、六日には東町奉行川村修就が西丸留守居に転じ、かわって書院番頭有馬則篤がその席に就く。この時、それまで御用掛を率いていた小笠原は横浜鎖港談判のため既に大坂を離れており、老中板倉勝静が後任にあたった。板倉はこの役替えにあわせて東町奉行有馬則篤を御用掛からはずし、西町奉行松平信敏一人に台場築立御用の専任を命じている。

その後、七月一五日になって勘定奉行津田正路が大目付に転出、替わって勘定吟味役鈴木重嶺が御用掛に加わる。また、松平信敏の大坂町奉行就任後、御用掛目付は空席となっていたが、九月になって漸く酒井忠恕が就任する。ただし、御用掛目付の変更はその後も頻繁に繰り返されており、それに伴って空席期間や江戸との往復による不在期間が生じている。また、大坂町奉行の御用掛就任に伴って、外国奉行菊池隆吉の関与は低下していき、六月九日には箱館御用のため兵庫を離れることとなる<sup>40</sup>。

御台場築立御用掛の職掌は台場築造・大砲鑄造のほか、神戸海軍操練所や造船所の建設、大坂城内の武備管理まで、凡そ大坂における軍備全般を網羅するものである。こうした御用掛の人事状況のなかで、松平信敏は兵庫・西宮及び天保山での台場の工事に目途がつき、大目付に転出する慶応三年（一八六七）までその職にあった。このことから、幕府の台場築造

事業を含む大坂の軍備全般は、大坂西町奉行松平信敏を中核とする御台場築立御用掛によって推進されたといつてよい。ただし、彼の上層部に関しては、元治元年（一八六四）四月に「神戸操練所御取立差配」を主管する若年寄稻葉正巳が加えられるなどの変更も見られる。

これに対し、台場築立御用からはずれた東町奉行有馬則篤はどのような役割を担ったのだろうか。有馬は小姓組番頭、書院番頭を歴任した知行高三千五百石の大身の幕臣であり、当時、上洛していた將軍家茂の直屬部隊の長官として書院番組を率いていた。彼は海防や外交に通じた先役の川村・鳥居、台場築造事業の中核となる松平信敏のような実務吏僚ではない。基本的に民政を司る大坂町奉行に番頭を歴任した三〇〇〇石以上の幕臣が就くのは異例である。文久三年八月一日の政変後、大和・河内で発生した浪士体の者たちによる放火・乱妨行為が問題となった際、有馬は大坂加番を勤める美濃国加納藩主永田尚服、大和国に所領を持つ柳本藩主織田信成と芝村藩主織田長易、大坂警衛を担当していた美濃国苗木藩主遠山友禄と播磨国小野藩主一柳末徳に対して、大坂及び近在における浪士らへの警戒と捕縛に関する大坂城代松平信古の指示を傳達している。

大坂東町奉行としての有馬の動向を詳しく追うことは史料制約から難しいが、この例を見る限り、彼は大坂城代を頂点として定番、大番頭・大番衆、加番によって担われていた大坂及び大坂城の守衛体制に新たに組み込まれる形となったといえる。このことは、文久四年一月に行われた、大坂城代による神戸海軍操練所及び和田岬・湊川崎台場の視察に、大坂定番京極高富とともに有馬が随行していることから理解できる。つまり、五月に行われた大坂町奉行の役替えによって、台場築造をはじめ大坂における幕府軍備の全般を所管する西町奉行と、大坂城代・定番らとともに大坂守衛の一端を担う東町奉行とに、軍政面に関しては分掌する体制が形作られたといえよう。

### 三 台場築造と社会

#### (一) 御台場掛と惣会所組織

このように、幕府による台場築造は、大坂町奉行松平信敏と勘定方（勘定吟味方も含む）と目付方からなる御台場築立御用掛によって実施されていく。御用掛の下には現場で工事の指揮にあたる勘定・普請役、勘定吟味役改役・同下役、大坂町奉行所与力・同心、徒目付・小人目付からなる「御台場掛」が組織され、兵庫・西宮勤番所の地付同心は「御台場御用助掛」としてこれに附属した<sup>41</sup>。

このうち、勘定方は設計や見積・施工、現場に納入される用材の管理や出納を所管し、目付方は現場見廻りや幕府重役らの巡見が行われる際の宿割り、馬繋場や上陸場の手配を担当した。他にも御台場築立御用のために来津している幕臣やその家臣らが、町方で買い求めた品々の代金に未払いはないか、あるいは非分の行いはないかなどの監察も行っている。また、町奉行方は日々の工事検分や雇用する職人・人足の指揮・監督、労務管理などが主な役割である。出務の形態はそれぞれの職掌によって異なるが、彼らは台場の工事現場付近に設けられた会所に詰め、相談しあいながら具体的な指示を出している。

明和六年（一七六九）の上知以来、兵庫の町方は大坂町奉行所とその出張所である兵庫勤番所の支配を受けていたが、台場築立御用をめぐって、御台場掛の面々も惣会所の運営に携わる惣代やその下で雑用にあたる小使らを重用するようになる。兵庫の町政運営は岡方と北浜・南浜（あわせて浜方。また岡方をあわせて三方という）に置かれた惣会所によって行われ、惣会所は選挙によって選ばれた名主と、惣会所に雇用され、この職を専門とする惣代や小使によって構成されている。

このうち、御台場掛の下で幕府御用を主に担ったのは惣代や小頭たちで、掛諸役の応接や動静管理、資材置場などに用いる土地利用に関する町人らとの調整、各種資材を調達しうる商人の斡旋を行っている。また、目付方の中では、内命に従って、御台場掛やその家臣らの不正調査にも携わっている。ただし、幕府がこの地で行っていた施策は台場築造だけではなく、彼らは様々な局面でそれらの御用にも動員されていた。彼らが担った御用は、海防状況の視察に訪れる将軍徳川家茂以下、幕府重役らの応接や兵庫港に入港する幕府軍艦への水や食料、燃料などの供給、乗組員の宿泊所や風呂の手配、蒸気船の燃料となる石炭の保管管理、大阪湾の測量にかかる軍艦方の応接など多岐にわたった。

小使らは基本的に惣代の下で、幕府重役らによる台場視察の先払いや案内役を務めていたが、御台場掛の求めに応じて、彼らの旅宿での雑用にも従事した。岡方惣代と浜方惣代の間で交わされた口述によれば、御台場掛与力・同心らの旅宿には従来、小使市兵衛を派遣していたのだが、文久三年暮から彼らの旅宿が二軒に分かれたことから、小使をもう一人差し出すように命じられている<sup>42</sup>。これに対し、惣代らは御用繁により惣会所も多忙を極めていくことから、御台場掛において直接賄ってくれるよう回答したのだが、それでも御台場掛の与力・同心らは、惣会所雇の小使の派遣に強くこだわった。

大坂町奉行による広域支配の実現において、兵庫の惣代らが古くから重要な役割を担っており、高い行政能力をもっていたことは河野末央によって指摘されているところである<sup>43</sup>。

また、同奉行所の与力・同心と惣会所の關係を見直してみれば、「御台場掛」の肩書で来津する与力・同心も惣会所の構成員たちにとっては見知った顔ぶれであり、惣代・小使の幕府御用への関与も従来の關係性の延長線上にあったといえる。小笠原の書状に示されていたように、大坂町奉行を台場築立御用の中心に据えた意味もそこにある。

近世後期以降、兵庫では幕府御用にも携わる惣代たちが「家」を確立し、苗字が下賜されるなど惣会所での地位を高めたのに対し、名主の地位は相対的に低下したとも言われている<sup>44</sup>。ただし、幕末期に限れば、名主と惣代・小使らの關係性は単純な地位の上昇・下降だけでは説明できない。例えば、慶応元年一二月、熊本藩の浜本陣を務める兵庫南浜和田崎町の安田惣兵衛は、同藩の藩士佐野亥一郎に対して次のように届け出ている<sup>45</sup>。

乍恐口上

一

私儀

近比大坂町奉行様より兵庫名主与申役儀被申付、段々相断辞退仕候へ共、推而相勤候様被申付候二付、無據拠御請仕相勤罷在候間、此段御届奉申上候、尤兼而被為仰付候御國用向ニハ、聊御差支相成不申様可仕候間、宜敷御聞置可被成下候、以上

慶応元年

丑一二月

安田惣兵衛（印）

佐野亥一郎様

本来、名主の選出は他の惣会所の名主と個別町の年寄らによる選挙によっていた。しかし、この届書において安田惣兵衛は「推而相勤候様被申付」と、名主の選出にかかる大坂町奉行の介入を示唆している。ここで注目されるのは、安田惣兵衛の熊本藩に対する申し開きである。彼は名主就任について「段々相断辞退」してきたが、「無據拠御請」したと、大坂町奉行からの要請に積極的に応じたわけではないことを弁明し、同藩から任じられている産物方元締格の「御國用向」については「聊御差支相成不申様」につとめると強く申し添えている。

浜本陣とは主に西国の大名と個別に關係を結び、参勤交代の際などに宿所や休憩所を提供するかわりに、年貢米や国産品を取り扱いうる特権を与えられた商人たちであり、京・大坂に政局の舞台が移る幕末期において、浜本陣は西国諸藩の畿内における拠点のひとつになる。幕府と朝廷、西国雄藩のパワーバランスが流動化するなかで、どこに軸足を置くのか、その選択は彼らにとって死活問題であった。兵庫には浜本陣のほかにも諸大名の御用達をつとめ

る有力商人が多数存在したが、彼らの経営基盤が大名との関係にある以上、それを優先することは当然であったであろう。

また、その関係性のなかで西南雄藩との結びつきを強め、多分に政治性をもった自律的動向を示すようになる者もあらわれてくる。安田惣兵衛家に伝わる「安田氏家譜」によれば、文久三年八月十八日の政変時、長州藩は三月にはすでに当地の警衛から離れていたものの、実兄の絵屋右近右衛門、兵庫津一の豪商北風荘右衛門と協力して、落ち延びてきた長州藩士と三条実美ら尊皇攘夷派公卿七人を絵屋に匿い、船を提供して長州藩領まで逃したという<sup>46</sup>。大坂町奉行所盗賊方は元治元年七月に発生した禁門の変後、長州藩の敗走兵に逃走用の船を貸し出す動きがあったとして、兵庫の船役人や小渡海仲・大渡海仲・廻船仲の役人ら呼び出し、長州藩士への船の貸与を禁止している<sup>47</sup>。「安田氏家譜」の記述には誇張も含まれるが、大坂町奉行所の対応を見る限り事実に基づいていると考えていいだろう。

絵屋、北風の両家も安田惣兵衛家と同様、代々名主をつとめてきた家のひとつである。あわせて、絵屋は長州藩の浜本陣もつとめ、同藩の大坂蔵屋敷から毎年一石を給されるなど家臣的待遇を受けていた。安政五年に同藩が西摂海岸の警衛に就いた際にはその本陣とされ、二人扶持を加えられている<sup>48</sup>。また、北風荘右衛門も長州藩が兵庫南浜船大工町に地所を求めるとあたり「長州持名代」として名を連ねており、彼もまた同藩とは近い関係にあった。

これらの事例から見えてくるのは、政治状況が混沌を極める中で、台場築造をはじめとする幕府御用に取り込まれていく惣代・小使と、主家たる大名との関係から、幕府の影響力が強くなった惣会所から距離を置こうとする名主、またはそれをつとめうる有力町人層の姿である。ただし、元治二年四月に岡方惣代高井本次郎と浜方惣代石原加左衛門・榎並直五郎が名主らとともに幕府軍艦方に対して、碇泊中の御用にかかる手当の支給を歎願しているように<sup>49</sup>、幕府側に全面的に従属していたわけではなく、惣会所の組織としては名主らと一体性を保持していた。また北風荘右衛門は、文久三年に兵庫町方が幕命に従って築造した「仮台場」の費用銀三十一貫五百匁のうち十七貫目を負担し、慶応三年に兵庫商社が設立された際には、老中首座板倉勝静の要請に従って、その肝煎に就任するとともに多額の上納金を拠出している。

このように、名主層についても、幕府に強い不信と不満を持っていたとしても、関係する大名に軸足の全てを預けたわけではなかった。経済活動を通じて西南雄藩と密接な関係性を築きつつ、幕府との関係についても距離を測りながら対応を見極めようとする畿内の有力商人の存在については、すでに谷山正道や荒武賢一郎らによって指摘されているところではあ

るが<sup>50</sup>、ただし、兵庫の名主層に関して言えば、開港場に選定され、また幕府の直轄港的性格を有するようになった港湾都市の運営に携わるべき立場から、全く自由になることは容易ではなかったと思われる。

一方、幕府側としても、名主層の持つ経済力と町政運営への影響力も無視できるものではなかった。それゆえに名主層を含む惣会所機構の全体を取り込むことを希求したのだと思われる。名主の選出に大坂町奉行自身が介入し、兵庫商社の肝煎就任と基金の拠出を依頼するにあたり、老中首座板倉勝静が北浜名主の北風荘右衛門のもとに、わざわざ勘定奉行服部常純と代官齋藤六蔵をあわせて派遣し、膝詰で協力を迫らせたのもその表れである。

## (二) 「御軍艦黒龍丸御修覆場御取建」一件にみる幕府と兵庫町方

また地域社会の同意と協力なくしては各施策を実現することが困難であったことも事実である。慶応二年に行われた幕府軍艦黒龍丸の修覆をめぐる幕府側と兵庫町方のやり取りにはその状況が如実に示されている。当時、整備が急がれた課題のひとつとして、大型蒸気艦船の修理に対応しうる造船所の機能があった。前章でも述べたように、兵庫は一九世紀半ばまでに、造船業を核とする工業都市的要素も獲得していたが、それはあくまでも和船を前提とした近世的な機能であり、大型蒸気艦船に対応するものではなかった<sup>51</sup>。神戸海軍操練所の建設や神戸村での造船所の設置構想は、まさにこの課題の克服を目指すものであった。勝海舟の建言によって、元治元年五月一四日に開所となった同操練所は、一万七二三七坪、約五・七ヘクタールの敷地を有し、繋留設備のほか艦船を修繕するためのドック（船渠）を併設した。五月には長崎製鉄所が同操練所の附属施設となり、六月には造船所の建設を進めるべく、造船学や蒸気機関に詳しい人材の選出にも取り掛かっている<sup>52</sup>。だが、これらの計画は神戸海軍操練所の閉鎖とともに頓挫してしまう。

慶応二年三月、こうした状況下において軍艦黒龍丸の修理が必要となった幕府軍艦方は、修船用ドックの代替機能を兵庫港の中央に位置する船溜り「築嶋船入江」に通じる流路・築嶋船入川に求めた<sup>53</sup>。しかし、兵庫の三方惣会所は、船の退避場所である築嶋船入江への流路を封鎖されてしまえば、風波により破損する船も生じ、特に小船持ちについては日々の暮らしが立ち行かなくなる、とする船持ちらの意向を受け計画の中止を訴えている。だが軍艦方はこれを無視する形で築嶋船入川での修理に向けた準備を始め、三方惣会所の中止を求める再三の訴えに対し、軍艦方や大坂町奉行所が示した回答は、船が破損した際の補償提案だけであった。そのため、六月一五日には渡海船年行司らの「衆気荒船稼之者、不意之儀二



而如何様之心得違候哉も難計与大二心配仕」と書き添えた嘆願書を、三方名主は連名で幕府側に提出した。実は、この前月には兵庫・西宮を起点として「大坂十里四方は一揆おこらざる所なし」と言われるほど畿内一円に拡大した大規模な打ちこわしが発生している<sup>54</sup>。彼らはその経験をもとに、「衆気荒船稼之者」たちを発火点として、打ちこわしが再燃する可能性を暗に示して交渉の手札としつつ、幕府に再考を求めたのである。

幕府がこの添書きを無視しえなかつたことは、最終的に老中首座板倉勝静の政治判断により築嶋船入川での黒龍丸修復計画が中止され、閉鎖されていた神戸海軍操練所のドック跡地の利用へと切り替えられたことから明らかである<sup>55</sup>。幕府にとって黒龍丸の修理が急務である一方、兵庫開港を一年半後に控えるなか、地域社会の安定化も無視できない課題であった。旧神戸海軍操練所のドック跡地の利用にあたり、それが所在する神戸村との交渉を担当した大坂西町奉行が再三にわたり支障の有無を神戸村に尋ね、念書まで提出させた理由もそこにある。

#### 四 台場築造と職人・技術

##### (一) 嘉納次郎作による台場築造差配

次に、台場築造を担った職人とその技術について見ていくことにする。兵庫・西宮での台場の工事は、御台場掛の下で御用を請け負った摂津国菟原郡御影村の嘉納次郎作が、差配方として担当している。彼は近江国滋賀郡坂本に生まれ、灘の酒造家本嘉納（現在の菊正宗酒造）の分家で、廻船部門を担う嘉納次作家に養子入りして同家を継ぎ、廻船業者としての実力を培っていった<sup>56</sup>。彼が差配方に選出された経緯は詳らかでないが、元治元年に始まる天保山台場の工事については、入札によって次郎作に決定したことが史料上確認できる<sup>57</sup>。彼は台場築造以外にも幕府の廻船御用をつとめ、幕府艦船を託されて江戸―大坂・兵庫間の定期航路の開設も行っており、幕府の諸施策を支える有数の廻船業者の一人であったといえよう。次郎作は、差配方代として兵庫に森清之助を、西宮に嘉納佐五郎を配して現場の指揮をとらせ、自らは御台場掛との折衝や事業全体の統括にあたっている<sup>58</sup>。

彼が請け負った兵庫・西宮の台場群は、中央に据える石堡塔に数多くの巨石を用いるため、石材の伐り出しから現場での積み上げまで、それを担いうる高い技術を持つ石工を一定数以上確保する必要があった。まずは、その状況を具体的に追ってみたい。

当初の計画では石材は兵庫から程近い御影村山中より伐り出す予定であった。だが調査の結果、必要とする大きさの石材を伐り出しうる場所が山深く、運送等の費用が嵩むため、か

えって高値になることが判明したことから、瀬戸内海の島々から伐り出す案に切り替えられる。そこで石切り場とされたのが、備中国の神島・北木嶋・白石島の三島や真鍋島、児島郡宮浦村、讃岐国の塩飽諸島や小豆島、伊予国薄多島（伯方島）などである<sup>59</sup>。

だが、塩飽島浦々惣代が御台場掛に提出した口上書<sup>60</sup>を見てみると、「石工共病氣之者も数多御座候二付延引相成」と、傷病による石工の欠員が生じ、これを補充できない状況が伝えられている。それゆえ神島外浦では庄屋熊太郎と石工浅吉を伊予国伯方島に派遣して二〇人を雇い入れる契約を結んでいる。さらに同島の庄屋廣太郎のもとに赴き、他所稼の石工三〇人ほどを神島ほか三島に差し向けてくれるよう依頼している<sup>61</sup>。しかし備中国小田郡の支配を担当する代官大竹左馬太郎の手代人嶋荘八郎が「石工人雇入方、種々丹精いたし候得共、存込通石工も不参」と嘆いているように、手を尽しても思うように石工は集まらなかった。神島の場合も、浅吉と契約を結んだ二〇人のうち、実際に神島に赴いたのは九人に過ぎず、「他所稼」すなわち他所から出稼ぎにきている石工は一人も応じていない。当時、今治藩でも四カ所で台場が築かれており、条件面において幕府より恵まれていたのであろう。

そのため、森清之助らは石工を安定的に確保するために相応の手当支給を提案し、御台場掛もこれを了承している<sup>62</sup>。それでも石材の延着は続き、さらに島方では、石工たちが内々に一二月二〇日を目途に年内は仕事納めにする<sup>63</sup>と申し合せている、との噂まで立ち始めた。その真偽は定かでないが、一二月一日、御台場掛は急きよ塩飽島や神島・北木島・白石島に掛を派遣し、「和田岬石堡塔御成功」は緊急を要する事業であるからこそ別段に手当を支給している。にもかかわらず「其心得も無之」早々に仕事納めとし、「日数を重相休候者以外」であるとし、正月三が日も兵庫に到着した石材は直ちに陸揚げするから、「年内押詰候迄出精相働」くよう、島々の年寄・役人中を介して石工や石積船頭らに厳しく通達している<sup>64</sup>。このように石材需要が増大するなかで、島方の石工や石積船頭らはより良い条件を求め、また自分たちのペース、労働条件のもとで仕事にあたらうとする動きをみせていたのである。

こうした状況は、築造現場でも同様であった。文久三年八月、嘉納次郎作は「和田岬御台場御差急二付抄取方并御増方凡積書付」<sup>64</sup>と併せて御台場掛に提出した伺い書の中で、優秀な石工を雇用するためには賃金割増や手当の充実が不可欠であると訴えている。

たしかに、各地で台場の築造が進められるなかで、文久三年一月には職人・人足の賃金相場はそれぞれ従前の二人前まで高騰しており、特に熟練技術を要する職種ほど高い上昇率をみせていた。だが、次郎作は賃金割増や手当支給を無尽蔵に認めていたわけではない。台

場築造には石工以外にも船大工、家大工、左官、鍛冶・鑄物師、杭打ちや玉砂利の運搬、松脂焚き人足など多種多様な職人や人足が関わっている。西宮・今津台場石堡塔の基礎杭を打つ工事では日々一五〇人の人足が出勤しており<sup>65</sup>、前章でも触れたように、和田岬石堡塔の見積書によれば、内部の木造建屋部分の建築だけで大工が延べ一〇九七九人、人足二五〇〇人が必要だと試算されている<sup>66</sup>。

「殊之外高賃」<sup>67</sup>と認識されるほどの賃金上昇がみられるなか、それだけの数の職人・人足に対応するのは容易なことではない。慶応二年に次郎作は銭六〇〇文だった定人足賃を百文増しの銭七〇〇文に引き上げているが、これは米価が一升あたり三〇〇文以下になるまでの暫定的措置としているように米価上昇に対応したものであった<sup>68</sup>。

また、賃金の総体的な高騰に繋がる一律の賃金割増にも否定的で、「諸職江割合被下而者外場所江も差響」<sup>69</sup>くため、「職々働方精粗二随ひ割渡」<sup>70</sup>すべきであると述べている<sup>69</sup>。そのかわりに傷病者に対する補償や慰労・勤勉手当（酒代金や手当銀）の支給、和田神社や西宮神社の神事祭祀時、あるいは中元前後や盆、重陽の節句といった「田舎之習」に応じた休日など、賃金以外の労働条件整備にも意を注いでいる<sup>70</sup>。

『西宮市史』では台場築造にかかる職人・人足等の賃金を「いずれも当時としては破格」であったと評する<sup>71</sup>。しかし、事業の完遂を目指す立場から言えば、職人・人足の需要過多により全国的に賃金が高騰する中で、高い技術を持つ人材を安定的に確保するためには「御時節柄」を弁えた条件整備に取り組む必要があった、というほうが正しいであろう。

## （二）台場築造に携わった職人と技術 — 「平成の大修理」から見えてきたこと —

兵庫・西宮での台場築造に携わった石工とその技術に関しては、高田祐一による研究がある<sup>72</sup>。高田は史料上確認される矢割り、玄能払い、荒切、中切、上切の最大五工程に及ぶ加工技術が、石材のどの面に用いられているかを現存する石材の加工痕の分析から確認している。

このように、文献史料と現存する構造物を対照することは、台場築造に関与した職人集団の技術の種類やレベルを理解するだけでなく、当時の畿内・近国社会の技術的成熟度を測るうえでも重要な作業となってくる。その意味で内部木造部分の全面的な解体を伴った史跡和田岬砲台にかかる「平成の大修理」事業は、重要な成果をもたらしたと考えている<sup>73</sup>。ここでは、その一端を紹介しておきたい。

兵庫と西宮の台場築造には、和船の建造を生業とする船大工が数多く携わっている。台場中央に設けられる「石堡塔」の内部は一階・二階と三階（屋上）の三層構造からなっており、一階には火薬室が設けられ、二階・三階に大砲が据えられるようになっていた。また一階中央部には井戸が備えられているが、ここから汲み上げられた水は発砲により高温となった砲身の冷却水として用いられる。しかし、一階には火薬室があることから、冷却水が一階に漏れ出さないよう二階・三階の床面を防水にしなければならぬ。そのために援用されたのが、船材の接合面から水がしみこまないよう完全な水密状態にする「槓縄葎打込」と呼ばれる和船の建造技術であった。これは、槓皮を繊維状にしたものを縄にし、充填材として板材と板材の接合部に埋め込み、さらに上から溶かした「水瀝」を流し込んで固めることで浸水を防ぐという技術である<sup>74</sup>。「瀝青」という場合、天然のアスファルトやピッチ、タールなどを意味するが、修理作業を通じて「水瀝」は松脂を溶かしたものであることが判明している<sup>75</sup>。これは、文献史料では知りえない知見が得られた一例である。

この技術が高く評価されていたことは、その賃金からも伺える。この工程では、家大工も三階の漆喰下地となる杉皮を敷き貼る作業を行っているが、彼らの賃金が一人当たり銀四匁三分なのに対し、船大工は銀一貫一六文である。この作業が行われた元治元年の大坂の銀銭相場は銀一貫あたり銀一三匁八分四厘であり<sup>76</sup>、換算すれば家大工の三倍以上になる。

これまでも述べてきたように、一九世紀半ば、北前船や内海船など当時を代表する廻船集団が兵庫を畿内における拠点のひとつとしていたことが知られている。彼らはここを商業上の拠点としてだけでなく、航海で傷んだ船を修理し、新造船を発注する修船・造船基地としても位置付けていた。当時の兵庫は造船業を核とする工業都市的發展も見せており、船大工や碇鍛冶をはじめ、全国的にみても高い技術をもつ職人たちが集住していた。その技術が石堡塔には使われているのである。

同様のことは、鉄具類の製作技術からも伺える。石堡塔には鋸や石材を接合するためのダボ、鉄千切、二階・三階の重さを支える鉄柱や座鉄、梁と柱を支えるL型の鉄具やそれを固定するボルト・ナット・ワッシャなど数多くの鉄具が使用されている。なかでも、特に注目されるのはボルトやナットにネジ切が施されている点である<sup>77</sup>。日本では安政期、長崎製鉄所に旋盤が導入されたことが知られている。ただし、現時点では長崎製鉄所に鉄具を発注した記録は見つかっておらず、和田岬砲台から取りはずしたネジを計測しても溝のピッチや深さがバラバラで、そもそも旋盤を用いた様子がない。これらの鉄具は、御台場掛から兵庫永沢町の鋳物師金屋八左衛門や大坂の玉屋房次郎、釘屋又兵衛に発注されたことが判ってお

り、また、「平成の大修理」によって「カジ善」と刻まれた座鉄も確認されている。文久二年に作成された「次第不同闡順定 浪花・左界・兵庫 商家繁栄歳中日用記」<sup>78</sup>には、兵庫の欄に「大碓鍛冶 川崎 鍛冶善」とある。両者が同一人物を指すのか否かは今後の研究を待ちたいが、いずれにしても、これらの鉄具は彼ら兵庫や大坂の鍛冶や鋳物師たちの手によって一つひとつ作り出されたと考えられる。つまり、彼ら職人たちは、西洋からもたらされた新しい知識を彼らなりに咀嚼し、自らの技術をあてはめることで成し遂げているのである。

幕府は威信をかけて、このような新しい知識に基づいた台場の築造に取り組んだ。その設計は勝海舟に学んだ蘭学者佐藤与之介よるとされるが、その実現は畿内社会に培われた職人と彼らの技術的達成によって支えられていたといえよう<sup>79</sup>。

## おわりに

本章では、大阪湾岸における幕末期の台場築造、特に文久三年以降、幕府が大阪湾岸において主導した台場群の築造を中心に、三つの課題を設定して検討を加えてきた。

まず、幕府は大阪湾防備の強化を実施するにあたって、台場築造をはじめとする幕府軍備については大坂西町奉行松平信敏を中核とする御台場築立御用掛に専任するとともに、大坂城代をトップとする従来の大坂守衛体制には、大坂東町奉行に据えた書院番頭経験者を組み込むなど、従来の大坂の軍事機構を再編・強化した。さらに長州征討にむけて大坂城代の下に再々編していることから台場築造を含む軍備強化が「攘夷」を標榜しつつ、「西国有事」に対する備えとしての意味合いを色濃く有していたことを物語っている<sup>80</sup>。

また、軍備の中核に大坂町奉行を据えたのは、その実現にはこの地域に暮らす人々の動員と協力が不可欠だったからである。本章では特に兵庫の惣会所と御台場掛との関係に着目したが、従来の支配関係を下敷きにしていることで、その目論見は機能したと評価できるだろう。ただし、兵庫には古くから西国の諸大名と個別の関係を結ぶ有力町人が多数存在し、主家大名との関係が彼らの動向にも少なからざる影響を与えていた。また、間近に控える大坂・兵庫の開市・開港を見据える中で社会秩序の安定は必須であり、特に慶応二年以降、幕府は地域社会の動向に注意を払い、配慮を示すことも求められた。

技術的側面においては、文久期以降の台場築造が、この地域に培われた伝統的技術の達成によって支えられていたことを指摘した。本章でみたような、近代的技術の実現過程における努力や工夫は、実は世界遺産「明治日本の産業革命遺産」に位置づけられる佐賀藩や、葦

山代官所の江川英龍が挑んだ日本で初となる反射炉建設や鉄製大砲鑄造の場面にもみられることである<sup>81</sup>。この点に鑑みれば、大阪湾岸で行われた台場築造も日本の技術的な近代化を基礎において支えていたと評することが可能である。つまり、それを成し得る高い技術の数々とその技術を持つ職人たちが質・量ともに、この地域に蓄積・集積されていたことを意味する。こうした技術的蓄積の様相を捉えることも、政治的・行政的・経済的指標だけでは測れない畿内社会の特質を掴むひとつの指標と成り得るであろう。

本章では、大阪湾岸における台場群築造の経緯を、特に社会との関係に焦点を絞って検討してきた。こうした事実を丹念に積み重ねていくことで、大坂町奉行所与力八田五郎左衛門が認識していたような、京・大坂を中心に全国的に展開した幕末期の「御変革」状況のなかに、この事業がどのように位置づけられるのかが明らかになってこよう。

1 原剛『幕末海防史の研究』名著出版、一九八九年、三一〇頁。

2 大阪歴史学会企画委員「大阪湾岸の台場跡」『ヒストリア』二二七、二〇〇九年。

3 岩城卓二『近世畿内近国支配の構造』柏書房、二〇〇六年。

4 後藤敦史『開国期徳川幕府の政治と外交』有志舎、二〇一五年。

5 『維新史』三、四一九〜四二四頁。

6 岩城卓二「畿内の幕末社会」明治維新史学会編『講座明治維新2 幕末政治と社会変動』

有志舎、二〇一一年。

7 宮地正人『幕末維新期の社会的政治史研究』岩波書店、一九九九年、前掲岩城「畿内の幕末社会」。

8 前掲岩城『近世畿内・近国支配の構造』、研究代表者…岩城卓二「基盤研究(B) 幕末期における大坂・大坂城の軍事的役割と畿内・近国藩」(二〇一四〜二〇一七年度)など。

9 上田長生「幕末期畿内の社会状況―大阪湾警衛を中心に―」前掲『幕末の大阪湾と台場―海防に沸き立つ列島社会』。

10 馬部隆弘「楠葉台場の設計と施工の過程」前掲『楠葉台場跡(史料編)』、二五四頁。

11 「特集 畿内から見た幕末維新期の社会―直轄都市を中心に―」『日本史研究』六〇三。

12 前掲岩城「畿内の幕末社会」、上田長生「幕末期の大阪湾警衛と村々」『大塩研究』六八、二〇一三年。

- <sup>13</sup> 前掲後藤「幕末政治史と大阪湾の台場」。
- <sup>14</sup> 東京大学史料編纂所データベース『大日本維新史料稿本』KA〇〇三―三一八―三二四、『南紀徳川史』一三、名著出版、一九七一年、一五九―一六二頁。武内善信「海防図」を読む―幕末和歌山藩の御台場と海防―『和歌山市立博物館研究紀要』三、一九八八年。
- <sup>15</sup> 橋本海関『明石名勝古事談』、中央印刷出版部、一九二〇年・一九七四年復刻。
- <sup>16</sup> 川越重昌「由良浦台場（淡路）築造始末」『淡路の歴史』、大阪淡友会、一九七七年、『日本城郭史体系一二 大坂・兵庫』、新人物往来社、一九八一年など。
- <sup>17</sup> 前掲後藤『開国期徳川幕府の政治と外交』二七五頁。出典は高野明・島田陽訳『ゴンチャロフ日本渡航記』雄松堂、一九六九年、六一六頁。
- <sup>18</sup> 『幕末外国関係文書之八』二二一―二二二頁。また安政期から文久期の京・大坂湾守衛における大名配置については、針谷武志「安政・文久期の京都・大坂湾警衛問題について」明治維新史学会編『明治維新と西洋国際社会』吉川弘文館、一九九九年、幕府政策の推移については前掲後藤『開国期徳川幕府の政治と外交』など。
- <sup>19</sup> 『南紀徳川史』一三、名著出版、一九七一年、一八三頁。
- <sup>20</sup> 『和歌山県史』近世、和歌山県、一九九〇年、七九九―八一〇頁。
- <sup>21</sup> 『大日本維新史料稿本』AN〇〇四―三六九―三七一。
- <sup>22</sup> 『大日本維新史料稿本』AN〇四六―九八九―九九一。
- <sup>23</sup> 前田結城「幕末明石藩の政治動向の基礎的考察」『Link』七、神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター、二〇一五年、四九―五〇頁。
- <sup>24</sup> 『大日本維新史料稿本』KA〇二二―九〇四―九〇六。
- <sup>25</sup> 『大日本維新史料稿本』AN〇四五―九六七―九七〇。
- <sup>26</sup> 徳島藩の台場築造経緯については、前掲『日本城郭史体系一二』、角田誠「淡路島における幕末海防築城」『淡路洲本城』、城郭談話会、一九九五年、西ヶ谷恭弘編『国別城郭・陣屋・要害・台場事典』日本城郭史学会、二〇〇二年、前掲『兵庫県の台場・砲台』などを参照した。
- <sup>27</sup> 岡山大学池田家文庫絵図公開データベースシステム「戦略絵図丁二一―六七 由良浦高崎砲台図」<http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/ikedake/ezu/metadadata/2762>。
- <sup>28</sup> 前掲『松帆台場・松帆湊』。

<sup>29</sup> 角田誠「淡路島における幕末海防築城」『淡路洲本城』、城郭談話会、一九九五年。

<sup>30</sup> 前掲『舞子台場跡』、四二〜四三頁、同山本「明石藩舞子台場跡」、一三四頁。

<sup>31</sup> 唐澤靖彦「世界の軍事技術史からみた大阪湾の台場」前掲『幕末の大阪湾と台場―海防に沸き立つ列島社会』。

<sup>32</sup> 『維新史』三、維新史料編纂事務局、一九四一年、四一九〜四二四頁。

<sup>33</sup> 前掲馬部「京都守護職会津藩の京都防衛構想と楠葉台場」、同「淀川警衛体制と京都守護職会津藩の関門構想」『ヒストリア』二二七など。こうした位置づけは、奉勅攘夷が「朝廷から攘夷を迫られる一方で諸外国と戦争しては勝てないという状況下」において、幕府が採った「攘夷実行という朝廷の意思を奉じて政務を委任するかたちを作り、実質的には武力衝突（戦争）を回避しようとする苦肉の策」（保谷徹「開国と幕末の幕政改革」『岩波講座日本歴史』第一四卷近世五、二〇一五年、五九頁）というだけではなく、この時期の台場築造の意義について、より積極的に評価ようとしている点で注目される。

<sup>34</sup> 拙稿「文久―元治期における兵庫・西宮台場の築造―「御台場築立御用掛」体制と「地域社会」に関する若干の考察―」『居留地の窓から』四、神戸外国人居留地研究会、二〇〇四年。

<sup>35</sup> 小笠原老岐守長行編纂会編『復刻版 小笠原老岐守長行』土筆社、一九四三年。

<sup>36</sup> 前掲『復刻版 小笠原老岐守長行』一五〇〜一五一頁。

<sup>37</sup> 富川武史「品川御台場の築造と地域社会」品川区立品川歴史館編『江戸湾防備と品川御台場』、岩田書院、二〇一四年。

<sup>38</sup> 馬部隆弘「楠葉台場の設計と施工の過程」前掲『楠葉台場跡（史料編）』、二六五〜二六七頁。

<sup>39</sup> 前掲『復刻版 小笠原老岐守長行』一五一頁。

<sup>40</sup> 拙稿「摂海御台場築立御用における大坂町奉行の位置」『ヒストリア』二二七では「外国奉行菊池隆吉は、御台場築立御用掛には任じられず、御台場築立御用における外国奉行の比重は低下する」（九二頁）と述べたが、老中格小笠原長行の書状（『復刻版 小笠原老岐守長行』、一五〇〜一五二頁）に「在坂の廉以掛申渡候」とあり、大坂滞在中に限定して御用掛に任じられていた。ここに訂正する。



- 4<sub>1</sub> 前掲拙稿「文久―元治期に」における兵庫・西宮台場の築造―「御台場築立御用掛」体制と「地域社会」に関する若干の考察―。
- 4<sub>2</sub> 『岡方文書』二・二、四五八頁。
- 4<sub>3</sub> 河野未央「近世兵庫津の町役人・惣代の職務について」『歴史と神戸』四六・二、二〇〇七年。
- 4<sub>4</sub> 河野未央「近世期兵庫津の都市構造―町役人をめぐる問題を中心に」第四回西撰研究会報告・第二回兵庫津研究会との合同研究会、二〇〇〇年。
- 4<sub>5</sub> 『神戸市文献史料』四（以下『文献史料』、神戸市教育委員会、一九八二年）、六〇頁。
- 4<sub>6</sub> 『文献史料』四、三五―三八頁。
- 4<sub>7</sub> 『岡方文書』二・二、五七五頁。
- 4<sub>8</sub> 『文献史料』二八、二〇一五年、一九五―二〇二頁。
- 4<sub>9</sub> 『岡方文書』三・一、一九八四年、四三―四四頁。
- 5<sub>0</sub> 谷山正道「幕末大和の豪商と雄藩―高田の村島氏一族と長州藩との物産交易をめぐって―」『民衆運動からみる幕末維新』、清文堂、二〇一七年、荒武賢一郎「幕末期における大坂の特質―御進発をめぐる社会状況―」『日本史研究』六〇三。
- 5<sub>1</sub> 前掲『開国への潮流』。
- 5<sub>2</sub> 『勝海舟全集』一三、一六九―一七〇頁。
- 5<sub>3</sub> 黒龍丸修理一件については『岡方文書』三・一、九一―一〇九頁。
- 5<sub>4</sub> 酒井一「慶應二年大坂周邊打毀しについて」『国史論集』二、読史会、一九五九年。
- 5<sub>5</sub> 「御軍艦黒龍丸御修覆場御取建」神戸大学附属図書館所蔵「住田文庫」のうち。
- 5<sub>6</sub> 『本嘉納商店々史』本嘉納商店、一九五九年。
- 5<sub>7</sub> 『岡方文書』二・二、四八五―四八六頁。
- 5<sub>8</sub> 前掲拙稿「文久―元治期に」における兵庫・西宮台場の築造―「御台場築立御用掛」体制と「地域社会」に関する若干の考察―一六頁。
- 5<sub>9</sub> 兵庫・西宮台場の石材の伐り出しに関する経緯については、前掲拙稿「和田岬・湊川砲台関係史料」について二。
- 6<sub>0</sub> 『御用留』五三―五四頁。
- 6<sub>1</sub> 『御用留』七一―七四頁。

- 6 2 『御用留』七四〇七五頁。
- 6 3 『御用留』一〇一〇二頁。
- 6 4 『御用留』六三〇六八頁。
- 6 5 前掲梅溪「西宮・今津砲台築造関係史料について」一〇〇三五頁。
- 6 6 前掲拙稿「和田岬・湊川砲台関係史料」について 三〇五二〇五三頁。
- 6 7 前掲拙稿「嘉納次郎作家文書」に含まれる台場築造関係史料」五四〇五五頁。
- 6 8 『西宮市史』六、一〇〇頁。
- 6 9 前掲拙稿「和田岬・湊川崎砲台関係史料」について 二〇八六頁。
- 7 0 『御用留』六三〇六五頁。
- 7 1 『西宮市史』二、西宮市、一九六〇年、九七四頁。
- 7 2 前掲高田「石材加工からみた和田岬砲台の築造」。
- 7 3 前掲註3
- 7 4 前掲拙稿「和田岬・湊川崎砲台関係史料」について 二二。
- 7 5 松林宏典「和田岬砲台（台場）」前掲『兵庫県の台場・砲台』、三三三〇三七頁。
- 7 6 草野正裕「近世後期における大坂と江戸の銭相場—金（銀）相場との対比において—」『甲南経済学論集』五一、一・二・三・四、二〇一一年。
- 7 7 前掲松林「和田岬砲台（台場）」、三五頁。
- 7 8 文久二年（一八六二）「次第不同闡順定 浪花・左界・兵庫 商家繁栄歳中日用記」、神戸市立博物館所蔵。
- 7 9 保谷徹は、幕末期の軍制改革に伴う技術導入について、「蒸気軍艦の調達と伝州など、古くから交流のあったオランダに依拠した分野もあったが、反射炉や大砲鑄造・小銃製作のように、基本的に西欧技術を自前で学び、在来技術の職人を動員して造兵分野では国産化を原則として対応が図られていった」とする（保谷徹「開国と幕末の幕政改革」『岩波講座日本歴史』第一四巻近世五、二〇一五年、四九頁）。国史跡和田岬砲台の「平成の大修理」事業によって明らかにされた諸成果に基づいてみると、文久期の大阪湾岸における台場築造においても、同様のスタンスが採られていたということが出来る。
- 8 0 前掲拙稿「文久—元治期に」における兵庫・西宮台場の築造—「御台場築立御用掛」体制と「地域社会」に関する若干の考察—」一〇〇一二頁。

81 本多美穂 「品川台場と佐賀藩―鉄製砲の供給をめぐる―」 前掲 『江戸湾防備と品川御台場』、 『幕末佐賀藩反射炉関係文献調査報告書』 佐賀市教育委員会、二〇一三年など。また、佐賀藩の反射炉建設・鉄製砲鑄造の位置付けについては、富田紘次氏よりご教示いただいた。

## 第一章 兵庫港の直轄港化と地域社会

### はじめに

本章の目的は、幕末期に幕府艦船の碇泊港として整備が進められた兵庫が、当時の畿内社会にどのように位置づけられるのかを検討することにある<sup>1</sup>。岩城卓二は、近世の京坂には二条城・大坂城といった直轄城が置かれ、その「周辺の所領配置とあわせて畿内は幕府の拠点となり、將軍の潜在を可能にする体制が整えられていたが、幕末期の畿内社会はその能力を形骸化させていた」、と述べる<sup>2</sup>。しかし、政局の重心が江戸から京・大坂にシフトし、將軍の上洛・潜在が現実のものとなっていく過程で、畿内社会は將軍以下「大勢の幕藩領主の潜在」の受け入れを余儀なくされていったわけである。將軍の上洛と畿内潜在の問題、そして、その背景にある長州藩の処分問題が持つ政治的意義については、青山忠正や久住真也、奈良勝司らによって既に詳細な検討が加えられているが<sup>3</sup>、岩城はそうした將軍の潜在をささえたものとして、労働力や物資の確保先となった畿内の幕府領や直轄都市の存在を指摘する。筆者はこれに加え、將軍や幕府諸役の往来、御用金や御用物資の輸送、さらには情報の伝達を担った新たな交通手段としての蒸気船を主体とする大型洋製艦船とそれを受け入れた港湾が重要な役割を果たしていたと考える。文久二年（一八六二）の幕政改革において構想された大海軍の建設構想は実現しなかったものの、以後も幕府は蒸気船の購入を続け、海軍士官の養成学校である神戸海軍操練所の建設や、本格的な艦船の修理施設としての横須賀製鉄所の設立など、海軍の育成を進めていく<sup>4</sup>。

神谷大介は相州浦賀湊の事例から、これまで顧みられることの少なかった幕府艦船の継続的運用を実現した構造面に光を当てた研究を行っている<sup>5</sup>。神谷によれば、艦船の寄港地には安定的な艦船の修復場と遠洋航海前後の補給地としての機能の二つが求められるという。また蒸気船への石炭供給に関しては、実態としては各港固有の体制に依存しつつも、統一的管理体制を志向していたと結論付けている。幕府が畿内において、その機能の整備を進めたのが兵庫である。

結論を先に言えば、その結果、この港には將軍の上洛に従った幕府艦隊が駐留し、第二次長州戦争においては幕府軍を指揮する老中小笠原長行に従う部隊を輸送する艦隊の拠点港とされた。このことは、大坂の外港的な位置付けにすぎなかった兵庫が、將軍の上洛艦隊の駐留や將軍の戦争（進発）を支える幕府直轄港へと、その港湾としての性格を転換させたことを意味している。

この転換を遂げたことによって兵庫は、浦賀湊のような単なる補給・修船のための「寄港地」とは、全く異なる政治的位置付けを獲得するにいたったと考えてよい。

本章では、その転換を地域社会がどのように受け止め、またその受け止め方に対し、幕府側がどのような政治的判断を下していったのかをみていくことで、冒頭に掲げた課題の解明に取り組みたい。

### 一 蒸気船碇泊港としての初期整備

幕末期の兵庫が、軍艦碇泊港として整備されるようになる一つの契機は、将軍家茂の上洛と大阪湾防備が政局を左右するほどに重要な政策課題に浮上したことにある。幕府が運用する西洋型艦船の受け入れは、文久二年一二月の勘定奉行津田正路・外国奉行菊池隆吉・目付松平信敏・軍艦奉行勝義邦らによって構成される老中格小笠原長行一行の乗艦する順動丸が嚆矢である。

だが、実はこれ以降、文久三年二月末までの間に入港した幕府艦船はこの順動丸と朝陽丸の二隻にすぎない(表1)。このことは兵庫が蒸気船の碇泊港としては未整備の段階にあったことを意味している。周知のとおり、小笠原一行の目的は、大阪湾岸の海防体制の見直しと再構築にあったが、併せて兵庫を蒸気船が碇泊できる港として整備することも重要な役割として求められていたといつてよい。

当時の艦船破損の主な要因は、航海技術の未熟さもさることながら、海図の不備によるところが大きかったといわれている<sup>7</sup>。将軍の上洛実施にあたり安全な航路情報を欲していたことは、文久三年一月二二日に老中水野忠精が、天候により入港の可能性のある相州浦賀、豆州網代、下田、駿州清水、志州鳥羽、安乗、紀州須賀留、三木、嶋浦、大島、由良、塩津、淡州由良、および摂州兵庫に対し「港々入口、海岸暗礁、隠洲等有之場所」に目印を設置することを通達していることから伺える<sup>8</sup>。それゆえ彼らはまず、大阪湾内の海図の整備に取り掛かっている。一月二二日に兵庫に投錨した小笠原は、二四日には「大坂湾中海岸并加田淡路明石岩屋辺」の調査に着手し<sup>9</sup>、年が明けると軍艦方に対し、朝陽丸での「大坂内海撰播紀淡海岸測量」を命じており<sup>10</sup>、実際にこれらの測量をもとに作成されたと考えられる海図が現存する<sup>11</sup>。

また、蒸気船の受け入れには、燃料である石炭の供給体制の整備が不可欠であった。そのため勝は、軍艦操練所頭取矢田堀景蔵と軍艦方北條虎太郎を兵庫において、石炭の購入と管理体制の構築に着手させている。まず、一月一日、兵庫に碇泊する江戸南新川筑前

屋作右衛門船から三二万斤を購入し、このうち一五万斤を朝陽丸に積み、残る一七万斤は、浜方惣代榎並直五郎に手配させた島上町山田屋與三左衛門支配御城米蔵を仮の石炭囤蔵としてここに納め、軍艦方不在中の保管・管理を浜方惣会所に命じている<sup>12</sup>。また、大坂鞆の神崎屋仁兵衛・大文字屋由兵衛を「御軍艦へ御遣用相成ル石炭買集方」に任じ<sup>13</sup>、長州元山産・筑前三池産石炭を調達させている。しかし、当初は蒸気船燃料としての使用にたる石炭の品質について基準が明確でなかったため、納入された石炭の品質には大きなばらつきがあった。石炭買集方を通じて二月・三月に納入された石炭三九万二二五六斤のうち、蒸気船の燃料として使用にたる石炭はわずか一三万九五〇〇斤(三五・六%)にすぎず<sup>14</sup>、文久三年三月時点において石炭の調達は必ずしも順調ではなかった。

しかし、四月には「蒸気御軍艦御遣用」石炭の購入を大坂町奉行所地方役が所管するようになり、大坂で購入された石炭が兵庫に廻送され、仮石炭囤蔵において保管される体制となった。当時、石炭取扱御用は浜方惣代の榎並が引き受けていたが、四月になって大坂町奉行所は、石炭取扱御用を三方惣代・名主中で分担するよう指示している<sup>15</sup>。その理由は榎並が兵庫町方による土塁台場の普請も担当するなど、多忙を極めていたこともあるが、石炭の流通体制が整い、取扱事務量が増加したことも関係しているものと思われる。

いまひとつは、破損した艦船の修復や整備のための修船・造船場機能である<sup>16</sup>。これまでも述べてきたように、兵庫では全国的にも高い技術水準で造船業が展開しており、文久二年末には小修繕程度の修船は行われている。例えば、文久二年二月二〇日夜中、順動丸は紀州友ヶ島を過ぎたあたりで商船に衝突され外輪を破損したため、兵庫に入港し、これを修復している<sup>17</sup>。また、三月七日には健順丸と亀田丸が「御作事等二而御碇泊」<sup>18</sup>し、三月一二日には昌光丸が「御船鉄具類并帆」の修復を兵庫で行っている<sup>19</sup>。残念ながら、これらの修船に関する具体像は史的制約から明らかでないが、文久三年初頭の段階において、外輪の修復程度は可能であったこと、蒸気船に使用される鉄具類が入手可能であったこと間違いない。

ただし、それはあくまでも和船に関する技術を援用したものにすぎず、船体に関わる大規模な修理や蒸気機関の修理を行ううる造船場機能の整備は、幕府にとって重要な課題であった。文久三年以降、隣接する神戸村では海軍操練所の建設が進められているが、これは海軍士官学校としてだけでなく、ドライドックを併設する海軍工廠としての役割ももった。また勘定奉行津田正路や大坂西町奉行松平信敏、軍艦奉行並勝義邦らには、神戸村での製鉄所建設に関する調査も命じられており、六月にはこの事業にかかる技術者の人選に

も取り掛かっている。

## 二 将軍の上洛と艦隊の駐留

### (一) 文久三年の上洛と兵庫

文久三年三月に入ると、兵庫に寄港する幕府艦船は一挙に六隻に増加する(表1)。これは蒸気船碇泊地としての機能を整えつつあったことを示している。このように性急な整備が必要だったのは、将軍家茂の上洛に軍艦を使用する計画が浮上したためである。

「来ル廿一日御軍艦ニ而御上洛被遊、一旦大坂御城江 御着座」するとの通知を受けた三方名主・惣代は、「御軍艦ニ而江戸表(より)御役人様大坂迄御渡海之節者、一旦當浦江御入船碇泊之儀、是迄多分」であることから、将軍一行が「當浦へ一旦御碇泊」される可能性も低くないとして、直ちに勤番所に対し、一五条にわたる「手當并津中取締心得置ヶ条」を問い合わせている<sup>20</sup>。その内容は、昼夜の遠見番の派遣、浜先や町々における夜中高張提灯、番船の手配、火之元取締のための昼夜詰番と見廻り、火消人足の手配といった負担、軍艦最寄への商船の係留・漁稼、火を扱う鋳物師・鍛冶屋・焚湯屋の夜間稼、浜先での荷物積込み・水揚げ・市売・大船作事、往來の出店・担売りによる焚火、家普請、火葬の禁止など、津中住民の商行為や生活に強い規制を加えるものであるが、これは将軍を迎えるにあつての「馳走」を如何にすべきかを問い合わせたものであろう<sup>21</sup>。

この時、将軍自身の乗艦は、生麦事件の発生によりイギリスが横浜を海上封鎖したため見送られたが<sup>22</sup>、上洛にかかる御用荷物の運搬等には複数の軍艦が動員されている。一月二七日、健順丸と亀田丸の二隻が上洛御用中の軍艦方預とされ<sup>23</sup>、亀田丸は二月二四日に「上洛御用物」を積載し、健順丸は三月二日に砲術方組士を乗せて兵庫に入港している<sup>24</sup>。また二月七日には昌光丸を「荷物積入船」として御用立てるべき沙汰があり、軍艦組出役塚本明毅・同調役松岡仙次郎が乗組み、三月一二日に入港した<sup>25</sup>。この時、軍艦奉行木村喜毅は、蟠龍丸・朝陽丸の頭取を誰にするかについても老中水野忠精と相談しており、両艦の派遣も検討されていたようである。

このほか二月晦日には順動丸の入港も確認できる。このことから文久三年の上洛では、少なくとも亀田丸・健順丸・昌光丸・蟠龍丸・朝陽丸・順動丸の六隻の派遣が検討・実施されていたことがわかる。「北浜会所日記」の三月一八日の記載には、蟠龍丸・朝陽丸を除く四隻に咸臨丸を加えた五隻が兵庫に碇泊している<sup>26</sup>。将軍の武威を示す基準を兵数で考えると、三〇万に及ぶ大軍を従えた三代将軍家光に対し、わずか三〇〇〇であった家茂の

上洛の規模は極端に小さいが、政治情勢が流動化し、幕府の威信が急激に低下するなかで、將軍の上洛に際し派遣した複数の洋製大型艦隊に、それを挽回する効果は少なからず期待されたであろう。

この日、仮台場掛として兵庫勤番所に着任した大坂東町奉行所与力八田五郎左衛門は、「旧冬より御大老御老中方役々御見分并御上洛二付、臨時出役御用船入津等多分有之」事態、すなわち將軍の上洛艦隊の入港や御台場の築造も含む、兵庫で展開されつつある新たな事態について、「御変革」という言葉を用いて説明している。しかも、その変革は兵庫だけに留まるものではなく、「三都并諸国共一躰之儀」であるとした<sup>27</sup>。それゆえ、大坂町奉行所も將軍上洛に際して、兵庫勤番所に増勤番を派遣するとともに「公儀御船ハ勿論、諸家様方御手船都而異國形之船、當浦江入津又ハ沖間通船等見請候ハ、即刻可届出旨」を三方名主・船方役人を通じ、津中の各船持仲間に通達し、取締りの強化を図ったのである<sup>28</sup>。こうした將軍の上洛艦隊の入港は、まさに全国的な「変革」の中に兵庫があることを理解させるのに十分であった。また、それを受け入れる住民らも、兵庫が幕府軍艦の碇泊港として整備されつつある状況を十分に理解していたといえよう。

## (二) 文久四年の再上洛と兵庫

それゆえ、將軍自身が乗艦し、諸大名の軍艦をも随行させた文久四年（一八六四）一月の再上洛は、さらに大きなインパクトを与えたに違いない。

文久三年一月四日、上洛掛に任じられた軍艦奉行並勝義邦は、その艦隊編成に取り掛かる。まず、福岡・福井・松江・土佐・薩摩・広島などの各藩に所有艦とその乗組員の提供を依頼し、観光丸を預ける佐賀藩にも出港の準備を指示した。軍艦の提供を依頼するにあたり勝は、上洛御供に要する石炭と軍艦に乗組む藩士らの手当は幕府が準備すること、士官、水夫・火焚など、運航に必要な乗組員が不足する場合には、幕府の軍艦方から派遣することを説明している。また、大坂詰の軍艦方下役及び佐藤与之助に指示して、兵庫に石炭一五〇万斤と蒸気機関用の油類を準備させ、随行艦が寄港した場合には、それを提供するように命じている<sup>29</sup>。すべての藩が応じたわけではないが、勝は越前藩黒龍丸・薩摩藩安行丸・福岡藩大鵬丸・松江藩八雲丸・加賀藩発機丸・南部藩廣運丸を含む、一一隻に及ぶ艦隊の編成に成功している。

文久三年一月二八日に品川沖を出港した艦隊は、浦賀、下田、紀州大島、由良を経由し、文久四年一月八日に大坂天保山沖に投錨する<sup>30</sup>。この日、浜方惣会所では「蒸気船拾



艘余」の艦隊が「今夕ニ而も當港江御入船」するとして、その準備を進めている<sup>31</sup>。八日中に入港したのは朝陽丸・薩摩藩安行丸の二隻のみであったが、一〇日には観光丸、松江藩八雲丸、福岡藩大鵬丸、蟠龍丸の四隻が、一三日には加賀藩發機丸、一四日には翔鶴丸が入港し、一月中には上洛艦隊に属する、すべての艦船が入港を果たしている。

これら艦船は出入港を繰り返しつつも、多くは將軍家茂が東帰する五月まで約五カ月にわたり兵庫に駐留しつづけている<sup>32</sup>。元治元年（一八六四）三月一〇日の記録によれば、薩摩藩安行丸（一月八日出港）、松江藩八雲丸（二月一日出港）、越前藩黒龍丸（三月八日出港）を除く八隻と、新たに寄港した順動丸・千代田形をあわせた一〇隻が碇泊している<sup>33</sup>。

表2は駐留艦船が行った軍事訓練についてまとめたものである。これによれば、小銃の火入訓練は一月から始まり、二月には大砲の火入訓練も含む大規模なものとなった。さらに四月には一六日間にわたる角打（的打）稽古も加わり、訓練・稽古日は二三日間に及んでいる。

これらの訓練は大坂城代松平信古が、神戸海軍操練所と兵庫和田岬・湊川崎台場の見分を実施した際に願ひ出て、許可されたものであるが<sup>34</sup>、そうした幕府重役による御台場や海軍操練所の見分に動員されている点も、駐留中の上洛艦船の役割として注目される点である。

まず、大坂城代松平信古による見分は、艦隊の入港から間もない一月一日に、大坂定番京極高富、大坂東町奉行有馬正篤、大坂船手（大坂川口奉行）佐野時行、および上洛艦隊の運用を指揮する軍艦奉行勝義邦を従えて行われた。彼らは神戸海軍操練所・和田岬台場を見分したほか、碇泊中の蟠龍丸に乗り込み、艦内の視察も行っている。この時に拝借されたのは長崎丸である。城代に従う大坂定番―大坂東町奉行のラインは、文久三年五月に確立された大坂守衛に携わる軍事部隊を統轄する新たな指揮系統にあたる。有馬と佐野はいずれも三五〇〇石の大身旗本であり、東町奉行の有馬は小姓組番頭・書院番頭を歴任し、先の上洛に書院番組を率いて上京した経歴を持つ<sup>35</sup>。また、大坂船手はかつて徳川水軍の将小浜氏（五〇〇〇石、のち加増により六〇〇〇石）が、大坂周辺に知行を与えられ世襲的に担った大坂の海上・河川交通を一手に支配する重職である。ただし、第六章で述べたように、当該期においてその機能は既に形骸化しており、翌年、徳川慶喜の摂海防禦指揮就任に伴って大坂船手方は廃止され<sup>36</sup>、その人員と装備はすべて新設された神戸海軍操練所に引き継がれることになる。

上洛終盤の四月二五日から五月三日には、若年寄稲葉正巳による見分が実施されている。

稲葉の若年寄としての職責は、外国御用取扱のほか、講武所御用、諸向訓練之世話引請、海陸御備向并御軍制取調、大小砲鑄立、御軍艦操練、大船製造など軍備・軍制全般にわたる。こうした職掌から彼には、大坂西町奉行松平信敏、目付徳永主税・山高主計ら、大坂における幕府軍備を所管した「御台場築立御用掛」の諸役が従った。

稲葉による見分にも長崎丸が使用されたが、彼の見分は九日間にわたり、大坂伝法川から尼崎・西宮・神戸・兵庫・淡路・友ヶ島・堺・木津川と大阪湾岸一帯をめぐる大規模なものとなった。兵庫には四月二十九日に上陸し、和田岬・湊川崎台場を一覧した後、楠公碑・小野浜・麻耶山までその足を延ばしている<sup>37</sup>。稲葉の見分がこのように大掛かりになったのは、彼が「神戸操練所御取立差配」として赴任して間もなかったことによる。

そして、上洛の最後に行われたのが將軍家茂による見分である。五月一日、天保山の見分を行った將軍家茂は、ここから帰路の御召艦となる鯉魚門に乗艦し、老中の乗る長崎丸、その他諸役の乗る朝陽丸を従えて兵庫に向かっている。この見分には、老中筆頭水野忠精のほか、先に見分を行った大坂城代松平信古と若年寄稲葉正巳の両者も随行したが、大坂における軍事と軍備・軍制を司る彼らを従えての見分は、將軍が大阪湾防備を総攬する意味を持つ。御召艦が兵庫に入港した際には、碇泊中の諸艦船による備砲の試射訓練も行われており<sup>38</sup>、こうした軍事訓練も含め、上洛艦隊の長期駐留には、將軍の武威を内外に示す意図が多分に込められていたといつてよい。

### (三) 上洛艦隊の駐留と兵庫

こうした上洛艦隊の駐留が、兵庫及び周辺地域に及ぼした影響は小さくない。上洛艦隊の長期駐留は港湾内に船舶の渋滞を引き起こし、商船との衝突事故など港湾運用上の問題を生じさせた。例えば三河国平坂湊の商船金鏡丸と加賀藩発機丸との衝突事故である。

一月二一日、同船は大坂で南堀江升屋栄介から平坂湊商人へ届ける荒荷物を積み込み、兵庫に入港した。しかし、この日は北東風が強く、和田岬の突端に近い南浜の海岸では風波を凌ぎ切れないと判断した水主らは、繫留地を北浜の地方浜に移すことを決めた。だが、その最中に突風が吹き、これにあおられて碇泊中の発機丸に衝突、損所を生じさせたというものである<sup>39</sup>。

この事故自体は、船頭金兵衛が発機丸乗組みの軍艦方役人中に詫状を提出することで解決している。だが一〇隻を数える大型艦船の駐留は、民間商船の運航に明らかに影響を与えていた。そのため、軍艦方は兵庫の船役人を通じて津中商船に伝馬船の供出を命じ、駐

留する艦船のうち八雲丸を神戸浦に、翔鶴丸と千秋丸を兵庫地方海岸に曳航させたのである<sup>40</sup>。

また、駐留艦隊による軍事訓練は地域住民の生活や営みを脅かすものであり、大砲の試射も伴う大規模な訓練は、戦端が開かれる可能性を想起させた。元治二年二月、碇泊中の黒龍丸乗組みの軍艦方は、和田岬において陸上・海上双方にむけた小銃訓練を行っている。また観光丸も神戸・兵庫沖合において備砲の試射訓練を催している。

これらの訓練実施にあたり、軍艦方は「漁船其外共差支不相成様透間見合」て行うと説明しているが、「海陸共二丁計之玉発之趣」、「神戸兵庫沖合ニ而試発」とあるように、実弾を用いた演習であり、商船だけでなく、「漁業之者」や地方百姓に対しても強く注意を促している<sup>41</sup>。

さらに、三月八日、明石の西海宅右衛門と沢田土佐五郎は北浜惣代石原加左衛門に対し、三月六日に兵庫沖であった「御碇泊異國形御船（より）砲発」について、砲発したのは「御公儀又御大名方御船ニ候哉」、そして「砲発稽古、又何そ子細ニ而も有之哉」と問い合わせている<sup>42</sup>。これについて石原は、今般の艦隊駐留は將軍上洛に伴う御用であり、幕府および諸藩軍艦の碇泊は去文久二年一二月以来継続していること、また二月七日と三月六日の砲発は、以前から予定されていたものであり、「外子細無御座候」と伝えている。

ただし、四カ月後の七月一九日には禁門の変が勃発し、京都では実際の戦闘が行われるが、兵庫には戦闘に敗れた多くの長州藩落人が国許に戻る船を求めて入り込んでいる<sup>43</sup>。これらの点に鑑みれば、西海・沢田の憂いは決して杞憂などではなく、当時の畿内に充満していた空気に基づいた切実なものであったといえよう。

### 三 第二次征長と軍艦による兵員・物資の輸送

#### (一) 軍艦による輸送スケジュール

元治元年一〇月一五日、兵庫の船方役人は西町奉行所地方役を通じて、前藩主徳川慶勝が征長総督を勤めることになった尾張藩の在坂役杉山三郎兵衛より、兵庫から芸州までの兵員や物資の運送にかかる人船・荷船を何百艘手配できるかを照会されている。また北浜松屋町塩屋安兵衛は、勤番所より「西筋江発向」のために廻送された軍用飼葉の水揚げを命じられており、第一次征長においても兵庫が兵員や軍事物資の輸送基地としての機能を果たしていたことがわかる。ただし、ここにおいて輸送船として想定されているのは民間の渡海船であり、大型の蒸気艦船ではない<sup>44</sup>。

兵員や軍事物資の輸送に大型艦船が使われるようになるのは、第二次征長以降である。慶応二年一月二六日に芸州広島表への出陣を命じられた老中小笠原長行は<sup>45</sup>、歩兵頭久世下野守・同並井上啓次郎、御持小筒組之頭深津弥左衛門、大砲組之頭筒高尾惣十郎ら歩兵組、持小筒組、大砲組の諸隊を従えて、二月四日に大坂蔵屋敷を発足、夜亥刻に兵庫入りし一泊。翌五日巳下刻に橋船で和田岬台場を一覧した後、碇泊中の艦船に乗込み、広島に向けて出港した。

小笠原の艦隊は翔鶴丸を旗艦として、順動丸・太江丸・明光丸の四隻で編成され、翔鶴丸には老中小笠原と外国奉行・軍艦奉行兼帯の木下利義、順動丸には大目付室賀正客、目付牧野成行ら目付方、太江丸・明光丸には小笠原の供廻りが乗り、太江丸・明光丸には御用荷物も積載されている。

兵庫から芸州広島表への幕府軍の兵員・物資の輸送は、この四隻に長崎丸と前月二九日に松江藩より借り受けた八雲丸を加えた六隻により、以後約一カ月にわたって集中的に行われている。表3—1・2はその状況をまとめたものである。この表では○が入港、●は出港を表しており、網掛けが各艦の兵庫港での碇泊期間ということになる。

順動丸の例をみると、まず、二月五日に大目付室賀正客らに乗せて出港し(順①)、九日に帰港、翌一〇日には永井尚志以下の目付方と大坂町奉行を兼帯する勘定奉行井上義斐以下の勘定方を乗せ、再出港(順②)。三日後の一三日に再帰港すると、足かけ五日間碇泊し、一七日、今度は大砲組之頭高尾惣十郎率いる大砲組一四五人に乗せて三度広島に向けて出港する(順③)。二〇日に帰港するも、翌二一日には先手鉄砲頭戸田寛十郎組・同弓頭稲葉清次郎組および歩兵方ら一一一人を乗せ、広島へけた四度目の航海に臨んでいる(順④)。他艦に関しても、例外はあるが似通った運航スケジュールを取っている。

これらの艦船は兵庫―広島間を中二日から三日をかけて往復し、偶数回の航海は帰港から碇泊期間を置かず、当日中または翌日には再出港している。そして、次の寄港時には補給・整備のため四・五日の碇泊期間をとっている。浦賀湊の事例でも、小笠原島の開拓と伊豆国島々御備向取調に向かう咸臨丸は、文久元年二月四日から七日にかけて水と食料の補給を行っていることから<sup>46</sup>、石炭や油類、飲水、食料等の十分な補給と最低限のメンテナンスを行うには、それだけの日数を要したということだろう。

次に、その補給のあり方の一端をみてみよう。二〇日夕刻に三度目の輸送を終えて帰港した順動丸の乗組役人から、飲水の積込みが遅れているとの報告を得た軍艦方は、浜方名主・惣代に対し、早急に飲水を汲み入れるよう指示している。ただし、名主・惣代らにし

てみれば、迅速な飲水の汲み入れは以前より水汲人足に徹底させており、今回、遅れが生じている要因も、東風が強く高浪が続いていたことによるものであった。激しい風波のなか、海岸から離れた地点に繫留する順動丸まで小型の飲水運船を出すことは甚だ危険であり、彼らは天候が落ち着くのを待っていたのである。また、天候により遅れが生じる場合があることは、以前から軍艦方には勤番所を通じて申し入れていたことでもあった。

それにも関わらず、軍艦方は再三にわたり、早急な飲水の汲み入れを浜方名主・惣代らに命じたのである。その結果、二一日早朝より汲み入れが開始され、同日午前中には準備が整い、先手鉄砲頭戸田寛十郎組・同弓頭稲葉清次郎組の出港が可能となった（順④）。征長軍の兵員・物資の輸送にかかる幕府艦船の運用は非常に過密であるが、それはこうした軍艦方による運航管理のもとに実現されていたといつてよいだろう。

## （二）輸送艦と兵員繰り出しスケジュールのズレと御用宿負担

ただし、シビアに管理された運航も、大坂からの兵員や物資の繰り出しと整合的に実施されてこそ、最大の効果を發揮するものである。例えば、乗り込むべき艦の帰港の遅れや補給の遅延、乗艦させるはずの部隊の延着などによってスケジュールが狂うと、その効果は半減するであろうし、また様々な問題を引き起こすことにもなる。そのような問題が生じた場合、その負担は御用を請け負う兵庫の町方に転嫁されていくことになる。

二月五日、老中小笠原隊を乗せた四隻の艦隊の出港後、三方惣会所には今後、兵庫から広島に派兵される大砲組と歩兵組の人数及び兵庫入りのスケジュールが示され、諸隊の宿割が指示されている<sup>47</sup>。その指示によれば、歩兵組は大坂から日々一二〇人ずつを繰り出すものとし、総数は一二〇〇から一三〇〇人規模になるとのことであった。以後、惣会所には続々と諸隊の兵庫入り日程に関する先触れが届けられるようになる。だが、九日には早くもこのスケジュールにズレが生じ始める。

この日、翌一〇日に歩兵差図役頭取間宮帯刀率いる歩兵組八二人・人足二五人が八雲丸に乗艦するとの先触れが届くが、八雲丸はすでに八日に出港していた。そのため間宮隊は一二日まで滞留することになり、この滞留がその後、兵庫入りする諸隊の渋滞を引き起こすことになった。大坂から繰り出され、兵庫から軍艦で広島に向かう諸隊は、本来、昼間に兵庫入りし、直接または昼休みを取る程度で乗艦し、遅くとも翌朝までには出港する形をとっていた。二日間もの滞留は間宮隊が初めてであり、宿駅を管理する岡方惣会所は急遽一〇〇名に及ぶ規模の宿所を手配しなければならなくなった<sup>48</sup>。

また、一〇日には小笠原隊に付属する持小筒組差図役頭萩原鏡四郎率いる持小筒組約一五〇人、人足・宰領ら約三〇人の兵庫入りが通知されている。しかし、彼らが乗艦するはずの翔鶴丸も帰港が遅れていたために、彼らの滞留も決定的であった。さらに一日には、太江丸（一〇日出港）に乗艦する予定の歩兵差図役川村桃三郎率いる歩兵組一三名も兵庫入りしており、岡方には都合三〇〇人分超の宿所の手配が求められたのである。

その間にも、一三日には八雲丸乗艦予定の歩兵差図役頭取瀧川主殿隊約一〇〇名<sup>4</sup>と陸路芸州表に向かう歩兵頭久世下野守広道・同並深津弥左衛門一行、一四日には大砲組之頭高尾惣十郎隊約一七〇名の兵庫入りが通知されている。このうち瀧川隊が乗艦予定の八雲丸は一二日に出港しており、同隊の重宿も確実であった。

これらの幕府諸隊は、乗艦すべき艦船の次の出港まで兵庫市中に重宿することになるが、御用長持や火薬類を携行していることを理由に、「町宿二而ハ不都合」と町屋への宿泊を拒んでいる<sup>50</sup>。そのため、岡方惣会所では本陣および旅籠町を形成する神明町・小広町で彼らの宿所を手配したが、旅籠町のみでの手当には限界があった。それゆえ岡方惣代は、南浜に対して、浜本陣への諸隊重役の御用宿受入を打診している。南浜はこれを了承するとともに、歩兵組兵員の宿所については町宿でも差支えないはずだととして、これを北浜で受け入れるよう提案した。北浜も基本的にはこれを了承したが、重役と兵員の宿所が懸隔すると不都合もあることから、兵員の宿所については南浜に隣接する岡方新町・磯之町・魚棚町及び北浜匠町・松屋町で町順に割り付けることとしている<sup>51</sup>。

こうした事態に岡方惣代は、「御艦御帰着之有無御伺之上、御繰出し御座候様不相成哉」と問い合せているが、これが聞き届けられた様子はない。重宿が明らかかな瀧川隊の到着により、兵庫は宿駅として機能不全に陥るが、その調整弁となったのが西宮であった<sup>52</sup>。岡方惣代は、歩兵差図役下役小沢継松・高橋友三郎を通じて瀧川に働きかけ、西宮に滞泊する高尾組大砲差図役頭取河津三郎太郎に急御用状を送り、西宮での重宿を依頼しており、以後の隊についても西宮で滞泊した後に兵庫入りするケースが増えている。

しかし、こうした諸隊の臨時御用宿勤は、旅籠小前一同によって忌避されるようになる。二月二六日、西丸下方歩兵差図役下役江森瀧三郎・同山崎義太郎率いる歩兵組一〇八名は旅籠が込合っていたため、食盛屋八軒に分宿していた。しかし食盛屋八軒は渡世差し支えを理由に御用宿の解消を求めた。この時点に及び諸隊の滞留もある程度解消されていたことから、岡方惣代は旅籠肝煎を呼び出し、西丸下方歩兵組の御用宿を旅籠小前一同に申付けている。

だが、小前一同は征長軍の臨時御用宿に関する未清算金が二五〇〇貫文にも達しているとして、それが清算されなければ仕入等にも差し支えるため、「御宿御請難仕」と、これを拒否したのである<sup>53</sup>。

#### 四 「御軍艦御碇泊御用」をめぐる浜方と幕府

##### (一) 元治元年の歎願

このように、大型艦船の碇泊港としての整備が進められた兵庫では、以前とも、また周辺諸港とも異なる新たな御用が課せられるようになった。これに対し、これらの御用を主に担うことになった浜方では、元治元年以降、御用にかかる惣会所入用からの支出が嵩んでいるとして、断続的に歎願を行うようになる。彼らの要求は、①軍艦乗組みの士官や水主・火焚ら乗組員に関する湯宿料、②通船賃、③飲水汲入船と運送人夫賃、④兵庫渡海船を用いた軍艦積載御用金・御用物の大坂への瀬取輸送賃の下げ渡しとその負担縮減であり、これが浜方の負担した「御軍艦御碇泊」御用の主なものであったと考える。そこで、ここでは同御用をめぐる浜方と幕府の関係性がどのように変化していったのかを、いくつかの歎願を通してみていきたい。

元治元年一〇月一四日、浜方惣会所は惣代榎並直五郎を「神戸村操練所御奉行勝安房守」のもとに派遣して、手当の支給等を嘆願した。五月に開所したばかりの神戸海軍操練所を歎願の窓口として選択し、榎並を派遣したのは、文久二年一二月以来、彼が中心となつて幕府艦船の出入港に関する事務を取り扱ってきており、軍艦方諸役とも直接的なつながりを構築していたからであろう。

だが、この歎願に対する回答を二三日に浜方惣会所に通知してきたのは、軍艦方ではなく大坂西町奉行所の上知方田坂直次郎であった。田坂からの指示は「御軍艦御碇泊中所手當方者以來諸大名軍艦同様之取計振」とするので、諸家の振合いを取り調べるように、というものであった。この指示を受けて浜方惣会所は、早速、諸大名の軍艦受入時の事例調査に取り掛かっている。そして、一月一四日には支配役所である西町奉行所上知方田坂直次郎に宛て、調査結果に基づく要求書を提出している。この要求書に対する回答が示されるのは翌二年三月一日になってからであったが、その回答を記した通達書に連署しているのは在府の軍艦奉行木村喜毅も含めた同役・並三者である。また、先の諸大名家の取計いを調べるようにとの指示も軍艦奉行の判断に基づいたものであった。このことから、これらの御用に関する歎願の窓口は兵庫の支配役所である大坂町奉行所に一元化しつつ、方針

の決定や判断は軍艦奉行が行っていたことがわかる<sup>54</sup>。

次に、軍艦方からの回答内容についてみてみよう。ただし、浜方の要求と軍艦方の回答には金・銀・銭価が混在しているため、ここでは「北浜会所日記」中の記載をもとに、金一両〓銀六〇匁〓銭六貫四〇〇文で換算することとする（一）が換算額<sup>55</sup>。

まず、①湯宿料とは乗組員に温浴場を提供する入湯料であり、これについては諸大名の艦船からは士官分については一日一軒につき金二朱、水主分については人数により錢一貫二〇〇〓四〇〇文を基準に手当が支払われており、それを超過する分を惣会所が宿主に対して補てんする形がとられていた。浜方は軍艦方に対し、この諸家艦船の基準額と同水準での下げ渡しを求めているが、この要求について軍艦方は士官分金二朱・水主分金三朱（錢一貫二〇〇文）とほぼ同水準での支給を認めている。

次に、②通船賃については一艘につき錢六五〇文の下げ渡しを要求しているが、入港艦船の増加により担当艦船に関する情報の混乱がみられたことから、目印となる小旗・提灯と蠟燭の支給も併せて願っている。しかし、軍艦方は小旗・提灯の貸与は認めたものの、手当については蠟燭代を含めて銀五匁（約錢五三三文）の支給に留まっている。

③飲水運送船の人足賃については、二〇石運送船一艘につき錢一貫三五〇文の要求に対し、「御船碇泊中港ニおゐて冥加ニ差出候而も可然筋」として、金二朱（錢八〇〇文）しか認めていない。

最後に、④渡海船による瀬取運送について。幕府軍艦が大坂に向けた御用金や御用荷物を積載していた場合、一旦、兵庫に入港してこれを兵庫勤番所に引き渡し、ここで兵庫の渡海船に積み替えて、大坂に廻送するという方法がとられていた。これは兵庫の渡海船仲間にとって大きな負担になっていたことから、風波がない場合には、なるべく大坂川口において直接引き渡すようにして欲しいと求めている。しかし、この要求については、「御用金其外御用物等引渡之儀者、風波之模様ニより候事故、前以難定儀ニ在之」として認めない。

そのため、大・小渡海船仲間は、一二月に老中松前崇広・若年寄立花種恭の荷物の瀬取運送を命じられたのを機に、順動丸で入津した若年寄立花種恭・軍艦奉行並石野則常らに、渡海船賃を下げ渡してくれるよう要求している<sup>56</sup>。立花らと直接面談した浜方惣代の榎並も「強而御下ヶ者不願上候得共」と断わりながら、「當津之儀者宿仕来り場所ニ付、船賃之儀役船与申儀取極無之、皆々相对之荷之儀」として、手当の支給について熟慮してくれるよう申し添えている。その結果、立花・石野らは「尤之次第」であると述べ、大渡海船に



ついでは一艘につき金一兩二分、小渡海船については金一兩の下げ渡しを認めている。

さらに、渡海船仲間はこの機に乗り、文久三年一二月に遡る渡海船賃と、以後の経常的な渡海船賃の下げ渡しについても求めているが、大坂町奉行所地方役浅井鶴次郎より、「陸路御差登相成候ハ、御証文通御伝馬人足等を以可継立御品物」であるとして、「右瀬取渡海船賃」は浦役をもって勤めるよう申し渡され、この要求については叶わなかった。

ただし、ここで注目されるのは、恒久的な下げ渡しについては認められなかったものの、支配役所である大坂町奉行所とは異なる窓口を介して、要求を一部実現している点である。当時の兵庫には様々なクラスの幕府役人が絶えず来津しており、また、新たな役所の開設も行われていた。開設されたばかりの海軍操練所への歎願もみられたように、こうした状況は兵庫の住人たちからみれば、自己の要求を実現するチャンスとしても捉えられていたようである。

## (二) 慶応期の歎願

このように、元治元年から慶応元年にかけての歎願では、軍艦方への直接的な歎願は否定されたものの、①湯宿料、②通船賃、③飲水汲入船運送賃の支給に関する要求は、ある程度実現されている。また、④渡海船による瀬取運送についても、一部ではあれ要求を實現する回路を模索できている。だが、慶応期に入ってから歎願は、以前とは異なる切迫感を含んでいる。その背景には、岩城卓二が指摘しているように、畿内における絶対的な米の供給量不足による異常なまでの米価高騰と、それに伴う諸物価の高騰があったことはいうまでもない<sup>57</sup>。

はじめに、その前段として慶応元年（一八六五）八月の歎願をみてみよう。このとき、浜方が求めたのは諸物価高騰を理由とする、②通船賃の増額と、④渡海船賃の下げ渡しである。まず、②通船賃に関しては、先述のように一艘につき蠟燭代を含め銀五匁（錢五三文）の支給が認められていた。だが、これでは船稼の者たちの渡世が成り立たないため、浜方惣会所は錢六〇〇文に増額し、かつ大蠟燭三丁を別に支給していた。しかも、物価は上昇し続けており、また、荒天であっても日々御用勤を求められることから、船の破損は著しく、その修費費用も嵩んでいた。そのため、船持らは幕府側に対し、手当銀一匁の増額（計六匁〓錢六四〇文）を求めている。

④渡海船賃については、先に示された「浦役を以可相勤旨」との大坂町奉行の指摘に対して、船持たちは激しく反論した。兵庫の浜方は、尼崎藩領時代には「水主米と唱浦役

米壹ヶ年九拾三石五斗ツ、上納」してきており、「他浦江御用船差出候節者御手当」も下されていた。明和六年（一七六九）の上知以後も、大坂町奉行所に「右水主米ハ仕来通上納」すべきことが命じられ、また「御勤番月々御交代之節者役艦差出」すように、との江戸表から下知に従い、その他の浦役役船についても滞りなく勤めてきたと主張する。それゆえ、当時の時節柄も弁え、瀬取運送などの御用を恙なく勤めてきたと述べる。しかし、軍艦から積み替えされる大砲やその付属品の運送による船の損傷は大きく、その修覆費用は夥しく嵩んでいるため、「兵庫浦一手限り浦入用」での支弁は限界に達しているという<sup>58</sup>。

だが、支配役所である大坂西町奉行所上知方は、この歎願に関する明確な回答を出すことはなかった。浜方惣代の榎並は「何之御沙汰も無之」状態が続いたため、大坂に上る毎に歎願したが、応対した同心横井庄太夫は、担当の「田坂様目標山へ御日勤、杉浦様者御病氣、永田様者御手掛ケ無之」といい、また横井自身も「右歎願者御取上ケ不成様子ニ候」というばかりだったというから、明確な回答を敢えて避けていた、といったほうが正しいのかもしれない<sup>59</sup>。その理由については後述しよう。

慶応二年に入ると、①湯宿料、③飲水汲入運送人足賃についても、船持ちたちから増額要求が出されるにいたる。まず③について、慶応二年一月に嘆願した浜頭の東出町手操屋久八・桶屋太三郎、水汲人足頭清吉によれば、「一昨年 御上洛之御砌者、御船々も数艘ニ而、殊ニ米価も直段老升百五十文以上ニ而御座候故、銘々相稼候共随分平均も出来候得共」、と文久四年（元治元年）の上洛時には、米価の上昇にも仕事量の増加や賃金の上昇により収入は平均出来ていたという<sup>60</sup>。実際、その節、手操屋久八は駐留艦隊への水汲入を請け負っており、「爰暫之間聊御冥加与して賃銭引下相勤申度」と、入津数の増加に伴う人足需要増を見込み、冥加として上洛中の御用艦への水汲入人足賃の一割引を惣会所に対して申し出ている<sup>61</sup>。

慶応二年においても和田岬、湊川崎での御台場の築造は続いており、また、第二次征長軍の艦船利用などにより人足の需要自体は継続して豊富にあつたはずである。だが、米価の異常なまでの高騰が、そうした需要増と賃銭の上昇による収入増を水泡に帰させていたのである<sup>62</sup>。

これは、①湯宿料についても同様のことが言える。湯宿を勤める宿主らは炭薪代、その他諸色物価の高騰を理由に、まず同年二月に鳴上町鹿子屋新五郎を筆頭に一三名が<sup>63</sup>、次いで四月には御軍艦御湯宿中として、今治屋長兵衛・筏屋平次郎を惣名代に立て、「金壹米宛御増方」を三方役人中に嘆願している<sup>64</sup>。

慶応元年五月に北浜と南浜の惣会所の間で交わされた、湯宿主らの歎願に関する申し合せをみてみると、以前から湯宿主らは惣会所に対し、御用勤めの都度、客柄や人数の多少、物価の高騰を理由に難渋を申し立て、増銀を要求してくることが少なくなかったという。これに手を焼いていた北浜惣会所は、南浜惣会所に対し、季節・人数によつて湯宿料を細かく規定する提案をした<sup>65</sup>。これに対し、南浜惣会所は次のように述べている。元来、湯宿勤とは「風呂者御用」であるが、「其外勤向者御自用」である。湯宿では「風呂焚用」で失費した場合には、「宿主之懸引」により焚物・火鉢・炭・油など「御自用」として入用の見込めるもので利益をあげ、あるいは失費分を「飲食之代物江盛込」むなどして損失を出さないようにしている。それゆえ、規定の湯宿料より強いて増額しないほうがよい。この南浜惣会所からの返答には、北浜惣会所も同意している。

しかし、慶応二年には宿主らは相次いで組織的に湯宿料の増額を求めており、次にみるように、兵庫の町方としても名主・惣代の連名で軍艦方に対して手当の増額を求めていることから<sup>66</sup>、こうした裁量や駆け引きの余地がないほどに諸物価が高騰していたということであろう。

### (三) 打ちこわしと幕府方針の転換

こうした船稼や宿主らの意向を請けて、浜方名主北風莊右衛門・惣代石原加左衛門は連名で通船賃や湯宿料等の増額を求める願書を作成し、軍艦方に出願する。ただ、元治元年一〇月に神戸海軍操練所へ歎願した際、軍艦方へ直願しないよう申し渡されていたため、軍艦方への出願には躊躇もあつたようである。それゆえ、彼らは「右者御支配役所江御願可申上哉」と申し添え、支配役所である大坂町奉行所への配慮も見せつつ、願書二通を提出したのである<sup>67</sup>。それでも、敢えて軍艦方に直願したのは、「通船御増賃之儀、昨九月より度々上知方へ御願申上在之処、右者御取用不相成趣ニ付、御在坂御軍艦方へ可申上」と惣代榎並が説明するように、兵庫の支配を担当する大坂町奉行所が、上知方を通じて嘆願しても、要求を取り上げる気配を全く見せなかつたからであつた。

だが、応対した在坂軍艦方の田上義之は、軍艦方から大坂町奉行所に対してすでに回答しているように、通船賃の増額については「長崎・箱館同様之振合いニ付、増方難出来」いとどの軍艦方組頭の指示があつたことを伝え、さらに支配役所を差し越しての直願は取り扱い出来ないとして、願書を差し戻している。

この回答に対し、兵庫町方も開港場である「長箱港与者訳も違」うと申し立て、食い下

がるが、兵庫固有の問題として願ひ立てるのであれば、なおさら「支配之奉行所江申立可然」と田上に一蹴されている。

神谷は、特に慶応期以降、摂海防備や長州戦争などの影響により、幕府の蒸気船運用は大坂以西の海域に移るとともに、箱館・横浜・長崎・兵庫・横須賀を中心とした統一的な仕組みでの石炭供給を図ろうとする政策基調があったことを指摘している<sup>60</sup>。こうした兵庫町方とのやり取りを見てみても、軍艦方として全国の主要港における統一的な艦船運用を志向していたことが読み取れる。また、田上の言を見る限り、その基調は石炭供給にとどまらず、碇泊港の運用全体に波及するものであったと考えられる。

その上で、軍艦方は兵庫独自の問題として捉えるのであれば、支配役所である大坂町奉行所に行くのが筋だとの見解を示したわけだが、その大坂町奉行所のトップにいる西町奉行松平信敏は、同時に「御台場築立御用掛」兼務する立場にあり、大坂における幕府の軍備・軍制施策の中心にいた。つまり、松平信敏と軍艦方は、ともに大阪湾防備や兵庫港の整備にかかる諸事業を推進してきた、いわば同穴である。それゆえに、兵庫の町方からの歎願についても、あえて取り上げず、不問としてきたのだろう。

だが、慶応二年五月、これを大きく動かす事態が兵庫で起こる。五月八日、兵庫を起点に発生した「兵庫こぼち」とも呼ばれる「大坂十里四方」に波及していく大規模な打ちこわしである<sup>61</sup>。この打ちこわしを契機に、西町奉行松平信敏は、突如、方針転換をし、軍艦奉行に対して「追々諸価高直二付、賃銭不相増而者下方之者難洩」するとして、今一応の掛け合いに及んだのである。

これに軍艦奉行も応え、五月二五日には「掛合之趣無余儀次第二付」として、通船賃一艘につき銀一匁の増額、湯宿については士官分・水主分とも金一朱の増額、飲水運送船人足賃についても銀三匁の増額をいずれも要求通りに認め、これまで浦役で勤めるべき御用として決して採用しなかった兵庫渡海船による軍艦積載御用金・御用荷物の大坂への瀬取運送賃についても認め、通船賃に関しては、慶応二年七月に再々願された銀五分増まで認めている<sup>70</sup>。さらに驚くべきことには、元治元年十一月の第一次征長にかかる武器・御用金の運送にまで遡って下げ渡されているのである。

#### (四) 黒龍丸修復一件と慶応二年の打ちこわし

前章でも触れた一件だが、黒龍丸の修復場をめぐる兵庫町方と幕府の応答について、慶応二年に発生した打ちこわしとの関係から、もう少し掘り下げて考えてみたい。

慶応二年三月、軍艦方は勤番所を通じて、黒龍丸の修復に築嶋船入川をドックとして利用することについて差障りがないか、三方名主中に尋ねている。築嶋船入川とは、北浜と南浜の境界に位置する船溜・築嶋船入江にいたる水路である。この軍艦方からの問い合わせに関し三方惣会所では、築嶋船入江を繫留場所として使用する諸船仲間と、同船入江に面して郷蔵を有する地方の意向が肝要であるとして、両者に諮問した。三方名主はその結果を踏まえ、兵庫には築嶋船入江と北浜船入江の二カ所の船困場があるが、これらは「風波強候節地船他所船共」沖懸りできない小船持が「天気模様ニ寄逃込相凌候手當川」であり、二カ所でも込合い難渋していること、また修履場所は「御年貢困郷蔵前二而、御年貢并御領御米取扱候場所」でもあるため「滞船御修造」は免除してほしいと回答した<sup>71</sup>。特に地方は、現時点でも郷蔵に預り年貢米を保管していると述べている。

しかし、軍艦方はこれに対する回答を一切しないまま、六月一日に川床の掘削と杭打ちを開始する。翌二日、これに驚いた渡海船・小渡海船・小廻通船・茶船仲間は、連名で中止を求める再願書を三方名主中に提出、名主中も四日には勤番所にこれを上申した<sup>72</sup>。船持らは、特に小廻通船について、築嶋船入川を封鎖されれば急な風波により「破舟可致義必定」であり、「余分之船道具等所持不仕」彼らは、「日用相凌候手宛」もなく、「身薄小船持共数多妻子諸共路頭」に迷うと、その経済的位置の低さを説明し、理解を求めている。

だが、この再願に対し六日に下された決定は、修履に向けた作業は引き続き実施するというものであった。ただし、これを命じた西町奉行松平信敏は、「御上様御用弁之訳ヲ以被仰渡候儀、御請不仕段、甚如何ケ」としながらも、讓歩案として破船した場合の補償を提案している<sup>73</sup>。

しかし、船持一同はこの讓歩案に一切承伏せず、一日には「難破船御手當被下候段」はありがたいが、日々の物価が高騰し続けるなかで、「家業之本」である船を失っては元も子もなく、「大勢之小船持共當惑ニ差逼」っており、「衆氣荒キ船稼之者、不意之儀ニ而、如何様之心得違候哉も難計」と書き添えて再々願している<sup>74</sup>。船持ちらは、五月の打ちこわしを背景に、困窮する気の荒い大勢の船持ちの憤懣が暴発する可能性を示唆することで、交渉の材料にしているわけである。

ただし、五月の打ちこわしに参加したのは、これまでの研究で明らかにされているように、労働力需要の膨張と給金高騰により畿内の都市・在郷町等に大量に流入していた日用層である<sup>75</sup>。経営規模は零細であったとはいえ、兵庫市中に拠点を置き、仲間組織を構成していた彼らが打ちこわしに参加した可能性は低い。打ちこわしの鎮静化後、今回の歎願

主体である大渡海船年行司小泉屋重助・伊勢屋喜兵衛（積善録では嘉兵衛）、乗船頭明石屋左右衛門（積善録では作右衛門）、茶船頭岩間屋庄次郎（積善録では莊治郎）らは銀二枚から金二両二分を施行している。それほど大きな額ではないが、こうした施行を行っていることも、彼らが打ちこわしの主体でなかったことを想起させる<sup>76</sup>。

また、彼らが通船や軍艦積載御用等の瀬取運送など「御軍艦御碇泊」御用を請け負う層と重複する点にも注目すべきだろう。彼らは並行して行う賃銭等の支給・増額要求を通じて、打ちこわしの発生が要求実現の決定的なファクターになったことを実感したに違いない。そして、築嶋船入川での黒龍丸修復中止を求める歎願に、その経験を活かしたのだと思われる<sup>77</sup>。

結果からいえば、築嶋船入川での黒龍丸の修復問題は、幕府がこれを撤回することで決着する。七月一日、大坂西町奉行所上知方田坂直次郎から浜方に伝えられたのは、「築嶋船入江ニ而御修復之管之処、無余儀次第二而、右場所ハ御止メ、改而大工町浜先ニ而御修復相成候」、つまり修復場を船大工町浜先に変更することであった<sup>78</sup>。しかし、最終的に黒龍丸の修復場として用いられたのは、慶応元年に閉鎖された神戸海軍操練所のドック跡地であった<sup>79</sup>。つまり、船大工町浜先での修復も実現しなかったことになる。藪田貫は一揆の評価については「実力の展開という面からおこなわれるべき」であるとしているが<sup>80</sup>、兵庫の船持ちや惣会所の要求が、既に発生した「実力の展開」を背景にしたものである点で、この議論に通じるものがある。兵庫町方や船持ちらの視点に立ってみれば、兵庫の港湾機能の一部を軍艦修覆場に転用しようとする幕府の目論見を中止に追い込んだ、まさに「巧妙にしてしたたかな戦略」に基づいて実現した歎願の成果として位置づけられる<sup>81</sup>。

一方、直轄港として兵庫港の港湾機能の整備・近代化を進める幕府にとって、大型の蒸気艦船を整備しうる造船所機能の確保は最重要課題のひとつであった。七月二六日に軍艦奉行並を拝命し、京都詰となった木村喜毅の日記によると、黒龍丸以外にも摂海警衛に就いていた回天丸（九月二九日の条）の修復に関する記述もあり<sup>82</sup>、神戸海軍操練所の廃止により大型艦船の修復施設を失った軍艦方が、幕府艦船の碇泊港として位置づける兵庫にその代替機能を求めたことは十分納得できる。差障りの有無を尋ねながら、全くその問題を解決することなく修復場開設の作業をはじめた軍艦方の半ば強引なやり方は、船持ちらの強硬な反発を受けることになった。しかし、こうした対応をせざるを得なかったところに、軍艦修復場の確保が、軍艦方にとっていかに切実な課題であったかを読み取ることができ。本来ならば、綿密な調査に基づいた地所の確保や設置計画を必要とする施策であった

はずである。しかし、神戸海軍操練所の閉鎖とこれに伴う神戸村での造船所設置計画の挫折によって、幕府の畿内における直轄港整備方針は造船所機能の確保という大きな課題を残すことになったといえよう。

## おわりに

本章においては、幕末期において幕府艦船の碇泊港としての整備が兵庫においてどのように進められ、また運用されたのかをみてきた。幕府が畿内において、幕府艦船の継続的運用を実現するため、港湾機能の整備を進めたのが兵庫である。幕府による整備によって、将軍の上洛艦隊が駐留し、また第二次長州戦争においては幕府軍の部隊や物資の輸送拠点となった。これにより、兵庫は大坂の外港的な位置付けから、幕府直轄港、あるいは「將軍の港」へと、港湾としての性格を転換させたといっていいただろう。この転換によって、兵庫は、それまでとは全く異なる政治的位置付けを獲得するにいたった。

幕府側は直轄港に定めた兵庫の港湾機能の近代化を推し進めるべく、様々な施策を実施したが、その運用は兵庫の地域社会に強く依存することで成り立っていた。兵庫の町方は、当初においては「三都并諸国共」一体の「御変革」という言葉に導かれ、その特需にも沸いたが、御用が際限なく増大し長期化していくなかで強く疲弊していった。

築嶋船入川での修覆撤回に関し、軍艦方から町奉行所に届けられた書面には「船入江二而御修覆御止メ、同所濱先二而御修覆之義、伊賀守様被仰達候二付、打置候杭も早々取除可申」と認められていた<sup>33</sup>。すなわち、この決定の背景には、同年六月一九日に御役御免となった水野忠精にかわり、首座に就いたばかりの老板倉勝静(伊賀守)の意思があった。田坂がこの件に関して、「夫等之義ハ御役所ニ無御構、只濱先二而御修覆有之候付而も差支有無のみ申出候ハ、御用済」といったのは、本件の取り扱いがすでに大坂町奉行所や軍艦方の権限を超え、最上位の裁定にゆだねられたことを意味している<sup>34</sup>。

兵庫という一地域に対する施策について、支配の奉行である大坂町奉行を飛び越えて、老中首座が直接関与するようになったことは、幕末期の兵庫が幕府直轄港として、それだけ重要な役割を帯びるようになっていたことを示している。

当時の幕府は長州藩との戦争を継続中であり、未だ勅許を得られていないものの、一年半後には兵庫開港を控えていた。そして何よりも、蒸気艦船はすでに全国を結ぶ幕府の重要な交通・輸送・情報伝達的手段となっていた<sup>35</sup>。また、開港勅許をめざすこの段階において、畿内では唯一、蒸気艦船受入の条件を整備しつつあった兵庫の機能を停止させるこ

とは、是が非でもさげなければならなかったのである。築嶋船入川をドックとする黒龍丸の修覆を断念した背景には、新たに老中首座に就任した板倉の高度な政治判断が働いていたといえよう。

この板倉の政治判断により、近代港湾に求められる重要な機能の一つである大型蒸気艦船の修復・整備のための造船場機能は、未整備のまま開港を迎えることになる。

一八六七年五月一六日（慶応三年四月一三日）、幕府が諸外国との間に締結した「兵庫港并大坂に於て外国人居留地を定むる取極（兵庫・大坂規定書）」<sup>3</sup>において、「兵庫に居留地を神戸町と生田川との間に取極め」と記されている。これをみると、兵庫から神戸にかけての港域は、ひとつの「兵庫」という大きな港としてみなされていたと読むことができる。実際、幕府が実施した諸施策には神戸海軍操練所の設置や神戸村での造船所建設計画も含まれていたように、両港域にまたがって展開されていたわけだが、「兵庫・大坂規定書」の言説に違和感を覚えるのは筆者だけではあるまい。本章でみてきたような港湾施設の整備や運用をめぐる兵庫町方との軋轢や対立から、幕府は開港へ向けた諸施策の中心を、兵庫から神戸へと僅かだがずらしていくことになる。

<sup>1</sup> 行論上の必要から、近世における支配の変遷と兵庫の町政運営体制について概観しておく。兵庫は元和三年（一六一七）に戸田氏鉄が入封し尼崎藩領となり、以後、青山氏・松平氏と藩主家の変遷を経る。その後、明和六年（一七六九）の上知により幕府領となる。兵庫は大坂町奉行所支配の地子方（町方）と代官支配の地方（耕作地）からなる。地子方を支配する大坂町奉行所は、支所として兵庫勤番所を置き、勤番与力・同心を月番で派遣した。併せて飛騨高山代官所の地役人三人を地付同心として配置している（以上、西宮も同様）。また地子方は海に面し浦役を負担する浜方と、本陣が置かれ、西国街道の宿駅を勤める岡方とに分かれるが、浜方は築嶋船入江と呼ばれる船溜まりを境に北浜と南浜にさらに分化していた。岡方と北浜・南浜にはそれぞれ惣会所が置かれ、惣会所の運営は入札によって選出される名主と世襲的に雇用される惣代らによって執り行われた。また岡方・北浜・南浜からなる惣町組織は三方と称されている。

<sup>2</sup> 岩城卓二「畿内の幕末社会」明治維新史学会編『講座明治維新第二巻 幕末政治と社会変動』有志舎、二〇一一年、一二五頁。

<sup>3</sup> 青山忠正「慶応元年將軍進發令と政局」『国史談話会雑誌』第二三号、一九八二年二月、



久住真也「長州再征と將軍畿内滞在問題」『日本史研究』四七八号、二〇〇二年六月、奈良勝司「情報戦としての將軍進發問題」佐々木克編『明治維新期の政治文化』思文閣出版、二〇〇五年など。

4 三谷博『明治維新とナショナリズム―幕末の外交と政治変動―』山川出版社、一九九七年、一八三―二四二頁。

5 神谷大介「幕末期における幕府艦船運用と寄港地整備―相州浦賀湊を事例に―」『地方史研究』三三二号、二〇〇八年四月、同「幕末期における石炭供給体制の展開と相州浦賀湊―幕府蒸気船運用の基盤―」『関東近世史研究』六四号、二〇〇八年七月。いずれも同『幕末期軍事技術の基盤形成』岩田書院、二〇一三年に再録。

6 神谷が用いた「寄港地」は補給・修船のための一時的な入港を意味しているが、本章では様々な政治的意図をもつて一定期間以上駐留するための港という意味を込めて、史料上使われている「碇泊」を用い、兵庫を「碇泊港」と位置付けることとする。

7 前掲三谷『明治維新とナショナリズム』、一三〇頁。

8 『幕末御触書集成』第一巻、二六八号、一三三三頁。

9 『岡方文書』三・二、神戸市教育委員会、一九八五年、三二七頁。

10 『岡方文書』三・二、三三五頁。

11 石瓢斎調製「大坂・兵庫・友ヶ島海図」文久三年五月測定、神戸市立博物館蔵。「大坂湾之図」文久三年五月測定、陸軍文庫旧蔵、国立国会図書館所蔵。

12 『岡方文書』三・一、三四七頁。なお文久三年一月七日、在府の軍艦奉行木村喜毅が、撰海詰の軍艦奉行並勝義邦に対し、「石炭用意之義」関する急状を遣わしており、筑前屋作右衛門船が積載する石炭は木村が手配したものである（慶応義塾大学図書館編『木村撰津守喜毅日記』、塙書房、一九七七年、一一二頁、以下『木村日記』）。

13 『岡方文書』三・二、三六一頁。

14 『岡方文書』三・二、四一一―四一二頁。

15 『岡方文書』三・二、四三二頁。

16 前掲神谷「幕末期における幕府艦船運用と寄港地整備」。

17 『岡方文書』三・二、三三七頁。

18 『岡方文書』三・二、三七七頁。

19 『岡方文書』三・二、三八五頁。

- 20 『岡方文書』三・二、三六二頁。
- 21 久留島浩「盛砂・蒔砂・飾り手桶・箒―近世における「馳走」の一つとして―」『史学雑誌』九五、一九八六年。
- 22 針谷武志「安政―文久期の京都・大坂湾警衛問題について」明治維新史学会編『明治維新と西洋国際社会』、吉川弘文館、一九九九年、八二頁。
- 23 『木村日記』、一一五頁。
- 24 『岡方文書』三・二、三七〇・三七六頁。
- 25 『木村日記』一一七頁、『岡方文書』三・二、三八四頁。
- 26 『木村日記』一二二頁。
- 27 『岡方文書』三・二、三九二頁。
- 28 『岡方日記』三・二、三八五頁。
- 29 勝部真長・松本三之介・大口勇次郎編『勝海舟全集』一八、勁草書房、一九七二年、一一〇―一二三頁。
- 30 『勝海舟全集』一八、一四〇―一四三頁。
- 31 『岡方文書』二・二、神戸市教育委員会、一九八三年、四五三頁。
- 32 『新修神戸市史』歴史編Ⅲ近世、一九九二年、八六七頁。ここでは「常時一〇艘ほどが、時に入人もあつたが、停泊していたという」と記述している。
- 33 『岡方文書』二・二、四七八頁。
- 34 『岡方文書』二・二、四五九頁。
- 35 拙稿「摂海御台場築立御用における大坂町奉行の位置」『ヒストリア』第二一七号、二〇〇九年一〇月、九六頁。
- 36 「昭徳院殿御実記」『続徳川実紀』第四篇、三四〇頁。佐野時行は大坂船手方の廃止に伴い御役御免・勤仕並寄合となる。
- 37 『岡方文書』二・二、四九一―四九六頁。
- 38 『岡方文書』二・二、四九九―五〇二頁。
- 39 『岡方文書』二・二、四六二頁。
- 40 『岡方文書』二・二、四六七頁。
- 41 『岡方文書』三・一、一九八四年、二八頁。
- 42 『岡方文書』二・二、四七七頁。

<sup>4</sup><sub>3</sub> 前掲岩城「畿内の幕末社会」、二二五頁。岩城は、「禁門の変は、人々には畿内が戦場となりうることを実感させ、幕府には、人びとの間で広がった「静謐」維持願望に応えることと、長州藩に対する「武威」の行使を両立させるといふ難しい課題を突き付けることになった」と指摘している。

<sup>4</sup><sub>4</sub> 『岡方文書』二・二、六〇八頁。

<sup>4</sup><sub>5</sub> 五九三一・五九三二号『幕末御触書集成』第六卷、三八四頁。

<sup>4</sup><sub>6</sub> 前掲神谷「幕末期における幕府艦船運用と寄港地整備」、二八頁。

<sup>4</sup><sub>7</sub> 『岡方文書』三・一、神戸市教育委員会、一九八四年、一六一頁。

<sup>4</sup><sub>8</sub> これに対し、元治元年の第一次征長時に谷町代官所から兵庫・西宮ならびに休泊の場所として焚出取扱方を命じられた「重立候村方」に出された通達によれば、征長軍の軍勢総数は凡そ三万人で、これを日々繰り出すという計画であったが、これらは陸路行軍中の軍隊であるため、その屯所も寺院や明地面に、既存の建物に掛けだしを施す程度の仮設屯所で十分とされている（『岡方文書』二・二、五四一頁）。

<sup>4</sup><sub>9</sub> 二月一三日の記録では、瀧川主殿隊は「小筒組瀧川主殿御一隊」とされるなど情報の混乱がみられる（『岡方文書』三・一、一七三頁）。

<sup>5</sup><sub>0</sub> 『岡方文書』三・一、一六九頁。

<sup>5</sup><sub>1</sub> 北浜のうち、匠町・松屋町より南に位置する島上町については「多分御軍艦宿申付有之候間差除可申候」と、今回の臨時御用宿の割付を免除されている（『岡方文書』三・一、一七〇頁）。

<sup>5</sup><sub>2</sub> 『岡方文書』三・一、九八・一九六頁。慶応二年三月、西宮町方惣代は、慶応元年以来の御用宿等の負担の支払いを幕府に願い出ることを、兵庫浜方惣代榎並直五郎のほかに、住吉村に諮っており、四月には三者連署の願書を提出している。このことから両宿の間に位置する住吉村も、調整弁の役割を果たしていたものと思われる。

<sup>5</sup><sub>3</sub> 『岡方文書』三・一、一九四頁。

<sup>5</sup><sub>4</sub> 『岡方文書』三・一、四二頁。榎並は軍艦方からの回答について、下げ札のほかに二月一日発給の返答書があり、拝見は出来なかったが、「御軍艦御奉行様御三方御連署書」がなされていたと記している。

<sup>5</sup><sub>5</sub> 金・銀については本文中に「江戸表 之御掛合ニ付、（中略）、六十匁金ニ而御下ケ可被下」とある点、金・銭については、慶応元年五月の湯宿への御下ケ金銭取替に関する

南浜存寄のなかで「老両ニ付六ノ四百文ニ而御遣ニ而者不勘定ニ存候」とある点に鑑み、軍艦方からの御下ケ金はこの換算率で支給される場合が多かったと仮定する。

<sup>5 6</sup> 『岡方文書』二・二、五六四頁。

<sup>5 7</sup> 前掲岩城「畿内の幕末社会」、二二三頁。

<sup>5 8</sup> 『岡方文書』三・一、一二〇―一二二頁。

<sup>5 9</sup> 『岡方文書』三・一、一〇三頁。

<sup>6 0</sup> 『岡方文書』三・一、八一頁。

<sup>6 1</sup> 『岡方文書』二・二、四六四頁。

<sup>6 2</sup> 前掲岩城「畿内の幕末社会」二二―二二四頁。

<sup>6 3</sup> 『岡方文書』三・一、八五頁。

<sup>6 4</sup> 『岡方文書』三・一、九六頁。

<sup>6 5</sup> 『岡方文書』三・一、四八頁。

<sup>6 6</sup> 『岡方文書』三・一、九五頁。

<sup>6 7</sup> 『岡方文書』三・一、九五頁。

<sup>6 8</sup> 前掲神谷「幕末期における石炭供給体制の展開と相州浦賀湊」、二〇頁。

<sup>6 9</sup> 前掲岩城「畿内の幕末社会」、二二二頁。

<sup>7 0</sup> 慶応二年五月以降の「御軍艦御碇泊」御用に関する一連の手当・賃金の増額等に関する事柄は『岡方文書』三・一、一〇四―一二三頁による。

<sup>7 1</sup> 『岡方文書』三・一、九一頁。

<sup>7 2</sup> 『岡方文書』三・一、一〇四―一〇五頁。

<sup>7 3</sup> 『岡方文書』三・一、一〇七頁。

<sup>7 4</sup> 『岡方文書』三・一、一〇九頁。

<sup>7 5</sup> 前掲岩城「幕末の畿内社会」、二二二頁。

<sup>7 6</sup> 『兵庫岡方文書』第二輯第一卷、二六一―二九三頁。

<sup>7 7</sup> 谷山正道は「幕領の惣代らは、成功裡に終わった文政期の訴願Ⅱ「先例」をふまえ、関係奉行所へ出願するに際して、当時大和国では唯一の幕府代官所であった五条代官所を活用し、その力を恃んで要求を実現するようになった」とし、さらに「彼らの『訴願の知恵』を見出すことができ」と述べており(谷山正道『民衆運動からみる幕末維新』清文堂、二〇一七年、一三八―一三九頁)、「先例」に学び、関係する幕府機関を訴願の

窓口として活用する例は、近世後期以降の畿内において広く見られたものと思われる。

<sup>78</sup> 『岡方文書』三・一、一一〇—一一一頁。

<sup>79</sup> 慶応二年「御軍艦黒龍丸御修覆場御取建」神戸大学付属図書館所蔵（住田文庫）。

<sup>80</sup> 藪田貫『新版 国訴と百姓一揆の研究』清文堂、二〇一六年、一〇頁。

<sup>81</sup> 井上勝生『日本の歴史一八 開国と幕末変革』講談社、二〇〇二年、七一—七二頁。

<sup>82</sup> 『木村日記』、三五一頁。

<sup>83</sup> 『岡方文書』三・一、一一一頁。

<sup>84</sup> 將軍となった徳川慶喜は、「欧米の大臣制度にならって老中を専任化し、国務を分担させた」が、そのなかで老中板倉勝静は「將軍に扈從」する「分担をもたない宰相の地位にあった」とされる（保谷徹「開国と幕末の幕政改革」『岩波講座日本歴史』一四・近世五、二〇一五年、六六頁）。

<sup>85</sup> 『新修神戸市史』歴史編Ⅲ近世、八六六—八六九頁。

<sup>86</sup> 『神戸市史』資料三、神戸市、一九二三年、三四四—三四八頁。



表2 元治元年兵庫における軍事調練実施日

	1月	2月	3月	4月	5月	6月～
御船大砲火入調練		7	6	4・17	3	
御船小銃火入調練	26	4・11・18・25	3・10・17・24	1・8・15・22・29		
角打稽古				2・3・5・6・9・11・12・15・ 17・18・20・23・24・26・27・ 29	2・3・5・6・9・10・11・12・ 15・17・18・20・23・24・26・ 27・29	以降、毎月この日どりで 角打調練
陸地調練					7・14・21・28	

\* 神戸市教育委員会編『兵庫岡方文書』第2輯第2巻・第3輯第1巻より作成。

表3-1 慶応2年2月における主な軍の艦出入港スケジュール

月	日	翔鶴丸	順動丸	太江丸	明光丸	八雲丸	長崎丸	
2	1							
	2	○		*入港日は不明	*入港日は不明			
	3	□						
	4							
	5	●翔①	●順①			●太①	●明①	
	6							
	7					○		
	8					●八①		
	9		○	○				
	10		●順②	●太②			○	
	11					○		
	12					●八②		
	13	○	○	○				
	14	●翔②						
	15							
	16			●太③			●長①	
	17		●順③		○	○		
	18					●八③		
	19	○		○	●明②		○●長②	
	20		○	●太④				
	21		●順④					
	22						○	
	23	●翔③					○	
	24							
	25							
	26		○					
	27						●八④	●長③
	28							
	29							
	30							
3	1							
	2				○			
	3					○		
	4							
	5				●明③			
	6							

※『兵庫岡方文書』第3輯第1巻、神戸市教育委員会、1984より作成。

※○は兵庫入港、●は出港を表す。また出港の①～④は慶応2年2月～3月初旬の各艦船の出港回数を表している。



表3-2 慶応2年2月の出港状況

艦船名		出港日	来津日	滞留	発地	乗艦者・部隊
翔鶴丸	翔①	2/5	2/4	1	大坂	老中小笠原長行乗座
			2/4	1	大坂	外国奉行・軍艦奉行兼帯木下大内記
	翔②	2/14	2/11	3	大坂	大番格御持小筒組御差図役頭取勤方御改役兼帯萩原鏡四郎以下両番並勤方34人・御持小筒組111人、人足27人、宰領・家来各2人
	翔③	2/23	2/22	1	大坂	大目付田沢対馬守・目付松浦越中守ほか目付方40人
順動丸	順①	2/5	2/4	1	大坂	大目付室賀伊予守・目付牧野若狭守
	順②	2/10	2/8	2	大坂	大目付永井主水以下目付方・使番酒井数馬ら上下119人
			2/9	1	大坂	勘定奉行・大坂町奉行兼帯井上備後守・勘定小沢金五郎・普請役工藤錠蔵
	順③	2/17	2/15	2	西宮	大砲組之頭高尾惣十郎ほか大砲組145人。
順④	2/21	2/20	1	大坂	先手戸田寛十郎・稲葉清次郎以下124名ほか	
太江丸	太①	2/5	2/4	1	大坂	老中小笠原長行供廻り・御荷物
	太②	2/10	2/8	2	大坂	目付岡部三右衛門・吉川欽次郎、使番酒井数馬・石川八十郎・曾我権右衛門ほか役々
	太③	2/16	2/11	5	西宮	歩兵差図役川村桃三郎以下13人・御持小筒組(歩兵差図役頭取瀧川主殿組の誤りカ)
	太④	2/20	2/19	1	西宮	歩兵方(詳細不明)
明光丸	明①	2/5	2/4	1	大坂	老中小笠原長行供廻り・御荷物
	明②	2/19	2/15	4	西宮	大砲組差図役頭取河津三郎太郎其外支配向(人数不詳)
	明③	3/4	2/20	14	西宮	歩兵組(歩兵頭久世下野守組歩兵差図役頭取桑田彦八郎以下90名カ)
八雲丸	八①	2/8	2/7	1	大坂	歩兵差図役大久保房之丞以下17人・歩兵組85人
	八②	2/12	2/10	2	西宮	歩兵差図役頭取間宮帯刀ら歩兵組92人・人足25人
	八③	2/18	2/16	2	西宮	歩兵差図役頭取森川大三郎以下115人
	八④	2/27	2/26	1	大坂	勘定奉行・大坂町奉行兼帯井上備後守(但し歩兵頭久世下野守も乗込)
長崎丸	長①	2/16	2/15	1	大坂	歩兵差図役頭取天野珍之丞以下91人
	長②	2/19	2/19	0	西宮	歩兵頭取並深沢弥左衛門以下歩兵組142人
	長③	2/27	2/26	1	大坂	長崎奉行服部左衛門佐・支配役

※『兵庫岡方文書』第3輯第1巻、神戸市教育委員会、1984より作成。

## 終章 「将軍の港」——構築から開港へ——

### 一 「将軍の港」の構築と地域社会

本稿では、幕府が一八五〇年代から六〇年代にかけて実施した海防、開港にかかる諸政策を包括する構想として、「将軍の港」構築という一つのグランドデザインを措定して、論じてきた。

久住真也は、幕末の将軍について、その可視化が進んだことを明らかにし、近代における天皇の可視化との共通性・継承性を指摘している。久住によれば、「国事の将軍」「攘夷を指揮する将軍」たる幕末の将軍は「見える将軍」「見せる将軍」でなければならなかった<sup>1</sup>、つまり、「国事」という任務、具体的には攘夷実行、「皇国」防衛の能力があることを天に見せなければ、その地位が保証されない<sup>2</sup>状況にあったと述べる<sup>3</sup>。久住が指摘するように、江戸においては将軍の権威・武威の象徴として、江戸城が厳然と存在するわけだが<sup>4</sup>、そうした確たる象徴を持たない畿内において、それをいかに新しく形作り、将軍の権威・武威を国内外に発信するかが、幕末期の幕府にとっては一つの命題となった。それを実現する方策が「将軍の港」の構築であった、と本稿では位置づけた。

文久三年以降、明石海峡から堺にいたる大阪湾岸、そして淀川に沿い、京へ向かう街道上において進めていく堅牢な近代的台場群の築造は、まさにそれを形作っていく過程であった。なかでも、世界の軍事技術史上において、マルテロ・タワーと称される石造砲塔を擁する、それまでの日本には存在しない構造を採用した台場群の築造は、その象徴ともいえる<sup>5</sup>。

また、兵庫を「開港場」として対外的に開いて行くためには、「将軍の港」に相応しい機能を備えることが必要であることも、先行して開港した横浜等での経験から知っていた。少なくとも幕府艦船の運用がこの地において滞りなく行われ、さらには外国船をも受け入れうる機能の整備と体制づくりが求められた。本稿第三部で論じたのは、その過程である。

岩城卓二が指摘するように、一八六〇年代に入り、京・大坂が政治の中心舞台に躍り出たことで、「大坂・兵庫等幕府直轄都市が集中する畿内の軍事的・政治的・経済的重要性」は上昇していく<sup>6</sup>。これに伴って、京坂が「政治都市化」していくが、文久三年三月に大坂町奉行所与力八田五郎左衛門が「三都并諸国共一体」の「御変革」のなかに兵庫があるとの状況認識を示していたように、兵庫においてもそれは進展していく。長州藩をはじめとする西国諸藩は、古くから浜本陣と呼ばれる兵庫特有の商人たちと個別の関係を結んで

いたが、安政五年（一八五八）以降の大阪湾防備の経験を通じて、兵庫の町人たちとの関係をさらに深め、畿内における拠点の一つに位置付けていく。そうした関係を結ぶ兵庫の町人のなかには、大名家中との交流を通じて、政治的動向を示すようになる者もあらわれるようになる。しかも、そのなかには兵庫の町政運営に携わる名主を勤めるような有力商人層も複数含まれており、幕府にとって惣会所機能の掌握は、この地で展開する諸政策を実現していく上での重大な鍵となっていく。さらに、幕末期において、兵庫に長州藩や薩摩藩が一つの活動拠点を形成し、そこに浪士たちが結集することを京都所司代が危惧していたことは、岩城卓二が指摘するところでもある。つまり、当時の兵庫は、「將軍の港」構築の最前線であると同時に、幕府とそれに対抗する長州藩を中心とする勢力がしのぎを削る舞台にもなっていたということである。

兵庫北浜惣会所に伝存した史料群の中には、文久二年一二月から慶応二年一二月にかけて携わった幕府御用についての惣会所日記（以下「北浜会所日記」）が複数冊存在する。『会所日記』といえば、一般には町人たちとの折衝・調整、あるいは行事、勤番所とのやり取りに関する事柄など、町政運営に関わる日々の様々な出来事を記録したものが想起されるが、これらの『会所日記』には、そのような日常の町政運営に関わる記述は一切ない。

「北浜会所日記」は、それぞれ厚さが5cmに及ぶ大部な冊子で、各冊には三代將軍徳川家光以来約二三〇年ぶりとなる將軍徳川家茂の上洛と上洛に使用された幕府艦隊の駐留や幕府艦船の整備・運用に関する事柄、將軍家茂や政事総裁職松平春嶽、勅旨姉小路公知など幕府重役等による海岸見分に対する手当、大阪湾防備強化の具体化のために派遣された老中格小笠原長行らによる湾内の測量や海岸調査や、その具体策の一つとして実施された兵庫・西宮における台場群の築造、禁門の変に関する情報や長州征討に向かう幕府軍の兵員・軍事物資の蒸気艦船による輸送に関する事柄など、兵庫において繰り広げられた「御変革」の実態が克明に綴られている。「御変革」とは、すなわち幕府が目指した「將軍の港」構築に関連する諸政策の総体であり、兵庫の惣会所はそのすべてに関与していた、あるいは関与せざるをえなかったと言っても過言ではないだろう。

本稿では、特に名主層と惣代・小使らとの幕府政策に対するスタンスの違いが浮き彫りになる側面と、惣会所としての一体性を発揮する側面の両面について確認したが、惣会所として一体性を示すのは、船持ちや湯宿主といった、幕府の御用に動員される町人らの訴えを代表して、幕府側に改善を求める場面に多い。特に「元治二・慶応元年北浜会所日記」においては、「両濱三方懸臨時入用歎願御沙汰一件」、「御軍艦懸り通船賃其外共増方願」、

「運送船賃御下ヶ加勢人足賃御下ヶ願」など、多くの要求が町人たちから寄せられ、その実現に向けて、名主・惣代らは一体となってその改善を幕府側に求めている。第一章で述べた「御軍艦御碇泊御用」に関する元治・慶応期の諸歎願は、まさに惣会所として一体性をみせる場面であった。

## 二 大坂町奉行の職権拡大・変質と地域社会

本来であれば、そうした下情を汲みとり、幕府政策との整合を図りながら着地点を模索する役割を果たすが、在地支配を担当する大坂町奉行である。繰り返しになるが、老中格小笠原長行が台場築立御用掛に大坂町奉行に加えた最大の要因もそこにあった。だが、慶応二年段階において、大坂町奉行はその機能を十分に果たし得なくなる。その要因は、どこにあるのか。

この点を明らかにするために、第一〇・一一章でも取り上げた、慶応二年の「黒龍丸修復場御取建」一件を大坂町奉行の職権との関わりから、三度見てみよう。

極端な言い方をすれば、「黒龍丸修復場御取建」一件は、幕府方の失策であったと考える。軍艦方は、慶応二年（一八六六）三月に、黒龍丸の修復場として築島船入川を利用することについて、兵庫の町方に対し支障の有無を問い合せ、「築島船入江は荒天時における船の退避場所として不可欠な場所であるため支障がある」との回答を得ながら、同年六月一日、この回答への対応を何も行わないままに、兵庫町方及び船持らの意向を無視する形で修復へむけた作業を強行したわけである。幕藩領主たりとも政策遂行には社会に対する配慮を必要とする時代を迎えるなかで、地域社会の意向を全く無視した事業推進は、当然のことながら大きな軋轢を生じさせることになる。台場築造の例でみたように、事業の実現には在地支配を担う職を介した社会の動員と協力が不可欠だったわけだが、この点において軍艦方にはその職権と認識を備えていなかった。

軍艦方によって突如始められた修復場の設置作業に驚いた兵庫の渡海船・小渡海船・小廻通船・茶船仲間は、翌二日には中止を求める再願書を三方名主中に提出する。そして、四日には名主中も兵庫勤番所に対してこれを上申する。だが、この兵庫町方からの嘆願に対して、大坂西町奉行松平信敏が示した判断は、修復場の設置作業は継続するというものであり、双方の着地点として示されたのが、築島船入江に収容できないことにより破損した船に対する修理費用の補償という提案であった。

しかし、松平信敏の提示した補償提案に対して、船持らは前月に発生した大規模な打ち

こわしの再燃を手札に、猛烈に異議を唱える。その結果、この問題の解決は老中首座板倉勝静の裁定に委ねられることになり、築島船入川を黒龍丸の修復場とする方針は撤回されることになる。さらに、次の案として幕府側が提示した、兵庫船大工町浜地余地を用いる案も、余地が狭すぎるため黒龍丸の引上げが出来ないとして、兵庫浜方より疑問が呈せられたため、この案も取り止めとなり、最終的に修復場として用いられることになったのが神戸村に存する旧神戸海軍操練所のドライ・ドック跡地であった。ここまでが、既に述べたこの一件の概略である。

問題は、兵庫の船持らがなぜこれほどまでに猛烈な抵抗を示し、また、惣会所も船持ちらを説得することなく、それを後押ししていったかという点であろう。基本的に、「御軍艦御碇泊」御用、すなわち幕府艦船の運用や修復・整備に関わる役割は軍艦方の職掌である。

しかし、兵庫においてはこの役割を軍艦方と大坂町奉行所が連携して担っており、この事業においても地域社会との調整は、在地支配を担当する大坂町奉行所に一元化されていた。

元治元年一〇月一四日、兵庫浜方は、軍艦の乗組員たちの湯宿提供や通船賃、水汲入船賃および運送人足賃等の補填を幕府に求めるが、彼らが嘆願書を提出した先は、五月に開所したばかりの神戸海軍操練所であった。これに対し軍艦方は、あくまでも大坂町奉行所が歎願の窓口であるとして、以後、軍艦方への直願は行わないよう申し渡している。それゆえ、嘆願書に対する回答も、内容は軍艦方が作成するものの、兵庫浜方に対し通知するのは大坂西町奉行所の上知役であった。

しかし、慶応期に入ると大坂町奉行所の地域社会との調整弁としての役割は機能しなくなっていく。慶応元年八月、浜方惣会所は、諸物価の異常なほどの高騰により、船持ちたちの生活が立ち行かなくなるとして、通船賃の増額を要求した。また、元治元年の歎願では認められなかった渡海船賃の支給についても併せて歎願した。だが、この歎願について西町奉行所上知方は、担当者の多忙や病気を理由にこの歎願を取り上げず、明確な回答は避けたまま長期にわたり放置した。その様子について、北浜惣代の榎並は「西様江者去八月(より)願上在之候へ共、今以何之御沙汰も無之」「上坂度毎上知方へ催促いたし候へ共、田坂様目標山へ御日勤、杉浦様者御病氣永田様者御手掛ヶ無之趣、一昨日御同心横井庄大夫妻被仰渡候者、右歎願物御取上ヶ不相成様子ニ候卜計被仰候」と記している。榎並の記述から、西町奉行所上知方があれこれと理由を付け、回答を保留し続けている実態が浮かび上がってくる。従来、大坂町奉行所がなんらかの政策的判断を下すにあたって、用達触を用いて支配国村々の意向確認を再三にわたって実施していたことについては、岩城卓二

が指摘している通りだが、そうした機能がこの場面においては、全く果たされていないといっているだろう。

このような事態に、慶応二年一月、湯宿料、飲水汲入運送人足賃の増額を再度求めるにあたり、兵庫浜方は窮余の策として歎願書を二通作成し、支配役所である大坂町奉行所と併せて、直願を差し止められていた軍艦方に対しても提出することとした。

文久三年にはじまった台場築造をはじめとする海防基盤の構築や、艦船運用・港湾機能整備にかかる幕府政策への動員は長期化の様相を呈し、内容的にも量的にも増大していった。特に、慶応二年には第二次長州戦争がはじまり、進軍の拠点となる芸州口へ向かう幕府軍の兵員・物資の輸送基地とされたことで、これに関する御用による負担は著しく増大している。恐らく、兵庫町方の疲弊は以前には経験したことのないほどに蓄積していた。しかし、御用負担による疲弊以上に、歎願を放置し黙殺するような大坂町奉行所の信を欠く対応に、より多くの不満を募らせていたと思われる。

それではなぜ、大坂西町奉行所は、兵庫浜方からの「御軍艦御碇泊」御用に関する歎願を放置し、黙殺するような対応を採ったのだろうか。それは、奉行の松平信敏自身が幕府の艦船運用とその基盤整備を含む、幕府が畿内で展開する軍備拡充政策の中心的推進主体に位置していたことが大きな要因だろう。

第二部でみてきたように、本来、在地支配を担当する大坂町奉行が、嘉永七年（一八五四）に大坂湾に來航したロシア軍艦への対応をきっかけとして、軍事・外交面にも関与するようになる。そして、文久三年の御台場築立御用掛の就任に伴い、台場築造や海軍操練所の設置、幕府海軍の畿内における拠点に位置付けられる兵庫の港湾整備・維持の推進主体となっていく。慶応元年七月から慶応二年四月にかけて東町奉行を勤めた井上義斐は、慶応元年一〇月に勘定奉行兼帯となっており、西町奉行の松平信敏も、慶応二年九月以降、勘定奉行を兼帯することになる。こうした経緯に伴って、大坂町奉行は名実ともに在地支配を担う立場から、政権中枢において政策を立案・実施する立場へと、幕政機構における立ち位置を変化させ、「上方の評定所」と称されるような職掌と権限を持つようになっていた。

藪田貫は、「官民の懇情」の有無が地域社会の暮らしに大きな影響をもたらしたと述べるが、大坂町奉行の在地支配担当奉行としての機能を低減させたことが、「黒龍丸修覆場御取建」一件に関し、兵庫浜方の対立感情を先鋭化させた背景にはあったのである。

### 三 老中首座板倉勝静の開港施策への直接的関与とその意義

このような事態を收拾すべく、兵庫において進められる諸政策への直接的関与を始めたのが老中首座板倉勝静である。このことは、兵庫という畿内の一港湾の位置づけが、国家的課題として取り上げられるまで、その政治的位置を上昇させたことを意味している。大坂町奉行の在地支配担当奉行としての機能が低減したことも、そのことと連動させて考えなければならない。

そこで次に、板倉が兵庫の支配に直接的に関与するようになったことの意義を再検証し、幕府が次代に向けて何を展望していたのかを、改めて見直すことにする。

#### (一) 「黒龍丸御修復場御取建」一件への関与

まずは、この問題への対応から考えてみよう。兵庫浜方名主・惣代らが「衆気荒キ船稼之者、不意之儀ニ而、如何様之心得違候哉も難計」と書き添えて、築島船入川での黒龍丸修復の中止を再歎願してから、凡そ半月後の七月一日、浜方惣会所は大坂町奉行所からの出頭命令を受けて、病気の惣代榎並直五郎の代理として重三郎を派遣した。重三郎が西町奉行所において申し渡されたのは、黒龍丸修復場を船大工町浜先明地面に変更することと、その場所を軍艦修復場とすることについて、支障の有無を回答することであった。

この問いに対し重三郎は、船大工町浜地での修復に支障はないが、「濱先浪打際迄漸廿間計之空地ニ而、御軍艦者廿間余も可有之、左候ハ、引上ケ候綱引場無之」「北手二者十間ニ廿間之土蔵有之、右土蔵御浪打際十間之場所ハ仲士稼場ニ仕居」場所であること、さらに軍艦の引上げ仕法を記した絵図をみたところ、「御船置場之外三五十間計ニも綱引場無之而ハ逆も上り申間敷御図面」であると指摘している。つまり、修復場として使用することに支障はないが、軍艦を引上げるための綱引き場を確保するだけの空間的余裕がないということである。また、仲士たちが稼場としている場所であることを伝えている点も、これまでの経緯を考えれば重要だろう。

ただし、これに対する大坂西町奉行所の返答は「夫等之義ハ御役所ニ無御構、只濱先ニ而御修復有之候付而も差支有無のみ申出候ハ、御用済」である、というものであった。つまり、大坂町奉行所にとって、そこでの修復が物理的に可能かどうかは問題ではなく、その場所を用いることについて、兵庫浜方として支障があるかないかということこそが大切なのだ、ということである。このような、大坂町奉行所の返答から読み取れるのは、「御役所ニ無御構」とあるように、すでにこの案件が彼らの手を離れていること、そして重三郎が「此上差障申立候而ハ不相済」と感じているように、軍艦の修復場に築島船入川を用い

る案が撤回を余儀なくされた以上、船大工町浜地を用いる代替案については、是が非でも兵庫浜方に同意させなければならぬ、すなわち失敗は許されないという危機感があつた。

そのため、重三郎はその土蔵前を除き、そこから「南へ四五十間之明地」を修正代替案として提案した。すると、西町奉行所は「大ニ急キ被居候間、仕立人足ニ而申遣し、名主惣代連印ニ而差支無之書付、是非明朝可差出旨」と、大至急、人足を仕立て、名主惣代連印の書付を提出するよう命じている。このように、大坂町奉行所の担当者らが危機感を持ち、物理的実現性以上に、兵庫浜方の言質を取ることに執着したのは、「船入江ニ而御修覆御止メ、同所濱先ニ而御修覆」を達したのが、「伊賀守様被仰達候ニ付」とあるように、老中首座板倉勝静の意思によるものだからである。

このように、黒龍丸修覆場の選定は、大坂町奉行や軍艦奉行の権限を超え、老中首座の裁定に任されることになった。ただし、船大工町浜地の使用も、恐らく物理的な要因から取り止めとなり、七月上旬には、旧神戸海軍操練所ドック跡地に再変更する方針が決まる。その際、軍艦方は旧海軍操練所の所在する神戸村に対しても、ドック跡地の利用に関する支障の有無を問い合わせている。

この問合せに対し、神戸村側が出した条件は次の二つであった。一つは、現在、神戸海岸の警衛に就いている福井藩と調整を行い、同意を得ること、今一つは神戸村の支配役所である大坂町奉行所との調整を図ることである。この二点がクリアされれば、「其邊可然御取計被下候へハ」、神戸村としては「当浦ニおめて一切故障無之」と回答している。この回答を受けて、大坂西町奉行所は神戸村に対し、改めて支障がない旨を記した「書面相認メ差出し可申」ことを指示しており、神戸村も七月二二日、庄屋生島四郎大夫名で「於村内聊差支無御座」と記した書付を提出するにいたる。神戸村は書付に「人足其外共御入用品」があれば「急緩とも御差凶次第御用弁相勤可申」とも認めており、慶応二年八月一日の黒龍丸曳航にあたって、軍艦方はこれを根拠に、伝馬船五艘の提供と通船、士官・水夫・火焚らの入湯宿の手配を同村に命じている。

また同じ頃、軍艦方においては回天丸の修復問題も浮上しており、同年九月から一〇月一〇日にかけて実施されたことが、軍艦奉行並木村喜毅の日記からわかる<sup>10</sup>。残念ながら、木村の日記には回天丸の修復がどこで、どのように行われたかに関する記載はない。しかし、黒龍丸の修復から間もないことから、引き続き旧海軍操練所ドック跡を利用した可能性が高いのではないかと思われる。

その後、慶応三年五月に開港勅許が下りると、神戸外国人居留地の造成が進められてい



くなかで、このドック跡地には運上所が設けられることとなり、造修船場確保の問題は次に積み残されることになった。

だが、老中首座板倉の関与は、未だ開港勅許を得られていないものの、開港期限まで一年半を残すばかりとなった兵庫の政治的位置が、さらに浮上したことを意味している。結果としてこの問題は、板倉の政治的判断によって、築島船入川を利用するプランが撤回され鎮静化に向かったわけだが、兵庫と神戸村の動向の違いにみるように、幕府がこの地で展開する政策の成否の鍵を地域社会が握っていることが改めて確認されることになった。

## (二) 炭鉱の再開発と石炭会所の設置

板倉の関与が認められる事例として、次に、高取山中、すなわち摂津国八部郡車村・妙法寺村での炭鉱の再開発や、兵庫における石炭供給システムの整備の問題をみてみたい。

兵庫における石炭供給体制の整備は、文久三年正月にはじまり、当初の段階では軍艦頭取矢田堀鴻や配下の北條虎太郎によって石炭購入と、その保管・管理体制の整備が進められていった〔第一章〕。しかし、当初においてその管理運営が、兵庫の惣会所組織に強く依存していたことは先述の通りである。その後、大坂の神崎屋仁兵衛らを蒸気船に用いる石炭買集方に任命し、さらに四月には大坂町奉行所地方役が石炭調達を所管するようになるなど、継続的な調達体制の構築へ向けた準備が進められていった。

ただし、全国的にみると、既に開港している横浜・長崎・箱館において、外国船に大量の石炭が高値で売却されるなど、幕府にとっては安価に、そして安定的に石炭を調達しようとする体制を構築することが大きな課題となっていた。そのため、幕府は幕領・旗本知行所から産炭地情報の収集をはじめ、さらに主要港での統一的運用を模索していた<sup>11)</sup>。

摂津国八部郡車村・妙法寺村、すなわち高取山中での炭鉱開発も、そうした幕末維新期の石炭調達体制構築の課題と不可分な関係にある。この地での炭鉱開発の端緒は、安政四(一八五七)生野銀山において銀の採掘に携わっていた石川八左衛門らによる採掘に求められる。石川家は生野銀山の経営に関する数多くの資料を今に伝えるが、その史料群には高取山周辺での石炭採掘に関する文書や絵図も少なからず含まれていることが、神戸大学や地元の有志らによる調査で明らかにされている<sup>12)</sup>。

その調査の中核を担った添田仁によれば、石川家による石炭採掘は、幕府が積極的な買い上げを行わなかったことや、神戸海軍操練所の閉鎖に伴い中断を余儀なくされたことにより、必ずしも順風満帆というわけではなかったという<sup>13)</sup>。だが、慶応二年八月二六日の

石炭採掘再許可によって状況は一変した。採掘状況をみると、慶応三年（一八六七）四月頃には、日々六〇人が採掘にあたり一万斤（約六トン）を産出していたが、六月には妙法寺村で新たな鉱脈が見つかり、日々一五〇人が働くようになり三万斤（約一八トン）を産出したという。『石川家文書』に残る慶応三年一〇月作成の「石炭堀立勘定仕出帳」によれば、同年一月から九月晦日までの産出量は二五六万二〇〇斤（約一五三六トン）に及び、月ごとに差はあるものの、概ね月産二八万五〇〇斤（約一七〇トン）を記録している<sup>14</sup>。こうした状況を踏まえ、兵庫では同年七月に石炭の保管蔵を既存の二棟に二棟加えて四棟に増築、さらに軍艦方の石炭囲い所地内に三棟を増築したとされる。

また、掘り出された石炭は一万斤あたり二五両で取引されており、この九カ月の代金総額は六四〇〇両余りの計算になる。これは大坂谷町代官所から支払われているが、代金のうち五%（三二〇両程）は上納金として石炭会所に納める仕組みになっており、それが会所の運営資金にあてられた。

では、どのような体制で炭鉱の開発と石炭会所の運営が行われたのであろうか。この点については『新修神戸市史』歴史編Ⅲ近世編に詳しい<sup>15</sup>。炭鉱の調査は同年一月に行われているが、これには外国奉行方や歩兵方が関わり、京都詰の勘定奉行服部常純の指揮の下、掘り出した石炭の運搬路の整備や石炭会所の建設が進められている。年が明けた慶応三年一月には、炭鉱の支配機構が整備され、現地支配を谷町代官齋藤六蔵と大坂鉄砲奉行佐藤与之助が担い、京都仮勘定所がその決裁を行う形を採った。その二か月後の同年三月までに兵庫南浜出在家町に石炭会所が完成し、四月には石炭会所運営規則が定められたという。

では、こうして準備が進められた炭鉱開発及び石炭会所設立、さらには外国船への石炭供給をはじめとする石炭供給体制の構築に、板倉がどのように関わっていたか。この点については、勘定奉行服部常純と大坂谷町代官齋藤六蔵に中心的役割を担わせている点に注目したい。第一章でも触れたように、服部は、板倉の指示で兵庫最大の豪商北風荘右衛門に接触し、兵庫商社の肝煎就任と多額の御用金拠出を迫った人物である。また、齋藤も服部に同道し、北風に接触している（これらの点については、次項で詳しく述べる）。つまり、慶応二年半ば以降、兵庫支配にかかわる諸政策において、板倉は服部と齋藤を重用しているのである。

また、先に軍艦奉行並木村喜毅の日記にみたように、板倉は第二次征長に従った陸軍役々の芸州からの引上げ船とするため、自藩である備中松山藩の手船快風丸を幕府御雇とした

ことや、軍艦・運輸船を摂海へ配備すること、兵庫において外国船に渡す石炭は、高取山から産出した分を充てるつもりであり、万一支障がある場合は、軍艦方が困り置く分を流用して渡す方針とすることを軍艦方に指示するなど、畿内での艦船運用や石炭供給に積極的に関与している<sup>16</sup>。

特に、慶応二年一月二四日の外国船に対する石炭供与に関する指示は、同年一〇月晦日に外国奉行柴田剛中あてに、英国公使ハリー・パークスから寄せられた抗議への対応として示されたものである。この抗議文においてパークスは、兵庫港での石炭補給に支障があったことを非難するとともに、以後、支障がないようにするためと称し、自国の石炭置所を兵庫に設置させるか、または同港に石炭積込船の繫留を認めるよう要求している<sup>17</sup>。

このイギリスからの抗議・要求への対応について、江戸在府の老中井上正直・松平康直・稲葉正邦は、「外国立会之面々」・外国奉行らに諮問した。そして、その結果をもって、イギリスからの要求は拒否し「以後差支無之様於彼地取計可申」と回答することを、在京の板倉らに伝えている。同年一月一日、板倉は明石藩に対し、「兵庫表御圍石炭護衛」を命じているが、これは要求を拒否されたイギリスに対する警戒態勢を敷く意味があったと思われる<sup>18</sup>。

また、外国奉行平山敬忠を派遣して、兵庫における石炭の貯蔵・供給状況を調べさせているが、問題は、当時の兵庫が外国側からの石炭提供の要求に応じ得る状況にあったのかという点にある。兵庫に派遣された平山は、同月に炭坑調査実施した外国奉行支配定役坂戸小八郎と面談して同人の稟白書を閲覧し、兵庫では西町奉行所与力河方磯五郎・同東町奉行所与力八田千勝・兵庫地付同心山内四郎を召して、「是迄当地江外国船渡来之節諸品渡し方取扱振」や「石炭当時相場等」について尋ね、回答を書面に認めて提出するよう指示している<sup>19</sup>。平山はその経緯を板倉に報告しているが、残念ながら与力らの回答内容には触れていない。それゆえ、慶応二年末段階の兵庫において可能だった石炭供給量については、外国奉行の問い合わせに対する海軍奉行・軍艦奉行衆らの一月一三日付回答を指標にせざるをえない<sup>20</sup>。

同月十三日

御書面御懸合之趣承知いたし候、当時兵庫表御貯石炭至て払底に付、差向候處者差支候へとも、追々御貯之分積廻し中に有之候間、凡三百万斤以上も御貯相成候上者、右御貯之内を以渡方取扱候ても差支無之、乍然令何拾艘参り候ても無差支相渡候義に候へは兵庫表

江別段石炭御圍所等御取設不相成候て者難行届、右に付於彼方無抛差支候節、御貯有之候ハ、御渡可相成旨御返翰御取調被御申上候方と存候、此段御挨拶および候

寅十一月

この回答から明らかなのは、慶応二年一月時点では、兵庫の「御貯石炭」は「至て払底」の状態にあり、外国船への供給は難しかったことがまずわかる。それでも、「御貯」用石炭の他所からの移送を進めている最中であり、貯炭量が三〇〇万斤以上となれば、提供も可能になるであろうことが述べられている。神谷大介によれば、慶応二年一月、浦賀奉行は軍艦奉行・海軍奉行並連名の指示に従い、浦賀で保管する石炭三〇万斤を兵庫に移送しており、海軍奉行らの言は、そうした動きを背景にするものだと思われる<sup>21</sup>。ただし、兵庫の貯炭量にも限界があり、制限なく外国船への提供を認めるということになれば、別途「石炭御圍所等」を設ける必要があることも指摘する。

繰り返しになるが、慶応二年一月といえば、高取山の炭鉱開発は未だ外国奉行支配定役坂戸小八郎・歩兵差図役頭取米田桂次郎らによる実地検査が始まったばかりである。その後、京都の仮勘定所を決裁役所とする炭鉱の支配機構が整備されるのが翌年一月、兵庫石炭会所が完成し、会所の運営規則が定められるのが三月から四月にかけてである。そして、七月にかけて石炭保管蔵の増築も進められていく。

先述のように、『新修神戸市史』歴史編Ⅲ近世ではこれらの石炭保管蔵の増築について、高取山炭坑からの産炭量の増加にその理由を求めていた<sup>22</sup>。しかし、同年七月には撰津国八部郡御影村嘉納治郎作の配下にある森清之助を石炭会所御用達に任じており、他所からの調達も念頭においていた。また、浦賀湊からの移送もあわせて考えてみると、産炭量の増加に応じたものというよりは、海軍奉行・軍艦奉行らの意見にもあるように、開港後に想定される外国船への石炭供給に備え、貯炭量の最大化を図るという意味合いが強かったとみるべきだろう。公式な史料ではないが、慶応三年一〇月頃の段階において、幕府は少なくとも兵庫北浜東出町に「公石炭土蔵多分」、同川崎町に「縄張地三百坪」、南浜新在家町・出在家町周辺に「公石炭会所」及び「土蔵十二戸前」を保有していた点もそれを裏付ける<sup>23</sup>。

### (三)「兵庫商社」の結成と兵庫

一八六八年一月一日（慶応三年十二月七日）の開港期限が迫る中で、「未だ私共江何等之

御沙汰無御座」状況に焦りを覚える外国奉行らは、慶応三年二月、江戸・大坂の開市及び兵庫・新潟の開港の断行を献言している<sup>24</sup>。しかし、高取山での炭鉱開発及び石炭会所機能の充実化にみるように、慶応二年八月九月以降の動きは、兵庫開港へ向けた幕府の初動とみることができる。

そして、慶応三年に入ると、幕府は兵庫開港にむけた兵庫商社の設立に動きだす。兵庫商社とは、資金力の豊富な外国商人への対抗措置として、幕府が主に大坂の豪商を中心に日本側商人の資金力を結集させ、独占的貿易を企図して結成させた組織である。商社の目的は、大坂の有力商人二〇人を選定し、彼らに合計一〇〇万両を拠出させ、その一部を一時的に居留地造成などの開港関連費用の立替資金に充て、さらに、その拠出金を根拠とした兌換紙幣を発行することにあつた。

この兵庫商社については、菅野和太郎<sup>25</sup>、丸尾京子<sup>26</sup>、柚木学<sup>27</sup>、新保博<sup>28</sup>、青山忠正<sup>29</sup>、亀掛川博正<sup>30</sup>、平池久義<sup>31</sup>、白坂亨<sup>32</sup>らの研究がある。ただし、これらの研究は幕末維新期における信用制度の萌芽、株式会社制度の導入と展開など、通商政策・経済政策的側面からその設立意義を評価することに主眼が置かれており、主たる分析も大坂の豪商に焦点があてられている。だが、兵庫開港にそなえるという設立趣旨や、幕府の諸政策が地域社会の動向に強く規定されていた点に鑑みれば、先行研究の理解は限定性を有する。たしかに、柚木の論考は、灘や兵庫の商人たちについても取り上げるが、彼の関心はその経営組織にあり、幕府と地域社会との関係についての言及はない<sup>33</sup>。

では、地域社会との関係において、兵庫商社はどのような意義を有したのか。ここでは特に兵庫商社の設立過程における、板倉と兵庫の豪商北風荘右衛門との関係に着目し、検討しておくきたい。

まずは、設立の経緯を確認しておこう。慶応三年四月、小栗忠順ら勘定奉行衆より老中に対して「兵庫御開港ニ付商社取立方并御用途見込之儀申上候書付」が提出される<sup>34</sup>。その後、五月二三日に兵庫開港の勅許が下りると、六月五日、山中善右衛門をはじめ二〇人の大坂商人が京都に召し出され、大目付松平信敏・勘定奉行星野成美・大坂町奉行小笠原長功・目付設楽岩次郎列座のもと、勘定奉行の星野より商社結成の指示が下される。この時、商社頭取に任じられた山中善右衛門・広岡久右衛門・長田作兵衛の三人は新田一〇〇石宛行と帯刀を、商社肝煎に任じられた殿村平右衛門ら六名は新田一〇〇石宛行と非常旅行時の帯刀を、商社世話役に任じられた嶋屋市兵衛ら七人は一〇人扶持をそれぞれ一代限り許されている。これらは、いずれも「板倉伊賀守殿依差図」、すなわち板倉勝静の命とし

て申し渡されたものであった<sup>35</sup>。

余談になるが、申し渡しに列座した四名のうち、筆頭の大目付松平信敏は、文久三年五月より御台場築立御用掛を兼務し、台場築造をはじめ畿内における幕府軍備全般を主管してきた大坂西町奉行松平信敏その人である。彼は、高取山において炭鉱再開発へむけた準備が始まる慶応二年九月に勘定奉行兼帯となり、翌三年一月に大目付に移っている。そして五月の兵庫開港勅許に伴って、勘定奉行星野とともに兵庫開港御用掛を兼帯、同年二月には大目付次席として大坂町奉行（東町）に再任することになる。このような松平信敏の履歴をみると、彼は幕末期の畿内において幕府が実施した海防・開港政策の中核にいたことがわかる。また、同時に彼の職掌が、御台場築立御用という軍事的職掌から、経済政策を所管する勘定系、そして開港事務にかかる職掌へと変化していることも読み取れよう。

さて、兵庫商社に話を戻そう。兵庫商社の組織形成について分析した柚木の論考によれば、その後、七月に入り兵庫南浜出在家町の神田兵右衛門（岩間屋）・同北浜松屋町の塩谷安兵衛（塩屋）、そして嘉納治兵衛（材木屋）、嘉納治郎右衛門（材木屋）、辰馬半右衛門（辰屋）、鷲尾松三郎（小豆島屋）、雀部市郎右衛門（赤穂屋）、木村喜兵衛（木屋）ら灘目の酒造家に加っている<sup>36</sup>。また、北浜北風荘右衛門の加入時期について、柚木は慶応三年一月以降と推定しているが<sup>37</sup>、これは正しくない。『北風家文書』をみてみると、それ以前から、板倉の命をうけた勘定奉行服部常純が彼に接触していることがわかる<sup>38</sup>。

その経緯を「御用金一条北風荘右衛門家筆方仮控綴」<sup>39</sup>から追ってみよう。慶応三年二月二〇日、「当津石炭場」の廻村に赴いていた勘定奉行服部常純が、大坂谷町代官齋藤六蔵を伴って兵庫を訪れている。先に述べたように、服部と齋藤の二人は高取山の炭鉱支配に携わっており、恐らく同山中にある摂津国八部郡車村・妙法寺村炭坑の視察を一つの目的としていたと思われる。しかし、現地支配に携わる齋藤はともかくとして、幕末の御用多端な状況下において、京都詰の勘定奉行がわざわざ現地視察に訪れるというのは異例と言わざるをえない。兵庫に到着した服部は、宿所とする本陣井筒屋又兵衛家に、早速、北風荘右衛門を召し出していることから、服部にとってはこちらが本来の目的であったと考えらるべきであろう。

北風家筆方の記録には、北風荘右衛門が本陣に服部を訪ねた様子が生々しく記されている。それは以下の通りである。

主人である北風荘右衛門が本陣を訪れると、「御居間」に通され、「人払二而御密談」がなされたという。その密談の内容は、「大公儀御勘定所近來御用途御差湊之処、頃日二至り

別而御手当御心配最中之由、依之御老中板倉伊賀守様より右服部様へ御内命在之候二者、今般兵庫表廻村之節、同津北風荘右衛門と申者へ、当御時節柄能々申含、何卒一廉之御用金をも相勤候様頼諭すこと、つまり、老中首座板倉の内命を受けた勘定奉行服部の目的は、兵庫一の豪商である北風荘右衛門から、「一廉之御用金」を引き出すことにあった。

「頼諭」とあるが、この板倉の内命は「頼諭」すというような生易しいものではない。当時の様子を筆方は続けて「服部様より主人へ膝切ニ御密談」がなされたと記す。つまり、現職の勘定奉行が膝詰め、「一廉之御用金」の拠出を強く詰め寄ったということだろう。さらに、「御代官齊藤六蔵殿へも申聞置候事故、彼方ニ而得ト聞取可申」との指示があり、代官旅宿へ出向いた北風は、斎藤からも「当御時節柄深ク弁別し、一廉之御用金可相勤旨強而被仰付」れたという。

だが、北風荘右衛門は、前年一〇月にすでに大坂町奉行から五〇〇〇両もの御用金を課せられていた<sup>40</sup>。しかも、その御用金は「当時月割ヲ以納中」であった。この御用金要請において、兵庫全体では二万六三七両が拠出されているが、北風の上納額はその四分の一にあたる。当然、北風の拠出額は最大で、続く塩屋安兵衛の一五〇〇両、岩間屋兵右衛門の一二〇〇両と比べても突出している。

板倉の命は、それに加え、更なる御用金の拠出を求めるといふものであった。北風はそうした現状を伝え、再考を懇請したが、服部らは聞く耳を持たず、逆に「押而相勤」るよう迫ったという。その上、「明夜一泊之上直様御帰京之積、夫迄ニ右御用金御請高書附ヲ以可申出」ようと早急な回答を求めている。

築島船入川を黒龍丸の修復場に用いる案が板倉によって撤回されたことがどのような影響を与えたのかは図りがたいが、その板倉の内命という政治的圧力を伴う御用金の要求を、北風としては拒否することは難しかったと思われる。また、「一廉」というからには、大坂町奉行の御用金と同額では済まされない。翌日、北風は七〇〇〇両の上納を決め、うち五〇〇〇両を三月に、残る二〇〇〇両を七月に上納すると記した請書を提出する<sup>41</sup>。すると、服部らは「早速之御請之段殊之外御満悦」の様子だったという。そして、彼らから「今回、御用金を勤めるのは幕府に対する「格別之御恩沢」を感じているからだと察する。それゆえ「於手元志願之筋等も在之候ハ、十分ニ願立」てるように」との内命もあった。しかし、北風が「素より右様之存意ニ而も無之事故、其旨ヲ以御断」りしたと述べている点からは、彼の苦々しい胸中が察せられる。

いずれにしても、板倉の内命に対して、北風は七〇〇〇両を上納する形で応えることと

した。翌三月、板倉はこれに対する褒美として、永々帯刀御免と永代三人扶持を与える下知を北風荘右衛門に下した<sup>42</sup>。この下知は、代官齋藤六藏役所より召し出され、勘定奉行服部常純・星野成美の両名から申し渡される形が採られている。そして、その旨を北風荘右衛門は、大坂町奉行に報告している<sup>43</sup>。恐らく、慶応二年六月以前の段階であれば、老中の下知は大坂町奉行所において、大坂町奉行より申し渡される形が採られていたであろう。こうした、老中下知の申し渡しに関するルートが、勘定奉行―大坂代官に変化していることも、大坂町奉行の位置づけの変化と連動するものと捉えられる。

そして、同年六月、北風荘右衛門は「伊賀守殿御差図」として、兵庫商社肝煎に任じられる。この時、北風には一代限り新田五〇石が下されることになった<sup>44</sup>。これは、先にみた大坂商人たちの処遇と比べれば、どのような位置にあるのだろうか。例えば、慶応三年一月二四日、イギリス公使ハリー・パークスに宛てられた、老中小笠原長行の兵庫商社設立趣意書ならびに商社組合員の名簿によれば、北風荘右衛門は商社頭取に次ぐ商社肝煎の欄に、殿村平左衛門・和田久左衛門・高木五兵衛・平瀬亀之助・石崎喜兵衛・白山彦五郎という大坂商人六人を押えて筆頭に記されている<sup>45</sup>。同年八月に出版された大坂新聞には兵庫商社御用を命じられた大坂商人二〇人に対する一〇〇万両の割付額が記されている。これによれば商社頭取の殿村が七万八二二両で、平瀬・石崎は各六万七〇三九両。商社肝煎の和田・白山は各五万五八六六両、そして高木は四万四六九〇両となっている。その下位にある商社世話役でも二万二〇〇両以上の割付額となっている<sup>46</sup>。これをそのまま御用金高と比較することはできないが、北風荘右衛門の抛出した御用金は七〇〇〇両であり、前年一〇月の五〇〇〇両とあわせても一万二〇〇〇両であること、すでに永々帯刀御免ならびに永々三人扶持を受けていることを考えると、彼の扱いは大坂商人たちに比しても厚遇であったと行って差し支えないだろう。

板倉は、「黒龍丸修覆場御取建」一件に関しては、築島船入川を用いる計画を撤回し、兵庫方に対し譲歩する姿勢を示したが、兵庫商社の設立に関しては、北風荘右衛門に対して政治的に圧力をかけるといふ、強引な手法で協力と動員を引き出そうとした。だが、その場面においては北風に強制力を加えながら、大坂商人たちとの対比においてはある程度の厚遇を与える形をとった。

こうした政治手法は、板倉政治の特徴なのかもしれないが、政策の遂行と地域社会との関係性を考えた時、北風に固執するその意図は、どこにあるのか。それは、恐らく北風荘右衛門の次の三つの性格によっていたと考える。



一点目は、北風家の経営規模である。たしかに三都の巨大資本と比べるとその規模は小さい。だが、慶応二年一〇月の御用金額が兵庫全体の四分の一を占めていたように、兵庫においては突出した規模を持っており、その影響力は他の比ではなかった。

二点目は、北風荘右衛門家が代々北浜名主を勤める家柄である点である。つまり、名主という町政運営上重要な位置を占め、「御軍艦御碇泊」御用に関する手当の支給や負担軽減の要求や、「黒龍丸修覆場御取建」一件における築島船入江の使用中止要求においては、惣代や他の名主らとともに歎願書に名を連ね、兵庫浜方の意思を代表した。しかも、その突出した経営規模に鑑みれば、三方惣会所内においても重要な位置に立っていたであろうことは想像に難くない。

三点目は、長州藩との関係である。第一〇章でみたように、文久三年八月十八日の政変時において、北風荘右衛門は長州藩の浜本陣絵屋右近右衛門や熊本藩の浜本陣網屋惣兵衛に協力し、落ち延びてきた長州藩士と三条実美ら尊皇攘夷派公卿を匿い、船を提供して逃亡させたという逸話も残る<sup>47</sup>。また、実際に兵庫南浜船大工町における土地取得において、北風荘右衛門は長州藩の名代となるなど、同藩とは非常に緊密な関係にあった<sup>48</sup>。

このように、兵庫最大の経営規模を誇る商人であると同時に、北浜名主も勤め、しかも対抗勢力である長州藩寄りの立場をとる北風荘右衛門を掌中に置くことは、兵庫町方に対する波及力の大きさから考えて、兵庫での施政上、極めて重要な意味を持ったといえるだろう。

兵庫商社の組織化にかかる板倉の姿勢を見る限り、資金力のボリュームにおいては大坂を中心とする巨大資本に依拠しつつも、「將軍の港」として対外通商の窓口となる開港場において、その運営に少なからぬ関与を期待する兵庫商人たちに関しても、自らの統制下に置くことを強く希求していたと言えるのではないだろうか。

#### 四 兵庫港の位置づけと近代への展望

本稿では、幕末期における幕府の海防・開港に関わる諸政策を「將軍の港」の形成過程と位置づけて検討を加えてきた。文久三年から慶応二年前半にかけて、畿内における軍備拡張と幕府艦船運用の拠点としての兵庫の港湾機能整備にかかる政策は、御台場築立御用掛を兼務する大坂西町奉行松平信敏が、主に勘定方や目付方、そして軍艦方と連携しながら強力に推進させている。

だが、慶応二年五月以降、幕府と地域社会の関係には、大きな変化が見られるようにな

る。特に兵庫においては、第二次長州戦争に進発する幕府軍の兵員・物資の輸送拠点となつたことで、当該御用にかかる負担はそれまで以上に大きな負担として押し掛かっている。その過程で、兵庫の町方においては幕府に対する不信・不満が高まりを見せ、幕府政策に対する抵抗も強まっていった。直接的契機としては、慶応二年五月、兵庫を一つの起点として発生し、大坂十里四方に拡大したと評される大規模な打ちこわしがあるが、この事件は、その後、兵庫の町方が幕府からの御用を忌避するための、有力な手札になっていく。そして、幕府が推進する諸政策の実現を大きく規定するようになっていくのである。

その背景には、大坂町奉行という職の持つ役割の変化があった。大坂町奉行は、幕府軍備及び兵庫の港湾機能整備に中核的に携わっていく過程で、同奉行の本来的な役割である在地支配担当奉行としての位置づけが後退し、幕府政策の中核を担う「評定衆」的性格を強めていった。その結果として、大坂町奉行に本来備わる、在地支配を担う長官として下情を汲みとって調整をはかり、政策との整合をはかる機能は大幅に失われたと言つてよい。

興味深いのは、『悲田院長吏文書』を見る限り、慶応期以降、大坂町奉行所の下での情報収集活動に関する史料が全く見られなくなる点である。つまり、幕府政策との接点において、天保期以降、文久・元治期まであれほど大坂町奉行の情報基盤を支えていた「長吏の組織」の姿が、史料上、突如として不鮮明になっているのである。このことは大坂町奉行の職責や機能の変化と、直接あるいは間接に何らかの関連があるのではないかと考えているが、現時点でその意味を明確にすることは叶わなかった。それゆえ、そのような現象がみられることについてのみ触れておくことにする。

こうした状況下において、慶応二年六月に老中首座に就任した在京の老中首座板倉勝静が、兵庫において展開する諸政策に直接的に関与し始めるようになる。このことは、ロンドン覚書の締結によつて延期した兵庫開港期限まで残すところ一年半となり、兵庫開港問題が国家的政治課題として再浮上してきたことを意味しよう。

在京の板倉が開港にかかる諸政策への直接的関与を始めたことにより、政策実務に関する体制も、御台場築立御用掛を兼務する大坂西町奉行のラインから、京都詰勘定奉行―大坂谷町代官という勘定方ラインへと変化した。ただし、この変化は「黒龍丸修覆場御取建」一件に関して大坂町奉行方が処分されたことを意味しない<sup>4</sup>。そのことは、当時、大坂西町奉行の任に就いていた松平信敏が、炭鉱の再開発が始動する慶応二年九月に勘定奉行の兼務を命じられていることから明らかだろう。

政策実務レベルの担当者が勘定方に変化したことは、幕府の政策課題が海防を建前とす

る「將軍の港」構築の段階から、外国との通商がはじまる「將軍の港」として兵庫開港をいかに実現させるかという段階にシフトしたことを意味している。政局的に見れば、慶応元年九月、イギリス、フランス、オランダ、アメリカの連合艦隊が兵庫沖に来航し、安政五年（一八五八）に締結した条約の批准と兵庫の早期開港を要求したのに対し、同年一月七日、幕府が孝明天皇が条約の批准に同意したと連合国側に回答したことが一つの前提となっている。この点については、慶応二年一月、兵庫における石炭供給についてのイギリスからの抗議に関する諮問に対し、外国掛大目付・目付らが「兵庫開港延期中二者候得共航海中非常之儀有之、各国軍艦其外共同港江入津致し候節者支配向之者差遣し、取締方為仕、且食料其外船中缺乏之品乞受度旨申立候ハ、相当之価を以売渡可差遣」と述べていることからもうかがえよう。

彼らは、兵庫開港は単に延期中であるだけのこと、非常の事態もあるだろうから、各国の軍艦が兵庫港に入港した際には、支配向きの者を派遣して取り締りを行わせ、かつ先方が欠乏品の提供を希望するならば、相当の価格をもって売り渡すべきだと述べているのである。つまり、兵庫開港はあくまでも延期中だという認識であり、ここでは必需品に限ってはいるが、相当の対価を介した取引を全く容認している。

これらのことから、少なくとも慶応二年後半以降、幕府政策の力点は海防重視から開港重視へとシフトしているとみてよい。つまり、軍備を担う御台場築立御用掛体制から、板倉を頂点とする勘定方体制への移行は、開港へむけた準備体制の構築を意図するものであったといつてよいだろう。板倉が関与した政策が、石炭の供給体制の整備、兵庫商社の結成による日本経済の保護、造修船機能の整備に関わるもの、すなわち国際港として開かれ、兵庫の港湾機能・経済機能の整備・近代化を目指すものだったことも、そのことを表わしている。

## 五 幕末期における「軍港」論と兵庫

最後に、近年の「軍港」化に関する議論において、ここまでみてきたような幕末期における兵庫の港湾整備が、どのように位置づけられるのかを考えておわりとしたい。

まず、兵庫は「軍港」だったのかという点である。保谷徹は国史大辞典の記述から、日本の近代海軍における軍港は、「海軍作戦の根拠地で、艦隊がここから進攻し、かつ終始人員と軍需品の供給・修理が可能な能力を備えた港」と定義されていることを指摘する<sup>50</sup>。この定義に沿って、兵庫の港湾整備の経緯を見てみると、まず、異国船の軍事的脅威に対

する大阪湾の防備強化を名目にはじめられている点に異論はないだろう。將軍徳川家茂の奏聞にも示されていたように、兵庫を中心とする海防態勢の強化が目指され、それにむけて幕府の諸政策は展開されていた。また、元治元年の將軍家茂の上洛時には、將軍に従った艦隊が五カ月にわたり駐留し、この地において日々、軍事訓練を実施していた。さらに、慶応二年の第二次長州戦争においては、老中小笠原長行隊を中心とする幕府軍の兵員・物資の輸送拠点とされている。こうした、兵庫港の持つ軍事的特性は、維新政府によっても引き継がれており、水上たかねが明らかにしたように、戊辰戦争期においては軍務官の出張所が置かれ、越後口の戦線への兵站を支える港として機能した<sup>51</sup>。造修船機能の整備に關し課題を残していたことは先述の通りだが、幕末維新期の兵庫は、近代海軍における軍港の定義に照らしても、軍港的性格を十分に備えていたことは確かである。

しかし、このことだけで幕末維新期の兵庫は「軍港」であった、とは限定づけられない。軍事的特性は、あくまでも兵庫という港の持つ一側面であって、全てではない。幕末維新时期において艦船に求められた機能が軍事的機能以上に、交通・運輸にあつたという実態、条約に定まる「開港場」という規定性、幕末維新期の政局のなかで京・大坂と並んで「政治都市」化が進展している状況に即して考えると、港湾機能の整備・近代化の問題もそうした実態や規定性、状況と連動させる形で理解する必要がある。特に、兵庫に関しては、来るべき開港後の外国との貿易開始に向けた基盤整備の必要性が背後に迫っていた点は重要である。本稿において、幕府が畿内において唯一拠点港化を目指した兵庫港の姿を「將軍の港」と指定したのも、軍事拠点としての性格のみでなく、兵庫に付与された様々な性格について包括的に理解する必要があるからである。

次に、港に整備される機能の問題である。神谷大介は、「近代的な軍港とは性格を異にする、幕末期段階における洋式海軍運用の拠点」「幕府艦船の寄港地を指すもの」として幕末期の「軍港」を位置づけ、「軍港」化の要素として、焚き出しや廻船・押送船の供出御用などの海防動員や、石炭の補給地としての機能、艦船の修復基地としての機能を重視する<sup>52</sup>。

しかし、これらの要素の全て、あるいは一部は幕府艦船が寄港した幕末期の多くの港にも当てはまる。では、こうした要素を見出すことができれば、それが直ちに「軍港」なのか、ということである。しかも、神谷が「軍港」として分析対象とした浦賀湊において、文久三年一二月から慶応三年二月までの約三年間における石炭供給事例は二〇件、総計二四七万三四〇〇斤（約一四八四トン）にすぎない<sup>53</sup>。元治元年には一〇件ほどの積込事例があるようだが、元治二年以降はわずかに五件である。こうした実態をもって、幕府海軍

の拠点としての「軍港」に位置づけうるのだろうか。艦船運用にかかるいくつかの要素を抽出するだけで、「洋式海軍運用の拠点」＝「軍港」と捉えることには慎重であるべきであり、そのように定義するのであれば実態の検証が不可欠である。

三点目は、幕府が艦船運用の拠点として整備した港湾のエリアについてである。兵庫・神戸海域においては、当初、交易の場所としての開港場の機能は兵庫、そして造修船機能や海軍士官養成機関等の機能は神戸に設ける計画であったとみられる（開港後の実態は真逆になるのだが…）。江戸湾の各港に関して、その位置づけを論ずる準備を筆者は持たないが、一般的な理解に即してみれば、軍艦操練所が置かれた築地、開港場としての横浜、造船所が建設される横須賀など、それぞれ特徴ある港湾機能の整備がなされていると評価しうる。つまり、江戸湾においても品川、築地、横浜、横須賀、浦賀など港ごとに、艦船運用にかかる機能の分担は当然なされていたといつてよい。

すなわち、幕府艦船の寄港地＝「軍港」としてカテゴライズしてしまうことは、幕府の全国的な艦船運用のための包括的な港湾整備構想に関する理解を矮小化させてしまう可能性を持つ。幕府の構想を正當に評価するためには、各エリアにおいて求められた役割・機能を腑分けし、それらがその港域を構成する各港においてどのように分担されていたのかを検証し、その上で港域全体のプランを問う視点が必要となる。その作業を積み重ねた先に、個々の港の性格も浮き彫りになってこよう。

本稿では、神谷大介の「軍港」論を批判する形で論じてきたが、神谷の研究は幕末期における幕府による艦船運用の実態を、地域社会との関係から論じた貴重な成果である。浦賀の事例は、幕府艦船の寄港地の状況を明らかにした一つのモデルケースであり、今後、幕府軍艦の寄港した他の港湾に関しても、視点を共有する研究が行われていくことで、幕末期における幕府の全国的な艦船運用の実態と港湾整備プランが明らかになってくるのではないかと考える。

## 結びにかえて

本稿では、第一部において幕末期に幕府が実施した海防・開港政策について、その中心的な推進主体となった大坂町奉行の政治的機能をその情報基盤形成の視点から考え、第二部においては在地支配を担当する大坂町奉行が外交・軍事に関わるようになる端緒を見出し、さらに第三部では幕府が畿内において進めた海防・開港政策が地域社会にどのような影響を与え、また地域社会からの規定性を受けたのかを読み解くことで、幕府が開港後に

どのような姿を構想していたのかを考えてきた。

では、幕府が構想した「將軍の港」はどのような港だったのか。その要素を本稿で明らかにしてきたことに沿ってまとめれば次のようになる。

まず、文久三年以降、一斉に築造された台場群については、その配置をみれば、政治の中心舞台である京都・大坂から、幕府が畿内における拠点港と位置づける兵庫へと連なる政治空間に、將軍の武威、あるいは軍事的優位性を表現する威容を整える意味を持ったといえる。なかでも兵庫には、西宮とともに日本においては他に類例のない「マルテロ・タワー」を備える台場を築造した。さらに、隣接する神戸村には、幕府海軍の拠点となる神戸海軍操練所が設けられ、大型の蒸気艦船の修復や造船も可能な近代的造船所の建設も構想されていた。

幕府海軍の拠点港に位置づけられる兵庫港には、將軍徳川家茂の上洛に供奉する艦隊が駐留し、周辺はその艦隊による軍事訓練の場ともなった。將軍家茂は、大坂天保山、西宮、兵庫、神戸で築造・建設が進む台場や海軍操練所の巡覧とあわせて、兵庫に駐留する艦隊の軍事訓練の上覧を行っている。老中首座、大坂守衛を担う大坂城代、軍備拡充を進める若年寄を従える形で行われた、上洛艦隊による軍事訓練の上覧は、まさしく將軍の武威を国内外に示すデモンストレーションであり、兵庫の港はその舞台に位置づけられていた。これは江戸城を擁する江戸とは異なる、新しい形の「武威」の表現法であった。そして、慶応二年に行われた第二次長州戦争においては幕府軍の輸送基地となった。兵庫は、將軍の上洛艦隊の拠点港、將軍の戦争を支える港として機能していたのである。

ただし、兵庫に備えられたのは軍事的な要素だけではない。幕府は文久三年より、大阪湾内の海図の整備、炭鉱開発や石炭供給体制の確立、外国人居留地の整備、灯台の設置計画、兵庫商社の設立など、港湾機能の整備や開港後の外国との通商開始に向けた環境整備も順を追って推し進めていく。特に、兵庫の後背地にあたる高取山において炭鉱開発を行ったことの意味は大きい。神谷大介が指摘したように、幕府は全国の統一的な艦船運用態勢の構築を目指していたが、それは既開港地である箱館・横浜・長崎における外国商人たちとの取引の実態から、難しい状況にあった。また、イギリス公使パークスが自国の石炭置所の設置要求してきたように、諸外国からも同様の要求が想定された。そのような状況下において、他所の相場の影響を最小限におさえ、幕府自らがコントロールできる形で石炭供給体制を整えることが希求された。兵庫の後背地での炭鉱開発は、それを実現するための一つの方策であったと考えてよいだろう。

また、慶応三年四月、幕府はイギリスとの間で結んだ大坂約定において、五カ所の灯台設置を約束する。その場所は、紀淡海峡に位置する友ヶ島、関門海峡に位置する六連島と部崎、明石海峡に位置する江崎、そして兵庫和田岬である。和田岬灯台を除く、四灯台は大阪湾や瀬戸内海航行上の難所となる海峡部に位置するが、和田岬灯台は兵庫を知らしめる場所にある。これらの灯台には、瀬戸内海や大阪湾を経て、開港場・兵庫へと外国商船を安全に導く役割が期待された。兵庫を目的地とする船舶の安全を保障することも「将軍の港」に求められた重要な機能であった。

こうした、幕府による「将軍の港」の構想は、最終的には挫折してしまうことになる。しかし、成果と課題をないまぜにした近代化の礎は、幕府消滅後も間違いなく次代に継承されていく。そして、なかには現在まで、その痕跡を残すものもある。例えば、五カ所の灯台設置は明治政府によって引き継がれ、昭和三八年（一九六三）に廃灯となった和田岬灯台を除く四灯台は、設備を更新しながら現在も行き交う船舶の安全を見守り続けている。

また、「将軍の港」の威容を飾った兵庫・西宮の四台場は、明治元年（一八六八）、神戸外国掛伊藤俊介から兵庫県出張軍防事務局へ交付され、明治五年に陸軍省大阪鎮台に移管される。陸軍省はこれらの台場を既にならして売却を決め、同年四月に兵庫県が売却を公布するが、「神戸港近接の砲台は祝砲台とすべし」との兵庫県令神田孝平の建議に従って、売却は中止されている。

その後、和田岬台場については、明治二九年に陸軍省からの換地により和田倉庫株式会社に下付されていた土地に含まれており、明治三〇年一月に三菱合資会社はその土地を買収したことで同社の所有となる。湊川台場については、陸軍省成兵營の所属となり、砲台地には兵營所属の建屋も建設されるが、これは明治二一年に売却され、石堡塔も同二四年に発生した原因不明の火災により解体され、焼け残った木材や石材は売却されることになった。西宮台場も湊川台場と同様、明治一七年の火災により内部の木造部を焼失するが、こちらは解体を免れる。今津台場は、明治四三年に民間払い下げとなり、解体されている。「御台場築立御用掛」が兵庫・西宮に築造した四台場のうち、姿をとどめた和田岬台場の石堡塔と西宮台場は、それぞれ大正一〇年（一九二一）と、翌一一年に国の史跡に指定され、「将軍の港」構築をめぐる歴史を語り継ぐ文化財となった<sup>54</sup>。

「将軍の港」構築において、幕府の残した最大の課題は造修船機能の整備であった。この課題解決は、明治維新後、様々な主体によって取り組まれていくことになる。神戸開港から間もない明治二年（一八六九）、アメリカ人ミューアヘッドによってバルカン鉄工所が、

金沢藩支藩大聖寺藩によって兵庫製鉄所（加州製鉄所）がそれぞれ兵庫東川崎町に設立される。また、明治四年には明治政府によって東川崎町に兵庫製作所が設置され、その後、明治政府はバルカン鉄工所と兵庫製鉄所（加州製鉄所）を買収して兵庫製作所に吸収合併する（同製作所は明治一八年に兵庫造船所に改称）。

一方、民間においては、明治一三年に川崎正造が東出町の官有地を借り受けて川崎兵庫造船所を設立。明治二〇年には工部省が所管していた兵庫造船所の払い下げを受けて、ここに本拠を移し川崎造船所とした。また、三菱合資会社は陸軍省からの換地により和田倉庫株式会社を下付されていた土地を明治三〇年一月に買収し、ここに造船所を設立する。これらの大規模造船所は、近代においては軍艦や潜水艦等軍用船舶、軍用機、軍用車両等の製造にも携わっているが、近代神戸の経済的発展は造船業とパラレルな関係にあった。近年、「近代の「軍港都市」に関する研究が、近年精力的に積み重ねられてきており、その成果は『軍港都市史研究』全七巻として結実している<sup>55</sup>。「将軍の港」を礎に持つ神戸港は、大正一二年（一九二二）には内務省が定める重要港湾に置つけられるが、その港を構成する大規模造船所が持った軍事的役割を見るうえで、「軍港都市」論に学ぶべき点は少ない。

幕末維新期に実施された諸政策、諸事業が、近代以降にどのように継承され、または改編され、あるいは捨象されたのかを慎重に探っていった先に、近世から近代への移行がみえてくるだろう。

---

1 久住真也『幕末の将軍』講談社、二〇〇九年、一八〇頁。

2 前掲久住『幕末の将軍』二六一頁。

3 唐澤靖彦「世界の軍事技術史からみた大阪湾の台場」前掲『幕末の大阪湾と台場―海防に沸き立つ列島社会―』。

4 岩城卓二「幕末期畿内社会論の視点」『日本史研究』六〇三、二〇一二年。日本史研究会では二〇一二年に「特集 畿内から見た幕末維新期の社会―直轄都市を中心に―」という特集を企画しており、岩城論文はその研究展望として掲載されたもの。本特集においては京都・大坂・大津・兵庫の事例が取り上げられている。本稿に掲げた第三部第十一章は、この特集で発表した論文を再構成したものである。

5 岩城卓二「幕末期畿内社会論の視点」『日本史研究』六〇三、二〇一二年、一一二頁。

6 これ該当する北浜会所日記として、次の五冊が現存する。



① 「文久二・三年北浜会所日記」(文久二年(一八六二)一月〜文久三年四月)『岡方文書』三・二、神戸市教育委員会、一九八五年、三二一〜四三七頁。内題は「御老中小笠原様并御祐筆・外国奉行菊地様并御支配向・御目付松平勘太郎様并支配向・大坂町奉行川村様御組与力御同心中・御代官羽田十左衛門様并御手代中御見分一件、附け順動丸御船御修覆・朝陽丸御船測量一件、松平春嶽様御軍艦ニ而御上京一件、朝陽丸御船(より)御預ケ石炭大鵬丸へ積入一件、御上洛一件、御上洛ニ付御手当石炭御預ケ一件、御台場築立一件、附仮御台場築立一件共、公方様海岸御順見一件、御勅使様御順見一件。

② 「北浜会所日記(元治元年)」(文久四年一月〜元治元年(一八六四)二月二八日)『同』二・二、四五二〜五六九頁。表題はないが、幕府軍艦の出入港、幕府役人の出入、台場築造、幕閣による台場の出来方見分、駐留する幕府艦船による軍事訓練、警衛担当藩の動静、軍艦への瀬取り賃錢下渡し等に関する事柄が記録されている。

③ 「元治元・慶応元年北浜会所日記」(元治元年七月〜慶応元年(一八六五)『同』二・二、五七〇〜六九七頁・『同』三・一、一〜二〇頁。表題は「京都変事ニ付津中手当方取計一件、附長藩落人追討諸家様御警衛として御出張一件共、子八月異国船大坂の方へ向ケ通船一件」。

④ 「元治二・慶応元年北浜会所日記」(元治元年一月〜慶応二年二月)『同』三・一、二〇〜一三五頁。表題は「御軍艦御碇泊一件、御台場御見分一件、臨時御用向取計一件、両濱三方懸臨時入用歎願御沙汰一件、御軍艦懸り通船賃其外共増方願、運送船賃御下ケ加勢人足賃御下ケ願」。

⑤ 「慶応二年御進発懸留帳(北浜会所日記)」(慶応二年一月〜八月)『同』三・一、一三六〜二七八頁。

7 岩城卓二『近世畿内・近国支配の構造』柏書房、二〇〇六年、三一九〜三二二頁。岩城は株仲間結成の事例から、「近世中後期の村・百姓の経済活動に密接に関わる諸問題が、民衆の意向を慎重に確認しながら進められていた」とは、広域支配の性格を見極める上で重要である」と指摘している。

8 小倉宗『江戸幕府上方支配機構の研究』塙書房、2011年。

9 藪田貫『近世大坂地域の史的研究』清文堂、2005年。

10 前掲『木村撰津守喜毅日記』三四八〜三五五頁。

11 神谷大介『幕末期軍事技術の基盤形成』岩田書院、二〇一二年、三二七〜三三五頁。

<sup>12</sup> 『第三九回（平成二二年度）採採 三菱財団法人科学研究助成事業成果報告書 鉱山社会史確立のための基礎的研究―生野銀山石川家文書の分析を中心に―』神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター、二〇一四年。安政四年六月一三日付で播磨国神西郡森垣村龍野屋伊兵衛らが大阪谷町代官所に対して提出した同所での炭鉱開発にかかる願書の冒頭には次のように記されている（乍恐以書附奉願上候」安政四年（一八五七）六月一三日『石川家文書』のうち、個人蔵・生野書院保管）。

私儀石炭問堀稼奉願御伺中之処、先般御勘定御奉行様・御組頭様其外様方長崎表江御通行之節、場所御見分之上、為御試与直々拾万斤御買上被仰付、跡引続御買上被仰付候二付、出高并直段等御吟味二付、左二奉申上候

この文章から、長崎にむかう勘定奉行らが、その途次に高取山の炭鉱を視察し、試みに一〇万斤（約六〇トン）を購入すると申し渡したことがわかる。この勘定奉行は水野忠徳のことだが、彼は浦賀奉行、長崎奉行を歴任し、勘定奉行として幕府の対外問題の諮問機関である海防掛を兼務した。同年四月、水野は目付岩瀬忠震とともに貿易に関する取調べのため、長崎に派遣されている。炭鉱の視察は、まさにその途次に行われたものであったが、彼はこの後、長崎においてオランダ、ロシアと通商条項も含む追加条約に調印することになる。このことから、水野は対外政策上の観点から、今後の石炭供給について、高い関心を持っていたと思われる。

<sup>13</sup> 添田仁「開港前夜の神戸で石炭を掘る―生野銀山石川八左衛門の挑戦―」平成二九年度文化庁地域の核となる美術館・駅史博物館支援事業『神戸開港一五〇年記念特別展「開国への潮流―開港前夜の兵庫と神戸―」記念シンポジウム「神戸開港と港の近代化」報告書』神戸の文化発信実行委員会、二〇一八年。

<sup>14</sup> 「石炭掘立勘定仕出帳」慶応三年（一八六七）一〇月『石川家文書』のうち、個人蔵・生野書院保管。

<sup>15</sup> 『新修神戸市史』歴史編Ⅲ近世、神戸市、一九九二年、七八一〜七八八頁。以下、石炭会所の設置・運営体制については、同書を参照した。

<sup>16</sup> 慶応義塾図書館編『木村撰津守喜毅日記』塙書房、一九七七年、三四七〜三六六頁。慶応二年九月一九日、板倉は軍艦奉行木村喜毅・勝海舟の両名から「海軍御起興之見込書付」一冊を進呈されており、幕府海軍や艦船の運用には高い関心を持っていたと思われる（『木村撰津守喜毅日記』三四八頁）。また、畿内での艦船運用に関する板倉勝静の関与については、拙稿「幕末期の幕府の艦船運用と兵庫津―「御軍艦御碇泊」御用をめぐ

つて―『日本史研究』六〇三、二〇一二年。

<sup>17</sup> 東京大学史料編纂所データベース『大日本維新史料稿本』KE一〇〇一〇七六〇～〇七六三。

<sup>18</sup> 『大日本維新史料稿本』KE一〇一〇八七一～〇八七四。

<sup>19</sup> 『大日本維新史料稿本』KE一〇〇一〇七七四～〇七七九。

<sup>20</sup> 『大日本維新史料稿本』KE一〇〇一〇七七一～〇七七三。

<sup>21</sup> 前掲神谷『幕末期軍事技術の基盤形成』三五四頁。神谷は、この移送の思惑について、「石炭御用留」〔相州三浦郡東浦賀村（石伊三郎兵衛家）文書〕第四卷、横須賀市立図書館、一九八八年）の「弥兵庫廻し出来之儀二候ハ、兵庫御貯石炭御買上御入用を以早々納入江相渡可申候」という記述から、兵庫に「移送した石炭を兵庫の商人に購入させ、その売却代を「石炭御用達し」への支払いに充てよう」としたと評価しているが、石炭の購入者は「御買上」とあるように、あくまでも幕府である。慶応二年一〇月、兵庫の商人たちは大坂町奉行所の命に従い二万六三七両の御用金を拠出しているから、この御用金が充てられたのかもしれないが、高取山産炭の事例に鑑みても、代金の支払いは大坂谷町代官齋藤六蔵役所が行っていたと見るべきである。

<sup>22</sup> 前掲『新修理神戸市史』歴史編Ⅲ近世、七八四頁。

<sup>23</sup> 「自大石川至境川 西撰海岸図」慶応三年（一八六七）、神戸市立博物館蔵。

<sup>24</sup> 『大日本維新史料稿本』KE一七一一七～一二五三～一二六一。

<sup>25</sup> 菅野和太郎『日本会社企業発生史の研究』岩波書店、一九三二年。

<sup>26</sup> 丸尾京子「兵庫開港をめぐる商社の設立とその構成」『兵庫史学』一六、一九五八年。

<sup>27</sup> 柚木学「兵庫開港と商社の設立」『経済学論究』一三、一九六〇年、同「兵庫商社と維新政府の経済政策」『社会経済史学』三五、一九六九年。

<sup>28</sup> 新保博「兵庫商社」『国民経済雑誌』一〇九、一九六四年。

<sup>29</sup> 青山忠正「幕末維新期の貿易政策―兵庫商社と商法司・通商司―」『大阪商業大学論集七七、一九八六年。

<sup>30</sup> 亀掛川博正「兵庫商社について 1・2」『政治経済史学』三〇一・三〇二、一九九一年。

<sup>31</sup> 平池久義「小栗忠順と兵庫商社」『下関市立大学論集』四四、二〇〇〇年。

<sup>32</sup> 白坂亨「兵庫商社と「商人会社」」『Research Papers』四九、二〇〇六年。

<sup>33</sup> 前掲柚木「兵庫開港と商社の設立」一二九～一二二頁。

- 34 『大日本維新史料稿本』KE一三〇―三三五〇三四六。
- 35 『大日本維新史料稿本』KE一三〇―三四六〇三五一。
- 36 前掲柚木「兵庫開港と商社の設立」一二九―一三二頁。
- 37 前掲柚木「兵庫開港と商社の設立」一三〇頁。
- 38 『神戸市文献史料』二六、神戸市教育委員会、二〇一〇年。
- 39 「御用金一条北風荘右衛門家筆方仮控綴」前掲『神戸市文献史料』二六、一七三―一七五頁。
- 40 『岡方文書』一、一、神戸市教育委員会、一九七九年、一二〇―一二六頁。
- 41 「御用金七千両上納口上覚稿」前掲『神戸市文献史料』二六、一七五頁。
- 42 「御用金上納褒美申渡され届」前掲『神戸市文献史料』二六、一七六頁。
- 43 「御用金上納御褒美の旨届書」前掲『神戸市文献史料』二六、一七五頁。
- 44 「老中差込商社肝煎申達書」前掲『神戸市文献史料』二六、一七三頁。
- 45 『大日本維新史料稿本』KE一五〇―四〇四―四〇七。
- 46 『大日本維新史料稿本』KE一三〇―三九八―四〇〇。
- 47 『神戸市文献史料』四、神戸市教育委員会、一九八二年、三五―三八頁。
- 48 「船大工町水帳絵図」天保九年―明治五年（一八三八―七二）個人蔵・神戸市立博物館寄託。神戸市立博物館編『開国への潮流―開港前夜の兵庫と神戸―』二〇一七年、九一頁。
- 49 軍艦奉行クラスにおいても、彼らの職歴を見る限り処分を受けた形跡は見当たらない（『柳営補任』五、東京大学出版会、一九六五年、二〇八―二一六頁）。
- 50 保谷徹「神谷大介報告について」『関東近世史研究』七二、二〇一二年、七九頁。
- 51 水上たかね「軍務官の戊辰戦争―兵庫・敦賀の出張所を中心に―」『日本史研究』六六〇号、二〇一七年。
- 52 神谷大介「文久・元治期の将軍上洛と「軍港」の展開―相州浦賀湊を事例に―」『関東近世史研究』七二、二〇一二年、五七―五八頁。
- 53 神谷大介『幕末期軍事技術の基盤形成』岩田書院、三四二―三四五頁。
- 54 兵庫・西宮の四台場に関する明治以後の動向については、拙稿「和田岬・湊川崎砲台関係史料」について 一「神戸市立博物館 研究紀要」二〇、二〇〇四年。
- 55 『軍港都市史研究』一―七、清文堂、二〇一〇―二〇一八年。